証券取引等監視委員会の活動状況

平成19年８月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》

郵　　送：〒100－8967　東京都千代田区霞が関３－１－１
証券取引等監視委員会事務局　総務課
代表電話：03－3506－6000
本書に対するご意見　情報公開・個人情報保護係　内線3021
直　通：03－3581－9697
ＦＡＸ：03－5251－2151
情報受付　　市場分析審査課　情報処理係　内線3091、3093
直　通：03－3581－9909
ＦＡＸ：03－5251－2136
インターネット：https://www.fsa.go.jp/sesc/watch

証券取引等監視委員会の活動状況

平成19年８月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成10年法律第130号）第22条の規定に基づき、平成18年７月１日から平成19年６月30日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成19年８月

証券取引等監視委員会

委員長　佐渡賢一

目　次

はじめに（公正な市場を求めて）……1

第１章　組織……7
第１　証券監視委……7
1　委員会……7
2　事務局……7
第２　地方の事務処理組織……7

第２章　不公正取引及びディスクロージャーに関する調査等……9
第１　概説……9
第２　犯則事件の調査……9
1　犯則事件の調査の目的……9
2　犯則事件の調査の権限及び範囲等……9
第３　課徴金調査等……10
1　課徴金制度の目的……10
2　課徴金の対象となる行為及び課徴金額……10
3　課徴金調査の権限等……11
4　開示検査……11
第４　不公正取引に対する告発･勧告……14
1　犯則事件の調査・告発実績……14
2　課徴金納付命令に係る勧告……20
第５　ディスクロージャーに関する告発・勧告……25
1　犯則事件の調査・告発実績……25
2　課徴金納付命令に係る勧告……25
3　有価証券報告書等の訂正報告書等提出命令に係る勧告……29

第３章　証券検査……31
第１　概説……31
第２　証券検査基本方針及び証券検査基本計画……32
第３　検査実績……36
1　検査計画及びその実施状況……36
2　１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員……39
第４　検査結果の概要……39
1　証券会社等に対する検査……39
2　金融先物取引業者に対する検査……43
3　投信・投資顧問業者等に対する検査……44
4　自主規制機関に対する検査……47
第５　証券検査の結果に基づく勧告……48
1　証券会社等に対する検査結果に基づく勧告……48
2　金融先物取引業者に対する検査結果に基づく勧告……56
3　投信・投資顧問業者等に対する検査結果に基づく勧告……62
4　自主規制機関に対する検査結果に基づく勧告……68

第６　平成19事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画……69

第４章　建議……74
第１　概説……74
第２　建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置……74
1　建議の実施状況……74
2　建議の内容……74
3　建議に基づいて執られた措置……75
4　前事務年度実施済みの建議に対する措置状況……76

第５章　市場分析審査……77
第１　概説……77
第２　一般からの情報の受付……77
1　情報の受付の概要……77
2　情報の受付状況……77
第３　取引審査等……81
1　取引審査等の概要……81
2　法令上の根拠……81
3　自主規制機関との緊密な連携……81
4　取引審査等実績……81

第６章　監視活動・機能強化への取組み等……85
第１　市場監視体制の充実・強化……85
1　組織の充実……85
2　情報収集・分析能力の向上……85
第２　投資者への情報提供等の取組み……86
1　概説……86
2　投資者への講演会等の開催状況……86
3　ポスター・政府広報等による情報提供の呼びかけ……86
4　ホームページの充実……87
第３　関係当局との連携……87
1　概説……87
2　金融庁関係部局との連携……87
3　自主規制機関との緊密な情報交換……88
4　海外証券規制当局との連携……88

第７章　金融商品取引法による業務の拡大等……91
第１　概説……91
第２　金融商品取引法による業務の拡大……91
1　包括的・横断的な制度整備に伴う検査の対象・範囲の拡大……91
2　ディスクロージャー制度の整備に伴う検査の対象・範囲の拡大……93

おわりに（個人投資家の皆様へ）……94

〔附属資料編〕

1　証券監視委の組織・事務概要 ……101
　1－1　組織及び事務概要 ……101
　1－2　証券取引等の監視体制の概念図 ……103
　1－3　証券監視委の機能強化 ……104
　1－4　証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図 ……105
　1－5　証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移 ……106
　1－6　機構図 ……107
　1－7　組織・事務に係る法令の概要 ……109
　1－8　証券監視委と自主規制機関との関係の概念図 ……121

2　証券監視委の活動実績等 ……122
　2－1　証券監視委の活動状況 ……122
　2－2　告発実施状況 ……123
　2－3　勧告実施状況 ……148
　2－4　証券検査実施状況 ……175
　2－5　建議実施状況 ……186
　2－6　取引審査実施状況 ……191
　2－7　金融商品取引法施行後の権限及び範囲 ……192

3　自主規制機関の活動実績 ……202
　3－1　日本証券業協会の活動状況 ……202
　3－2　証券取引所の活動状況 ……203
　3－3　金融先物取引業協会の活動状況 ……207
　3－4　東京金融先物取引所の活動状況 ……208

○　証券検査に関する基本指針 ……209

凡　　例

設　置　法	金融庁設置法（平成10年法律第130号）
証　取　法	証券取引法（昭和23年法律第25号）
外　証　法	外国証券業者に関する法律（昭和46年法律第５号）
金　先　法	金融先物取引法（昭和63年法律第77号）
本人確認法	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成14年法律第32号）
投　信　法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）
投資顧問業法	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和61年法律第74号）
ＳＰＣ法	資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）
保　振　法	株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）
社　振　法	社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）
社　登　法	社債等登録法（昭和17年法律第11号）
金　商　法	金融商品取引法（昭和23年法律第25号。平成18年法律第65号により「証券取引法」を改題）
証取法施行令	証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）
外証法施行令	外国証券業者に関する法律施行令（昭和46年政令第267号）
金先法施行令	金融先物取引法施行令（平成元年政令第53号）
行為規制府令	証券会社の行為規制等に関する府令（昭和40年大蔵省令第60号）
外証法府令	外国証券業者に関する府令（平成10年総理府令・大蔵省令第37号）
金先法施行規則	金融先物取引法施行規則（平成元年大蔵省令第18号）

はじめに（公正な市場を求めて）

我が国の金融システムを巡る局面は、不良債権問題から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面へ、「安定」から「活力」ある金融システムの構築に向けた時代へ移行しており、またその一方、少子高齢化、グローバル化、ＩＴ化が一層進展しており、金融商品・サービスの利用者が、いつでも、どこでも、誰でも、良質で多様な金融商品・サービスの選択肢にアクセスできることが求められています。

「貯蓄から投資へ」、「間接金融から直接金融へ」という流れの中で、投資者が金融資産を大事に安全に維持していくためには、公正かつ透明性の高い健全な証券市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持することが不可欠の課題となっています。こうした課題を実現するためには、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）や金融庁、自主規制機関等がそれぞれの役割を適切に果たすとともに必要な連携をとることが重要です。

また、証券市場を巡る環境は、外国為替の自由化、金融ビックバン以降の規制緩和やＩＴ技術の進展を背景として、証券会社の参入・退出数の増加やインターネット取引、クロスボーダー取引の増加、ファンド等を使った複雑な取引の増加、デリバティブを組み込んだ複雑な商品の出現などにより、大きく変化しています。

このような証券市場を巡る変化の中、市場監視機能の充実・強化も行われてきており、中でも、証券監視委について見てみると、一昨年（平成17年）には、従来からの犯則事件の調査や証券会社等の取引の公正確保に係る検査に加え、課徴金調査、開示検査、証券会社等の財務の健全性等に係る検査及び投資信託委託業者・投資顧問業者等に対する検査の権限も証券監視委に委任され、また、新たに外国為替証拠金取引を扱う業者は金融先物取引業者として検査の対象となるなど、証券監視委の検査範囲は大幅に拡大されました。

加えて、機構面においても、昨年（平成18年）７月から証券監視委事務局の組織が２課体制から５課体制となるなど強化されています。

本公表の対象期間（平成18年７月１日から平成19年６月30日まで。以下「平成18事務年度」という。）を顧みると、前事務年度に引き続き、日本の証券市場を舞台として、社会的に強く関心を集め、マスメディアにより国民に広く報道される出来事が多く見られました。

まず、証券監視委では、昨年（平成18年）11月、課徴金制度導入後初めて有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令の勧告を行ったほか、同年12月には㈱日興コーディアルグループに対して５億円の課徴金納付命令の勧告を行いましたが、これはディスクロージャーに対する社会的関心を高める契機となりました。本件は、同社が社債の発行募集に当たり提出した発行登録追補書類の中で参照書類とされている有価証券報告書において、同社の連結子会社が実質的に支配している孫会社を連結の範囲に含めず、また、同孫会社が発行し、別の連結対象子会社が保有していたＥＢ債（他社株券償還特約付社債券）の発行日を偽るなどして本来計上できないＥＢ債の評価益を計上することにより、利益を過大計上した事実が認められたものです。

証券取引が複雑化し、証券市場が拡大していく中で、公正な市場を維持し、投資者が自己の責任において投資を行うことを可能とするためには、適正なディスクロージャーが確保されていることが必要不可欠です。証券監視委では、犯則事件の調査・告発及び開示検査・課徴金調査による課徴金納付命令の勧告などを通じて適正なディスクロージャーの確保に向けた監視活動を行っ

ているところです。

次に、ＩＴ技術の進展などを背景として、全国どこからでもインターネットを利用した情報伝達や売買の注文などができるようになったことから、いわゆるインターネット取引を通じたインサイダー取引や相場操縦などの不公正取引の可能性も増大してきています。このため、こうした不公正取引に関しても全国幅広く監視の目を向け、各地の捜査当局等と連携して犯則事件の調査を実施し、国内各地で発生した公正を害する悪質な違法取引に対して告発を行いました。

この中には、企業の法定公告を担当する新聞社の従業員や重要事実に関する公表資料の作成等について業務請負契約を締結した法人の役員等が事前に得た情報に基づきインサイダー取引を行った事案について刑事告発を行うなど社会的に強い関心を集めたものもありました。

また、犯則事件としての刑事告発に至らなくとも、会社が内部情報の公表前に自己株式を買い付けたことがインサイダー取引規制に違反するとして、多額の課徴金納付命令の勧告を行った事例もありました。

証券市場が公正かつ効率的なものであり、市場に対する投資者の信頼が保持されるためには、証券会社等の証券市場の仲介者の役割が重要です。証券市場の仲介者がその役割を果たすには、その財務が健全であり、適切な業務運営が確保されていなければならないことはいうまでもありませんが、そのためには証券市場の仲介者への検査が重要です。証券監視委では、財務局監視官部門やその他関連部局と連携し、証券会社や投資信託委託業者・投資顧問業者等に対して効率的な検査を実施し、法令違反が認められた場合には、行政処分等を行うよう勧告を行っています。本事務年度においては、証券会社の市場仲介機能に関して「システム管理の不備」や「引受審査態勢の不備」などが、また、投資信託委託業者における「忠実義務違反」や「善管注意義務違反」などが認められました。

さらに、本事務年度の特色は、各地の証券取引所や証券業協会などの自主規制機関に対する検査も実施し、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、等について検証しました。

特に取引所については、その市場インフラとしての重要性が再認識されてきたことを踏まえ、証券市場の運営が円滑かつ適切に行われるような態勢が構築されているか検査を行ったところです。

また、公正かつ透明性の高い健全な証券市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが証券市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければなりません。このため、証券監視委には、証券市場の実態を踏まえた市場のルール整備が行われるよう、内閣総理大臣や金融庁長官等に対し、ルールの策定等を申し立てる権限（建議）が与えられています。例えば、市場と発行者をつなぐ証券会社の市場仲介機能を検証したところ、引受審査について投資者保護上問題があると認められたものの、現行の法規制では問題点として指摘できない事項も認められたため、証券会社による適切な引受審査を確保するよう金融庁長官に対して建議を行いました。このほか、証券会社による市場指標を歪める取引の規制や法定帳簿の保存期間の見直しについて、証券取引の公正確保や投資者の保護のために適切な措置を講ずるよう金融庁長官に対して建議を行ったところです。

クロスボーダー取引の増加に伴い、我が国証券市場の公正を確保するために海外規制当局と連携することが不可欠になっています。証券監視委は海外規制当局との間で緊密な連携を図り、公表前の会社情報を入手して我が国市場で不適切な取引を行った英国や香港の居住者に対する英国

金融サービス機構（ＦＳＡ）や香港証券先物委員会（ＳＦＣ）の処分に貢献することなどを通して、我が国の市場の公正性確保に努めているところです。

証券市場を取り巻く環境は今後も様々に変化し、新たな商品や取引形態が出現する等の動きが見られるでしょう。こうした環境の変化に対応するため、昨年（平成18年）の通常国会において、幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度を整備するとともに、集団投資スキーム（いわゆるファンド）の販売・勧誘業者や運用業者等に対する検査権限を証券監視委に委任し、また、公開買付制度や大量保有報告制度その他の企業開示に関する制度の整備等を行うため、証取法を改組して金融商品取引法とする等の法改正が行われたところです。平成19年９月末の同法の本格施行により、証券検査の対象範囲の拡大や四半期報告書に対する検査の追加など、証券監視委の業務はさらに拡大することとなります。

証券監視委では、同法施行に向けて機構定員要求などを通じた市場監視体制の強化や、現行の「証券検査マニュアル」等を抜本的に見直した「金融商品取引業者等検査マニュアル」の策定等にも取り組んでいるところです。

証券監視委としては、今般の法施行も踏まえつつ、証券市場における新たな動向にも絶えず監視の目を向け、引き続き、公正かつ透明性の高い健全な証券市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するべく最善を尽くしてまいります。

証券監視委の活動状況

第１章　組　　織

第１　証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第６条等に基づき設置された、委員長及び２人の委員で構成される合議制の機関であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

１　委員会

証券監視委の議事は、２人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は３年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

平成18事務年度においては、平成16年７月20日に任命された委員長の高橋武生、委員の野田晃子及び水城武彦が職務を行ってきたが、任期満了に伴い、平成19年７月20日、新たに委員長に佐渡賢一、委員に福田眞也及び熊野祥三がそれぞれ任命され、第６期目となる新体制が発足したところである。

２　事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長（注１）及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の５課が置かれている（注２）。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員（平成18年度（注３）19人、平成19年度26人）が認められ、平成19年度末で合計341人の体制となっている。

（注１）平成19年７月１日から従前の１名から２名に増員された。
（注２）平成18年７月１日に、従来の総務検査課及び特別調査課の２課体制から現行の５課体制に拡充された。
（注３）年度とは、４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。以下同じ。

(1) 総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営、内閣総理大臣、金融庁長官等に対する建議に関する事務などを行う。
(2) 市場分析審査課は、一般からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。
(3) 証券検査課は、証券会社等に対する検査（以下「証券検査」という。）を行う。
(4) 課徴金・開示検査課は、課徴金に係る事件の調査（以下「課徴金調査」という。）や有価証券報告書等の開示書類に関する検査（以下「開示検査」という。）を行う。
(5) 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

第２　地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が設置されている。定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員（平成18年度６人、平成19

年度28人）が認められ、この結果、平成19年度末の定員は、合計で268人の体制となっている。

証券取引等監視官（部門）は、取引審査、証券検査、課徴金調査及び開示検査については証券監視委の委任を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

（注）証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。）。

第２章　不公正取引及びディスクロージャーに関する調査等

第１　概　説

相場操縦やインサイダー取引（内部者取引）など、いわゆる不公正取引は、投資者を欺き、証券市場の公正性を損ねる行為である。

また、市場原理が働く公正な市場を実現するためには、情報が適正に開示されることが不可欠であり、ディスクロージャー制度は証券市場を支える最も基本的な制度である。

証券監視委は、虚偽の有価証券報告書の提出等に対して、従来より犯則調査を実施し刑事告発を行ってきたが、これに加え、開示検査を実施し、行政処分である課徴金納付命令等の発出を求める勧告を行うことにより、証券市場に対する信頼性の確保及び一般投資家の保護に努めている。

第２　犯則事件の調査

１　犯則事件の調査の目的

投資者が安心して参加できる証券市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対して厳正に処罰することにより、証券市場が公正・公平に運営されているという投資者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査の目的は、これら証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めることである。この犯則事件の調査権限は、市場の公正性を確保し、投資者保護を図る目的から、平成４年、証券監視委の発足に伴い設けられたものである。

また、課徴金調査や開示検査、証券検査が、内閣総理大臣及び金融庁長官からの権限の委任に基づいて行われるのに対して、犯則事件の調査は、証券監視委職員の固有の権限として、証取法、外証法及び金先法に規定されている。権限行使の対象も証券会社等に限定されず、投資者を含め広く証券取引等に関与するすべての者に及ぶものである。さらに、本人確認法においても、証取法を準用する形で犯則事件の調査権限が証券監視委に付与されている。

２　犯則事件の調査の権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る具体的な権限としては、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（証取法第210条、外証法第53条、金先法第170条、本人確認法第18条）と、裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限（証取法第211条等、外証法第53条、金先法第171条、本人確認法第18条）とがある。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第33条）で定められている。主なものとしては、証券会社等を対象とする損失補てんのほか、発行会社を対象とする虚偽の有価証券届出書及び同報告書提出、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、相場操縦などがある（附属資料116頁以下参照）。

また、本人確認法では、証券会社等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し（証取法第223条、外証法第53条、金先法第183条、本人確認法第18条）、証券監視委は、その調査によ

って犯則の心証を得たときは、告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐこととなっている（証取法第226条、外証法第53条、金先法第186条、本人確認法第18条）。

第３　課徴金調査等

１　課徴金制度の目的

内部者取引等の違反行為に対しては、主として刑事罰によって実効性の確保を図ってきたところ、平成16年における証取法の改正により、刑事罰に加えて、平成17年４月に課徴金制度が導入された。

課徴金制度は、違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、証取法上の一定の規定に違反した者に対して、金銭的負担を課する行政上の措置である。金銭的負担の水準は、違反行為によって違反行為者が得られる経済的利得相当額を基準に法定されている。

証券監視委は、平成17年４月１日、課徴金制度の導入に伴い、課徴金の対象となる違反行為を取り締まることを目的とし、課徴金調査・有価証券報告書等検査室（平成18年７月に「課徴金・開示検査課」に改組。）を設置した。

証券監視委は、課徴金に係る必要な調査を行い、その結果、違反行為が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行うこととなる（設置法第20条）。

なお、課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は、審判手続開始の決定を行い、審判官が、審判手続を経た上、事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずる決定を行うことになる（別紙参照）。

２　課徴金の対象となる行為及び課徴金額

具体的な課徴金の対象となる行為及び課徴金額は、以下のとおりである。

（1）虚偽の有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により有価証券を取得させ、売り付ける行為（証取法第172条）

課徴金額：募集・売出価額の100分の１（株券等は100分の２）

（2）虚偽の有価証券報告書（事業年度ごとの継続開示）等の提出（証取法第172条の２）

課徴金額：300万円又は株式の市場価額の総額の10万分の３のいずれか大きい額（半期報告書及び臨時報告書の場合はその２分の１）

（注）継続開示書類に係る虚偽記載については、平成17年12月１日以降に提出された有価証券報告書等のみが課徴金の対象となる。なお、平成18年11月30日までに提出された有価証券報告書等の虚偽記載について、自発的に訂正報告書を提出していること等の一定の要件を満たした対象者に対する課徴金額は、200万円又は株式の市場価額の総額の10万分の２のいずれか大きい額と定められている。

（3）風説の流布・偽計（証取法第173条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）の終了後１か月以内に売り付けした価額から違反行為直前の価額を控除した額、又は違反行為直前の価額から違反行為終了後１か月以内に買い付けした価額を控除した額

（4）相場操縦（証取法第174条）

課徴金額：違反行為（相場操縦）による利得と、違反行為への反対売買で違反行為終了後１か月以内に行われたものによる利得の合計額

（注）平成18年６月に成立した証券取引法等の一部を改正する法律により、顧客によるいわゆる「見せ玉」等売買の申込み行為及び証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦が、新たに課徴金の対象となった（施行日は平成18年７月４日）。

（5）内部者取引（証取法第175条）

課徴金額：重要事実の公表前６か月以内に売り付けした価額から重要事実公表後の価額を控除した額、又は重要事実公表後の価額から重要事実の公表前６か月以内に買い付けした価額を控除した額

なお、課徴金制度については、平成17年６月に成立した証券取引法の一部を改正する法律附則第６条第１項において、「政府は、おおむね二年を目途として、この法律による改正後の課徴金に係る制度の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金の額の算定方法、その水準及び違反行為の監視のための方策を含め、課徴金に係る制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。

3　課徴金調査の権限等

有価証券届出書・有価証券報告書等の開示書類の虚偽記載に係る課徴金調査の権限は、開示検査として、証取法第26条で定められており、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者若しくは有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対し、

（1）参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じること

（2）その者の帳簿書類その他の物件を検査すること

ができることとされている。

風説の流布・偽計、相場操縦及び内部者取引の不公正取引に係る課徴金調査の権限は、証取法第177条で定められており、

（1）事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること

（2）事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができることとされている。

4　開示検査

証取法においては、開示の適正性の確保を通じて公益及び投資者保護を図るため、内閣総理大臣は、必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告、資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行うことができることとされている。

平成16年10月中旬以降、証取法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次いで判明したことから、開示検査の権限については、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた有価証券報告書等の審査体制の強化策として、平成17年７月より、内閣総理大臣及び金融庁長官から、証券監視委に委任されている。

開示検査の具体的な権限は、以下のとおりである。

（1）有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付

状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（証取法第26条（証取法第27条において準用する場合を含む。））

(2) 公開買付者、その特別関係者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（証取法第27条の22第１項（証取法第27条の22の２第２項において読み替えて準用する場合を含む。））

(3) 意見表明報告書の提出者、その関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（証取法第27条の22第２項）

(4) 大量保有報告書の提出者、その提出者の共同保有者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（証取法第27条の30第１項）

(5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社又は参考人に対する報告徴取権限（証取法第27条の30第２項）

(6) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対する報告徴取権限（証取法第193条の２第４項）

（注１）なお、以下の権限については証券監視委に委任されていない。

・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限（証取法施行令第38条の２第１項第１号及び第２号）

・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検査権限（証取法施行令第38条の２第１項第３号）

（注２）上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっており（証取法施行令第38条の２第１項ただし書）、これらの権限及び（注１）に掲げる権限については、金融庁長官から財務局長等に委任されている。

証取法上、開示書類において、重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、内閣総理大臣は当該開示書類の提出者等に対し、課徴金を納付することを命じなければならない（第３「２　課徴金の対象となる行為及び課徴金額」(1) 及び (2) 参照）ほか、訂正報告書等の提出を命ずることができることとされている（証取法第10条第１項等）。

我が国証券市場においては、約3,900社の上場会社を含む開示会社約4,700社から有価証券報告書等の開示書類が提出されている。証券監視委は、これら開示会社が適時開示を行った企業情報、訂正した開示書類、開示会社に関する報道、一般からの情報等の様々な資料・情報を収集・分析し、開示書類に虚偽記載等のおそれがある場合には、開示検査を行う。その結果、重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、必要な行政処分を求める勧告等を行うほか、開示会社に対し、開示書類を自発的に訂正するよう促しているところである。

（別紙）

課徴金納付命令までの流れ

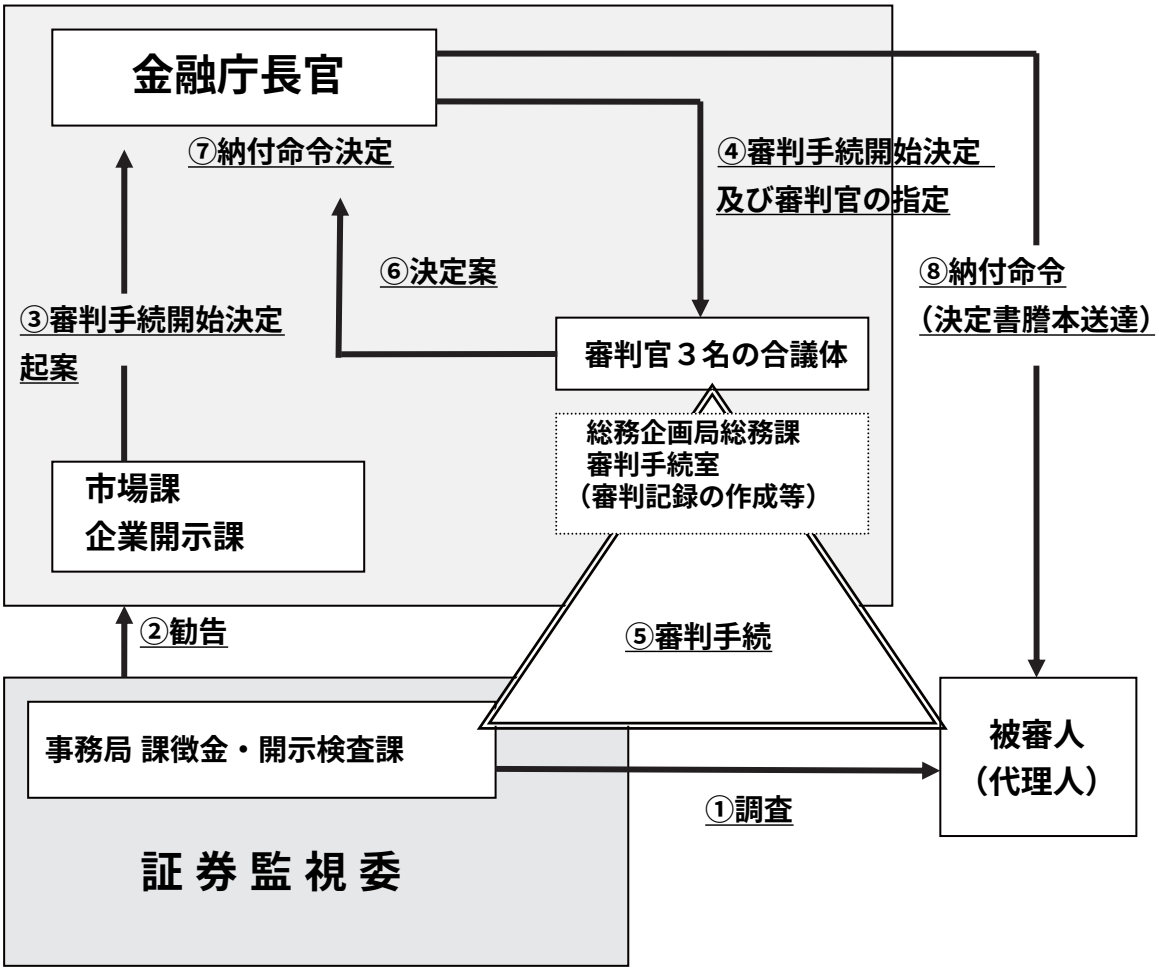

① 証券監視委が調査

② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告

③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定

⑤ 審判官による審判手続

⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出

⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

第４　不公正取引に対する告発・勧告

１　犯則事件の調査・告発実績

（1）犯則事件の調査の実施状況

平成18事務年度に告発した事件のうち、セイクレストに係る内部者取引（その１及びその３）、㈱ビーマップに係る相場操縦、ホーマック㈱他１銘柄に係る内部者取引、㈱伊藤園他17銘柄に係る内部者取引、川上塗料㈱に係る相場操縦及び川上塗料㈱に係る情報流布の嫌疑について、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対し強制調査を実施した。

なお、これらの事件のうち、㈱セイクレストに係る内部者取引（その１及びその３）及び㈱ビーマップに係る相場操縦の嫌疑については大阪府警察本部と合同で強制調査を実施しており、必要に応じて他の捜査機関と連携を図りつつ、効果的・効率的な調査の遂行に努めてきたところである。

（2）告発の状況

証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、相場操縦につき３件・10名（ビーマップ事件、川上塗料事件（相場操縦及び情報流布））、内部者取引につき９件・18名（西松屋チェーン他４銘柄事件、ピーシーデポコーポレーション他１銘柄事件、アイ・エム・ジェイ事件、セイクレスト事件（その１ないしその３）、ホーマック他１銘柄事件、ホーマック事件及び伊藤園他17銘柄事件）の合計12件・28名について、証取法違反の罪に該当するとして検察官に告発した。

（附属資料123頁以下の告発事件の概要一覧表参照）

なお、平成18事務年度の告発案件のうち、ピーシーデポコーポレーション他１銘柄事件については横浜地方検察庁検察官、セイクレスト事件（その１ないしその３）及びビーマップ事件については大阪地方検察庁検察官、ホーマック事件（その１及びその２）については札幌地方検察庁検察官、伊藤園他17銘柄事件については秋田地方検察庁検察官、川上塗料事件（相場操縦）、川上塗料事件（情報流布）についてはさいたま地方検察庁検察官にそれぞれ告発しており、犯則事件の地方での発生が例年に比べ増加している。このように事案が地域的な広がりを見せるなか証券監視委としては、引き続き不公正取引に対する厳正な対処に努めてきたところである。

（3）告発事案の概要

①　西松屋チェーン他４銘柄事件（内部者取引）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、㈱西松屋チェーン他４銘柄の株券に係る内部者取引が証取法（第166条第３項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成18年７月25日、犯則嫌疑者１人を東京地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

㈱西松屋チェーン他４社は、それぞれ株式分割を行うことについての決定をし、平成17年12月から平成18年１月にかけて、その旨を公表した。

犯則嫌疑者は、上記５社との間で、株式分割に関する法定公告の記載に係る契約を締結していた広告代理店から、当該法定公告掲載を請け負っていた新聞社の社員であったものであるが、自己の職務に関して上記重要事実を知り、その公表前である平成17年12月から平成18年１月までの間、当該５社の株券合計９万4,400株を代金合計約２億4,332万円で買い付けたものである。

〔告発後の経緯〕
平成18年８月11日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われた。同年12月25日、東京地方裁判所において懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金600万円、追徴金約１億1,674万円の判決が言い渡され、同裁判は確定した。

②　ピーシーデポコーポレーション他１銘柄事件（内部者取引）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕
証券監視委は、㈱ピーシーデポコーポレーション他１銘柄の株券に係る内部者取引が証取法（第166条第１項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成18年８月３日、犯則嫌疑者１人を横浜地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕
犯則嫌疑者は、㈱ピーシーデポコーポレーションの社員であったものであるが、
ⅰ　その職務に関し、同社が株式分割を行うことについての決定をした旨の事実を知り、同事実の公表前である平成16年１月から２月までの間、同社の株券合計46株を約1,657万円で買い付けた
ⅱ　その職務に関し、㈱オーエー・システム・プラザが㈱ピーシーデポコーポレーションとの間で業務提携を行うことについての決定をした旨の事実を知り、同事実の公表前である同年10月、㈱オーエー・システム・プラザの株券合計４万9,000株を約863万円で買い付けた
ⅲ　㈱オーエー・システム・プラザの代表取締役から、同社が株式の発行を行うことについての決定をした旨の事実について伝達を受け、同事実の公表前である平成17年８月、同社の株券17万株を約6,020万円で買い付けた
ものである。

〔告発後の経緯〕
平成18年８月11日、上記犯則嫌疑者についての公訴の提起が行われ、横浜地方裁判所において公判係属中である。

③　アイ・エム・ジェイ事件（内部者取引）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕
証券監視委は、㈱アイ･エム・ジェイの株券に係る内部者取引が証取法（第166条第１項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成18年10月20日、犯則嫌疑者１人を東京地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕
㈱アイ・エム・ジェイは、株式分割を行うことについての決定をし、平成16年６月、その旨を公表した。
犯則嫌疑者は、同社の顧問であるとともに親会社の常務取締役であったものであるが、その職務に関し、上記の重要事実を知り、その公表前である同年５月から６月までの間、同社の株券25株を約796万円で買い付けたものである。

〔告発後の経緯〕
平成18年11月２日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われた。平成19年１月16日、東京地方裁判所において懲役２年（執行猶予３年）、罰金200万円、追徴金1,675万円の判決が言い渡

され、同裁判は確定した。

④　セイクレスト事件（その１　内部者取引）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、㈱セイクレストの株券に係る内部者取引が証取法（第166条第１項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成19年１月16日、大阪府警察本部と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年２月５日、犯則嫌疑者３人を大阪地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

㈱セイクレストは、株式分割を行うことについての決定をし、平成17年12月、その旨を公表した。

犯則嫌疑者Ａは、同社の社員であったものであるが、その職務に関し、上記の重要事実を知り、その公表前である同年11月から12月までの間、犯則嫌疑者Ｂ及び同Ｃと共謀の上、同社の株券合計25株を約1,257万円で買い付けたものである。

〔告発後の経緯〕

平成19年２月６日、上記犯則嫌疑者Ａについて公訴の提起が行われた。同年６月22日、大阪地方裁判所において、後述するセイクレスト事件（その２　内部者取引）の計２件により懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金200万円、追徴金約6,000万円の判決が言い渡され、同裁判は確定した。

⑤　セイクレスト事件（その２　内部者取引）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、㈱セイクレストの株券に係る内部者取引が証取法（第166条第１項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成19年２月26日、犯則嫌疑者２人を大阪地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

㈱セイクレストは、平成18年３月期の経常利益及び純利益について、新たに算出された予想値が、直前に公表された予想値に比較して差異が生じたことから、平成18年３月、その旨を公表した。

犯則嫌疑者Ａ（セイクレスト事件（その１）の犯則嫌疑者Ａ）は、同社の社員であったものであるが、その職務に関し、上記の重要事実を知り、その公表前である同年２月から３月までの間、犯則嫌疑者Ｂと共謀の上、同社の株券合計111株を約3,108万円で買い付けたものである。

〔告発後の経緯〕

平成19年２月27日、上記犯則嫌疑者Ａについて公訴の提起が行われた。同年６月22日、大阪地方裁判所において、前述したセイクレスト事件（その１　内部者取引）の計２件により懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金200万円、追徴金6,000万円の判決が言い渡され、同裁判は確定した。

⑥　セイクレスト事件（その３　内部者取引）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、㈱セイクレストの株券に係る内部者取引が証取法（第166条第３項等、会社関

係者の禁止行為）に違反するとして、平成19年２月６日、大阪府警察本部と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年２月26日、犯則嫌疑者１人を大阪地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

㈱セイクレストは、株式分割を行うことについての決定をし、平成17年12月、その旨を公表した。

犯則嫌疑者は、同社の社員（セイクレスト事件（その１及びその２）の犯則嫌疑者Ａ）から、上記の重要事実の伝達を受け、その公表前である同年12月、同社の株券合計20株を約1,106万円で買い付けたものである。

〔告発後の経緯〕

平成19年２月27日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われた。同年５月９日、大阪地方裁判所において、懲役１年（執行猶予３年）、罰金80万円、追徴金約533万円の判決が言い渡され、同裁判は確定した。

⑦　ビーマップ事件（相場操縦）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、㈱ビーマップの株券に係る相場操縦が証取法（第159条第１項等、相場操縦的行為の禁止）に違反するとして、平成19年３月７日、大阪府警察本部と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同月27日、犯則嫌疑者７人を大阪地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑者７人は、共謀の上、平成17年３月上旬から中旬までの間、㈱ビーマップの株券について、

ⅰ　その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、連続した成行注文又は高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計7,385株を買い付ける一方、同株券合計5,731株を売り付ける一連の取引をし、さらに、下値買注文を入れて下値を支えるなどの方法により同株券合計179株の買付けの委託を行い、その株価を28万5,000円から40万8,000円まで高騰させるなど、いわゆる株価の変動操作等を行うとともに、

ⅱ　他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させる目的をもって、同株券合計3,840株について、権利の移転を目的としない仮装の売買をし、さらに、同株券合計1,239株について、馴れ合いの売買を行った。

〔告発後の経緯〕

平成19年３月28日、上記犯則嫌疑者７人中４人について公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において公判係属中である。

⑧　ホーマック他１銘柄事件（内部者取引）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、ホーマック㈱他１銘柄の株券に係る内部者取引が証取法（第166条第１項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成19年５月10日、札幌地方検察庁と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同月29日、犯則嫌疑者１人を札幌地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕
　ホーマック㈱及び㈱カーマは、株式移転によりダイキ㈱と共同持株会社を設立することについての決定をし、平成17年７月、その旨を公表した。
　犯則嫌疑者は、ホーマック㈱及び㈱カーマとの間で、プレス配付資料の作成に係る契約を締結した法人の代表取締役であったものであるが、同契約の締結に関し、上記の重要事実を知り、その公表前である同年５月から６月までの間、ホーマック㈱及び㈱カーマの株券合計２万1,000株を約3,241万円で買い付けたものである。

〔告発後の経緯〕
　平成19年５月30日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、札幌地方裁判所において公判係属中である。

⑨　ホーマック事件（内部者取引）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕
　証券監視委は、ホーマック㈱の株券に係る内部者取引が証取法（第166条第３項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成19年６月４日、犯則嫌疑者１人を札幌地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕
　ホーマック㈱は、㈱カーマ及びダイキ㈱と共同持株会社を設立するため株式移転を行うことについての決定をし、平成17年７月、その旨を公表した。
　犯則嫌疑者は、ホーマック㈱の代表取締役から、上記の重要事実の伝達を受け、その公表前である平成17年７月、同社の株券合計３万5,000株を約4,024万円で買い付けたものである。

〔告発後の経緯〕
　平成19年６月５日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、札幌地方裁判所において公判係属中である。

⑩　伊藤園他17銘柄事件（内部者取引）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕
　証券監視委は、㈱伊藤園他17銘柄の株券に係る内部者取引が証取法（第166条第１項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成18年９月12日、強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、平成19年６月７日、犯則嫌疑者７人を秋田地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕
　㈱伊藤園他17社は、それぞれ株式分割を行うことについての決定をし、平成17年４月から平成18年３月までの間、その旨をそれぞれ公表した。
　犯則嫌疑者Ａは、上記18社との間において株式分割に関する取締役会決議通知に係る契約を締結した印刷会社の社員であったものであるが、同契約の履行に関し、上記各社の重要事実を知り、
　ⅰ　その公表前である平成17年９月から平成18年１月までの間、配偶者及びその親族５人と共謀の上、㈱伊藤園ほか５社の株券合計５万6,682株を約４億1,000万円で買い付け、
　ⅱ　その公表前である平成17年12月から平成18年３月までの間、配偶者及びその親族４人と共謀の上、マックスバリュ東海㈱ほか２社の株券合計３万2,200株を約１億3,000万円で買い付け、

iii　その公表前である平成17年４月から平成18年３月までの間、配偶者及びその親族３人と共謀の上、三光合成㈱ほか５社の株券合計６万4,076株を約２億2,000万円で買い付け、

iv　その公表前である平成17年12月から同18年２月までの間、配偶者と共謀の上、朝日工業㈱ほか２社の株券合計6,812株を約9,000万円で買い付け

たものである。

〔告発後の経緯〕

平成19年６月27日、一部の銘柄の取引に関し上記犯則嫌疑者７人のうち５人について公訴の提起が行われ、残る銘柄の取引については平成19年７月６日、上記犯則嫌疑者７人のうち５人について公訴の提起が行われ、秋田地方裁判所において公判係属中である。

⑪　川上塗料事件（相場操縦）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、川上塗料㈱の株券に係る相場操縦が証取法（第159条第１項等、相場操縦的行為の禁止）に違反するとして、平成19年５月28日、さいたま地方検察庁と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年６月25日、犯則嫌疑者２人を、さいたま地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑者２人は、共謀の上、平成15年４月上旬から５月中旬までの間、川上塗料㈱の株券について、

i　その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、連続した成行注文又は高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計約208万株を買い付ける一方、同株券合計約166万株を売り付ける一連の取引をし、さらに、大量の下値買注文を入れて下値を支えるなどの方法により同株券合計約750万株の買付けの委託を行い、その株価を214円から517円まで高騰させるなど、いわゆる株価の変動操作等を行うとともに、

ii　他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させる目的をもって、同株券合計約108万株について、権利の移転を目的としない仮装の売買を行った。

〔告発後の経緯〕

平成19年６月26日、上記犯則嫌疑者２人について公訴の提起が行われ、さいたま地方裁判所において公判係属中である。

⑫　川上塗料事件（情報流布）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、川上塗料㈱の株券に係る情報流布が証取法（第159条第２項等、相場操縦的行為の禁止）に違反するとして、平成19年５月28日、さいたま地方検察庁と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年６月28日、犯則嫌疑者１人を、さいたま地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑者（川上塗料事件（相場操縦）の犯則嫌疑者の１人）は、川上塗料㈱の株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成15年１月から５月までの間、インターネットを介して、いわゆる電子掲示板上で、同株券の株価が高騰するべ

き旨の文字データを不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、もって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動するべき旨を流布したものである。

〔告発後の経緯〕

平成19年６月29日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、さいたま地方裁判所において公判係属中である。

2　課徴金納付命令に係る勧告

(1) 勧告の状況

平成18事務年度においては、不公正取引に関して９件（個人６件、法人３件）、7,633万円の課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った。この結果、課徴金制度が導入された平成17年４月からは合計18件（個人14件、法人４件）、8,187万円の勧告を行ったこととなり、刑事告発とあわせて、違反行為に対するよりきめ細かい監視を行うことが可能となった。

平成18事務年度における勧告事案は、いずれも内部者取引に関するものであったが、上場会社が重要事実公表前に自己株式の買付けを行ったもの（㈱小松製作所及び㈱大塚家具の株券に係る内部者取引）があったほか、課徴金納付命令対象者が、上場会社自体、上場会社の役職員、上場会社の子会社の役員、上場会社の取引先社員等であったり、重要事実が、新株発行、業績予想の下方修正、子会社の解散、合併等であったりと、その内容は多岐にわたるものとなった。課徴金額も、最低で４万円、最高で4,378万円と、事案によって様々であった。

また、これらの勧告を契機として、上場会社が内部規程や社内管理体制の見直しを行うなど、内部者取引の未然防止に取り組む契機となった。

(2) 勧告事案の概要

平成18事務年度の不公正取引に係る課徴金納付命令勧告は、全て内部者取引（証取法第175条）に係るものであった。

内部者取引における課徴金額は、下記のとおり証取法第175条の規定に基づき算定される。

・買付けを行った場合

（重要事実が公表された翌日の終値）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）

・売付けを行った場合

（売付価格）×（売付株数）－（重要事実が公表された翌日の終値）×（売付株数）

①　㈱パオの株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

㈱ジー・コミュニケーションの役員は、同社と業務提携契約を締結している㈱パオが株式の発行を行うことを決定した事実を契約の履行に関して知り、この事実が公表される平成18年１月６日以前の平成17年11月７日に、㈱ジー・コミュニケーションの計算において、株券8,000株を316万円で買い付けたものである。

・勧告年月日　　平成18年９月14日

・課徴金額　　39万円

（注）重要事実公表日翌日である１月７日が市場休業日であったため、課徴金額は、当該翌日以後の直近の㈱パオの株価である１月10日の始値である444円と上記買付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

444円×8,000株－買付価額316万円（395円×8,000株）＝39万2,000円

⇒課徴金額は１万円未満を切り捨てるため39万円

・勧告後の経緯　審判手続開始決定日　平成18年９月14日

課徴金納付命令日　　平成18年10月２日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

②　アロカ㈱の株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

アロカ㈱において技術開発等の業務に従事していた社員（課徴金納付命令対象者①）は、同社の業績予想の下方修正の事実をその職務に関して知り、この事実が公表される平成17年10月18日以前の同月７日に、株券3,000株を250万8,000円で売り付けたものである。

アロカ㈱の子会社Ａの役員（課徴金納付命令対象者②）は、アロカ㈱役員から伝達を受けてその重要事実を知り、その事実が公表される平成17年10月18日以前の同月６日に、株券4,000株を327万6,000円で売り付けたものである。

アロカ㈱の子会社Ｂの役員（当時。課徴金納付命令対象者③）は、アロカ㈱役員から伝達を受けてその重要事実を知り、その事実が公表される平成17年10月18日以前の同月12日及び同月13日に合計10,000株を総額850万2,000円で売り付けたものである。

・勧告年月日　　平成18年12月８日
・課徴金額　　課徴金納付命令対象者①　17万円
　　課徴金納付命令対象者②　16万円
　　課徴金納付命令対象者③　73万円

（注）課徴金額は、重要事実公表日翌日の10月19日のアロカ㈱の株価の終値である777円と上記売付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

課徴金納付命令対象者①

売付価額（250万8,000円）－777円×3,000株=17万7,000円

⇒売付価額は、｛840円×1,000株、835円×1,000株、833円×1,000株｝の合計額である。

⇒課徴金額は１万円未満を切り捨てるため17万円

課徴金納付命令対象者②

売付価額（327万6,000円）－777円×4,000株＝16万8,000円

⇒売付価額は、｛823円×1,000株、822円×1,000株、816円×1,000株、815円×1,000株｝の合計額である。

⇒課徴金額は１万円未満を切り捨てるため16万円

課徴金納付命令対象者③

売付価額（850万2,000円）－777円×10,000株＝73万2,000円

⇒売付価額は、｛850円×6,000株、851円×2,000株、850円×2,000株｝の合計額である。

⇒課徴金額は１万円未満を切り捨てるため73万円

・勧告後の経緯　審判手続開始決定日　平成18年12月８日
　　課徴金納付命令日　　平成18年12月25日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

③　ジャパン建材㈱の株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

ジャパン建材㈱において経理等の業務に従事していた社員は、同社の連結業績予想の下方修正の事実をその職務に関して知り、平成18年５月８日、この事実が公表される午後４時40分より以前に、株券1,100株を98万600円で売り付けたものである。

・勧告年月日　　平成19年２月６日
・課徴金額　　４万円

（注）課徴金額は、重要事実公表日翌日の平成18年５月９日のジャパン建材㈱の株価の終値である854円と上記売付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

売付価額98万600円－（854円×1,100株）＝４万1,200円

⇒売付価額は、｛893円×200株／892円×500株／890円×400株｝の合計額である。

⇒課徴金額は１万円未満を切り捨てるため４万円

・勧告後の経緯　審判手続開始決定日　平成19年２月６日
　　課徴金納付命令日　　平成19年２月26日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

④　㈱小松製作所の株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

㈱小松製作所の執行役員は、同社の子会社のオランダコマツファイナンス㈲が解散を行うことについての決定した事実をその職務に関して知り、この事実が公表される平成17年７月13日以前の同月４日から13日の間に、㈱小松製作所の計算において、株券131万6,000株を11億7,746万1,000円で買い付けたものである。

・勧告年月日　　平成19年３月９日
・課徴金額　　4,378万円

（注）課徴金額は、重要事実公表日翌日の７月14日の㈱小松製作所の株価の終値である928円と上記買付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

（928円×131万6,000株）－買付価額11億7,746万1,000円＝4,378万7,000円

⇒買付価額は、以下の計算の合計額となる。

868円×13,000株	869円×17,000株
871円×20,000株	872円×　3,000株
873円×20,000株	876円×18,000株
877円×10,000株	878円×10,000株
879円×20,000株	880円×10,000株
881円×10,000株	882円×21,000株
883円×60,000株	884円×25,000株
885円×40,000株	886円×20,000株
887円×55,000株	888円×78,000株
889円×59,000株	890円×78,000株

891円×78,000株　892円×50,000株
893円×30,000株　894円×20,000株
895円×70,000株　896円×58,000株
897円×33,000株　898円×32,000株
899円×20,000株　900円×10,000株
901円×20,000株　903円×20,000株
904円×10,000株　905円×10,000株
906円×10,000株　907円×24,000株
908円×20,000株　910円×10,000株
911円×20,000株　912円×20,000株
915円×20,000株　918円×10,000株
919円×10,000株　920円×10,000株
923円×34,000株　924円×　7,000株
925円×30,000株　926円×　7,000株
927円×23,000株　928円×13,000株

⇒課徴金額は１万円未満を切り捨てるため4,378万円

・勧告後の経緯　審判手続開始決定日　平成19年３月９日
　　課徴金納付命令日　　平成19年３月30日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

⑤　㈱大塚家具の株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

㈱大塚家具の役員は、同社が配当予想値の修正を行う事実をその職務に関して知り、この事実が公表される平成18年２月23日以前の同月10日から22日の間に、㈱大塚家具の計算において、株券７万9,000株を３億3,295万5,000円で買い付けたものである。

・勧告年月日　　平成19年５月８日
・課徴金額　　3,044万円

（注）課徴金額は、重要事実公表日翌日の２月24日の㈱大塚家具の株価の終値である4,600円と上記買付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

（4,600円×79,000株）－買付価額３億3,295万5,000円＝3,044万5,000円

⇒買付価額は、以下の計算の合計額となる。

3,980円×　1,000株　3,990円×1,000株
4,000円×　1,000株　4,010円×　900株
4,020円×　1,000株　4,030円×　100株
4,050円×　4,000株　4,100円×1,500株
4,120円×　1,700株　4,130円×1,700株
4,140円×　2,000株　4,150円×2,100株
4,160円×　1,800株　4,170円×3,000株
4,180円×　6,100株　4,190円×　900株
4,200円×13,600株　4,210円×3,300株
4,220円×　1,200株　4,230円×1,000株
4,240円×　2,300株　4,250円×5,400株
4,260円×　3,600株　4,280円×　300株

4,290円×	500株	4,300円×3,000株
4,310円×	700株	4,330円×1,000株
4,340円×	600株	4,350円×1,900株
4,370円×	1,900株	4,380円×1,100株
4,390円×	1,500株	4,400円×6,300株

⇒課徴金額は１万円未満を切り捨てるため3,044万円

・勧告後の経緯　審判手続開始決定日　平成19年５月８日
　　課徴金納付命令日　　平成19年５月29日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

⑥　ダイヤモンドリース㈱の株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

ダイヤモンドリース㈱の契約締結先の社員は、ダイヤモンドリース㈱がユーエフジェイセントラルリース㈱と合併することを決定した事実を同契約の締結及びその交渉に関して知り、この事実が公表される平成18年10月19日以前の同年７月24日に、株券200株を98万2,000円で買い付けたものである。

・勧告年月日　　平成19年６月15日
・課徴金額　　20万円

（注）課徴金額は、重要事実公表日翌日の10月20日のダイヤモンドリース㈱の株価の終値である5,910円と上記買付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

（5,910円×200株）－買付価額98万2,000円（4,910円×200株）＝20万円

・勧告後の経緯　審判手続開始決定日　平成19年６月15日
　　課徴金納付命令日　　平成19年６月29日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

⑦　ユーエフジェイセントラルリース㈱の株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

ユーエフジェイセントラルリース㈱の契約締結先の社員は、ユーエフジェイセントラルリース㈱がダイヤモンドリース㈱と合併することを決定した事実を同契約の締結及びその交渉に関して知り、この事実が公表される平成18年10月19日以前の同年９月21日及び同月25日に、株券合計500株を総額249万4,000円で買い付けたものである。

・勧告年月日　　平成19年６月15日
・課徴金額　　42万円

（注）課徴金額は、重要事実公表日翌日の10月20日のユーエフジェイセントラルリース㈱の株価の終値である5,840円と上記買付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

（5,840円×500株）－買付価額249万4,000円＝42万6,000円

⇒買付価額は、｛5,180円×200株／4,860円×300株｝の合計額である。

⇒課徴金額は１万円未満を切り捨てるため42万円

・勧告後の経緯　審判手続開始決定日　平成19年６月15日
　　課徴金納付命令日　　平成19年６月29日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

第５　ディスクロージャーに関する告発・勧告

１　犯則事件の調査・告発実績

（1）犯則事件の調査の実施状況

平成18事務年度に告発した事件のうち、サンビシ㈱にかかる虚偽の有価証券報告書提出の嫌疑について、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対し強制調査を実施した。

（2）告発の状況

証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、虚偽の有価証券報告書等の提出につき１件・３名（サンビシ事件）について、証取法違反の罪に該当するとして検察官に告発した。

（附属資料123頁以下の告発事件の概要一覧表参照）

（3）告発事案の概要

○　サンビシ事件（虚偽の有価証券報告書提出）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、サンビシ㈱に係る虚偽の記載のある有価証券報告書の提出が証取法（第197条第１項第１号等、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に違反するとして、平成19年１月17日、愛知県警察本部と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年２月６日、犯則嫌疑法人１社（サンビシ㈱）及び犯則嫌疑者２人を、名古屋地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑法人サンビシ㈱の代表取締役であった犯則嫌疑者Ａ及び取締役であった犯則嫌疑者Ｂは、共謀の上、同社の業務に関し、平成15年３月期から平成17年３月期の３期にわたり、真実は連結子会社が存在したにも関わらず、これがないと記載するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。

〔告発後の経緯〕

平成19年２月７日、上記犯則嫌疑者Ａ及び同Ｂについて公訴の提起が行われた。同年５月７日、名古屋地方裁判所において、Ａについては懲役１年６月（執行猶予４年）、Ｂについては懲役１年（執行猶予３年）の判決が言い渡され、それぞれ確定した。

２　課徴金納付命令に係る勧告

（1）勧告の状況

平成18事務年度においては、平成18年11月に、開示書類の虚偽記載に係る初の課徴金納付命令の発出を求める勧告（東日本ハウス㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載）を行った。このほか、同年12月には、課徴金額の過去最高額である５億円の課徴金納付命令勧告（㈱日興コーディアルグループに係る発行登録追補書類の虚偽記載）を行うなど、開示書類の虚偽記載に関して５件、６億5,814万9,999円の課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った。

平成18事務年度における勧告事案は、虚偽記載のある開示書類が、発行開示書類（有価証券届出書、発行登録追補書類）や継続開示書類（有価証券報告書、半期報告書）であったり、虚偽記

載の態様が、引当金の過少計上、売上原価の付替え、孫会社の連結除外、損失の繰延べ、架空売上の計上等であったりと、その内容は多岐にわたるものとなった。

(2) 勧告事案の概要

平成18事務年度の開示書類の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告は、発行開示書類の虚偽記載に係るものと継続開示書類の虚偽記載に係るものとがあった。

発行開示書類の虚偽記載に係る課徴金額は、証取法第172条の規定に基づき、募集により取得させた有価証券の発行価額又は売出しにより売り付けた有価証券の売出価額の100分の１（その有価証券が株券等である場合には100分の２）と算定される。

継続開示書類の虚偽記載に係る課徴金額は、証取法第172条の２の規定に基づき、300万円又は株式の市場価額の総額の10万分の３のいずれか大きい額（半期報告書はその２分の１）と算定される。

（注）継続開示書類の虚偽記載については、平成17年12月１日以降に提出された有価証券報告書等のみが課徴金の対象となる。なお、平成18年11月30日までに提出された有価証券報告書等の虚偽記載について、自発的に訂正報告書を提出していること等の一定の要件を満たした対象者に対する課徴金額は、200万円又は株式の市場価格の総額等の10万分の２のいずれか大きい額と定められている（平成17年法律第76号附則第５条第２項）。

① 東日本ハウス㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

東日本ハウス㈱は、退職給付引当金の過少計上により、連結純資産が約34億円であったにもかかわらず、連結純資産に相当する「資本合計」欄に約38億円と記載するなどした連結貸借対照表、及び経常利益が約15億円であったにもかかわらず、これを約22億円と記載するなどした連結損益計算書を平成17年10月期有価証券報告書に掲載し、この有価証券報告書を、平成18年１月27日、関東財務局長に対して提出したものである。

・勧告年月日　　平成18年11月22日
・課徴金額　　200万円

（注）課徴金額は、平成17年10月期有価証券報告書の訂正報告書を自発的に提出していること等により、同社の株式の市場価額の総額に10万分の２を乗じて得た額（16万3,016円）が200万円を超えないことから、200万円となる。

・勧告後の経緯　審判手続開始決定日　平成18年11月22日
　　課徴金納付命令日　　平成18年12月６日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

② ㈱ＴＴＧに係る有価証券届出書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

㈱ＴＴＧは、売上原価の付替え等により、

イ　連結経常損益が118百万円（百万円未満切捨て。以下連結純資産額、債務超過及び連結純資産額に相当する「資本合計」について同じ。）の損失であったにもかかわらず、204百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が1,851百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に34百万円と記載するなどした連結貸借対照表を平成17年３月期有価証券報告書に掲載し、

ロ　連結純資産額が481百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に1,087百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を平成17年９月期半期報告書に掲

載したうえ、

ⅰ　平成17年３月期有価証券報告書を組込情報とする平成17年５月23日提出の有価証券届出書及び同年６月29日提出の同有価証券届出書の訂正届出書

ⅱ　平成17年３月期有価証券報告書を組込情報とする平成17年８月５日提出の有価証券届出書

ⅲ　平成17年３月期有価証券報告書及び平成17年９月期半期報告書を組込情報とする平成18年１月６日提出の有価証券届出書

ⅳ　平成17年３月期有価証券報告書及び平成17年９月期半期報告書を組込情報とする平成18年３月10日提出の有価証券届出書

（いずれも関東財務局長に対して提出）に基づく募集により株式等の有価証券を取得させたものである。

また、同社は、平成17年12月26日、関東財務局長に対し、上記平成17年９月期半期報告書を提出したものである。

・勧告年月日　　平成18年12月６日

・課徴金額　　１億3,133万円

（注）課徴金額は、以下のように算出される。

①　平成17年５月23日提出の有価証券届出書及び同年６月29日提出の同有価証券届出書の訂正届出書に係るもの

発行価額（９億9,000万円）×2／100＝1,980万円

②　平成17年８月５日提出の有価証券届出書に係るもの

発行価額（35億円）×2／100＝7,000万円

③　平成18年１月６日提出の有価証券届出書に係るもの

発行価額（160万円）×2／100＝３万2,000円

④　平成18年３月10日提出の有価証券届出書に係るもの

発行価額（20億円）×2／100＝4,000万円

⑤　平成17年９月期半期報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の３を乗じて得た額（33万7,507円）が300万円を超えないことから、300万円の２分の１に相当する額である150万円となる。

⇒課徴金額は、上記合計額（１億3,133万2,000円）から１万円未満を切り捨てるため、１億3,133万円。

・勧告後の経緯　審判手続開始決定日　平成18年12月６日

課徴金納付命令日　　平成18年12月27日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

③　㈱日興コーディアルグループに係る発行登録追補書類の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

㈱日興コーディアルグループは、

ⅰ　子会社である日興プリンシパル・インベストメンツ㈱（以下「ＮＰＩ」という。）が、その株式のすべてを所有し、実質的に支配しているＮＰＩホールディングス㈱（以下「ＮＰＩＨ」という。）を連結の範囲に含めず、

ⅱ　ＮＰＩＨが発行しＮＰＩが保有していた他社株券償還特約付社債券の発行日を偽るなどしてＮＰＩの会計帳簿等を作成し、本来計上できない当該社債券の評価益を計上することにより、

連結経常利益が58,968百万円（百万円未満切捨て。以下連結経常利益及び連結当期純利益について同じ。）であったにもかかわらず、77,717百万円と記載し、連結当期純利益が35,268百万円で

あったにもかかわらず、46,935百万円と記載するなどした連結損益計算書を平成17年３月期有価証券報告書に掲載し、平成17年11月９日、上記平成17年３月期有価証券報告書を参照書類とする発行登録追補書類を関東財務局長に対して提出し、平成17年11月22日、同発行登録追補書類に基づく一般募集により500億円の社債券を取得させたものである。

・勧告年月日　　平成18年12月18日
・課徴金額　　５億円

（注）課徴金額は、以下のように算出される。

発行価額（500億円）×1／100＝５億円

・勧告後の経緯　審判手続開始決定日　平成18年12月18日
　　課徴金納付命令日　　平成19年１月５日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

④　エー・アンド・アイシステム㈱に係る半期報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

エー・アンド・アイシステム㈱は、損失の繰延べにより、連結中間純損益が524百万円（百万円未満切捨て。以下連結中間純利益額、連結純資産額及び中間連結貸借対照表の「資本合計」欄の金額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、116百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が2,059百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に2,700百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を平成17年９月期半期報告書に掲載し、この半期報告書を、平成17年12月21日、関東財務局長に対して提出したものである。

また、同社は、平成18年４月11日、関東財務局長に対し、上記平成17年９月期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、平成18年４月27日、同有価証券届出書に基づく募集により株式を取得させたものである。

・勧告年月日　　平成19年４月17日
・課徴金額　　2,259万円

（注）課徴金額は、以下のように算出される。

①　平成17年９月期半期報告書に係るもの
　同社の株式の市場価額の総額に10万分の３を乗じて得た額（16万9,478円）が300万円を超えないことから、課徴金の額は300万円の２分の１に相当する額である150万円となる。

②　平成18年４月11日提出の有価証券届出書に係るもの
　発行価額（10億5,479万900円）×2／100＝2,109万5,818円
⇒課徴金額は、上記合計額（2,259万5,818円）から１万円未満を切り捨てるため、2,259万円。

・勧告後の経緯　審判手続開始決定日　平成19年４月17日
　　課徴金納付命令日　　平成19年５月10日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

⑤　ネクストウェア㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

ネクストウェア㈱は、架空売上の計上により、連結中間純損益が160百万円（百万円未満切捨て。以下連結中間純利益額、連結当期純利益額及び連結当期純損失額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、４百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書を平成17年９月

期半期報告書に掲載し、平成17年12月22日、近畿財務局長に対して提出した。また、連結当期純損益が456百万円の損失であったにもかかわらず、88百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を平成18年３月期有価証券報告書に掲載し、平成18年６月30日、近畿財務局長に対して提出したものである。

さらに、同社は、平成18年１月10日、近畿財務局長に対し、上記平成17年９月期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、平成18年１月26日、同有価証券届出書に基づく募集により新株予約権証券を取得させたものである。

・勧告年月日　　平成19年６月26日
・課徴金額　　222万9,999円

（注）課徴金額は、以下のように算出される。

① 平成17年９月期半期報告書及び平成18年３月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の２を乗じて得た額（16万2,362円）が200万円を超えないことから、平成17年９月期半期報告書については200万円の２分の１に相当する額である100万円、平成18年３月期有価証券報告書については200万円が、各個別決定ごとの算出額となる。

ここで、証取法第185条の７第２項の規定により、同一の事業年度に係る２以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金額を調整することとなるため、下記のとおり200万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額（同法第185条の７第18項の規定により１円未満端数切捨て）が課徴金の額となる。

イ　平成17年９月期半期報告書について

2,000,000×1,000,000　／　（2,000,000＋1,000,000）
（半期報告書の個別決定額）　（個別決定額の合計）
＝666,666円

ロ　平成18年３月期有価証券報告書について

2,000,000×2,000,000　／　（2,000,000＋1,000,000）
（有価証券報告書の個別決定額）　（個別決定額の合計）
＝1,333,333円

② 平成18年１月10日提出の有価証券届出書に係るもの

発行価額（1,156万円）×2／100＝23万1,200円

⇒課徴金額は、上記合計額（23万1,200円）から１万円未満を切り捨てるため、23万円。

・勧告後の経緯　審判手続開始決定日　平成19年６月26日
課徴金納付命令日　　平成19年７月13日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

3　有価証券報告書等の訂正報告書等提出命令に係る勧告

平成18事務年度においては、半期報告書の訂正報告書の提出命令（証取法第24条の５第５項において準用する同法第10条第１項）及び有価証券届出書の訂正届出書の提出命令（証取法第10条第１項）の発出を求める勧告を１件行った。

○　㈱ＴＴＧ提出の半期報告書等の虚偽記載に係る訂正報告書等の提出命令の勧告

㈱ＴＴＧは、平成17年12月26日に関東財務局長に対して提出した平成17年９月期半期報告書において、売上原価の付替え等により、連結純資産額が481百万円（百万円未満切捨て。以下連結

純資産額に相当する「資本合計」について同じ。）であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に1,087百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載したものである。

また、㈱ＴＴＧが、関東財務局長に対し、平成18年１月６日及び同年３月10日に提出した有価証券届出書において、上記平成17年９月期半期報告書が組込情報とされていたものである。

・勧告年月日　　平成18年12月６日

・勧告後の経緯　　半期報告書等の訂正報告書等の提出命令発出前の平成18年12月11日に、関東財務局長に対し半期報告書等の訂正報告書等を提出し、受理された。

第３章　証券検査

第１　概　説

証券監視委は、証取法等により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、証券会社をはじめとする検査対象先に対して、証券取引及び金融先物取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び財務の健全性等に関し、主として臨店により検査を行う。

証券監視委は、平成４年の設立以降、取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年７月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、証券監視委の検査の範囲及び対象先が拡大した。具体的には、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査権限や投資信託委託業者等の検査対象先に対する検査権限が、証券監視委に委任されている。同時に、改正金先法が施行され、外国為替証拠金取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となるなど、金融先物取引業者に対する検査の範囲が拡大した。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

①	証券会社	（証取法第59条第１項、第194条の６）
②	登録金融機関	（証取法第65条の２第10項、第194条の６）
③	証券仲介業者	（証取法第66条の20、第194条の６）
④	証券業協会	（証取法第79条の14、第194条の６）
⑤	投資者保護基金	（証取法第79条の77、第194条の６）
⑥	証券取引所	（証取法第151条、第194条の６）
⑦	外国証券取引所	（証取法第155条の９、第194条の６）
⑧	証券取引所持株会社	（証取法第106条の27、第194条の６）
⑨	証券取引清算機関	（証取法第156条の15、第194条の６）
⑩	証券金融会社	（証取法第156条の34、第194条の６）
⑪	外国証券会社	（外証法第31条第１項、第42条）
⑫	許可外国証券業者	（外証法第31条第３項、第42条）
⑬	金融先物取引所	（金先法第52条第１項、第145条）
⑭	金融先物取引所持株会社	（金先法第34条の48第１項、第145条）
⑮	外国金融先物取引所	（金先法第55条の10第１項、第145条）
⑯	金融先物取引業者	（金先法第85条第１項、第145条）
⑰	金融先物取引業協会	（金先法第113条第１項、第145条）
⑱	金融先物清算機関	（金先法第131条第１項、第145条）
⑲	投資信託委託業者	（投信法第39条第１項、第225条）
⑳	受託会社	（投信法第39条第１項、第225条）
㉑	投資信託協会	（投信法第55条第１項、第225条）
㉒	投資法人	（投信法第213条第２項、第225条）
㉓	投資顧問業者	（投資顧問業法第36条第１項、第51条の２）
㉔	証券投資顧問業協会	（投資顧問業法第46条第１項、第51条の２）
㉕	特定譲渡人	（ＳＰＣ法第209条、第290条）
㉖	特定目的会社	（ＳＰＣ法第217条第１項、第290条）
㉗	特定目的信託の原委託者	（ＳＰＣ法第286条第１項、第290条）
㉘	保管振替機関	（保振法第８条第１項、第41条の２）
㉙	振替機関	（社振法第20条第１項、第136条）

㉚　登録機関　　（社登法第10条、第９条第３項）
㉛　その他、上記①から㉚までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者
（注）（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

また、証券監視委は、本人確認法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、上記の権限に基づく検査と同時に実施している。

この検査は、検査対象先の顧客管理体制の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ロンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

○　証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者、金融先物取引業者、登録金融機関、証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関又は口座管理機関

（本人確認法第８条第１項、第13条）

（注）（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

なお、証券監視委は、上記の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる）。

証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、証券取引若しくは金融先物取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分の勧告を踏まえ、被検査会社等の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった被検査会社等に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分を行うことになる。

また、証券監視委が、証券会社等（証券会社、外国証券会社、登録金融機関及び証券仲介業者をいう。以下、本章において同じ。）及び金融先物取引業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告した時は、外務員登録に関する事務が内閣総理大臣から証券業協会等に委任されていることから、証券業協会等は、証券監視委の勧告を踏まえ、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行うことになる。

第２　証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、証券監視委全体の業務に係る事務年度同様、毎年７月１日に始まり翌年６月30日に終わる１年間を検査事務年度として行われる。

証券監視委及び財務局長等は、証券検査を計画的に管理・実施するため、検査事務年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その検査事務年度の検査の重点事項、その他検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、その検査事務年度中に検査を行おうとする対象先の種類及び数等を定めている。

平成18事務年度については、平成18年７月、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を以下のとおり定め、公表した。

平成18事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第１　証券検査基本方針

１．基本的考え方

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の基本的使命は、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することであり、市場の仲介者としての役割を担う証券会社等に対して証券検査（以下「検査」という。）を厳正かつ適切に実施することが、検査に求められる最も重要な役割である。

最近の我が国の証券市場においては、情報通信技術の発展や景気回復に伴い、証券取引が活性化している一方で、取引所や証券会社によるシステム障害や売買発注業務に関する問題、金融商品や取引手法の多様化等による市場への影響など、様々な課題が明らかになってきている。こうした中、取引所や証券会社等の市場仲介者に対する投資者の信頼の向上が求められている。

証券監視委による検査の対象は、昨年７月、証券会社の財務の健全性に関する検査や投資信託委託業者、投資顧問業者等にまで拡大したところであり、今後金融商品取引法が施行されることになれば、その対象は更に拡大することとなる。

以上を踏まえ、平成18事務年度（平成18年７月～19年６月）の検査においては、証券監視委の基本的な使命に則り、公正かつ透明性の高い健全な証券市場を確立し、市場に対する投資者の信頼を高めることを目指すこととし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする。検査の実施に際しては、証券監視委は果たすべき責務が増してきていることを認識し、常に市場動向に幅広い関心を持って機動的な対応を行うとともに、検査対象先の問題の本質を見極める観点から効果的・効率的な検査を行う。さらに、その結果に基づき、金融庁等に対し、行政処分について勧告等を行うとともに、新たな市場ルールの整備についても関心をもって、建議に向けた適正な対応を図っていくこととする。

２．平成17証券検査事務年度検査結果

平成17事務年度（平成17年７月～18年６月）の検査結果をみると、重点項目としていた、「顧客の有価証券の売買等に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況」や「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況」などについて、重大な法令違反が一部の証券会社において認められた。

また、17事務年度から新たな検査対象先・項目となったもののうち、外国為替証拠金取引を営む金融先物取引業者に対しては、監督部局と必要な連携をし、計画件数を大幅に上回る検査を実施しており、一部の業者において重点項目としていた「不招請勧誘」などについて重大な法令違反が認められた。このほか、一部の投資法人において、役員会議事録の不実記載などの内部統制上の問題が認められたことに加え、一部の投資信託委託業者においては、「善管注意義務違反」や「投資信託財産及び投資一任契約運用資産相互間において取引を指図等する行為」などの重大な法令違反が認められた。

３．平成18証券検査事務年度の検査実施方針

（1）効率的な検査のための事務運営上の重点事項

①　リスクに基づいた検査計画の策定

機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定する。具体的には、引き続き常に市場動向等に関心をもって情報収集・分析を行うと同時に、各種情報・資料を総合的に勘案することにより、検査対象先を弾力的に選定し、検査の優先度を判断する。

また、必要がある場合には各種情報等に基づく機動的な特別検査を実施するほか、市場をめぐる問題や関心事項について業態を超えた横断的なテーマを選定し、共通の課題がある検査対象先に対して特別検査を行う。

② 関係部局等との連携強化

検査の効率性・実効性を高める観点から、以下のように関係部局等との連携を図る。

・ 財務局監視官部門との間では、検査手法や問題意識を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点から、合同検査の積極化を含めた相互の連携を図る。

・ 同様の観点から、金融庁検査局との間では、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先について、同時検査の実施など必要な連携を図る。

・ 自主規制機関との間では、業界や自主規制機能の発揮の状況について実態把握に努める観点から、定期的もしくは随時に情報交換を行うなど、必要な連携を図る。

・ 監督部局との間では、証券監視委事務局と監督部局が適切な役割分担に応じ、監督を通じて把握された検査に有効な情報や、検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、適切な連携を図る。

・ 外国証券規制当局との間では、クロスボーダー取引や、これらを多く受託する外資系の検査対象先や海外にも拠点を置く本邦の検査対象先に関して必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。

③ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直しの検討

金融商品取引法の施行を見据え、効率的かつ効果的な検査の実施や検査対象先の負担軽減等の観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた「証券検査に関する基本指針」や、検査の着眼点等を定めた「証券検査マニュアル」等について見直しの検討を行う。

(2) 深度ある効果的な検査のための検査実施上の重点事項

① 問題の本質を把握するための着眼点

検査の実施に際しては、単に表面上の事象を形式的に扱うのではなく、その背景にある行為者の目的・意図や組織風土に着目して深く掘り下げるとともに、複数の情報・資料の関連性を考慮して総合的に分析することにより、深度ある検査を実施する。

② 内部統制からのアプローチ

検査において認められた業務運営上の問題については、その事実関係や経緯等を分析することにより、法令に抵触するか否かにとどまらず、検査対象先の内部統制面からも検証する。その際、形式的な内部統制のみならず、その有効性についても深度ある検証を行う。さらに、経営の基本方針等との相互関連性を検証することによって、経営者に対する内部統制が有効に機能しているか等を含めた経営管理上の問題の把握にも努める。

なお、問題の把握に当たっては、検査対象先の組織としての責任について重点的に検証を行う。同時に、検査対象先における職務権限と責任の明確化を徹底し、再発防止等のために可能な限り行為者を特定するとともに、取締役等の管理者についてもその問題に関して責任がないか、十分に検証する。

③　グループ一体型検査の着眼点

証券会社、投資信託委託業者等のグループ一体型検査におけるグループ内取引の検証に際しては、顧客情報の取扱いや利益相反取引の防止など、内部管理態勢の状況について検証する。

④　投資者保護の観点からの投資勧誘状況の検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、適切な投資勧誘が行われているかについて的確に検証する。

いわゆる適合性の原則は、投資者保護のための販売・勧誘に関するルールの柱となるべき原則であり、金融商品取引法においても引き続き同様の規範として位置付けられている。投資勧誘状況の検証に当たっては、複雑でリスクの正確な把握が困難な金融商品が増加していることを踏まえ、説明責任が十分に果たされているかなど、特に適合性原則の観点から検証する。

⑤　公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、公正かつ透明性の高い健全な証券市場の構築のための根幹となるものであるが、これを阻害するおそれのある行為だけでなく、その売買管理態勢等に対する踏み込んだ検証を行う。

また、インターネット取引を取り扱う証券会社に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した売買管理態勢等についても検証する。

⑥　証券会社の市場仲介機能に係る検証

証券会社については、システム障害や誤発注の問題等を踏まえ、システムリスクなど証券会社の抱えるリスクが適切に管理されているか検証するとともに、不公正な取引を未然防止する観点から、投資者と証券市場を仲介する者として実効性ある内部管理態勢を構築しているか検証する。

また、公正な市場の確保の観点から、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理が適切に行われているか等について検証する。特に、流通市場への影響の大きいMSCB等の有価証券については、引受審査等の状況を総合的に検証する。

⑦　資産運用・助言業者に対する着眼点

投資者保護等を図る観点から、資産運用や投資助言業務を適切に遂行する役割を担う投資信託委託業者、投資法人や投資顧問業者に対し、顧客等のための忠実義務や善管注意義務等の法令遵守状況について重点的に検証する。特に、不動産投資法人の資産を運用する投資信託委託業者については、不動産物件に係る運用・管理について内部統制が有効に機能しているかについて検証する。また、投資法人については、その内部統制が適正に行われているかについて、十分な検証を行う。

⑧　金融先物取引業者に対する着眼点

外国為替証拠金取引を行う金融先物取引業者に対し、勧誘の要請をしていない一般顧客に対して訪問又は電話による勧誘を禁止した、いわゆる不招請勧誘の禁止等の行為規制について、引き続き投資者保護の観点から重点的に検証する。

⑨　自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているかについて検証する。具体的には、市場間競争の進展等の環境変化の中で、会員等に対する規則の制定、考査等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等について的確に検証する。

さらに、昨年末以降の取引所におけるシステム障害の発生により、市場インフラとし

ての取引所の重要性が再認識されたことを踏まえ、取引所が開設する有価証券市場の運営が円滑かつ適切に行われるような態勢を構築しているか的確に検証する。

⑩　過去の検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることにかんがみ、引き続き、前回検査で指摘した問題点の指摘事項の改善状況等について重点的に検証し、繰り返し同一の問題点が認められる場合には、厳しく対処する。

第２　証券検査基本計画

証券会社等	114社（うち財務局等が行うもの94社）
投信・投資顧問業者等	48社（うち財務局等が行うもの26社）
金融先物取引業者	９社（うち財務局等が行うもの９社）
自主規制機関	必要に応じて実施

（注）上記検査に代えて、特別検査を実施することがある。

第３　検査実績

１　検査計画及びその実施状況

(1) 平成18事務年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（別表参照）。

①　証券会社等

平成18事務年度においては、証券会社等114社に対する検査を計画していたが、実際の検査着手件数は、国内証券会社78社、外国証券会社９社、登録金融機関27機関及び証券仲介業者１業者の計115社等であった。

平成18事務年度に検査着手したもののうち、国内証券会社58社、外国証券会社８社、登録金融機関26機関及び証券仲介業者１業者の計93社等については、同事務年度中に検査が終了している。

また、平成17事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった国内証券会社32社、外国証券会社３社及び登録金融機関４機関の計39社等については、平成18事務年度中にすべての検査が終了している（附属資料175頁以下参照）。

（注１）検査が終了したものとは、被検査会社等に対し検査結果通知書を交付したものをいう。

（注２）着手件数の「社等」とは、会社以外に個人等を含む。

②　金融先物取引業者

平成18事務年度において、金融先物取引業者９社に対する検査を計画していたが、実際の検査着手件数は12社であった。

平成18事務年度に検査着手したもののうち、11社については、同事務年度中に検査が終了している。

また、平成17事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった１社については、平成18事務年度中に検査が終了している。

③　投信・投資顧問業者等

平成18事務年度において、投信・投資顧問業者等（投資信託委託業者、投資法人及び投資顧問業者をいう。以下、本章において同じ。）48社等に対する検査を計画していたが、実際の検査着手件数は、投資信託委託業者22社及び投資顧問業者29業者の計51社等に加え、投資法人７法人について、その資産運用を行っている投資信託委託業者と同時に検査したことから、計58社等となった。

平成18事務年度に検査着手したもののうち、投資信託委託業者21社、投資法人７法人及び投資顧問業者19業者の計47社等については、同事務年度中に検査が終了している。

また、平成17事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった投資信託委託業者４社及び投資顧問業者７業者の計11社等については、平成18事務年度中にすべての検査が終了している。

④　自主規制機関

平成18事務年度においては、具体的な検査計画件数を策定していなかったが、６機関の検査に着手した。

平成18事務年度に検査着手したもののうち、５機関については、同事務年度中に検査が終了している。

また、平成17事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった２機関については、平成18事務年度中にすべての検査が終了している。

⑤　その他

平成18事務年度において、日本証券金融㈱に対し、検査に着手した。

これらの検査計画件数及び実際の検査着手件数は、被検査会社等が複数の検査対象となる業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、平成18事務年度に終了した検査において、証券会社等２社等から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があり、うち１先について、被検査会社等の意見の一部を採用した。

（注）意見申出制度とは、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的として、平成13年10月以降に着手した検査において適用されている制度である。具体的には、検査中に検査官と被検査会社等が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項につき、被検査会社等は証券監視委事務局長あてに意見申出書を提出することができるが、これに対し証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果（案）を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うものである。意見申出事項の審理結果は、検査結果通知書に包含して回答することとなっている。

(2) 平成18事務年度に検査が終了したもの（平成17事務年度以前に検査着手したものを含む。）のうち、重大な法令違反が認められた28件については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告を行い、これを受けて監督部局等が行政処分等を行っている（第５「証券検査の結果に基づく勧告」参照）。

また、証券会社の使用人であった者に重大な法令違反が認められたものの、既に退職している場合であって、他社において外務員登録を受けているものについては、当該他社の外務員登録に関する処分を勧告した。

なお、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、被検査会社等に通知す

るとともに、監督部局へ連絡している。これを受けて監督部局は被検査会社等に対して改善策の報告を求めている。

(3) 平成18事務年度における特色は、以下のとおりである。

リスクに基づいた検査計画を策定し、効率的・効果的な検査に努めた。

長年検査を実施していなかった自主規制機関に対しては、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているかという観点から検査を実施した。その結果、平成17事務年度に検査着手したものを含め、複数の自主規制機関について、行政処分の勧告を行った。

また、公正な市場確保の観点から証券会社の市場仲介機能について深度ある検査を実施したところ、内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買を受託する行為、法人関係情報に基づいて自己の計算において有価証券の売買をする行為及び著しく不適当な引受価額での引受けを行っている状況が認められたことから、これらについて初めて行政処分を勧告した。

別表　平成18事務年度の検査実施状況　　(参考)

	検査計画	検査着手	検査終了	検査対象業者等数
証券会社等	114	115	93	2,083
証券会社	―	78	58	278
外国証券会社	―	9	8	32
登録金融機関	―	27	26	1,182
証券仲介業者	―	1	1	591
金融先物取引業者	9	12	11	196
投信・投資顧問業者等	48	58	47	1,138
投資信託委託業者	―	22	21	123
投資法人	―	7	7	55
投資顧問業者	―	29	19	960
自主規制機関	―	6	5	10
その他	―	1	0	―

(注1) 検査終了欄は、平成18事務年度に着手し、同年度末までに被検査会社等に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了した件数を表す。

(注2) 被検査会社等が複数の検査対象となる業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上している。

(注3) このほか、財務局長等が単独で支店のみの検査を実施したものが19支店(うち、検査を終了したものは17支店)ある。

(注4) 検査対象業者等数は、平成19年3月末時点のものである。また、複数の業務を兼営している場合は、全ての業務先に計上している。

2　１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

平成18事務年度に検査着手した証券監視委検査及び財務局長等検査（支店単独検査を除く。）の１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、国内証券会社128人・日、外国証券会社119人・日、登録金融機関46人・日、証券仲介業者３人・日、金融先物取引業者101人・日、投資信託委託業者129人・日、投資顧問業者24人・日及び自主規制機関134人・日となっている。なお、国内証券会社の最少検査投入人員は23人・日、最多検査投入人員は1420人・日となっている。

第４　検査結果の概要

１　証券会社等に対する検査

平成18事務年度に検査が終了した証券会社等は計132社等（支店単独検査は含まない。）であるが、このうち84社等において問題点が認められた。これら84社等中、不公正取引に関するものは18社等、投資者保護に関するものは41社等、財産・経理等に関するものは17社等、その他業務運営に関するものは51社等に問題点が認められた。（検査終了件数及び問題点が認められた件数は、被検査会社等の主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している業務に問題点が認められた場合には、その業務先に問題点の内容を記載している。また、ある被検査会社等において複数の問題点が認められた場合、各項目で重複して計上しているため、各項目の合計と問題点が認められた会社等の数は一致しない。なお、問題点のうち、勧告を行ったものについては、第５「１　証券会社等に対する検査結果に基づく勧告」で詳細を記述する。その他については、勧告を行ってはいないものの、証券会社等に対して問題点を通知している。）

(1) 不公正取引に関するもの

①　取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第42条第１項第５号〕

②　上場有価証券の相場を変動させる目的をもって、当該上場有価証券に係る買付け又は売付けをする行為〔証取法第42条第１項第９号〕

③　内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をする行為〔証取法第42条第１項第10号に基づく行為規制府令第４条第８号〕

④　法人関係情報に基づいて、自己の計算において有価証券の売買をする行為〔証取法第42条第１項第10号に基づく行為規制府令第４条第10号〕

⑤　顧客の有価証券の売買に関する管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でないと認められる状況〔証取法第43条第２号に基づく行為規制府令第10条第４号〕

⑥　投資信託に係る取引一任勘定取引契約の締結〔証取法第65条の２第５項において準用する同法第64条の５第１項第２号（外務員の職務に関する著しく不適当な行為）該当〕

⑦　法人関係情報の管理不備〔証取法第43条第２号に基づく行為規制府令第10条第４号〕

当社は、募集・売出等において取り扱った銘柄の一部について、重要事実に該当する情報を入手したにもかかわらず、法人関係情報として登録していなかった。

⑧　実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき有価証券オプション取引の受託をする行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況〔証取法第43条第２号に基づく行為規制府令第10条第10号〕

当社は、顧客からオプションの付与・取得を目的としない長期国債証券先物オプション取引に係る対当取引の注文を受託していたにもかかわらず、当該取引について何ら売買審査を行っていなかった。

⑨　有価証券の空売りに係る価格規制違反〔証取法第162条第１項第１号、証取法施行令第26

条の４第１項〕

当社は、空売りの価格規制の対象である一般投資家からの51単位以上の信用取引新規売り注文について、顧客に連絡し50単位未満に分割して発注させていた。

⑩　顧客の有価証券の売買等に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況〔外証法第14条第１項において準用する証取法第43条第２号に基づく外証法府令第24条第26項において準用する行為規制府令第10条第４号〕

当社は、口座開設した顧客のうち、口座開設時に上場会社の役員又は主要株主に該当していた顧客について内部者登録を行っていなかった。また、口座開設後に顧客が上場会社の役員又は主要株主に該当することとなったにもかかわらず内部者登録を行っていなかった。

（2）投資者保護に関するもの

①　有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔証取法第42条第１項第10号に基づく行為規制府令第４条第１号〕

②　目論見書の交付漏れ〔証取法第15条第２項及び第４項（これらの規定を同法第27条において準用する場合を含む。）〕

当社は、株式等の公募・売出しにおいて、担当者が「法令上、目論見書の交付義務を負うのは当社が主幹事である案件のみである」といった誤解をしていたため、当社が主幹事でない案件の顧客に対しては目論見書を交付していなかった。

③　外国投資信託の少人数向け勧誘（私募）における譲渡制限等告知義務違反〔証取法第23条の13第３項及び第４項〕

当社は、少人数向け私募とした外国投資信託の勧誘に関し、相手方に告知すべき、「信託契約において信託の受託者の承諾がない場合には当該有価証券の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること」などを告知していなかった。

また、当該私募投信を取得させるに当たり、上記の告知すべき事項を記載した「譲渡制限等告知書」をあらかじめ又は同時に相手方に交付していなかった。

④　海外発行証券の少人数向け勧誘における転売制限等告知書の交付遅延〔証取法第23条の14第２項〕

当社は、外国で既に発行された債券を少人数向け勧誘により顧客に取得させる際に、あらかじめ又は同時に相手方に交付すべき転売制限等告知書について、数量をその必要記載事項であると誤って認識していたことから、約定時に数量が決まる商品もあるため約定後速やかに交付すれば問題がないと考え、同書をあらかじめ又は同時に相手方に交付していなかった。

⑤　取引報告書の未交付〔証取法第41条第１項〕

当社は、営業部店が住所不明先として管理している顧客のうち、株式売買等の取引をした顧客に対して、連絡先が判明しているにもかかわらず住所変更等の手続きをしていなかったことにより、取引報告書を交付していなかった。

⑥　投資信託受益証券の乗換えを勧誘するに際し、重要な事項について説明を行っていない状況〔証取法第43条第２号に基づく行為規制府令第10条第８号〕

当社は、投資信託受益証券を乗換優遇制度の適用対象とした場合に、営業員に対しては社内のイントラネットを利用して周知し、顧客に対してはその適用開始日の前日に当該投資信託を保有している顧客に通知文を送付する取扱いにしているため、営業員に周知してから顧客に通知文が届くまで数日かかる場合もあり、その間に乗換勧誘を行った営業員の一部は、顧客に対し、当該投資信託受益証券が数日後から乗換優遇を受けられることを説明していなかった。

⑦　外部アナリスト作成のアナリスト・レポートの審査に係る管理態勢の不備〔日証協平成16

年10月19日付理事会決議「アナリスト・レポートの取扱い等について」４（2）及び（5)〕

当社は､格付会社から購入している外国株式アナリスト・レポートの多数の銘柄について、投資者の投資判断に影響を及ぼす複数の項目に誤記載があることを認識していたにもかかわらず、当該アナリスト・レポートの審査を改めて行うことなく顧客に交付していた。

⑧　当社算定時価と異なる時価情報を提供する行為〔日証協平成12年８月付「証券会社における時価情報の提供において留意すべき事項について（ガイドライン）【中間報告】」〕

当社は、有価証券の社内算定時価を時価情報として顧客に提供する際に、意図的に、又は、誤って当該算定時価と異なる価格を提供していた。

⑨　投資者保護上重大な問題となる事務対応（事務処理過誤等に係る不適切な対応）

当社は、事務処理過誤により顧客に損失を及ぼしたが、事故としてその損失補てんが可能であることを当該顧客に説明することなく謝罪を繰り返し、特段求められない場合には合理的な理由もないままその損失を負わせる一方、強く求められた場合には事故として損失補てんをするなど、その顧客対応につき証取法第33条の趣旨に照らして不適切な業務運営を行っていた。

⑩　有価証券に係る顧客取引の結了が確認できない状況

証券業を廃止した当社は、顧客取引を結了する目的の範囲内においてなお証券会社とみなされるが、当社が募集の取扱いを行ったみなし有価証券たる匿名組合出資持分に係る顧客からの出資金を適正に管理していないことに加え、当社が検査を拒んだ状況で検査に着手したため、当社から提供された資料の範囲内での検証となったこと、当社が検査を忌避して証券業に関連する書類を裁断したことから、有価証券に係る顧客取引の結了が果たされたか否か確認できなかった。

また、当社が取得の勧誘を行った当社がみなし有価証券に該当しないとしている匿名組合出資持分については、書類管理が不適当であったことや、出資金総額を把握していなかったことなどに加え、上記と同様の状況での検証となったことから、当該匿名組合出資持分がみなし有価証券に該当するか否かについて確認できず、その結果、有価証券に係る顧客取引の結了が果たされたか否か確認できなかった。

（3）財産・経理等に関するもの

①　営業報告書の記載不備〔証取法第49条第１項〕

当社が作成し、当局に提出した営業報告書において、多数の項目にわたり、記載誤り及び記載漏れがあった。

②　業務及び財産の状況に関する説明書類の記載不備〔証取法第50条〕

当社が作成し、公衆の縦覧に供した業務及び財産の状況に関する説明書類において、多数の項目にわたり、記載誤り及び記載漏れがあった。

③　自己資本規制比率の算出誤り〔証取法第52条第１項及び第３項〕

当社は、実際の数値と異なる自己資本規制比率を算出し、当局に届け出たほか、これを公衆の縦覧に供していた。

（4）その他業務運営に関するもの

①　届出されていないみなし有価証券を募集により取得させる行為〔証取法第15条第１項〕

②　証券会社の職員による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買〔証取法第42条第１項第10号に基づく行為規制府令第４条第５号〕

③　著しく不適当な引受価額での引受け〔証取法第43条第２号に基づく行為規制府令第10条第３号〕

④　**証券業に係る電子情報処理組織の管理が不十分な状況**〔証取法第43条第２号に基づく行為規制府令第10条第11号〕

⑤　**検査を拒み、忌避する行為**〔証取法第59条第１項〕

⑥　**社内規則で定められた配分禁止顧客への新規公開株式の配分**〔証取法第64条の５第１項第２号（外務員の職務に関する著しく不適当な行為）該当〕

⑦　**本人確認法上の本人確認を行わないまま、顧客の有価証券の売買の注文を受託する行為**〔本人確認法第３条第１項〕

⑧　**投資信託の私募における不適切な行為**（50名以上の者を相手方として取得の申込みの勧誘を行ったこと）〔証取法第４条第１項〕

当社は、投資信託を少人数向け私募により行うことを企図していたものであるが、顧客に対し商品の購入に関心があるかを調査する「需要調査」は勧誘には該当しないと誤認していたため、当社が勧誘と認識していたものと合わせて50名以上の顧客に対し本件投資信託の取得の申込みを誘引し、もって募集を行っていた。

⑨　**内閣総理大臣の承認が必要な業務について当該承認を得ずに行う行為**〔証取法第34条第４項〕

当社は、証券業務を行っていない親会社等との間で、顧客紹介に関する契約を締結の上、反復継続して顧客を紹介し、手数料収入を得ていたが、当該業務について内閣総理大臣の承認を得ていなかった。

⑩　**個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況**〔証取法第43条第２号に基づく行為規制府令第10条第４号の２〕

当社は、営業員が顧客の個人情報を社外へ持ち出す際の具体的な手続きを整備していなかったため、社外への持出し状況を把握しておらず、その結果、営業車内に多数の個人情報を含む資料が放置されていたなど、その管理が不十分な状況にあった。

⑪　**機微情報管理態勢の不備**〔証取法第43条第２号に基づく行為規制府令第10条第４号の２及び第４号の３〕

当社は、各営業店において相続手続き等のために取得した機微（センシティブ）情報を含む書類について手続き未済のものをまとめて管理しているが、当該機微（センシティブ）情報を含む書類の大部分について管理台帳に記録するなどの管理をしていなかった。

⑫　**個人情報の管理態勢の不備**〔証取法第65条の２第５項において準用する同法第43条第２号に基づく金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条第３号の２〕

当社は、個人データを外部に持ち出す際に記録簿に記載するように規定していたが、多数の店舗においてその全部又は一部について記録簿の記載を行っておらず、個人データが漏えい、滅失又はき損したとしても把握することができない状況となっていた。

⑬　**不出来伝票の未保存**〔証取法第188条〕

当社は、約定されなかった注文等に係る注文伝票について、法令に基づき作成後５年間保存すべきであったにも関わらず、数週間後に廃棄していた。

⑭　**登録事項の変更等の未届**〔外証法第12条第１項〕

当社は、証券業の登録申請書に記載した事項について、役員の退職などによりその内容に変更があったにもかかわらず、金融庁長官へその届出を提出していなかった。

⑮　**特定法人等との取引状況に関する書類の未提出**〔外証法第16条第２項〕

当社は、外証法第16条第２項、外証法府令第34条に基づく「特定法人等との取引状況」に係る書類を作成しておらず、金融庁長官へ提出していなかった。

⑯　**特定法人等の届出漏れ**〔外証法第22条第１項第10号に基づく外証法府令第41条第１項第５

号〕

当社は、他の法人等が当社の特定法人等に該当し又はしなくなったにもかかわらず、金融庁長官へその届出を提出していなかった。

⑰　本人確認法違反〔本人確認法第３条第１項及び第２項〕

当社は、当社を通じて当社海外関連会社に新規に口座開設された顧客（形式的には海外関連会社の顧客であるが、口座開設に係る交渉は当社で行っており、海外関連会社は何ら関与していないこと、また、顧客からの注文は当社が直接受注した上で執行していることから当社の顧客であると認定。）について、本人確認を行っていなかった。

⑱　上場会社による公募増資において引受審査を行うことなく元引受けを行う行為〔日本証券業協会（以下「日証協」という。）公正慣習規則（以下「公慣規」という。）第14号「有価証券の引受け等に関する規則」第３条〕

当社は、上場会社による株券の募集・売出しに際し、当該株券の元引受けを行うこととなったが、引受けを行うに当たって必要な審査を何ら行っていなかった。

⑲　新規上場会社の業績の見通しについて適切な審査を行わない状況〔日証協公慣規第14号「有価証券の引受け等に関する規則」第３条〕

当社は、新規上場申請に際しての引受審査を行う際、当該申請会社の利益計画の妥当性等について十分な検証を行わなかった。

⑳　不十分な内部監査態勢

当社は､内部監査担当者を組織的に独立していない業務本部内に１名配置しただけであり、実効性のある内部監査を実施できる態勢とは認められず、また、当該担当者による監査は一度も実施されていなかった。

さらに、当社は、当社海外グループ会社の監査部門の内部監査を受けていたが、その監査は日本の法令等諸規則が実際に遵守されているかという実態面を検証するものとはなっておらず、東京支店における内部監査機能を代替するものにはなっていなかった。

2　金融先物取引業者に対する検査

平成18事務年度に検査が終了した金融先物取引業者は計12社であるが、すべての業者において問題点が認められた。これら12社中、不公正取引に関するものは１社、投資者保護に関するものは８社、財産・経理等に関するものは７社、その他業務運営に関するものは９社に問題点が認められた。（問題点のうち、勧告したものについては、第５「２　金融先物取引業者に対する検査結果に基づく勧告」で詳細を記述する。）

(1) 不公正取引に関するもの

①　金融先物取引について生じた顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為〔金先法第76条第９号に基づく金先法施行規則第25条第３号〕

②　取引一任勘定取引の受託契約等を締結する行為〔金先法第76条第３号〕

(2) 投資者保護に関するもの

①　広告において表示すべき事項を表示していない行為〔金先法第68条第1号から第４号まで及び同条第５号に基づく金先法施行令第13条第２号〕

②　受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為〔金先法第76条第４号〕

③　受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為〔金先法第76条第５号〕

④　著しく事実に相違する表示等〔金先法第69条〕

当社は、外国為替証拠金取引の広告をするに当たり、金利等の前提条件を表示せずに、ある一時点のスワップポイント（通貨間の金利差調整額）を表示し、「ドル買い（円売り）の場合、毎日スワップポイントが受け取れるのが外貨投資の魅力のひとつです。」と記載し、将来にわたり必ず表記のスワップポイントが受け取れるかのように誤認させる表示をしていた。

⑤　委託証拠金等の受領書面の未交付〔金先法第72条第１項〕

当社は、顧客から委託証拠金その他の保証金を受領した際に受領書面を交付していなかった。

⑥　勧誘目的をあらかじめ明示しないで行う一般顧客を集めての勧誘〔金先法第76条第９号に基づく金先法施行規則第25条第７号〕

当社は、受託契約等の締結を勧誘する目的があることをあらかじめ明示せずに、一般顧客を集めてセミナーを開催し、受託契約等の締結を勧誘していた。

⑦　顧客取引の結了が確認できない状況

金融先物取引業者としての登録が取り消された当社は、顧客取引を結了する目的の範囲内においてなお金融先物取引業者とみなされるが、当社が検査を拒んだ状況で検査に着手したため当社から提供された資料の範囲内での検証となったことから、金融先物取引に係る顧客取引の結了が果たされたか否か確認できなかった。

(3) 財産・経理等に関するもの

○　業務及び財産の状況に関する説明書類の未記載〔金先法第80条〕

当社は、法令に定める記載事項の一部を記載していない状態で業務及び財産の状況に関する説明書類を公衆の縦覧に供していた。

(4) その他業務運営に関するもの

①　検査を拒み、忌避する行為〔金先法第85条第１項〕

②　金融先物取引業を適正に運営するために必要な内部管理態勢を構築していない状況及び当該状況の下発生した法令違反行為〔金先法第86条該当（金先法第66条第１項、第70条第１項、第71条第１項、第72条第１項、第78条、第80条、第82条第３項及び第95条第２項並びに本人確認法第３条第１項、第２項及び第４条第１項違反）〕

③　登録事項の変更等の未届〔金先法第63条第１項〕

当社は、金融先物取引業の登録申請書に記載した事項について、役員の退職などによりその内容に変更があったにもかかわらず、金融庁長官へその届出を提出していなかった。

④　外務員登録を受けていない者による金融先物取引の受託等〔金先法第95条第２項〕

当社は、外務員登録のないアルバイト職員に夜間における顧客からの受注等の業務を行わせていた。

3　投信・投資顧問業者等に対する検査

平成18事務年度に検査が終了した投信・投資顧問業者等は計58社等であるが、このうち39社等において問題点が認められた。これら39社等中、不公正取引に関するものは１社等、投資者保護に関するものは25社等、財産・経理等に関するものは１社等、その他業務運営に関するものは34社等に問題点が認められた。（問題点のうち、勧告したものについては、第５「３　投信・投資顧問業者等に対する検査結果に基づく勧告」で詳細を記述する。）

(1) 不公正取引に関するもの

○ **顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為**〔投資顧問業法第22条第１項第４号〕

(2) 投資者保護に関するもの

① **著しく事実に相違する表示等のある広告をする行為**〔投資顧問業法第13条第２項〕

② **顧客に交付すべき書面の未交付等**〔投資顧問業法第14条第１項、第15条第１項及び第16条第１項〕

③ **顧客を相手方とした証券取引行為**〔投資顧問業法第18条〕

④ **顧客からの金銭の預託の受入れ**〔投資顧問業法第19条〕

⑤ **標識の未掲示**〔投資顧問業法第11条第１項〕

当社は、当社の標識を営業所の室内に設置しているにとどまり、公衆の見やすい場所に掲示していなかった。

⑥ **顧客に不利なものとなる書面による解除**〔投資顧問業法第17条第４項〕

当社は、投資顧問契約を契約期間の途中で解約する際に、法令等の根拠に基づくことなく紹介料などの名目で本来の当該契約解除までの期間の報酬額より多い金額を差し引き、顧客が不利となる解約をしていた。

(3) その他業務運営に関するもの

① **物価連動型米国債の約定処理に係る忠実義務違反**〔投信法第14条第1項〕

② **新規公開株式の恣意的な配分（忠実義務違反）**〔投信法第14条第１項及び投資顧問業法第30条の３〕

③ **投資法人資産運用業に係る善管注意義務違反**〔投信法第34条の２第２項〕

④ **助言の内容を記録した書面の記載不備**〔投資顧問業法第34条〕

⑤ **投資信託の商品設計の不備（善管注意義務違反）**〔投信法第14条第２項〕

当社は、当社で設定、運用を行っている外国証券投資信託を投資対象とする投資信託において、解約手続きの方法について問題があったことから、一部の顧客が解約した場合に残存受益者のみが価格変動リスクを負うような商品設計となっていた。

⑥ **販売会社により基準価額の訂正の異なる取扱い（善管注意義務違反）**〔投信法第14条第２項〕

当社は、当社で設定、運用を行っている投資信託において、基準価額の過誤が発生した場合の事後対応の際に、特段の理由もなく、当社の利害関係人等向けの投資信託とほかの投資信託との間において異なる対応をとっていた。

⑦ **投資信託の組入資産の不適正な時価評価（善管注意義務違反）**〔投信法第14条第２項〕

当社は、当社で設定を行った投資信託の運用において、新規発行の外国国債を組み入れたが、当該国債の時価取得が可能かどうかをあらかじめ確認せず、時価取得ができないと判明した後も十分な努力を行っていなかったことから、約４か月にわたり当該投資信託の適切な基準価額の算出をしていなかった。

⑧ **投資信託の運用方針に反した運用（善管注意義務違反）**〔投信法第14条第２項〕

当社は、当社で設定、運用を行っている投資信託において、約款で「外貨建て資産の対日本円で為替変動リスクについては、原則として為替のフルヘッジを行い、為替変動リスクを極力排除するよう努める。」と規定していたにもかかわらず、約款に違反するカレンシーオーバーレイ取引として、対日本円での為替ヘッジコスト軽減及び為替取引上の収益機会の確保を目的に、当該投資信託に組み入れられた外貨建て資産の通貨とは別の通貨によって対日

本円での為替ヘッジを行うことで、外国債券等の運用と為替の運用を分離した運用を行っていた。

⑨　自己と投資信託財産との間における取引を指図する行為〔投信法第15条第１項第１号〕

当社は、当社で設定、運用を行っている投資信託において、顧客から大口の解約申込みの連絡を受け付けたが、担当者のミスなどにより受渡日に解約対応資金が不足することが判明したため、当該不足金額を自己資金で立て替えることを決定し、当該信託財産の受託会社である信託銀行に運用指図を行った。

⑩　投資信託財産相互間において取引を指図する行為〔投信法第15条第１項第２号〕

ファンドマネージャーは、自らが運用を担当する投資信託財産の組入比率の調整を行うため、一方の投資信託財産においては組み入れられた一部の銘柄の株式の売付注文を、他方の投資信託財産においては上記と同一銘柄の株式の買付注文を、それぞれトレーダーに指示し、当該指示を受けたトレーダーは、そのまま発注すれば投資信託財産相互間取引となることを認識しながら、寄付前にそれぞれ成行で発注し、取引を成立させた上で、受託会社である信託銀行に運用指図を行っていた。

⑪　投資信託の運用の指図に当たって、投資信託財産の取引の指図を行った後で当該指図に係る投資信託財産を特定する行為〔投信法第15条第１項第６号に基づく投信法施行規則第27条第１項第４号〕

当社は、当社で設定を行った投資信託の運用において、当該投資信託財産にどの取引が帰属するのかを特定せずにほかの運用財産の売買注文とあわせて注文を発注し、約定後に帰属する取引を特定していた。

⑫　投資法人に対する善管注意義務違反〔投信法第34条の２第２項〕

当社は、資産運用委託契約を締結している投資法人の監督役員に対し、業務を委託して継続的な報酬を支払っていたために、当該投資法人が投信法第207条の規定により当該資産運用委託契約を解約しなければならない状態になっているにもかかわらず、同契約を継続し、かつ、この違法状態の解消のために何も行っていなかった。

⑬　投資信託委託業者の業務に関する帳簿書類の作成不備〔投信法第36条第１項〕

当社は、「毎年３月末現在の投信法第15条第２項第１号に規定する利害関係人等の状況表」について、利害関係人等に該当していた数社を記載していなかった。

⑭　投資法人の資産に関する帳簿書類の未作成〔投信法第36条第１項〕

当社は、投資法人との間で資産運用委託契約を締結しているが、当該投資法人の資産に関し作成すべき「運用明細書」及び「特定資産の価格等の調査結果等に関する書類」について、作成、保存をしていなかった。

⑮　設立企画人の善管注意義務違反〔投信法第70条第２項〕

当社は、新しく設立した投資法人の設立企画人であるが、当社が業務を委託し継続的な報酬を支払っていた者を当該投資法人の設立時監督役員に選定した。

⑯　投資法人の業務に関する帳簿書類の未作成〔投信法第211条第１項〕

当投資法人は、その業務に関して作成すべき「投資証券発行金額帳」及び「特定資産の価格等の調査結果等に関する書類」について、作成、保存していなかった。

⑰　営業保証金の供託不足〔投資顧問業法第10条第５項〕

当社は、投資顧問業に係る書類を代表取締役の自宅に移管し、自宅において有価証券等の価値等の分析を行っているほか、顧客には自宅の電話番号等を連絡先として伝えるなど、自宅を投資顧問業の拠点としており、客観的に営業所としての形態を有しているにもかかわらず、営業保証金の供託及びその届出をせずに自宅で業務を行っていた。

⑱　投資一任契約を締結した顧客の運用資産について契約内容と異なる運用を行う行為（忠実義務違反）〔投資顧問業法第30条の３〕

当社は、複数の運用資産を同時に発注することを想定した「同時発注に関するガイドライン」を投資一任契約を締結した一部の顧客と締結し、そのガイドラインにおいて「同時発注に係る複数の顧客口座間の配分は、通常、当社が発注前又は発注時に行う。」と記載していたが､実際には各顧客口座の配分を発注後に確定する方法による運用を恒常的に行っており、当該ガイドラインの記載内容と異なる方法により運用を行っていた。

⑲　投資顧問業務に関する帳簿書類の不備〔投資顧問業法第34条〕

当社は、投資顧問業務に関して作成すべき「顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の内容を記録した書面」について、作成、保存していなかった。

⑳　個人情報の管理不備〔投資信託協会平成17年３月18日付理事会決議「個人情報の保護に関する指針」第６条第２項及び第10条〕

当社は、当社と資産運用委託契約を締結している投資法人が取り扱っている投資不動産等に係る個人データ（機微（センシティブ）情報を含む）を取得していたが、安全管理上の措置を講じていなかったため、当該個人データを紛失等したとしても、当該事実を把握することができない状況となっていた。

また、機微（センシティブ）情報については、取得についての認識がなく他の個人データと同様に取り扱っていたため、当該機微（センシティブ）情報の取得事由を逸脱した利用が可能な状況となっていた。

4　自主規制機関に対する検査

平成18事務年度に検査が終了した自主規制機関は計７機関であるが、すべての機関において業務運営に関する問題点が認められた。（問題点のうち、勧告したものについては、第５「４　自主規制機関に対する検査結果に基づく勧告」で詳細を記述する。）

(1) 札幌証券取引所

①　売買審査業務に係る不備〔証取法第153条該当〕

②　システムリスク管理態勢の不備〔証取法第153条該当〕

③　会員から受付をした注文を会員に通知しない行為〔証取法第116条〕

当取引所は、会員から、他の証券取引所と重複している上場銘柄に係る売買注文を受け付けた際、法令に定める事項を会員に通知していなかった。

④　電子情報処理組織の内容の変更に係る提出書類の未提出〔証取法第188条〕

当取引所は、システムの再構築を行った際、システム容量等を変更しているにもかかわらず、この変更内容等を記載した書類を金融庁長官に提出しなかった。

(2) 福岡証券取引所

①　売買審査業務に係る不備〔証取法第153条該当〕

②　システムリスク管理態勢の不備〔証取法第153条該当〕

③　会員への通知及び金融庁長官への報告義務違反〔証取法第116条、第117条及び第188条〕

当取引所が行った、法令に基づく会員への通知及び金融庁長官への報告に関し、会員へ通知すべき事項や金融庁長官へ報告すべき事項に漏れ等が認められた。

(3) 金融先物取引業協会

①　外務員処分等に係る処分態勢等の不備

当協会は、会員及び外務員に対する処分事務に関し、処分の内容等についての判断基準等を明文化していないなど、その処分態勢等に不備が認められた。

② 個人情報に係る管理態勢の不備及び監査実施上の不備

当協会は、個人データの安全管理措置の整備状況が十分でないなど、個人情報に係る管理態勢に不備が認められた。

また、当協会は、会員の監査において会員の個人情報管理態勢を必須の監査項目としていなかった。

③ 会員の広告に関する指導等の不備

当協会は、会員の広告の確認態勢が十分でなく、広告の不備について一部で把握漏れがあったことから、会員への指導等が不十分であった。

(4) 日本証券業協会

① 特別会員の加入する団体等に委託した業務の管理態勢の不備

当協会は、特別会員の加入する団体等に委託している自主規制業務の一部について、実施状況等を確認していないなど、その管理態勢に不備が認められた。

② グリーンシート銘柄に係る取扱会員の管理及び売買審査の不備

当協会は、グリーンシート銘柄に係る取扱会員の審査態勢等を十分に確認していないほか、同銘柄の内部者取引に係る売買審査以外の審査を行っていなかった。

(5) 東京金融先物取引所

○ 個人情報管理態勢の不備

当取引所は、個人データに関する安全管理措置に不備が認められたほか、個人情報管理に係る従業者及び委託先の管理にも不備が認められた。

(6) 投資信託協会

○ 会員に対する調査態勢の不備

当協会は、会員に対する立入調査を全く実施していないなど、会員に対する調査態勢に不備が認められた。

(7) ジャスダック証券取引所

① システムリスク管理態勢の不備〔証取法第153条該当〕

② 上場審査に係る不備

当取引所の上場審査において、２銘柄の上場審査に不備が認められた。

第５　証券検査の結果に基づく勧告

１　証券会社等に対する検査結果に基づく勧告

(1) 届出されていないみなし有価証券を募集により取得させる行為〔証取法第15条第１項違反〕

○ 日本ファースト証券株式会社は、平成18年２月１日から３月31日までの間、証取法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項第３号に定める匿名組合契約に基づく権利（以下「当該みなし有価証券」という。）の取得の申込みの勧誘を行っている。

当該みなし有価証券の発行者は、当該みなし有価証券について、少人数私募により行うため証取法第４条第１項に基づく内閣総理大臣に対する届出をしていなかったが、当社元社長室室長（平成18年７月執行役員事業企画本部長に就任。）は、その業務に関し、名古屋及び

大阪支店の営業員に指示し、少なくとも95名の個人顧客等を相手方として、訪問により商品概要及び申込み手順について詳細に記載したパンフレットを交付するなどして当該みなし有価証券の勧誘を行い、両支店で計15名の顧客に対して27口を取得させ、27百万円の払込みを受けていたことが認められた。

・　勧告年月日

　　平成18年12月22日

・　勧告対象

　　当社及び外務員１名

・　行政処分の内容

①　業務停止命令

イ　全店舗における全ての金融先物取引業務の停止１か月間

ロ　全店舗における有価証券の募集に係る業務の停止１週間

②　業務改善命令（イ　今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ　法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること、ハ　内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること、ニ　社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること）

（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした２（2）の**「取引一任勘定取引の受託契約等を締結する行為」**、２（3）の**「受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為」**及び２（4）の**「受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為」**に係る処分を含む。

・　外務員処分の内容

　　元社長室室長　職務停止４週間

（2）取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第42条第１項第５号違反〕

○　**日本アジア証券株式会社**エクイティ営業部歩合外務員は、その業務に関し、平成15年12月25日、平成16年４月27日及び28日に、複数の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数又は価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年12月26日から平成18年３月17日までの間、取引を執行した。

・　勧告年月日

　　平成18年10月20日

・　勧告対象

　　当社及び外務員１名

・　行政処分の内容

　　業務改善命令（イ　法令等遵守に係る経営姿勢を明確にすること、ロ　今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ハ　内部管理体制の見直しを図り、法令違反の根絶に向けた再発防止策（具体的達成方法、達成時期及び社内規程等の整備や全職員に対する法令遵守の徹底を図るための措置を含む。）を講じること、ニ　社内検査体制の充実・強化のための方策を講じること）

・　外務員処分の内容

　　エクイティ営業部歩合外務員　職務停止８週間

（3）上場有価証券の相場を変動させる目的をもって、当該上場有価証券に係る買付け又は売付け

をする行為〔証取法第42条第１項第９号違反〕

○　**永和証券株式会社**大阪株式債券部ディーラーは、その業務に関し、平成17年９月13日から平成18年２月１日までの間、５銘柄の上場株式に係る自己売買取引において、自らの売買取引を有利に導くため当該上場株式の相場を変動させる目的をもって、約定させる意図のない当該株式に係る買付け又は売付けの注文の発注を８件行った。

・　勧告年月日
　　平成19年５月22日
・　勧告対象
　　当社及び外務員１名
・　行政処分の内容
　　業務改善命令（イ　今般の法令違反行為の責任の所在の明確化を図ること、ロ　取引の公正性を確保するための売買管理態勢の抜本的な見直しを図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策（全役職員に対する法令遵守の徹底を図るための措置を含む。）を講じること、ハ　社内監査態勢の充実・強化のための方策を講じること）
・　外務員処分の内容
　　未定

(4) 有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔証取法第42条第１項第10号に基づく行為規制府令第４条第１号違反〕

○　**野村證券株式会社**京都支店資産管理一課長は、平成17年10月から平成18年４月までの間、仕組債の買付勧誘をするに際し、10顧客（買付件数13件）に対し、当該債券の元本き損リスクという重要な事項につき、虚偽の表示をし又は誤解を生ぜしめるべき表示による説明を行った。

・　勧告年月日
　　平成19年２月19日
・　勧告対象
　　外務員１名
・　外務員処分の内容
　　資産管理一課長　職務停止３週間

(5) 証券会社の職員による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買〔証取法第42条第１項第10号に基づく行為規制府令第４条第５号違反〕

○　**ＫＯＢＥ証券株式会社**第三営業本部長（当時）は、平成15年11月14日、妻が唯一の取締役を務める有限会社の名義で当社に証券取引口座を開設した上で、平成15年11月17日から平成17年６月14日までの間、当該口座を利用して、自ら銘柄、株数、価格及び売買の別を決定し、当該決定に基づく注文を当社の担当者に対して発注することにより、専ら投機的利益の追求を目的として株式の売買を行った。

・　勧告年月日
　　平成18年12月19日
・　勧告対象
　　外務員１名
・　外務員処分の内容
　　未定

(6) 内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をする行為〔証取法第42条第１項第10号に基づく行為規制府令第４条第８号違反〕

○ **大和証券株式会社**姫路支店投資銀行業務担当課長代理Ａは、その業務に関し、Ｂ社及びＢ社役員により行われたＢ社株式に係る内部者取引のうち、Ｂ社役員による平成17年10月４日及び６日の当社姫路支店に開設されたＣ社名義口座での計２回、1,500株の買付注文について、以下の事情から、証取法第166条第１項の規定に違反するおそれのあることを認識していたにもかかわらず、委託注文書を徴求するなどの必要な対応をとることなく、買付注文を受託していた。

① Ｃ社名義口座開設の経緯等から、同口座がＢ社役員の借名口座ではないかとの疑念を抱いていたこと。

② 買付注文受注時点において、Ｂ社に株式分割を行うという公表されていない重要事実が存在することを認識していたこと。

③ 買付注文が、Ｂ社役員の指示によるものではないかとの疑いを持っており、かつ、同社の他の役員により発注されたものであったこと。

・ 勧告年月日

平成18年11月22日

・ 勧告対象

当社及び外務員１名

・ 行政処分の内容

① 姫路支店の業務のうち証取法第166条の規制の対象となる有価証券の売買に係る受託業務の停止２日間

② 業務改善命令及び是正命令（イ 姫路支店における内部管理体制の抜本的な見直しを図ること、ロ 今回の行政処分の原因となった事実に係る責任の所在の明確化を図ること、ハ 当社の支店における内部管理体制のあり方について検証するとともに、再発防止策を策定し、実施すること、ニ 研修等により全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること）

（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした（9）の**「顧客の有価証券の売買に関する管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でないと認められる状況」**及び（14）の**「本人確認法上の本人確認を行わないまま、顧客の有価証券の売買の注文を受託する行為」**に係る処分を含む。

・ 外務員処分の内容

投資銀行業務担当課長代理　職務停止８週間

(7) 法人関係情報に基づいて、自己の計算において有価証券の売買をする行為〔証取法第42条第１項第10号に基づく行為規制府令第４条第10号違反〕

○ **三菱ＵＦＪ証券株式会社**常務取締役（当時）は、平成17年７月28日、Ａ社がＢ社の発行済株式の５％以上の買付けを検討している旨の公表されていない情報（以下「本件法人関係情報」という。）をその業務に関して知り、当社は当該役員の指示により、同日、本件法人関係情報に基づいて、自己の計算においてＢ社株式を買い付けた。

・ 勧告年月日

平成19年１月29日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

業務改善命令（イ　今般の行政処分を踏まえ、内部管理体制のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること、ロ　上記を踏まえ、再発防止策を策定し、実施すること、ハ　役職員の法令遵守意識を高め、適正な業務運営を遂行するために必要な研修等を実施すること）

(8) 著しく不適当な引受価額での引受け〔証取法第43条第２号に基づく行為規制府令第10条第３号違反〕

○　**エイチ・エス証券株式会社**公開引受部長（当時）は、Ａ社の新規上場の際の株式公募及び当社によるＡ社株式の主幹事会社としての引受けに関して、Ａ社との交渉を取り仕切っていたところ（当該引受けに関しては、Ａ社代表取締役社長の意向を受けて、従前関与していた当社引受審査部の社員は引受審査手続から外されており、実質的には、同人が単独で引受審査を行うとともに、Ａ社との間での公募価格・引受価額等に関する交渉を取り仕切っていたことが認められるところ）、同人は、Ａ社代表取締役社長が「公募価格は、時価総額100億円となる価格が妥当と考えている」、「当社からは、公募価格としてより高い金額を従前から提示されてきており、価格引下げには応じられない」、あるいは、「公募価格は、最低でも、Ａ社が従前発行していたストックオプションの行使価額を上回らなければならない」旨主張してくる中で、上場公募時の有価証券届出書に記載される想定公募価格（発行価格）を設定する際に、「引受実績を作るという観点からしても、この段階で主幹事からおりるべきではない」と考え、Ａ社の上場公募における主幹事会社たる地位を維持するべく、当該想定公募価格（発行価格）を、当社算定のＡ社株式の理論価格（当該理論価格は、算定の際に用いられた１株当たりの予想純利益（予想ＥＰＳ）が、当社がその引受審査において十分に策定根拠の妥当性について検証していない利益計画に基づき算出されたものであることからして、少なくとも不当に低いものではないものと評価される。）を著しく上回る金額（当該金額はＡ社が従前発行していたストックオプションの行使価額を若干上回る金額となっている。）とすることに同意した。

その後、当社は、Ａ社とともに、機関投資家に対してプレヒアリングを行い、その際、機関投資家は「望ましいと思われる公募価格」を提示してきているところ、当該価格は、上記の想定公募価格に沿う形でより高い価格に誘導され、かつ、これにより、プレヒアリングの結果を踏まえて設定されたブックビルディングの仮条件もより高い価格帯に設定されたものと認められる状況において、当社は、その取締役会において上記理論価格を著しく上回る価額でＡ社公募株式の引受けを行うことを決議し、その後、当該引受価額で引受けを行った。

・　勧告年月日
　　平成19年３月23日
・　勧告対象
　　当社及び外務員１名
・　行政処分の内容
　　業務改善命令（イ　今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ　法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること、ハ　引受業務審査体制の充実・強化を図るとともに、再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること）
・　外務員処分の内容
　　未定

(9) 顧客の有価証券の売買に関する管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でないと認められる状況〔証取法第43条第２号に基づく行為規制府令第10条第４号違反〕

○ **大和証券株式会社**姫路支店投資銀行業務担当課長代理Ａは、その業務に関し、上記（6）のとおり、内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をしていたものであるが、姫路支店長Ｄ（在籍期間：平成13年４月から平成16年12月まで。）及びその後任の支店長Ｅ（同：平成16年12月から平成18年３月まで。）は、以下のとおり、内部者取引を防止するための十分な対策を講じないまま業務を行っていた。

① 支店長Ｄは、その業務に関し、以下のとおり、内部者取引を防止するための十分な対策を講じていなかった。

イ 社内では投資銀行業務担当者が有価証券の売買取引の受託担当となることを運用上、原則として禁止する指導が行われているにもかかわらず、課長代理ＡがＣ社名義口座からの売買注文の受託を担当することを指示、容認していた。

ロ Ｃ社名義口座でのＢ社株式の売買等に関し、内部者取引等の観点から注意を要するとの懸念を持っていたことから、課長代理Ａに対しては内部者取引等には注意するよう指示していたとするものの、同支店の内部管理責任者等に対しては同様の指示はしておらず、また、自ら同口座でのＢ社株式の売買等についての確認等を行っていなかった。

② 支店長Ｅは、その業務に関し、Ｃ社がＢ社の紹介顧客であり、Ｂ社株式の買付けを継続して行っていること、課長代理ＡがＣ社名義口座からの売買注文の受託を担当していること、及び上記（6）②の重要事実が存在することを認識していたにもかかわらず、内部者取引を防止するための十分な対策を講じていなかった。

・ 勧告対象

当社及び外務員２名

・ 外務員処分の内容

支店長Ｄ　職務停止８週間

支店長Ｅ　職務停止８週間

（注）勧告年月日及び行政処分の内容については、（6）の**「内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をする行為」**を参照。

（10）証券業に係る電子情報処理組織の管理が不十分な状況〔証取法第43条第２号に基づく行為規制府令第10条第11号〕

○ **① 適切な再発防止策を講じていない状況**

楽天証券株式会社は、金融庁長官から平成17年11月16日、「証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況に該当する。」との理由で業務改善命令を受け、同命令に基づき、12月15日、「証取法第56条第１項の業務改善命令に基づく報告について」を金融庁長官に提出し、システム障害の未然防止のための改善策などを実施するとし、最終的に、平成18年５月19日、金融庁長官に対し「システム増強策等に関する報告について」を提出し、先の報告に基づく改善が終了した旨の報告を行った。

ところが、当社では、全顧客又は特定のサービス利用顧客などに影響を与えたシステム障害を含め、依然システム障害が発生しており、以下に述べるとおり、システム障害の未然防止のための管理が十分とは認められない状況にある。

第一に、システム障害の理由は品質管理のためのレビューの不足であり、再発防止策として当該レビューを実施する必要があったにもかかわらず、十分なレビューを実施せず、その結果システム障害を発生させた。

第二に、キャパシティ管理などの運用管理態勢の強化が必要だったにもかかわらず、バッテリーの容量不足に伴うシステム障害を発生させるなどしており、システムの安定稼働を確保するための運用管理態勢の強化が図られたものとは認められない。

第三に、システム障害時の情報を蓄積し、原因の究明を実施する必要があったにもかかわらず、システム障害の再発防止に活用するために必要な「トラブル事態報告書」が作成されていない、若しくは、作成されていても一連の対応を管理するための管理表への記載漏れを起こしているなど、管理に不備が認められる。

② システムリスク管理態勢が不十分な状況

上記①の事実によれば、当社のシステムリスク管理態勢には、以下に述べるとおり不備が認められる。

第一に、「トラブル事態報告書」の作成が不徹底で、経営者に対する報告が漏れているものが複数あるなど、システムリスクに関する情報の経営者に対する報告態勢が、適切なものとは認められない。

第二に、品質管理のためのレビュー態勢、良質な電源を確保するための電源管理態勢の見直しがされずにシステム障害を引き起こしているなど、システムリスク管理態勢は、重要な部分について、必要な見直しがされておらず、その実効性が維持される態勢とはなっていない。

第三に、バッチ処理の終了時刻の遅延を原因とする、顧客からの注文受付の停止という障害発生時に、顧客に対し必要な情報を開示しておらず、システム障害発生時に顧客の混乱を防ぐための適切な措置を講じたとは認められない。

・ 勧告年月日

平成19年６月５日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

業務改善命令（イ　平成17年９月26日以降、数度にわたり当局に報告したシステム障害の再発防止策が十分に機能しなかった原因を究明し、当該再発防止策の見直しを含めた実効性のあるシステム管理態勢の整備を図り、その実行状況を報告すること、ロ　システムリスク管理態勢について、指摘内容を踏まえた態勢整備を図るとともに、その実行状況を報告すること、ハ　今回の行政処分の原因となった事実に係る経営陣の認識を改め、経営管理態勢を充実・強化するとともに、責任の所在の明確化を図ること、ニ　役職員の電子情報処理組織の管理意識を高め適正な業務運営を遂行するために必要な体制の整備（人材の確保など）及び研修等を実施すること）

（11）検査を拒み、忌避する行為〔証取法第59条第１項違反〕

○ ① 代表取締役社長による検査を拒む行為

平成19年１月11日（木曜日）、**東京プリンシパル証券株式会社**代表取締役社長は、証券監視委の検査官から、証取法、金先法及び本人確認法の規定に基づく検査を実施する旨の告知を受けたが、今日は協力できない等として検査を拒んだ。主任検査官は社長を説得し続けたが、社長はこれを拒み続けたため、検査官はやむを得ず当社を退社した。

その後当社は、「臨時株主総会を開催し、議決したものである。」として、同日、関東財務局長に対し、法定の公告等を行わないまま、「証券業の廃止届出書」を発送した。（翌１月12日に到達。）

翌１月12日（金曜日）、検査官は、検査のため再び当社を臨店した。しかしながら、当社の店頭に休業とする旨の張り紙が貼り付けられており、検査に着手することができなかった。（なお、前日、検査官が臨店した時は、当社より「翌日休業」との話はなかった。）

翌週の１月15日（月曜日）、検査官は検査のため三たび当社を臨店したが、社長は、対応する人間がいない等として検査を拒んだ。主任検査官は社長を説得し続けたが、社長はこれを拒み続けたため、検査官はやむを得ず当社を退社した。

以上の状況であったことから、検査官は平成19年１月15日（月曜日）まで検査に着手することができなかった。

なお、翌１月16日（火曜日）、検査官は四たび当社を臨店し、検査を実施する旨を告知したところ、社長から、協力する旨の発言があったため、検査に着手した。

②　監査役による検査を忌避する行為

上記①のような状況の中で、当社監査役は、平成19年１月13日（土曜日）、当社備付けのシュレッダーを用いて、当社の証券業に関連する書類を裁断した。

・　勧告年月日
　　平成19年５月９日
・　勧告対象
　　当社
・　行政処分の内容
　①　証券業について（イ　平成19年１月12日付で発出した業務改善命令については、当分の間継続することとし、会社財産を処分する場合には、その都度、当局の了解を得ること、ロ　顧客から、証券業に関し、取引が結了していないとの申出を受けた場合には、その内容を遅滞なく当局へ報告すること）
　②　金融先物取引業について（顧客から、金融先物取引業に関し、取引が結了していないとの申出を受けた場合には、その内容を遅滞なく当局へ報告すること）

（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした２（6）の**「検査を拒む行為」**に係る処分を含む。

（12）社内規則で定められた配分禁止顧客への新規公開株式の配分〔証取法第64条の５第１項第２号（外務員の職務に関する著しく不適当な行為）該当〕

○　**ＫＯＢＥ証券株式会社**代表取締役社長（当時）は、平成16年３月、当社が主幹事会社としてその新規公開に関与した株式会社の新規公開株式について、当社における配分上限株式数である10株を、社内規則により配分が禁止されていた社長の親族である妻の姉に対して配分するよう、妻の姉を担当していた当社の営業員に指示し、妻の姉をして同株式10株を取得させた。また、社長は、平成16年３月、当該新規公開株式10株を、妻の父に対して配分するよう、妻の父を担当していた当社の営業員に指示し、妻の父をして同株式10株を取得させた。

・　勧告対象
　　外務員１名
・　外務員処分の内容
　　未定

（注）勧告年月日については、（5）の**「証券会社の職員による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」**を参照。

（13）投資信託に係る取引一任勘定取引契約の締結〔証取法第65条の２第５項において準用する同法第64条の５第１項第２号（外務員の職務に関する著しく不適当な行為）該当〕

○　**株式会社福岡銀行**天神町支店課長代理は、平成17年７月５日に顧客との間で、投資信託受益証券に係る取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、投資信託受益証

券の取得・売付けの別、銘柄及び数の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同日から平成18年１月６日までの間、当該契約に基づき投資信託受益証券に係る取引を執行した。

・　勧告年月日
　　平成19年５月11日
・　勧告対象
　　外務員１名
・　外務員処分の内容
　　未定

（14）本人確認法上の本人確認を行わないまま、顧客の有価証券の売買の注文を受託する行為〔本人確認法第３条第１項違反〕

○　**大和証券株式会社**姫路支店投資銀行業務担当課長代理Ａは、その業務に関し、上記（6）①のとおり、Ｃ社名義口座がＢ社役員の借名口座ではないかとの疑念を抱いていたにもかかわらず、当該口座について形式的な本人確認を行ったのみで、本人確認法に定める本人確認を行っていなかった。

・　勧告対象
　　当社及び外務員１名

（注）勧告年月日、行政処分の内容及び外務員処分の内容については、（6）の**「内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をする行為」**を参照。

2　金融先物取引業者に対する検査結果に基づく勧告

（1）広告において表示すべき事項を表示していない行為〔金先法第68条第１号から第４号まで及び同条第５号に基づく金先法施行令第13条第２号違反〕

○　**リテラ・クレア証券株式会社**執行役員インターネット企画部長は、その業務に関し、平成18年３月31日から10月１日までの間、約58千通送付したダイレクトメールのほか６種類の媒体によりその行う金融先物取引業務についての広告を行うに際し、金先法第68条に基づき表示すべき事項を表示しないまま広告を行っていた。

・　勧告年月日
　　平成19年２月９日
・　勧告対象
　　当社及び外務員１名
・　行政処分の内容
　　業務改善命令（イ　今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ　広告審査に係る内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定すること、ハ　社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること）
・　外務員処分の内容
　　執行役員インターネット企画部長　職務停止３週間

（2）取引一任勘定取引の受託契約等を締結する行為〔金先法第76条第３号違反〕

○　日本ファースト証券株式会社は、平成17年７月１日から平成18年３月17日までの間、顧客26名との間で、外国為替証拠金取引の受託につき、取引対象通貨、取引の数量、約定数値、売買の別及び既に成立している取引を期限前に決済することについて、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする受託契約を締結した上で、平成17年７月１日から平

成18年４月28日までの間、取引を執行した。

・　勧告対象

当社

（注）勧告年月日及び行政処分の内容については、１（1）の**「届出されていないみなし有価証券を募集により取得させる行為」**を参照。

(3) 受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為〔金先法第76条第４号違反〕

○　**日本ファースト証券株式会社**は、平成17年８月25日から平成18年３月13日までの間、外国為替証拠金取引の受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない顧客16名に対し訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結の勧誘を行った。

・　勧告対象

当社

（注）勧告年月日及び行政処分の内容については、１（1）の**「届出されていないみなし有価証券を募集により取得させる行為」**を参照。

○　**インタープラスト株式会社**代表取締役社長は、その業務に関し、常務取締役管理統括本部長等との協議の場において、平成18年１月、収益拡大を図るため、レバレッジ１倍の外国為替証拠金取引の取扱いを２月１日から開始し、当該取引を金融先物取引の受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し勧誘することで新規顧客を獲得することを決定した。

これを受け、当社取締役営業本部長は、その業務に関し、新規顧客の開拓業務を担当する営業員に対し、電話帳から無作為に抽出した者に架電して当社の概要及び当該取引の内容を説明するよう指示し、更にその説明を行う際、レバレッジ10倍程度の外国為替証拠金取引の内容を説明しても良いと伝え、それらを実行させることにより、平成18年２月１日から10月12日までの間、受託契約等の締結の勧誘を要請していない一般顧客に対し、受託契約等の締結を勧誘させた。

・　勧告年月日

平成19年２月９日

・　勧告対象

当社及び外務員２名

・　行政処分の内容

①　全ての金融先物取引業務の停止１か月

②　業務改善命令（イ　今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ　法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること、ハ　内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること、ニ　社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること）

（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした（4）の**「受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為」**及び（5）の**「金融先物取引について生じた顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為」**に係る処分を含む。

・　外務員処分の内容

代表取締役社長　　外務員の登録取消し

取締役営業本部長　職務停止２年

○　**エース交易株式会社**大阪外国為替部部長は、その業務に関し、平成17年７月１日以降、同人が所掌する同部第一課及び第二課の営業員に対し、外国為替証拠金取引の受託等を内容とする契約（以下「受託契約等」という。）の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、受託契約等の締結のための勧誘を指示していた。

それを受け、同部第一課課長ほか２名及び同部第二課課長ほか２名の営業員は、その業務に関し、平成17年７月１日から平成18年11月20日までの間、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客109名に対し、架電により受託契約等の締結の勧誘を行った。

また、本店第一外国為替部部長においても、その業務に関し、平成17年７月１日以降、同人が所掌する同部第一課の営業員に対し、大阪外国為替部部長と同様の指示を行っており、それを受けた同課係長ほか１名の営業員が、その業務に関し、平成17年７月８日から平成18年６月７日までの間、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客８名に対し、架電により受託契約等の締結の勧誘を行った。

加えて、本店第二外国為替部においても、同部第二課主任ほか３名の営業員が、その業務に関し、平成17年８月頃から平成18年10月末頃までの間、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客８名に対し、架電により受託契約等の締結の勧誘を行った。

・　勧告年月日

平成19年６月20日

・　勧告対象

当社及び外務員13名

・　行政処分の内容

①　全店舗における金融先物取引業務のうち、新規顧客の勧誘及び新規口座の開設に係る業務の停止１か月

②　業務改善命令（イ　今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ　法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること、ハ　内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること、ニ　社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること）

（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした（4）の**「受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為」**に係る処分を含む。

・　外務員処分の内容

未定

○　**①　本店営業部理事部長による不招請勧誘**

朝日ユニバーサルＦＸ株式会社本店営業部理事部長は、その業務に関し、平成18年３月31日頃、本店営業部主任に対し、顧客の過去の取引履歴を確認することなく作成した「預り金残高がなく、過去に取引があった顧客もしくは口座開設のみの顧客で、取引の再開や新規受注が見込める顧客」の一覧表を用いて架電により金融先物取引の受託契約等を内容とする契約の締結の勧誘を行うことを指示した。

これを受け、営業部主任は、その業務に関し、平成18年４月４日、４月11日及び５月17日に、受託契約等の締結の勧誘の要請をしておらず、金先法第76条に基づく金先法施行規則第23条第６項第１号に定める「金融先物取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前１年間に、２以上の金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の金融先物取引の残高を有する者に限る）」にも該当しない６名の一般顧客に対し、受託契約等の締結の勧誘を行った。

② 元本店営業部次長による不招請勧誘

朝日ユニバーサルＦＸ株式会社元本店営業部次長（当時。平成18年７月以降は名古屋支店営業部次長。）は、その業務に関し、以前勤務していた商品先物取引会社（以下「前勤務先」という。）において商品取引の営業のために使用していた顧客ノート等を用い、平成18年１月から６月までの間、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない６名の一般顧客に対し架電や訪問を行うことにより受託契約等の締結の勧誘を行った。

また、同人は、その業務に関し、平成18年３月頃及び７月頃、前勤務先の営業員から店頭金融先物取引に興味を持っていることを教えられた顧客について、同営業員から聞き取った当該顧客の電話番号へ架電し、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない２名の一般顧客に対し、受託契約等の締結の勧誘を行った。

③ 元名古屋支店営業部副長による不招請勧誘

朝日ユニバーサルＦＸ株式会社元名古屋支店営業部副長（当時）は、その業務に関し、平成18年８月から10月までの間、以前勤務していた商品先物取引会社の在職中に商品先物取引に係る勧誘を行ったことがある10名の一般顧客に対し、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていないにもかかわらず、訪問することにより受託契約等の締結の勧誘を行った。

・ 勧告年月日
　平成19年６月21日
・ 勧告対象
　当社及び外務員２名
・ 行政処分の内容
　業務改善命令（イ　今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ　内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること、ハ　法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること、ニ　社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること）
・ 外務員処分の内容
　未定

(4) 受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為〔金先法第76条第５号違反〕

○ **日本ファースト証券株式会社**は、平成17年９月５日から11月４日までの間、外国為替証拠金取引の受託契約等を締結しない旨の意思を表示した顧客１名に対し訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結の勧誘を、継続して複数回行った。

・ 勧告対象
　当社

（注）勧告年月日及び行政処分の内容については、１（1）の**「届出されていないみなし有価証券を募集により取得させる行為」**を参照。

○ **インタープラスト株式会社**取締役営業本部長は、その業務に関し、新規顧客の開拓業務を担当する営業員に対し、外国為替証拠金取引の受託契約等の締結の勧誘は相手方から厳しい口調で断られない限り継続するよう日常的に指導し、それを実行させることにより、平成17年７月１日から平成18年10月12日までの間、受託契約等の締結をしない旨の意思を表示した顧客に対し、当該勧誘を継続させていた。

・　勧告対象

当社及び外務員１名

（注）勧告年月日、行政処分の内容及び外務員処分の内容については、(3）の**「受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為」**を参照。

○　**エース交易株式会社**大阪外国為替部第二課主任は、その業務に関し、新規顧客を獲得するため、平成18年春頃、顧客１名に対し電話をかけて不招請勧誘を行うとともに、以降、顧客が受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、継続して訪問し又は電話をかけて新規口座の開設を勧めるなど、再勧誘を行っていた。

また、本店第一外国為替部第一課係長ほか１名も同様に、その業務に関し、平成17年10月初旬頃又は平成18年４月５日、顧客２名に対し電話をかけて不招請勧誘を行うとともに、以降継続して訪問し又は電話をかけて再勧誘を行っていた。

加えて、元本店第二外国為替部第二課主任（当時）においても同様に、その業務に関し、平成17年８月頃、顧客１名に対し電話をかけて不招請勧誘を行うとともに、以降継続して訪問し又は電話をかけて再勧誘を行っていた。

・　勧告対象

当社及び外務員３名

（注）勧告年月日、行政処分の内容及び外務員処分の内容については、(3）の**「受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為」**を参照。

(5）金融先物取引について生じた顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為〔金先法第76条第９号に基づく金先法施行規則第25条第３号違反〕

○　**インタープラスト株式会社**は、顧客から平成17年７月13日から10月４日までの間に行った外国為替証拠金取引について生じた損失について、「当社による不招請勧誘等により発生したものである」として約168万円の支払いを請求された。これに対し、当社は、社内調査の結果顧客が主張するような法令等違反行為の事実は認められなかったにもかかわらず、最終的には顧客の請求に応じ当社における外国為替証拠金取引につき発生した損失の一部を補てんするため金銭を支払うことを決定し、平成17年11月９日、84万円を支払った。

・　勧告対象

当社

（注）勧告年月日及び行政処分の内容については、(3）の**「受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為」**を参照。

(6）検査を拒む行為〔金先法第85条第１項〕

（注）事案の概要は１（11）の**「検査を拒み、忌避する行為」**①の**「代表取締役社長による検査を拒む行為」**記載のとおり。勧告年月日、勧告対象及び行政処分の内容については、１（11）の**「検査を拒み、忌避する行為」**を参照。

(7）金融先物取引業を適正に運営するために必要な内部管理態勢を構築していない状況及び当該状況の下発生した法令違反行為〔金先法第86条該当（金先法第66条第１項、第70条第１項、第71条第１項、第72条第１項、第78条、第80条、第82条第３項及び第95条第２項並びに本人

確認法第３条第１項、第２項及び第４条第１項違反)〕

○　**ＤＩＰ株式会社**は、下記①記載のとおり金融先物取引業を適正に運営するために必要な内部管理態勢を何ら構築することなく当該業務を継続して行っており、その結果、下記②記載のとおり多数の法令違反行為を発生させている。

①　必要な内部管理態勢を構築していない状況

イ　内部管理業務担当者任命の不備等

（イ）　社内規則において、内部管理を担当する者として「内部管理担当役員等」を置くとしているが、代表取締役社長は、業務開始日（平成18年４月３日。以下同じ。）以降、検査基準日（平成18年９月27日。以下同じ。）に至るまで「内部管理担当役員等」を選任していない。

（ロ）　（イ）の結果、社長は実質的に内部管理を指揮統括する立場にあったにもかかわらず、内部管理業務の指揮統括を何ら行っていない。

（ハ）　社内規則において、内部管理に従事する役職者のうちから内部管理責任者を任命するとしているが、社長は、業務開始日から平成18年９月20日までの間、内部管理責任者を任命しなかった。

（ニ）　社長は、平成18年９月21日付で業務管理部次長、営業部長及び群馬営業所長の３名を内部管理責任者として任命したものの、同人達は、内部管理の職務を何ら行っていない。

ロ　業務に係る法令に照らした検証の不備

組織規程上の業務分掌において、金融先物取引業登録（平成18年３月23日）以降４月30日までは監査部（当時。８月１日付で法務部に名称変更。以下同じ。）が、業務分掌を変更した５月１日以降は総務部がコンプライアンスに関する事項を所掌し、業務全般について法令に照らした検証を行うとしているが、両部はいずれも当該検証を全く行っていない。

ハ　内部監査の不備

監査部は、業務開始日以降、内部監査計画の策定及び内部監査を全く行っていない。

ニ　役職員の法令遵守意識を高めるための方策の不備

社長は、業務開始日以降、会議や研修等役職員の法令遵守意識を高めるための方策を何ら採っていない。

②　認められた法令違反行為

イ　標識の掲示に係る不備

ロ　契約締結前に交付すべき書面に係る記載すべき事項の未記載

ハ　成立した取引に係る書面の未交付

ニ　委託証拠金の受領に係る書面の未交付

ホ　業務に関する帳簿書類の未作成等

ヘ　公衆の縦覧に供する説明書類の未作成

ト　自己資本規制比率を記載した書面の未作成

チ　外務員登録を受けていない者による受託契約等の締結の勧誘

リ　本人確認等義務違反

・　勧告年月日

平成19年６月21日

・　勧告対象

当社

・　行政処分の内容

業務改善命令(イ　内部管理態勢の構築・充実のための抜本的な方策を講じること、ロ　法令遵守に係る責任の所在を明確化すること、ハ　法令違反の再発防止のための具体的方策を策定するとともに、全社的な法令等遵守態勢を確立すること、ニ　内部監査機能の実効性を確保すること)

3　投信・投資顧問業者等に対する検査結果に基づく勧告

(1) 物価連動型米国債の約定処理に係る忠実義務違反〔投信法第14条第１項違反〕

○　**安田投信投資顧問株式会社**は、自社で設定をし、その運用を外部委託している投資信託において、当該外部委託先が、平成17年９月28日、本件投資信託の信託財産として物価連動型米国債を買い付けた際に、受託事務を取り仕切る再委託先の信託銀行において当該債券を投資信託協会が規定する方法で計理処理できないことが判明したことから、10月５日、当該債券の買付けをキャンセルするよう運用の外部委託先に対して指示した。当該指示を受けて、同日、当該外部委託先が当該債券の反対売買を行い、その結果、12,578.12米ドルの売却損が生じたところ、当社は、12月27日になって、自社において補てんすべきであった当該損失をあえて本件投資信託における損失として計上し、その結果、本件投資信託を主要な投資対象としている投資信託の受益者に相応の損失を被らせた。

・　勧告年月日

平成18年10月12日

・　行政処分の内容

業務改善命令（イ　本件米国債の処理に関する事実関係を明らかにするとともに、当該処理に係る経営陣の関与や運用の外部委託先及び受託銀行（業務の委託先を含む。）との関係を含めた業務運営上の問題点を明確にした上で、実効性のある再発防止策を策定すること、ロ　内部管理態勢の見直しを図ること、ハ　法令等遵守に係る経営姿勢の明確化を図ること）

(2) 新規公開株式の恣意的な配分（忠実義務違反）〔投信法第14条第１項違反〕

○　**ピクテ投信投資顧問株式会社**は、投資信託財産及び投資一任契約資産（以下、これら２つを総称して「運用資産」という。）の運用における新規公開株式への投資に当たって、平成13年12月以降、原則として運用資産の資産規模に応じた配分をする（以下「本件配分方針」という。）こととしていたが、配分を担当している運用部門の責任者において、本件配分方針に基づく配分を行わなければならないという認識が次第に希薄化し、パフォーマンスへの寄与度が大きくなるとの理由で資産規模の小さな運用資産に集中的に配分したり、パフォーマンスが相対的に低下した運用資産の改善策として一定期間に集中的に配分を行ったりするなど、本件配分方針を無視するような公平性を欠く配分を繰り返し行った。

・　勧告年月日

平成19年６月29日

・　行政処分の内容

①　新たな投資信託契約及び新たな投資一任契約の締結禁止１か月

②　業務改善命令（イ　資産運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理態勢の構築、並びにこれらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること、ロ　特に、複数の運用資産間における約定結果の配分（新規公開銘柄を含む）に際しては、法令諸規則や社内規定等に則った公平な配分が

行われているか等についてチェックする体制を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること、ハ　今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること）

(3) 投資法人資産運用業に係る善管注意義務違反〔投信法第34条の２第２項違反〕

○　**株式会社ダヴィンチ・セレクト**は、ＤＡオフィス投資法人との間で締結した資産の運用に係る委託契約に基づき行っている当該投資法人の資産の運用において、当該資産に組み入れる不動産の取得時に行うべき資産の評価手続き等の際に、鑑定を依頼した不動産鑑定業者に対し適切な資料を提示しなかっただけでなく、適切な資料を提示しなかったことによって算定された鑑定評価の内容を確認しなかったことなどから、誤った鑑定評価内容が看過され、結果として過大に算定された鑑定評価額を基に投資法人の資産の取得を行うなどしていた。

・　勧告年月日

平成19年２月14日

・　行政処分の内容

①　新たな資産運用委託契約の締結禁止３か月

②　業務改善命令（イ　投資信託委託業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理態勢の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること、ロ　特に、投資法人の運用資産の取得・運用に際しては、適切な鑑定評価額に基づいた物件取得を行うため、鑑定業者へ提供する資料の適切性や、当該資料の鑑定評価への反映状況についてチェック等を行う態勢を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること、ハ　今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること）

(4) 著しく事実に相違する表示等のある広告をする行為〔投資顧問業法第13条第２項違反〕

○　**ＯＥＳＬ投資顧問株式会社**は、契約の締結の勧誘を目的に、電話帳等から無作為に抽出した多数の者（以下「見込客」という。）に架電し、当社の概要及び行っている投資顧問業の内容に加え、助言実績等を記載した資料（以下「広告物」という。）の送付の諾否を確認し、承諾を得た見込客に対し、広告物を郵送等により配付している。

しかし、当該広告物について、平成18年７月13日以降、当社は、助言を行ったことがない株式について、「当社のリサーチにより業績回復予想をたて、平成18年１月30日に買推奨を行い、４月28日に売推奨を行っており、その間の値上がり率が26％となっている」旨の、あたかも助言を行ったかのような著しく事実に相違する表示で、かつ、助言内容について当社が行った助言に従えば26％の利益が得られたかのように顧客を著しく誤認させるような表示のある広告物を作成し、57名の見込客に配付した。

・　勧告年月日

平成18年10月３日

・　行政処分の内容

登録の取消処分

（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした（6）の**「顧客を相手方とした証券取引行為」**及び（7）の**「顧客からの金銭の預託の受入れ」**に係る処分を含む。

○　**①　ホームページにおける著しく事実と相違する表示**

ファイナンシャル・リーダー株式会社は、投資顧問業者としての登録を受けた平成16年８月25日以降、順次「黄金のポートフォリオ」、「勝つ為の投資研究所」及び「パワー投資研究所」という３種類のホームページを作成・公開し、その行う投資顧問業に関して広告を行っており、当該ホームページには、「過去の紹介銘柄一覧」を記載し、当社が投資顧問契約を締結した顧客に対して推奨した銘柄の一部（以下「掲載銘柄」という。）であるとして「推奨銘柄」、「買推奨日」等を掲載している。

今回検査において、平成18年12月４日現在における掲載銘柄の助言実績を検証したところ、「黄金のポートフォリオ」に掲載している68件（62銘柄）のうち34件（31銘柄）については助言実績が全くなく、12件（12銘柄）については当社が掲載した「買推奨日」に助言を行っていないことが認められ、「勝つ為の投資研究所」に掲載している68件（62銘柄）のうち34件（31銘柄）については助言実績が全くなく、13件（12銘柄）については当社が掲載した「買推奨日」に助言を行っていないことが認められ、「パワー投資研究所」に掲載している56件（51銘柄）のうち34件（31銘柄）については助言実績が全くなく、12件（12銘柄）については当社が掲載した「買推奨日」に助言を行っていないことが認められたものであり、当社は、投資顧問契約に基づく助言の実績について著しく事実に相違する表示を行っていたと認められる。

② メールによる著しく事実と相違する表示

当社は、平成16年８月25日以降、投資顧問契約を締結した多数の顧客に対して同一内容のメールを送付し、当該メールに「ゴールド会員制度　勝率80%、平均上昇率170%、ダイヤモンド会員制度　勝率95%、平均上昇率240%」（「黄金のポートフォリオ」）、「特別銘柄及びプラチナ銘柄　勝率99%、平均上昇率170%」（「勝つ為の投資研究所」）、「特別会員制度　勝率80%、平均上昇率170%、エグゼクティブ会員制度　勝率95%、平均上昇率240%」（「パワー投資研究所」）との表示及び助言に従った取引により最大で「8,610万円の利益」等多額の利益が出たとする複数の取引事例の表示を掲載することで助言実績の表示を行い、報酬がより高額な投資顧問契約への変更契約を勧誘している。

しかしながら、今回検査において、当社が平成17年４月１日から平成18年12月１日までの間、1,098名の顧客に対し送付した当該メールに表示された助言実績を検証したところ、当該助言実績が全くないことが認められたものであり、当社は、投資顧問契約に基づく助言の実績について著しく事実に相違する表示を行っていたと認められる。

・　勧告年月日

平成19年５月25日

・　行政処分の内容

①　投資顧問業に係る全業務の停止１か月

②　業務改善命令（イ　今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ　法令遵守に関する管理体制の改善を図ること、ハ　再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること）

○　**株式会社アジアン・ブルー**は、電話帳から無作為に抽出し会員向けレポートを無料で郵送した多数の者について記録簿を作成しており、当該記録簿に記載された見込客のうちファックス番号を把握している57名に対し、平成18年７月６日、投資顧問契約の締結の勧誘を目的として当社の連絡先や助言実績等を記載した資料（以下「広告物」という。）をファックス送信により配付した。

当社は、広告物において、上場株式５銘柄について株価が急落することを事前に予測して

売付けの助言を行った旨の助言実績を記載していたが、今回検査において当該助言実績について検証したところ、実際には助言実績が全くなかったものであり、投資顧問契約に基づく助言の実績について著しく事実に相違する表示をしていたと認められる。

・　勧告年月日

平成19年６月20日

・　行政処分の内容

①　投資顧問業に係る全業務の停止２か月

②　業務改善命令（イ　今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ　法令遵守に係る経営姿勢を明確にするとともに、具体的な再発防止策の策定を含む内部管理体制の見直しを図ること、ハ　全職員に対する「法令等遵守の徹底」に係る研修等を実施し、周知徹底を図ること）

（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした（5）の**「顧客に交付すべき書面の未交付等」**、（8）の**「顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為」**、（10）の**「助言の内容を記録した書面の記載不備」**に係る処分を含む。

（5）顧客に交付すべき書面の未交付等〔投資顧問業法第14条、第15条及び第16条違反〕

○　**①　ジェイトレード株式会社**は、平成13年９月４日を基準日とする関東財務局長による検査（以下「前回検査」という。）において、「インターネット閲覧会員」に対する契約締結前の交付書面（以下「14条書面」という。）、契約締結時に交付する書面（以下「15条書面」という。）及び契約を締結している顧客に対し交付すべき書面（以下「16条書面」という。）を作成・交付していないことについて指摘を受け、平成14年１月18日付で関東財務局長へ提出した改善報告書において今後、必要な記載事項を満たした書面を交付していくとしていたが、検査基準日現在において契約を締結している同会員87名全員に対し14条書面を交付しておらず、また、平成17年７月１日から12月31日までにおける同会員61名全員に対し交付すべき16条書面についても交付していなかった。

また、検査基準日現在において契約を締結している同会員87名全員に対し交付すべき15条書面については、必要な記載事項の多くを記載しないまま交付していた。

②　ジェイトレード株式会社は、前回検査において、「特別情報会員」に交付した15条書面に必要な記載事項の一部を記載していないことについて指摘を受け、改善報告書において、今後、必要な記載事項を満たした書面を交付していくとしていたが、検査基準日現在において契約を締結している同会員234名全員に対し交付すべき15条書面について、前回検査において指摘を受けた事項を含む必要な記載事項の一部を記載していなかったほか、「報酬の額」について事実に反する記載を行ったまま交付していた。

また、前回検査において、同会員に16条書面を作成・交付していないことについても指摘を受け、改善報告書において、今後、必要な記載事項を満たした書面を交付していくとしていたが、平成17年７月１日から12月31日までにおける同会員201名全員に対し交付すべき16条書面について、必要な記載事項の一部を記載しないまま交付していた。

さらに、検査基準日現在において契約を締結している同会員234名全員に対し交付すべき14条書面についても、必要な記載事項の一部を記載しないまま交付していた。

・　勧告年月日

平成18年７月７日

・　行政処分の内容

業務改善命令（イ　具体的な再発防止策の策定を含む内部管理体制の見直しを図

るとともに、責任の所在を明確化すること、ロ　法令等遵守に係る経営姿勢を明確にすること、ハ　全役職員に対する「法令等遵守の徹底」に係る研修等を実施し、周知徹底を図ること）

○　**株式会社アジアン・ブルー**は、前回検査において、投資顧問業法第16条に定める「投資顧問契約を締結している顧客に対して交付する書面」を交付していないとの指摘を受け、当局に対し平成16年８月16日付で「専任の事務処理担当者を任命し、16条書面の交付状況のチェック表を作成する」ことなどを骨子とした改善報告書を提出していた。

また、当局に対し平成18年６月29日付で「改善報告書どおり社内体制を整え、再発防止に努めている」とした改善策の実施状況報告書を提出していた。

しかしながら、今回検査において検証したところ、当社は、前回検査実施日である平成16年３月24日以降、平成17年10月1日から平成18年３月31日までを対象とする期間を除き、今回検査基準日である平成19年１月16日までの間に顧客32名に対して交付すべきであった16条書面53件を交付していなかったことが認められた。

なお、当社は、上記改善報告書の改善策を実行していなかった。

（注）勧告年月日及び行政処分の内容については、（4）の**「著しく事実に相違する表示等のある広告をする行為」**を参照。

(6) 顧客を相手方とした証券取引行為〔投資顧問業法第18条違反〕

○　**ＯＥＳＬ投資顧問株式会社**は、平成18年６月23日から８月２日までの間において、顧客４名に対し、投資顧問契約に基づく助言を行うに当たり、当社が当時助言銘柄としていた株式について、実際には取得させる意思がないにもかかわらず、当社を相手方とした買付けを行うことを延べ６回にわたって勧誘し、計４銘柄12千株約7,550千円の株式の売買契約を締結し、7,512千円を受領した。

また、当社は、平成18年７月26日から８月３日までの間において、顧客２名から上記により売買契約を締結した株式について当社を相手方とした売付けの申込みを受け、計３銘柄5,500株約3,163千円の株式の売買契約を締結し、７月26日から８月16日までの間に2,460千円を支払った。

（注）勧告年月日及び行政処分の内容については、（4）の**「著しく事実に相違する表示等のある広告をする行為」**を参照。

○　**ティーツー・キャピタル株式会社**は、投資顧問契約を締結した顧客に対し、契約に基づき未公開株式の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言を行っている。

しかしながら、当社は、助言行為にとどまらず、未公開株式所有者が当該株式の売却を希望した場合には、所有者に対し顧客を相手方とした売付けの交渉を行う一方で、顧客に対し所有者を相手方とした買付けの交渉を行い、両者間での売買契約を成立させるなど、投資顧問業の登録を受けた平成12年７月17日から検査基準日である平成18年12月４日までの間において、顧客36名のために７銘柄130件の未公開株式の売買の媒介を行っていた。

・　勧告年月日

平成19年４月27日

・　行政処分の内容

①　投資顧問業に係る全業務の停止６か月

②　業務改善命令（イ　今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ　法令遵守に関する管理体制の改善を図ること、ハ　再発防止策を策定し、役職員に周知徹底す

ること）

（7）顧客からの金銭の預託の受入れ〔投資顧問業法第19条違反〕

○　**ＯＥＳＬ投資顧問株式会社**は、平成18年３月24日から８月17日までの間において、顧客６名に対し、契約に基づく助言を行うに当たり、当社が実際には行う意思がない資金運用の話を延べ14回にわたって持ちかけ、計42,560千円の金銭の預託を受けた。

（注）勧告年月日及び行政処分の内容については、（4）の**「著しく事実に相違する表示等のある広告をする行為」**を参照。

（8）顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為〔投資顧問業法第22条第１項第４号〕

○　**株式会社アジアン・ブルー**取締役は、顧客１名に対し、平成17年５月16日に上場株式１銘柄の買付助言を行ったが、その数日後から同銘柄は下落に転じており、顧客から、助言を信用して計95万円分を買い付けたが含み損が発生したとして苦情を受けていた。これに対し、取締役は、顧客に「もうしばらく様子を見てください」等と当該株式を継続して保有するよう説得していた。

しかしながら、その後も苦情はおさまらず、顧客は、平成17年６月16日、当社に対し、発生した含み損相当額の穴埋め及び投資顧問契約の解除を申し入れるに至った。これを受け、当社代表取締役社長は、取締役に対して助言の根拠等の確認を行い、助言には何ら問題なかったとの結論に至ったものの、自ら顧客に連絡を取り、契約の解除に応じるとともに、当該契約解除までの期間に相当する報酬額として当社が受け取るべき報酬額の日割額を放棄し、その金額を顧客の含み損の一部に補てんして解決を図ることを申し入れ、６月30日、顧客に対して約71千円の財産上の利益を提供した。

（注）勧告年月日及び行政処分の内容については、（4）の**「著しく事実に相違する表示等のある広告をする行為」**を参照。

（9）新規公開株式の恣意的な配分（忠実義務違反）〔投資顧問業法第30条の３違反〕

（注）事案の概要は（2）の**「新規公開株式の恣意的な配分（忠実義務違反）」**記載のとおり。
勧告年月日及び行政処分の内容については、（2）の**「新規公開株式の恣意的な配分（忠実義務違反）」**を参照。

（10）助言の内容を記録した書面の記載不備〔投資顧問業法第34条違反〕

○　**株式会社アジアン・ブルー**は、前回検査において、投資顧問業法第34条に基づく投資顧問業法施行規則第32条第１項第１号に定める「助言の内容を記録した書面」について、適切に記録されていない旨の指摘を受け、当局に対し平成16年８月16日付で「月に一度、記録状況のチェックを事務処理担当者が行い、社長が再チェックすることによって記録不備を防ぐ」旨の改善報告書を提出していた。

また、当局に対し平成18年６月29日付で「月に一度、事務処理担当者に代わり内部管理担当役員がチェックし、その時点で不備事項があれば営業担当者に修正を求め、その後社長に報告することによって不備を事前に防いでいる」などとした改善策の実施状況報告書を提出していた。

しかしながら、今回検査において検証したところ、当社は、前回検査基準日である平成16年３月24日以降、今回検査基準日である平成19年１月16日までの間、計22名の顧客について、その投資顧問契約の全期間又は一部の期間の助言記録簿を作成・保存していなかった。

なお、当社は、上記改善報告書の改善策を実行していなかった。

（注）勧告年月日及び行政処分の内容については、(4）の**「著しく事実に相違する表示等のある広告をする行為」**を参照。

4　自主規制機関に対する検査結果に基づく勧告

(1）売買審査業務に係る不備〔証取法第153条該当〕

○　**証券会員制法人札幌証券取引所**は、その開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買の審査について、審査対象取引の抽出基準等の具体的な監視及び審査基準を定めていないほか、立会時間内の売買監視及び立会内取引終了後の売買審査も不十分であるなど、多数の不備が認められた。

・　勧告年月日

平成18年９月15日

・　行政処分の内容

業務改善命令（イ　証券監視委から指摘された各事項について、当取引所としてその発生原因や問題点等について分析、検証を行った上で、具体的かつ実効性のある改善策を講じること、ロ　その他、当取引所として必要と認める措置を講じること）

（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした（2）の**「システムリスク管理態勢の不備」**に係る処分を含む。

○　**証券会員制法人福岡証券取引所**は、その開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買の審査について、「重要事実等が公表された銘柄の売買」は「値段又は取引高の変動の状況が不自然な銘柄の取引」として抽出される中に十分に網羅されているものと誤認し、「重要事実等が公表された銘柄の売買」についての具体的な審査基準等を定めておらず、その審査を行っているとは認められない。

・　勧告年月日

平成18年９月15日

・　行政処分の内容

業務改善命令（イ　証券監視委から指摘された各事項について、当取引所としてその発生原因や問題点等について分析、検証を行った上で、具体的かつ実効性のある改善策を講じること、ロ　その他、当取引所として必要と認める措置を講じること）

（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした（2）の**「システムリスク管理態勢の不備」**に係る処分を含む。

(2）システムリスク管理態勢の不備〔証取法第153条該当〕

○　**証券会員制法人札幌証券取引所**は、システムリスクに関する認識が不十分であり、全所的なリスク管理の基本方針が策定されておらず、清算系システムに係る適切なリスク管理態勢が確立されていない。

（注）勧告年月日及び行政処分の内容については、(1）の**「売買審査業務に係る不備」**を参照。

○　**証券会員制法人福岡証券取引所**は、システムリスクに関する認識が不十分であり、全所的なリスク管理の基本方針が策定されておらず、清算系システムに係る適切なリスク管理態勢が確立されていない。

（注）勧告年月日及び行政処分の内容については、(1) の**「売買審査業務に係る不備」**を参照。

○ **株式会社ジャスダック証券取引所**は、システムリスクに関する認識が不十分であり、全社的なリスク管理の基本方針を策定していないなど、その管理態勢が不十分な状況にある。

・ 勧告年月日

平成19年６月19日

・ 行政処分の内容

業務改善命令（イ　証券監視委から指摘された各事項について、ジャスダックとしてその発生原因や問題点等について分析、検証を行った上で、具体的かつ実効性のある改善策を講じること、ロ　その他、ジャスダックとして必要と認める措置を講じること）

第６　平成19事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

平成19事務年度（平成19年７月１日から平成20年６月30日まで）については、平成19年７月、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を以下のとおり定めた。

平成19事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第１　証券検査基本方針

１．基本的考え方

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の基本的使命は、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することであり、市場の仲介者としての役割を担う金融商品取引業者等に対して証券検査（以下「検査」という。）を厳正かつ適切に実施することが、検査に求められる最も重要な役割であり、金融商品取引法施行後も同様である。

金融商品取引業者等は、市場の実情に精通する者として、自らを律して投資者からの信頼や公正・健全な市場の確保のために貢献することが期待されている。自主規制機関や市場インフラ機関等についても同様である。証券監視委は、このような検査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、適切にその使命を果たしていく方針である。しかしながら、現状をみると、多くの検査対象先において、形式的な体制が概ね整いつつあるものの、その実効性が十分に確保できていないなど、検査対象先における自主的な取組みが必ずしも十分に実行されていない状況にある。

一方、金融商品取引法が施行されれば、これまで認可制であった証券会社の元引受業務や投資信託委託業者などが登録制となり、多数の新規参入が見込まれるほか、天候デリバティブ取引などの商品やいわゆる投資・商品ファンドなどの業態が新たに規制対象となり、証券監視委による検査対象は更に拡大されることになる。

また、行政上の対応としては、金融商品取引法第51条により、法令に違反しない場合でも、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができることになる。

このような現状の下、予算や定員といった検査資源の制約があるなかで、証券監視委が効果的・効率的な検査を実施し求められている職務を遂行するためには、これまで以上に

各職員が常日頃から切磋琢磨し、創意工夫を以って真摯に職務に取り組むことが求められている。

以上を踏まえ、平成19事務年度（平成19年７月～20年６月）の検査においては、引き続き、証券監視委の基本的な使命に則り、公正かつ透明性の高い健全な金融商品市場を確立し、市場に対する投資者の信頼を高めることを目指すこととし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする。検査の実施に際しては、証券監視委は、果たすべき責務がさらに増してきていることを認識し、常に市場動向に幅広い関心を持って機動的な対応を行う。同時に、検査対象先の内部統制など自主的な取組みが適切に機能するよう促す観点から、また、検査対象先が顧客や市場に対し誠実に対応することを促す観点から、検査対象先の問題の本質を見極める効果的・効率的な検査を行う。さらに、その結果に基づき、必要に応じ、金融庁等に対し、行政処分について勧告等を行うとともに、新たな市場ルールの整備についても関心をもって、建議を含めた適正な対応を図っていくこととする。

（参考）平成18事務年度検査結果

平成18事務年度（平成18年７月～19年６月）の検査結果をみると、重点項目としていた証券会社の市場仲介機能に関して、「システムリスク管理の不備」や「引受審査態勢の不備」などについて、重大な法令違反あるいは問題点が認められ、行政処分の勧告や建議を行った。このほか、同じく重点事項としていた投資信託委託業者における「忠実義務違反」や「善管注意義務違反」、助言業者による「顧客との証券取引」や「金銭の預託の受入れ」「著しく事実に相違する広告」等の禁止規定違反などの重大な法令違反が認められた。外国為替証拠金取引を扱う金融先物取引業者については、引き続き重点項目としていた「不招請勧誘」等にかかる重大な法令違反が認められた。

これらの法令違反や問題点の主たる発生原因は、検査対象先における内部管理態勢の不備、法令等遵守意識の欠如等である。しかしながら、その根底にあるのは、検査対象先が自らを律して誠実に行動することが求められているにもかかわらずその意識が必ずしも十分でないことや、収益優先のため内部管理体制を形式的に整備することで満足し、その実効性の確保が不十分となっていることにあると考えられる。また、初めて検査を受検した多くの先が客観的な第三者のチェックにさらされていなかったことも背景として挙げられると考えられる。

２．平成19事務年度の検査実施方針

（1）効率的な検査のための事務運営上の重点事項

① リスクに基づいた検査計画の策定

機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定する。具体的には、引き続き常に市場動向等に関心をもって情報収集・分析を行うと同時に、検査対象先の市場における位置付けや抱えている問題点など各種情報・資料を総合的に勘案することにより、検査対象先を弾力的に選定し、検査の優先度を判断する。

また、必要がある場合には各種情報等に基づく機動的な特別検査を実施するほか、市場をめぐる問題や関心事項について横断的なテーマを選定し、共通の課題がある検査対象先に対して特別検査を行う。

② 関係部局等との連携強化

検査の効率性・実効性を高める観点から、以下のように関係部局等との連携を図る。

・ 財務局監視官部門との間では、検査手法や問題意識を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、合同検査の積極化や検査官の交流を含めた相互の連携を図る。

・ 同様の観点から、金融庁検査局との間では、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する同時検査を実施するとともに、情報交換を行うなど、必要な連携を図る。

・ 自主規制機関との間では、業界や自主規制機能の発揮の状況について実態把握に努める観点から、定期的もしくは随時に情報交換を行うなど、必要な連携を図る。

・ 監督部局との間では、証券監視委事務局と監督部局が適切な役割分担のもとで、監督を通じて把握された検査に有効な情報や、検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、適切な連携を図る。

・ 外国証券規制当局との間では、クロスボーダー取引や、これらを多く受託する外資系の検査対象先や海外にも拠点を置く本邦の検査対象先に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。

③ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直しの公表

金融商品取引法の施行までに、効率的かつ効果的な検査の実施や検査対象先の負担軽減等の観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた「証券検査に関する基本指針」や、検査の着眼点等を定めた「証券検査マニュアル」等を改訂し、行政の透明性確保の観点から公表する。

(2) 深度ある効果的な検査のための検査実施上の重点事項

① 問題の本質を把握するための着眼点

検査の実施に際しては、単に表面上の事象を形式的に扱うのではなく、その背景にある行為者の目的・意図や組織風土に着目して深く掘り下げるとともに、複数の情報・資料の関連性を考慮して総合的に分析することにより、深度ある検査を実施する。

特に、新たな検査対象先や登録金融機関など、金融商品取引に関する規制になじみの薄い業者や金融商品取引業以外の業務が主たる業務である業者においては、その組織風土に着目した検証を行う。

② 内部統制からのアプローチ

検査において認められた業務運営上の問題については、その事実関係や経緯等を分析することにより、法令に抵触するか否かにとどまらず、検査マニュアル中の[金融商品取引業者等のあるべき姿]を想定しつつ、検査対象先の内部統制面からも検証する。内部統制のあり方は検査対象先の姿勢を把握する上で重要な要素であることを踏まえ、形式的な内部統制のみならず、その有効性についても深度ある検証を行う。さらに、経営の基本方針等との相互関連性を検証すること等によって、経営者に対する内部統制が有効に機能しているか等を含めた全社的視点での問題の把握にも努める。

なお、問題の把握に当たっては、検査対象先の組織としての責任について重点的に検証を行う。同時に、検査対象先における職務権限と責任の明確化を徹底し、再発防

止等のために可能な限り行為者を特定するとともに、取締役等の管理者についてもその問題に関して責任がないか、十分に検証する。

③　グループ一体型検査の着眼点

同一のグループ内の金融商品取引業者等に対して実施するグループ一体型検査におけるグループ内取引の検証に際しては、これまでの顧客情報の取扱いや利益相反取引の防止など、内部管理態勢の状況にかかる検証とともに、グループ内企業が検査対象先に及ぼす影響等の検証の観点から、必要に応じ、持株会社等グループ全体を実態把握することとする。

④　投資者保護の観点からの投資勧誘状況の検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、適切な投資勧誘が行われているかについて的確に検証する。

投資勧誘状況の検証に当たっては、複雑でリスクの正確な把握が困難な金融商品が増加していることを踏まえ、また、金融商品取引法において個々の投資者の特質を踏まえた制度が整備されたことを踏まえ、投資者の特質に即した説明責任が十分に果たされているかなど、特に適合性原則の観点から検証する。このほか、投資者が最初に商品について接する媒体である広告の中で、投資効果や市場要因の変化の状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。

⑤　公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、公正かつ透明性の高い健全な金融商品市場の構築のための根幹となるものであるが、これを阻害するおそれのある行為だけでなく、その売買管理態勢等に対する踏み込んだ検証を行う。

また、インターネット取引やDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した売買管理態勢等についても検証する。

⑥　自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、市場間競争の進展等の環境変化の中で、会員等に対する規則の制定、考査等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等について的確に検証する。

さらに、市場インフラとしての取引所の重要性の観点から、システムリスクの管理など取引所が開設する金融商品市場の運営が円滑かつ適切に行われるような態勢を構築しているか検証する。

⑦　金融商品取引業者の市場仲介機能に係る検証

システム障害の問題等が円滑な有価証券の流通の障害となることがないよう、引き続きシステムリスクなどのリスクが適切に管理されているか検証するとともに、不公正な取引を未然防止する観点から、投資者と金融商品市場を仲介する者として実効性ある内部管理態勢が構築されているか検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が投資者保護の観点から適切に行われているか等について検証する。

⑧　投資運用業者等に対する着眼点

投資運用業者は主として多数の一般投資者から集めた資金を運用財産として投資者のために自己の投資判断に基づく運用を行う業者であることや、ファンドなどの運用状況は投資者からは理解しにくいものであること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、投資運用業者等に対し、顧客等のための忠実義務や善管注意義務等の法令等遵守状況について引き続き重点的に検証する。特に、不動産投資法人の資産を運用する投資運用業者については、不動産物件にかかる運用・管理について内部統制が有効に機能しているかについて検証する。

⑨　新たな検査対象先・金融商品等に係る検証

金融商品取引法等の施行に伴い、証券監視委の検査対象範囲が拡大することを踏まえ、新たに検査対象先となった業者等の実態把握に努めることとする。特に、個人投資家向けに複雑な商品を取り扱う業者の広告・投資勧誘状況や、協会未加入又は取引所不参加であるためこれらの自主規制機関による自主規制が行き届いていない業者の内部管理態勢等に着目して実態把握し、業者の法令等遵守状況等を検証する。

また、金融商品取引法において新規に導入された特定投資家にかかる制度について、適切に実施されているか検証することとする。

⑩　過去の検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることに鑑み、前回検査で指摘した問題点の指摘事項の改善状況等について重点的に検証し、繰り返し同様の問題点が認められる場合には、厳しく対処する。

第２　証券検査基本計画

第１種金融商品取引業者等	135社（うち財務局等が行うもの115社）
投資運用業者、投資助言・代理業者	60社　（うち財務局等が行うもの30社）
自主規制機関	必要に応じて実施
新たな検査対象先（第２種金融商品取引業者等）	必要に応じて実施

（注）特別検査等を実施することにより、上記検査先については変動があり得る。

第４章　建　　議

第１　概　説

公正性・透明性の高い健全な証券市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが証券市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券市場の実態を踏まえた市場のルール整備が行われるよう、証券監視委は、証券検査、開示検査、課徴金調査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる（設置法第21条）。

建議は、証券監視委が、検査・調査の結果把握した事項等を総合分析して、法規制や自主規制ルールのあり方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものである。証券監視委の行う建議は、監督部局の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

証券監視委は、建議の具体的な内容として、取引実態等からみて現行の法規制、自主規制ルールでは不十分であるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するための観点から、法規制、自主規制ルールのあり方等について検討すべき課題及びその見直しの提起を行っている。

第２　建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

１　建議の実施状況

証券監視委では、平成４年の設立以来、平成17事務年度までに12件の建議を行ってきたところであるが、本公表の対象期間においては、発行市場における不公正取引等が増加するなど、証券市場を取り巻く環境の変化に対応し、金融庁長官に対し、年間３件の建議を行った。

その具体的な内容は「２　建議の内容」で述べるが、まず、証券会社が発行体の業績の見通し等について適切な引受審査を行わない事例が認められたことから、平成19年２月16日、証券会社が厳正かつ十分な引受審査を行うことを求める建議を行った。

また、市場指標を変動させる仮装取引が認められたことから、同日、市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されることを求める建議を行った。

最後に、虚偽有価証券報告書等の提出等の罪の公訴時効が延長されたことから、同日、法定帳簿の保存期間を公訴時効の延長も勘案し、適切に見直すことを求める建議を行った。

２　建議の内容

建議において指摘した内容は、以下のとおりである。

(1) 引受審査について

証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。

株券の募集・売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資

判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されていることから、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう、適切な措置を講じる必要がある。

(2) 市場指標を歪める取引の規制について

証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引（以下「本件ＴＯＰＩＸ先物取引」という。）において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ（以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。）、その結果、当日の本件ＴＯＰＩＸ先物取引の約定指数の出来高加重平均値（いわゆる「市場ＶＷＡＰ」）を当該トレーダーに有利な方向に変動させるとともに、当日公表された本件ＴＯＰＩＸ先物取引の出来高が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。

市場ＶＷＡＰは、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実態を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。

ついては、証券会社が市場ＶＷＡＰ、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう、適切な措置を講じる必要がある。

(3) 法定帳簿の保存期間の見直しについて

平成18年証取法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出（証取法第24条第１項ほか）、不公正取引（証取法第157条）、風説の流布・偽計等（証取法第158条）、及び相場操縦行為等（証取法第159条）に係る懲役刑が５年以下から10年以下に引き上げられている。

これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第250条の規定によって５年から７年へと延長されている。

一方、証取法第188条に定める証券会社等の業務に関する書類（以下「法定帳簿」という。）については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第60条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が５年とされているところであり、５年から７年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。

そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直す必要がある。

3 建議に基づいて執られた措置

(1) 引受審査についての規制についての建議に基づいて執られた措置

有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」が平成19年９月末に施行される。

(2) 市場指標を歪める取引の規制についての建議に基づいて執られた措置

証券会社が市場ＶＷＡＰ、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引

を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」が平成19年９月末に施行される。

(3) 法定帳簿の保存期間の見直しについての建議に基づいて執られた措置

虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間（５年）と公訴時効（最大７年）との整合性が図られることを内容とする改正が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」が平成19年９月末に施行される。

4 前事務年度実施済みの建議に対する措置状況

(1) プレ・ヒアリング（事前需要調査）に係る情報管理体制の整備についての建議（平成18年４月14日実施）に基づいて執られた措置

金融庁において、「証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」を改正するとともに（平成18年10月４日公布、同年11月１日施行）、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」（理事会決議）が制定された（平成18年12月１日公布、平成19年１月４日施行）。

(2) 監査法人の責任のあり方についての建議（平成18年４月21日実施）に基づいて執られた措置

平成18年12月22日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「（行政処分の）処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。

また、公認会計士・監査法人に対し、違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成19年６月20日に成立、同月27日に公布された（公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。

第５章　市場分析審査

第１　概　説

証券監視委は、証券検査、開示検査、課徴金調査、犯則事件の調査のほか、市場分析審査として、日常的に幅広く市場動向を注視し、証券市場や取引に関する様々な資料・情報を収集し、市場動向の分析や、不公正な取引の疑いのある事例について審査を行っている。これは、証券市場における取引状況について幅広く監視を行うことを通じて、市場における取引の公正性の確保を図ろうとするものである。

第２　一般からの情報の受付

１　情報の受付の概要

証券監視委では、資料・情報収集の一環として、一般から広く情報の提供を受け付けている。

平成18事務年度は、6,000件を超える情報が寄せられている。

一般からの情報提供は、市場における投資者等の生の声であり、証券監視委の市場分析審査、証券検査、開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査を行うに際しての端緒となる場合があり、有用性が高い。

このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報の受付を行っている。

また、従来から政府広報や講演会において情報提供を呼びかけているが、平成18事務年度は情報提供を呼びかけるポスターを一新するなど、情報提供件数が増加するよう、積極的に取り組んでいる。

なお、証券会社と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用することはもちろんであるが、情報提供者が個別的な紛争解決を求めている場合には、日本証券業協会において苦情処理体制が敷かれていることから、同協会の「証券あっせん・相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。

その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

２　情報の受付状況

証券監視委が平成18事務年度において投資者など一般から受け付けた情報は6,485件である。前事務年度と比較すると約１割減少したものの、平成４年の発足以来２番目に多い受付件数となっている。これは、課徴金制度の円滑な実施により、証券監視委の活動内容がより一層認知されてきたためと推測される。

情報提供手段の内訳をみると、インターネット5,011件、電話702件、文書443件、来訪50件、財務局等から回付を受けたものが279件となっている。このうち、インターネットと電話による受付を合わせると、全受付件数の９割弱を占めている。

情報の内訳をみると、個別銘柄に関するものが5,021件、証券会社の営業姿勢等に関するものが1,077件、その他の意見等が387件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものについては、相場操縦の疑いに関するものが最も多く、全受付件数の約４割（2,678件）を占めており、投資者の間では市場における価格形成に対しての疑念が多いことを示していると考えられる。次に、風説の流布の疑いに関するものが多く、全受付件数の約２割（1,124件）を占めており、インターネットの掲示板等への根拠のない噂や投資判

断などの書込みについての情報提供が中心である。このほか、インサイダー取引や有価証券報告書等の虚偽記載の疑いに関する情報も多く寄せられている。

また、証券会社の営業姿勢等に関するものについては、無断売買や取引一任勘定取引、断定的判断を提供した勧誘に関するものや投信・投資顧問業者などに関するものなど多様な情報が寄せられており、証券会社等と投資者との間において依然として十分な意思疎通が図られていない面があると推測される。（詳細は別図参照）

《情報の連絡先》

郵　　送：〒100－8967　東京都千代田区霞が関３－１－１
　　証券取引等監視委員会事務局
　　市場分析審査課　情報処理係
代表電話：03－3506－6000（内線3091、3093）
直通電話：03－3581－9909
Ｆ　Ａ　Ｘ：03－5251－2136
インターネット：https://www.fsa.go.jp/sesc/watch

情報の受付状況

（別　図）

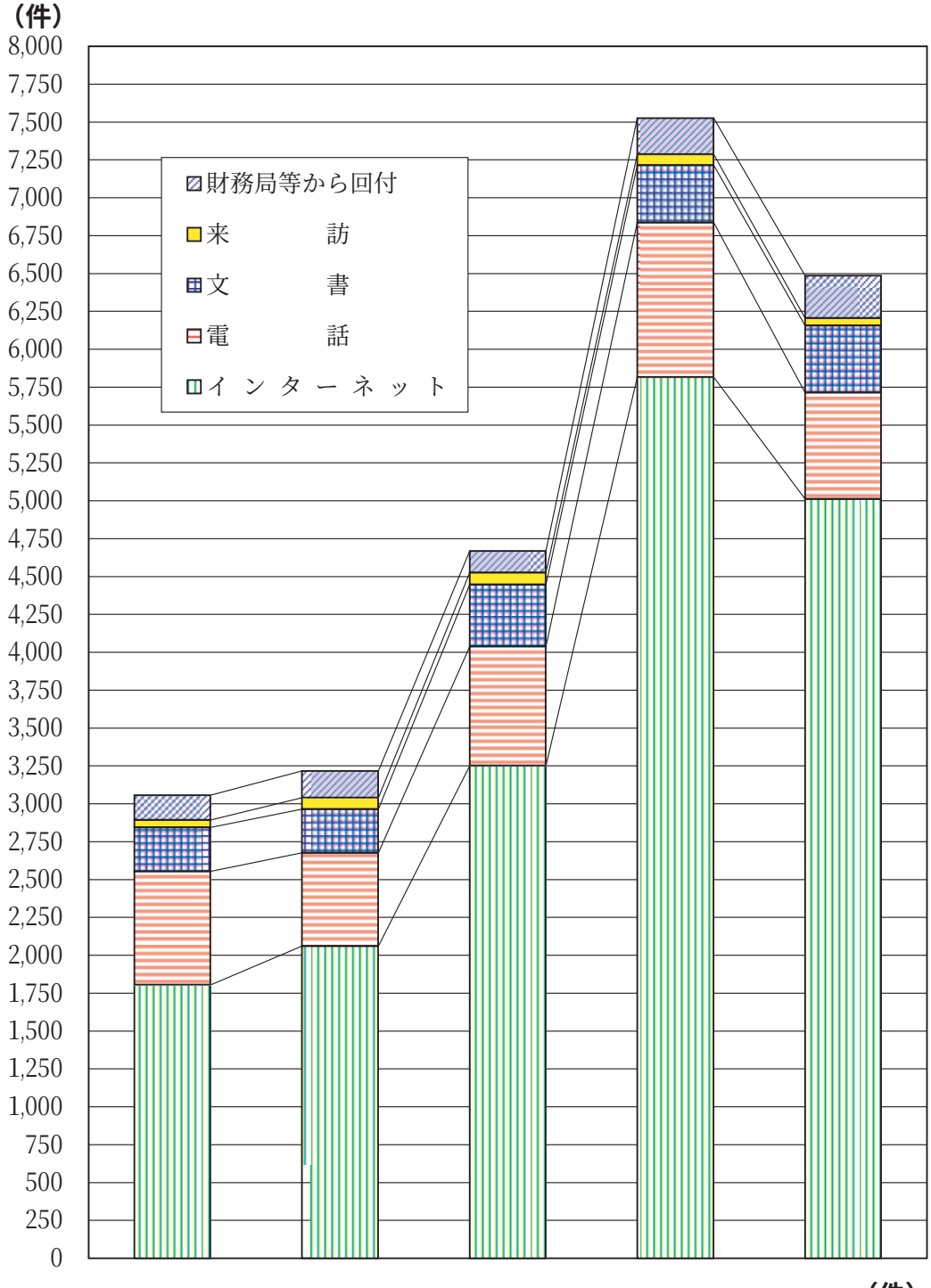

（件）

	14／7～15／6	15／7～16／6	16／7～17／6	17／7～18／6	18／7～19／6
インターネット	1,804	2,061	3,251	5,815	5,011
電　話	749	616	787	1,022	702
文　書	290	287	408	377	443
来　訪	50	75	80	73	50
財務局等から回付	163	178	143	239	279
合　計	3,056	3,217	4,669	7,526	6,485

情報の内訳

（件）

	14／7 ～15／6	15／7 ～16／6	16／7 ～17／6	17／7 ～18／6	18／7 ～19／6
個別銘柄に関する情報	1,848	2,015	3,339	5,390	5,021
相場操縦の疑い	759	680	1,435	2,705	2,678
風説の流布の疑い	576	787	1,029	1,614	1,124
内部者取引の疑い	271	282	510	527	471
有価証券報告書等の虚偽記載の疑い	73	67	142	290	217
損失保証・損失補てんの疑い	13	18	9	10	4
無届募集	29	34	24	69	15
その他	127	147	190	175	512
証券会社の営業姿勢等に関する情報	573	655	620	1,296	1,077
無断売買	88	66	63	97	40
断定的判断を提供した勧誘	30	27	19	28	14
顧客の知識に照らして不当な勧誘	29	31	28	18	8
取引一任勘定取引契約の締結	15	22	40	27	16
大量推奨販売	6	3	2	2	2
その他	405	506	468	1,124	997
その他意見等	635	547	710	840	387
合　　計	3,056	3,217	4,669	7,526	6,485

第３　取引審査等

１　取引審査等の概要

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

（1）株価が急騰・急落するなど不自然な動きがみられた銘柄
（2）投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要な事実が発生した銘柄
（3）新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
（4）一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、株価操作、内部者取引等、市場の公正性を害する疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた証券会社等に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、担当部門に情報提供した上で、一層の究明がなされることになる。

また、新たな投資商品としてニーズが増加している新商品や、複雑なデリバティブを取り入れた新商品、新たな取引形態等についても、証券会社等から報告を求め、資料を徴取している。これらの報告・資料に基づき、実態把握が必要な新商品等については詳細な分析を行っている。

２　法令上の根拠

取引審査等においては、証券取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、証取法、外証法、金先法等において規定されている。（附属資料110頁以下参照）

３　自主規制機関との緊密な連携

こうした日常的な市場監視活動は、自主規制機関である証券取引所や日本証券業協会等でも行われており、その取引参加者等が適正に業務を遂行しているかをチェックする機能を有している。近年の証券市場は、新たな金融商品や取引手法の出現等により複雑・高度化しており、自主規制機関による市場監視活動がますます重要になってきている。このため証券監視委では、これら自主規制機関との間で定期的又は随時に必要な連絡を取るとともに、事実関係に関する照会を行うなど、緊密な連携を図っている。

４　取引審査等実績

（1）取引審査実績

平成18事務年度においては、取引審査事務を大きく以下の内容に分け、早期着手・早期処理の方針の下、効率的かつ機動的な審査を行った。

①　価格形成に係る審査
②　内部者取引に係る審査

③　その他の観点に係る審査

証券監視委及び財務局等の取引審査の実施件数は、以下のとおりである。

（件）

審査実施件数		平成18事務年度	（参考） 平成17事務年度
合　　計		1,039	875
	証券監視委	631	555
	財務局等	408	320
（以下審査項目別内訳）			
価　格　形　成		141	169
内 部 者 取 引		884	693
その他		14	13

(2) 審査事例

平成18事務年度に行った審査事例のうち、主なものは以下のとおりである。

①　価格形成に関して審査を行った事例

イ　Ａ社の株価が､特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰したことから、審査を行った。

ロ　Ｂ社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰し、業界紙等において特定の者の介入が噂されていたことから、審査を行った。

ハ　Ｃ社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰し、一般投資家から「株価操作が行われているのではないか。」との情報提供があったことから、審査を行った。

ニ　一般投資家から、「不自然な買注文の発注と取消しを行っている投資者がいる。」との情報提供があったことや、特定の者が以前から同様の手法を用いて関与している状況があったことから、特定の者が売買を行ったＤ社株式ほか複数銘柄の株式について、審査を行った。

②　内部者取引に関して審査を行った事例

イ　Ｅ社が、民事再生手続開始の申立てを行った旨を公表したことから、公表前の取引について審査を行った。

ロ　Ｆ社が、株式の分割を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

ハ　Ｇ社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ニ　Ｈ社が、配当予想の修正を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

ホ　Ｉ社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

ヘ　Ｊ社が、資本提携を伴う業務提携を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

ト　Ｋ社が、新株発行の中止を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

チ　Ｌ社が、M社を公開買付けする旨を公表したところ、M社の株価が大きく上昇したことから、M社株式の公表前の取引について審査を行った。

③　その他の観点から審査を行った事例

イ　一般投資家から、「N社が公表した記事は事実と異なるのではないか。」との情報提供があったことから、風説の流布の観点から審査を行った。

ロ　一般投資家から、「投資顧問が複数の銘柄を仕込み、仕手情報を流すことにより株価を吊り上げ高値で売り抜けている。」との情報提供があったことから、風説の流布又は偽計の観点から審査を行った。

(3) 海外当局との連携の結果、摘発に結びついた事案

〔英国ヘッジファンドのGLG Partners LP（以下「ＧＬＧ」という。）及びＧＬＧの元役員による不正行為〕

平成18年８月１日、英国金融サービス機構（以下「英国ＦＳＡ」という。）は、英国ヘッジファンドのＧＬＧ及びＧＬＧの元役員が日本の証券市場において行った不公正取引に関し、当該行為が英国金融サービス市場法に規定する市場における不正行為に該当し、英国認可業者に係る業務原則等に違反することが判明したとして、ＧＬＧ及び元役員に対して制裁金を課した旨、発表した。

事案の概要は以下のとおり。

○　㈱三井住友フィナンシャルグループ（以下「ＳＭＦＧ」という。）は、平成15年２月17日の立会取引開始時間前に、3,000億円以上の規模で優先株式を発行することを公表した。元役員は当該情報を事前に入手し、平成15年２月12日から14日にかけて、当該情報を利用して、ＳＭＦＧ株式の売付けを行い、利得を得た。

〔クレディ・スイス（香港）リミテッドのトレーダーによる不公正行為〕

平成18年12月13日、香港の証券先物委員会（以下「香港ＳＦＣ」という。）は、香港に居住するクレディ・スイス（香港）リミテッドのトレーダーが日本の証券市場において行った取引に関し、当該行為が、行動規範（the Code of Conduct）に照らして不適切である等として、トレーダーに対して香港法令上の懲戒処分を課した旨、発表した。

事案の概要は以下のとおり。

○　住友軽金属工業㈱（以下「ＳＬＭ」という。）は、平成15年12月２日の立会取引終了後に、新株予約権付社債を発行することを公表したが、トレーダーは当該情報を事前に入手し、当該情報が公表される前に、ＳＬＭ株式の売付けを行った。

上記２つの事案は、外国に居住する者が我が国証券市場において証券取引を行うといういわゆるクロスボーダー取引において、不公正な行為が行われたものであるが、証券監視委の審査において端緒を把握し、英国ＦＳＡ及び香港ＳＦＣとの間の国際的な証券規制当局間の協力の結果、それぞれの機関において処分に至ったものである。

なお、我が国市場における不公正な取引に関する国際的な証券規制当局間の協力による処分は、

平成16年にシンガポール通貨監督庁が行ったものが最初であり、今事務年度の２件を加え合計で３件目となる。

(4) 市場動向分析実績

平成18事務年度においては、新商品や新たな取引形態等が市場に与える影響、市場の構造的問題となり得る事象等について、その分析の強化に努める方針のもと、幅広く市場動向分析を行った。

〔分析事例〕

平成18事務年度に行った分析事例は以下のとおりである。

イ　これまでに発行された優先株式の償却等が株価に及ぼす影響について分析を行った。

ロ　新たな投資商品としてニーズが増加しつつあるＳＭＡ(ラップ口座)について分析を行った。

ハ　海外機関投資家等の利用が急激に増加している電子的発注について分析を行った。

ニ　空売り等において利用されている株券貸借取引の実態について分析を行った。

（注）ＳＭＡ：Separately Managed Accountsの略で、一般に「ラップ口座」といわれている。投資顧問業者として認可を受けた証券会社が、投資家の要望に合わせた資産運用計画を作成し、投資判断、売買の執行・管理などを一括して行う投資一任契約のことをいう。

第６章　監視活動・機能強化への取組み等

第１　市場監視体制の充実・強化

１　組織の充実

（1）組織の充実

証券監視委の組織については、課徴金調査の権限委任、検査権限範囲の拡大などの市場監視機能の充実・強化に併せ、従来の総務検査課及び特別調査課の２課体制から、現行の５課体制に拡充し、組織の充実を図っているところである。

平成19年度の機構・定員においても、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、課徴金・開示検査体制の整備を大きな柱として増員要求を行った結果、26人の増員が認められ、証券監視委の平成19年度末の定員は341人となっている。また、事務局次長を増設して２人体制とすると共に、国際・情報総括官を新設し、検査・調査等の業務を適切に管理・指導する体制の整備を図っている。

財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、課徴金調査・開示検査体制の整備を中心に28人の増員が認められ、平成19年度末の定員は268人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で609人となっている。

（2）民間専門家等の採用

証券監視委は、平成18事務年度において、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図る視点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計12人の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の採用は、平成12年から実施しており、平成19年６月末現在76人が在籍している。

２　情報収集・分析能力の向上

（1）証券総合システム（ＳＣＡＮ－Ｓｙｓｔｅｍ）の活用等

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成５年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、課徴金の調査、開示検査、証券会社の検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な電算システムである。平成18年度においては、電子政府構築計画の一環である「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（平成18年３月28日付金融庁行政情報化推進会議決定）に基づく最適化次期システムに係る要件定義書作成作業を行ったところである。

（参考）証券総合システムの主な機能は、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム（ＳＣＡＮ－ＩＰＳ）」、「電子開示財務内容分析システム（ＳＣＡＮ－ＳＴＡＦ）」及び一般から受け付けた情報を効率的に処理するための「情報管理システム」がある。

（2）職員研修の充実

証券監視委は、これまで実際の検査やその結果の分析などを通じて様々な監視手法に係るノウハウの蓄積を行ってきており、それらをオン・ザ・ジョブ・トレーニングや研修などを通じて職員に身に付けさせ、その資質向上に努めてきている。

また、近年、取引内容の仕組みが複雑化、多様化し新たな金融商品が続々と開発されるとともに、クロスボーダー取引の増加やインターネット取引が急速に増大するなど証券市場を取り巻く環境が日々刻々と急激に変化してきている。こうした状況に的確に対応するため、個々の職員が高度な専門知識や技能を習得できるよう、業務に関する基礎的な研修はもとより、デリバティブ等に関する専門的な研修を実施しているほか、金商法の本格施行に向けて、制度改正の詳細等についての理解を深めるよう研修を実施している。

一方、証券監視委職員の人材育成や人材活用等の重要性が高まっている中、直接部下を指導する立場にある中間監督者の役割が益々重要になってきているため、中間監督者会議を開催しこれらの者の意識の醸成に努めているところである。

さらに、海外規制当局における監視や検査の手法を習得し、証券監視委の市場監視業務に活用するため、証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）や米国証券取引委員会（ＳＥＣ）等が主催する研修に証券監視委事務局職員を参加させたほか、米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）や英国金融サービス機構（ＦＳＡ）に職員を派遣している。

第２　投資者への情報提供等の取組み

１　概　説

証券監視委は、講演会やインターネットを通じて証券監視委の活動状況等の情報を提供することにより、個人投資家等の証券監視委に対する理解と証券市場等に対する信頼を深めてもらうよう工夫を図っている。また、証券監視委の活動に有用な端緒となる情報がより多く寄せられるよう、講演会や政府広報等を通じてその提供を呼びかけている。

２　投資者への講演会等の開催状況

証券監視委は、国内各地に委員長や委員、事務局幹部が出向いて、証券監視委の活動状況を理解してもらうための講演会を開催している。このような講演会を通じて、証券監視委の活動をより多くの方々に知ってもらうことにより、証券監視委のプレゼンスの向上を図るとともに、個人投資家の証券監視委に対する信頼、ひいては証券市場に対する信頼の一層の向上に努めている。

平成18事務年度においては、平成18年10月に京都市（龍谷大学）、同年11月に徳島市（徳島大学）、同年12月に熊本市（熊本大学）、平成19年１月に函館市（北海道教育大学函館校）、同年６月に宜野湾市（沖縄国際大学）、町田市（法政大学）の６か所で開催した。

それぞれの講演会の概要は、証券監視委のホームページに掲載している。

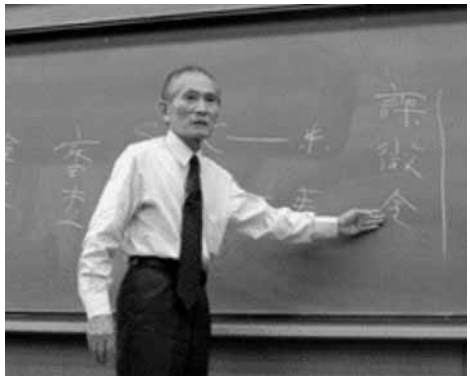

平成18年10月龍谷大学で行われた講演会の模様
講師：高橋前委員長

３　ポスター・政府広報等による情報提供の呼びかけ

一般から寄せられる情報は、証券監視委の活動における犯則事件の調査、課徴金調査、開示検査、証券検査又は市場分析審査を行うに際しての端緒として非常に有用である。平成18事務年度

においては、情報提供数の増加のための取組みとして、ポスターの掲示や政府広報などを活用した情報提供の呼びかけを行った。

ポスターの掲示については、「私たちの監視活動と、あなたの情報提供が、証券市場を守ります。」との内容のポスターを５万枚作成し、平成19年３月以降、全国の証券会社、銀行などの店頭、各証券取引所、日本証券業協会及び各財務局等に掲示し、広く一般からの情報提供を呼びかけた。

政府広報などを利用した活動としては、政府広報誌「Ｃａｂｉネット」（平成19年４月１日付114号）に「証券市場での不正について情報提供を」と題した記事の掲載や、金融庁広報誌「アクセスＦＳＡ」（平成19年４月27日付第53号、同年５月30日付第54号及び同年６月29日付第55号）に「証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！」と題した記事を掲載し、広く一般からの情報提供を呼びかけた。

また、投資者、学生等への講演会・講義においても、不公正取引や証券会社の営業姿勢等に関する情報の提供を呼びかけた。

証券監視委としては、一般からの情報提供の重要性にかんがみ、より一層の情報提供を呼びかけるなど今後も引き続き情報提供増加のための取組みを行っていくこととしている。

４　ホームページの充実

インターネットが普及している昨今、証券監視委は、ホームページを通じて様々な情報を提供してきた。これまでも、活動状況や勧告の概要などの公表資料等をタイムリーに掲載してきている。

特に平成18事務年度においては、トップページを刷新し、ホームページをより便利に利用できる環境に整えるとともに、個人投資家の利便に資するよう、投資家教育や苦情相談に関するリンクの充実など、内容の改善を行った。

今後とも、ホームページの内容について充実を図っていくこととしている。

第３　関係当局との連携

１　概　説

証券監視委は、我が国証券市場の規制当局である金融庁との間で緊密な情報交換を行うなど連携の強化に努めるとともに、各証券取引所や日本証券業協会などの自主規制機関との間でも緊密な情報交換に努めている。

また、近年、証券市場における国際的な取引の増加などに伴い、国内市場の公正性確保の上で、海外の証券規制当局との連携強化がこれまで以上に重要となっている。こうした中、ＩＯＳＣＯ（証券監督者国際機構）等の主催する主要な国際会議への参加や、海外証券規制当局幹部との意見交換等を通じ、海外の規制当局との連携の強化に努めているところである。証券監視委は、今後ともこうした国際間の相互協力促進に向けた活動の強化を図ることとしている。

２　金融庁関係部局との連携

証券監視委は、その業務を遂行する上で、我が国証券市場の規制当局である金融庁との間で、日常的に情報交換を行うなどの緊密な連携に努めている。例えば、平成14年８月に金融庁における証券市場行政を担当する部署間の相互の連絡を強化する目的で設置された「金融庁証券市場行

政連絡会議」にオブザーバーとして出席している他、平成17年２月に、監督部局と検査部局がそれぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図る目的で設置された「検査・監督連携会議」のメンバーとして出席するなど、市場ルールの監視役としての立場から証券市場行政についての情報交換等を行っている。また、証券監視委は証取法に基づく開示検査において、金融庁が設置している「ディスクロージャーホットライン」の情報を活用するなど緊密な連携に努めているところである。

3　自主規制機関との緊密な情報交換

自主規制機関（日本証券業協会、証券取引所、金融先物取引業協会、東京金融先物取引所（注））は、仲介者の会員等を通じて、市場と仲介者に対する利用者の信頼を高める立場にある。そうした努力が、長期的には仲介者自身の利益を増進することになるものである。今後、金融システムが進展する中で、法律に裏付けられた自主規制機関がその役割を適切に発揮していくことがますます重要となってきており、その活動の一層の充実が期待されている。

日常的な市場監視活動は、自主規制機関においても行われており、それぞれの機関に所属する会員等が法令や自主規制ルールに基づいて適正に業務を執行しているかをチェックする重要な機能を有している。このため、証券監視委においては、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関の市場監視部門に対して、定期的又は随時に個別の事案について照会を行うなど、緊密な連携を図っている。

さらに、市場監視における、証券監視委と自主規制機関との一層の連携が求められる中、東京証券取引所、大阪証券取引所との間に、それぞれ、市場監視連絡協議会を設け、市場監視の現場をめぐる様々な問題等について、議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有を図っている（附属資料121頁参照）。

また、日本証券業協会では、会員等のコンプライアンスの充実強化に資するために内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施しており、証券監視委からこれらの研修に講師として職員を派遣している。証券取引所が実施する研修についても、自主規制機能強化の観点から、講師として職員を派遣するなど、自主規制機関との連携に努めている。

（注）平成19年９月に「東京金融取引所」に社名変更予定。

4　海外証券規制当局との連携

(1) ＩＯＳＣＯ（証券監督者国際機構）への参加

ＩＯＳＣＯは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的組織であり、各国・地域から189機関が加盟している。証券監視委は、平成５年10月に加盟（注：準会員資格。なお、我が国からは金融庁が普通会員として加盟。）した。

ＩＯＳＣＯでは、最高意思決定機関である代表委員会（President Committee）を中心とした総会が年1回開催されており、毎年、各国の証券規制当局のトップらが集まり、証券行政の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。証券市場における国際的な取引が増加する中、我が国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員長等が総会に参加している。直近では、ムンバイで開催された第32回総会（平成19年４月）に委員長が出席している。このほか、証券監視委は、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会（ＡＰＲＣ）やアジア太平洋地域の法務執行担当者会合等に参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。

このほかＩＯＳＣＯには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し実務的な解決策を

提案することを目的として、先進国・地域の関係当局から構成される専門委員会と、その下に５つの常設委員会（ＳＣ：Standing Committees）が設置されており、証券監視委は、そのうち法務執行及び情報交換に関する第４常設委員会（ＳＣ４）に参加している。ＳＣ４では、国際間にわたる証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、本年度は、情報交換に関して非協力な地域との対話等について議論を行った。また、平成14年５月のＩＯＳＣＯ年次総会で採択された証券当局間の多国間情報交換協定（多国間ＭＯＵ）については、ＳＣ４の下に設置されている加盟申請国の審査等を行う審査グループ（ＳＧ：Screening Group）会合に参加している。

なお、多国間ＭＯＵは、平成17年４月のコロンボ総会において法執行に関する協力・情報交換についての「国際的ベンチマーク」と位置づけられており、ＩＯＳＣＯメンバーは遅くとも2010年（平成22年）１月１日までに、多国間ＭＯＵへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する公式のコミットメントを行うことが決議されている。これを受けて我が国も、平成18年５月に同枠組みへの署名申請を行った。

(2) 海外当局との二国間協力

① 情報交換・意見交換

証券監視委は、海外証券規制当局との連携強化の見地から、情報交換に関する二国間協定等の枠組みを活用し、積極的な情報交換に努めてきている。

具体的には、これまで米国証券取引委員会（ＳＥＣ）、英国金融サービス機構（ＦＳＡ）、シンガポール通貨監督庁（ＭＡＳ）及び香港証券先物委員会（ＳＦＣ）等の海外証券規制当局との間で、不公正な取引の疑いのある事例等について情報交換を行っている。

平成18事務年度においては、こうした緊密な連携の結果、我が国証券市場で行われた取引行為に関し、英国ＦＳＡによる英国ヘッジファンドGLG Partners LP及びＧＬＧの元役員に対する制裁金（平成18年８月）や、香港ＳＦＣによるクレディ・スイス（香港）リミテッドのトレーダーに対する懲戒処分（平成18年12月）につながった（本文83頁以下参照）。

また、海外証券規制当局幹部との意見交換も随時行っている。平成18事務年度においては、高橋前委員長が英国･ドイツ･フランス（平成18年９月）及び米国（平成19年４月）を訪問し、各国の証券規制当局幹部等と意見交換を行ったほか、ニュージーランド証券委員会（ＳＣ）のディプロック委員長（平成18年10月）、マレーシア証券委員会のアンワール委員長（平成19年１月）及びベトナム財務省のヴー・バン・ニン大臣（平成19年２月）等が証券監視委を訪問し、高橋前委員長等との間で意見交換を行った。

② 情報交換協定の締結

証券市場における国際的な取引の増加などに伴い、国境を越えて各国市場の公正性を害する行為が発生することが予想されるため、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠である。海外証券規制当局との情報交換を円滑に行うため、金融庁を情報交換の主体として、これまで中国証券監督管理委員会（ＣＳＲＣ）、シンガポールＭＡＳ、米国ＳＥＣ及び米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）、豪州証券投資委員会（ＡＳＩＣ）、香港ＳＦＣ、ニュージーランドＳＣとの間で情報交換協定が締結されている。

(3) 海外当局者を対象とした研修の実施

証券監視委は、平成18年10月に、アジア諸国をはじめとする新興市場国の証券当局法務執行担当者等24名の研修生を対象として、「第６回証券法務執行セミナー」を開催した。このセミナーでは、アジア新興市場国の人材育成ひいては証券行政・市場の発展に貢献できるよう、証券監視

委の職員や我が国の自主規制機関の実務担当者等を講師として、証券監視委の担う調査、検査及び取引審査実務をケース・スタディーやグループ・ディスカッションなどを通じて研修生に紹介している。

第７章　金融商品取引法による業務の拡大等

第１　概　説

金商法については、平成18年６月７日に成立、同月14日に公布され、平成19年９月末の施行に向けて関係政令・府令等の整備が行われているところである。

この法律は、金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、投資者保護のための横断的な法制として、証取法を改組して金商法とする等の整備を行うことにより、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、貯蓄から投資に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目的としている。

これにより、幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度の整備が図られるとともに、公開買付制度及び大量保有報告制度その他の開示書類に関する制度の整備を行う等、所要の措置が講じられる。証券監視委においても、権限の対象・範囲の拡大等に対応するため、以下のように所要の検討を行っているところである。

第２　金融商品取引法による業務の拡大

１　包括的・横断的な制度整備に伴う検査の対象・範囲の拡大

（1）証券検査の対象範囲の拡大

金商法においては、これまで規制のすき間に位置していた金融商品を包括的に規制対象に加えるとともに、現行の縦割り業法を見直して規制の横断化を図ることにより、規制対象となる業務の範囲が拡大された。

具体的には、組合契約等に基づく権利を包括的に有価証券の定義に含めるとともに、これらの有価証券及びデリバティブ取引に係る販売・勧誘のほか、投資助言、投資運用及び顧客資産の管理に係る業務を横断的に金融商品取引業と位置づけるなど、制度の見直しが図られた。これにより、集団投資スキーム（ファンド）持分の販売・勧誘行為（自己募集）や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに業規制の対象となり、証券監視委の検査の対象とされた。

また、参入規制を原則登録制とするとともに、規制の柔軟化（プロ・アマの区分）が図られたほか、所要の行為規制等が整備された。

更に、金融商品取引業者や金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者に対しても検査を行うことが可能となり、証券監視委による検査の範囲が拡大された。

金商法施行後の具体的な検査対象先は、以下のとおりである。

① 金融商品取引業者等（金商法第56条の２第１項、第194条の７）
② 取引所取引許可業者（金商法第60条の11、第194条の７）
③ 特例業務届出者（金商法第63条第８項、第194条の７）
④ 金融商品仲介業者（金商法第66条の22、第194条の７）
⑤ 認可金融商品取引業協会（金商法第75条、第194条の７）
⑥ 認定金融商品取引業協会
（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）施行前においては「公益法人金融商品取引業協会」。金商法第79条の４、第194条の７）
⑦ 投資者保護基金（金商法第79条の77、第194条の７）
⑧ 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者
（金商法第103条の４、第194条の７）

⑨　株式会社金融商品取引所の主要株主（金融商品取引法第106条の６、第194条の７）
⑩　金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金商法第106条の16、第194条の７）
⑪　金融商品取引所持株会社の主要株主（金商法第106条の20、第194条の７）
⑫　金融商品取引所持株会社（金商法第106条の27、第194条の７）
⑬　金融商品取引所（金商法第151条、第194条の７）
⑭　自主規制法人（金商法第153条の４において準用する第151条、第194条の７）
⑮　外国金融商品取引所（金商法第155条の９、第194条の７）
⑯　金融商品取引清算機関（金商法第156条の15、第194条の７）
⑰　証券金融会社（金商法第156条の34、第194条の７）
⑱　投資信託委託会社等（投信法第22条第１項、第225条）
⑲　投資法人の設立企画人等（投信法第213条第１項、第225条）
⑳　投資法人（投信法第213条第２項、第225条）
㉑　投資法人の資産保管会社等（投信法第213条第３項、第225条）
㉒　投資法人の執行役員等（投信法第213条第４項、第225条）
㉓　特定譲渡人（ＳＰＣ法第209条第２項において準用する第217条第１項、第290条）
㉔　特定目的会社（ＳＰＣ法第217条第１項、第290条）
㉕　特定目的信託の原委託者（ＳＰＣ法第286条第１項において準用する第209条（第217条第１項)、第290条）
㉖　保管振替機関（保振法第８条第１項、第41条の２）
㉗　振替機関（社振法第20条第１項、第136条）
㉘　登録機関（社登法第10条、第９条第３項）
㉙　その他、上記①から㉘までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

（注）（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

また、証券監視委は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、上記の権限に基づく検査と同時に実施する。

①　金融商品取引業者、特例業務届出者（犯罪収益移転防止法第14条第１項、第20条第６項第１号）
②　登録金融機関（犯罪収益移転防止法第14条第１項、第20条第６項第２号）
③　証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関又は口座管理機関（犯罪収益移転防止法第14条第１項、第20条第７項（附則第５条により読替え））

（注）（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。なお、犯罪収益移転防止法施行前においては、本人確認法の各該当条文に読み替える。

(2) 検査マニュアルの改訂

金商法における規制の横断化等により、証券検査の対象範囲や検査において検証すべき事項が拡大したこと等を受け、現行の「証券検査マニュアル」及び「投信・投資顧問検査マニュアル」を抜本的に見直して、新たに「金融商品取引業者等検査マニュアル」（以下「検査マニュアル」という。）を策定することとした。

検査マニュアルの策定に当たっては、金融商品を取り扱う業者から意見を聴取するため、８回にわたり意見交換会を開催し、業者の実態を十分踏まえた上で事務局案を策定した後、パブリックコメントに付したところである。

検査マニュアルは、「態勢編」と「業務編」の二部構成とし、それぞれ共通確認項目と規制業種別確認項目に分けて記載されている。

なお、検査マニュアルは、証券監視委による「規制」や「指導」に該当するものではなく、これまでと同様に、証券検査の基本的考え方及び検査に際しての具体的着眼点等を整理した検査官の検査の手引書として位置づけられるものである。

2　ディスクロージャー制度の整備に伴う検査の対象・範囲の拡大

金商法では、上場会社による開示の充実を図る観点から、企業業績等に係る情報の適時かつ迅速な開示を確保するため、上場会社に四半期報告書を提出することが義務付けられた。また、有価証券報告書と併せて、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した内部統制報告書及び有価証券報告書等が適正であることを確認した確認書を提出することが義務付けられた。これらに伴い、犯則事件の調査及び開示検査（課徴金調査）の対象・範囲も拡大することとなった（なお、これらの改正については、平成20年４月１日以降に開始する事業年度から適用される。）。

おわりに（個人投資家の皆様へ）

日本の証券市場においては、これまで、「貯蓄から投資へ」、「間接金融から直接金融へ」の流れを加速させるため、累次にわたり構造改革が着実に実施されてきております。こうした構造改革努力のほか、ＩＴ技術の進展や市場における競争効果も相まって、個人投資家を対象としたインターネット取引の発達など販売チャネルの拡充や投資サービスの多様化、新商品や新たな取引形態の出現など、幅広い投資家の参加を促す市場環境の整備が進展しつつあるところです。

こうした市場の進展は、個人投資家の皆様にとって、様々な投資ニーズに応じた多様な選択肢を提供し、飛躍的に利便性を向上させるものではありますが、その半面、こうした商品やサービスの多様化により、それらの中から何を選びどう運用をしていくかといった投資判断をより難しくしている面もあるのではないかと考えられます。

近年においては、新たなタイプの金融商品が個人投資家を対象に数多く販売されるようになってきています。高度なデリバティブを組み込んだ複雑な商品もあり、一般の個人投資家にとって容易に理解し難い商品もあるのではないかと思われます。

もちろん、金融商品を販売する証券会社等の側も、金融商品を勧誘する際には、その金融商品の持つリスクなどその仕組みについて顧客が理解できるよう、十分な説明を行う「説明責任」と、投資者の知識、投資経験及び財産状況等に照らして適切な勧誘を行う「適合性の原則」の遵守が求められています。証券監視委は、こうした「説明責任」が果たされているか、「適合性の原則」に欠けるような勧誘が行われていないかなどの観点から監視活動を行い、個人投資家の保護に全力で取り組んでいます。

また、個人投資家の皆様においても、自らの意思で投資活動を行う以上、こうしたリスクや商品性を理解するための努力と責任が求められていると思います。

株式や債券などの金融商品に投資されるに当たって、最も重要な考え方の一つとして、投資者自身がその責任を負う「自己責任原則」があります。投資効果を享受するのも損失・リスクを負うのも投資者自身であることを忘れてはなりません。

個人投資家の皆様におかれましては、この点に十分に留意し、御苦労でも投資判断を行うに際しては、商品性を説明したパンフレットや営業員のアドバイス等により、その金融商品の持つリスクやコストなどについて、必ずご自分で理解し、今後、様々なリスクが発生した場合の対応も念頭において、納得できる金融商品を選択していただきたいと思います。

また、個人投資家の皆様が投資活動を行うに当たっては、たとえば、虚偽の表示や誤解をさせるような表示による勧誘や、証券会社等が自身の利益を優先し個人投資家の利益を軽視するような勧誘を受ける場合があるかもしれません。また、場合によっては、内部者取引や相場操縦などの法令違反行為が行われていると疑われるような場面に遭遇することも考えられます。

こうした情報は、犯則事件の調査、課徴金調査、開示検査、証券検査や市場分析審査を行う場合の端緒として有用性が高いことから、証券監視委では、個人投資家をはじめとする一般の方々からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）、来訪又はインターネット等により広く受け付け、積極的な活用に努めております。

皆様からの情報は、証券監視委の監視活動に活用されることにより、市場における取引の公正の確保と投資者の信頼の保持に貢献し、ひいては個人投資家の皆様の利益にも資することとなります。不審な情報を入手した場合には、証券監視委に積極的な情報提供をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

これまで紹介してきた活動は、証券監視委の個々の職員の不断の努力の積み重ねのほか、個人投資家の皆様のご理解や関係各機関との緊密な連携による成果であると考えています。

証券市場を取り巻く環境が不断に変化する中で、今後とも証券監視委は、個人投資家の皆様の保護のため、証券市場の公正性に重大な影響を及ぼすような問題に対して、これまで以上に厳正かつ的確に対応し、その与えられた役割を果たしていきたいと考えております。

特に、平成19年９月末に予定されている金融商品取引法の全面的な施行により証券監視委の権限の対象・範囲がさらに拡大されることも踏まえ、今後とも人材の厚みや専門性の充実など必要な体制を整備し、適正な市場監視に努めていきます。

こうした活動により市場に対する信頼を確保することが、皆様の金融資産運用の選択肢の幅を広げ、これによる新たな資金の流れが経済活性化の原動力になると確信しています。

附 属 資 料

附　属　資　料

1　証券監視委の組織・事務概要 ……101
1－1　組織及び事務概要 ……101
1－2　証券取引等の監視体制の概念図 ……103
1－3　証券監視委の機能強化 ……104
1－4　証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図 ……105
1－5　証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移 ……106
1－6　機構図 ……107
1－7　組織・事務に係る法令の概要 ……109
1－8　証券監視委と自主規制機関との関係の概念図 ……121

2　証券監視委の活動実績等 ……122
2－1　証券監視委の活動状況 ……122
2－2　告発実施状況 ……123
2－3　勧告実施状況 ……148
2－4　証券検査実施状況 ……175
2－5　建議実施状況 ……186
2－6　取引審査実施状況 ……191
2－7　金融商品取引法施行後の権限及び範囲 ……192

3　自主規制機関の活動実績 ……202
3－1　日本証券業協会の活動状況 ……202
3－2　証券取引所の活動状況 ……203
3－3　金融先物取引業協会の活動状況 ……207
3－4　東京金融先物取引所の活動状況 ……208

○　証券検査に関する基本指針 ……209

1　証券監視委の組織・事務概要

1－1　組織及び事務概要

(1) 証券監視委設置の経緯

平成３年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年７月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年９月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第８条に基づく委員会を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成４年２月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年５月29日に成立し、同年６月５日に法律第73号として公布、同年７月20日に施行され、同日、証券監視委が発足した。

(2) 金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年６月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁及び証券監視委は金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年７月１日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年１月６日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、現在に至っている。

(3) 事務概要

① 監視のための５つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査の５つに分かれる。

イ　市場分析審査

証取法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所及び金融先物取引業者等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ　証券検査

証取法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、証券会社等に対して検査を行う。

また、本人確認法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、証券会社等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ハ　課徴金調査

証取法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引などの不公正取引及び重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等の提出に係る課徴金調査を行う。

ニ　開示検査

証取法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ　犯則事件の調査

証取法、外証法、金先法又は本人確認法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、捜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

証取法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、本人確認法では、証券会社等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

②　勧告

証券監視委は、証券検査、課徴金調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

③　建議

証券監視委は、証券検査、課徴金調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

④　告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

⑤　事務の処理状況の公表

証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

１－２　証券取引等の監視体制の概念図

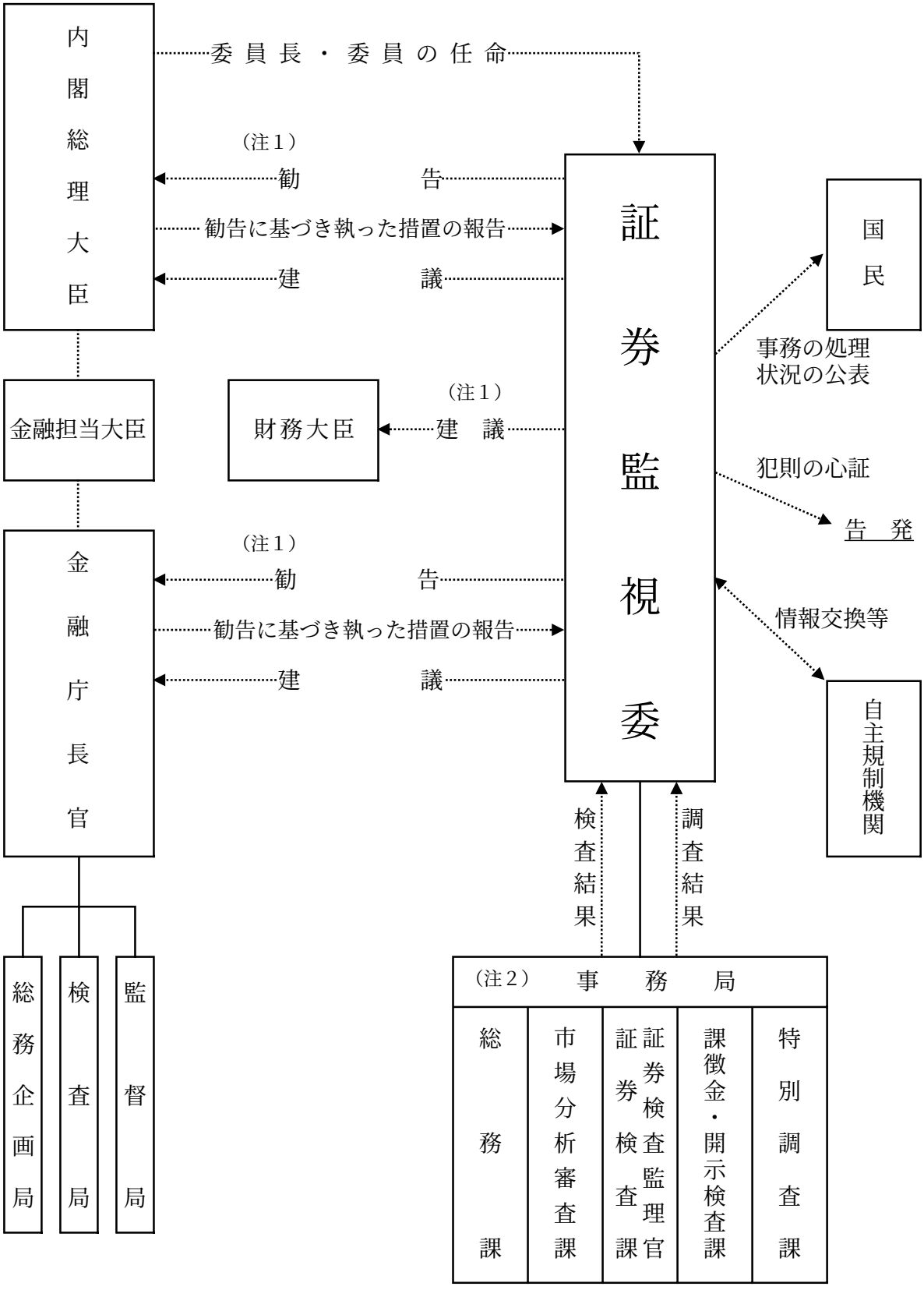

（注１）勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（設置法第20条、第21条）。

（注２）平成18年７月に総務検査課、特別調査課の２課体制から５課体制に再編。

１－３　証券監視委の機能強化

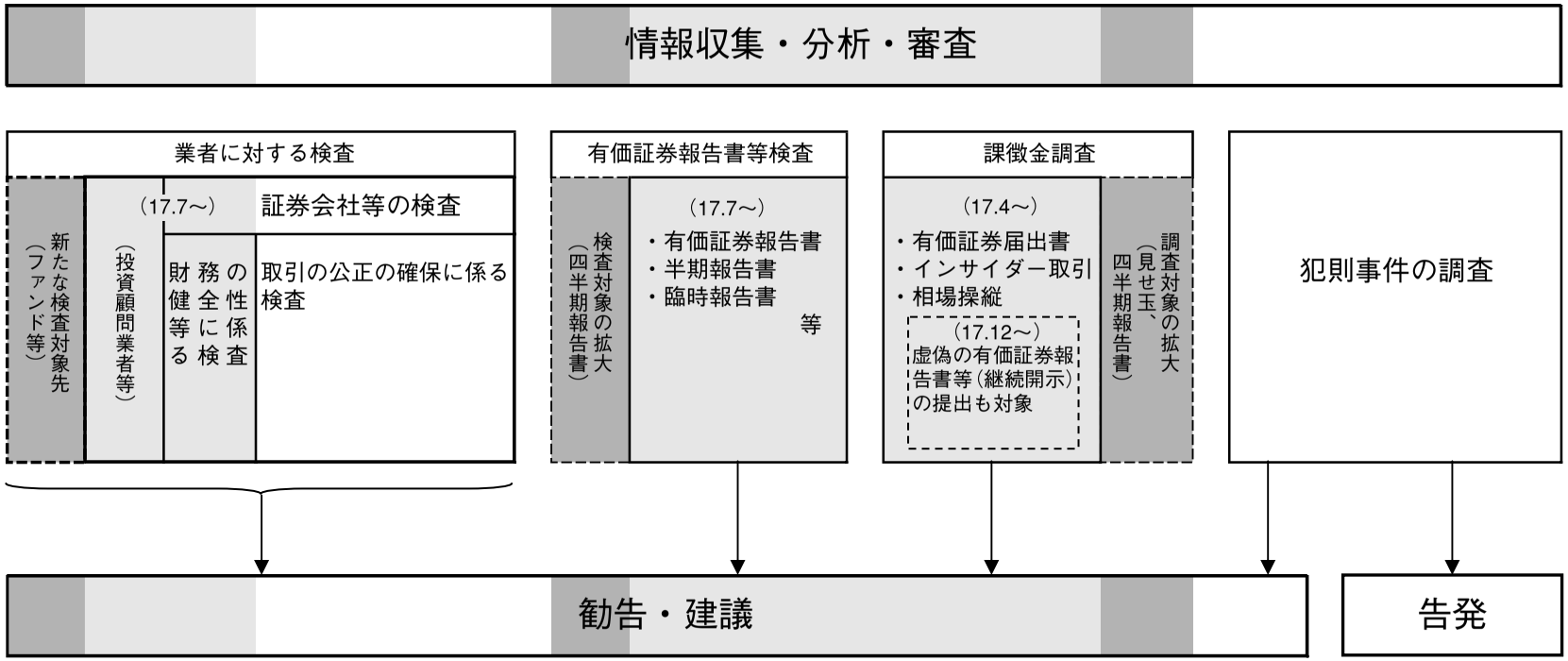

（注）濃い網掛け部分が「証券取引法等の一部改正法」によって追加される機能。

１－４　証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図

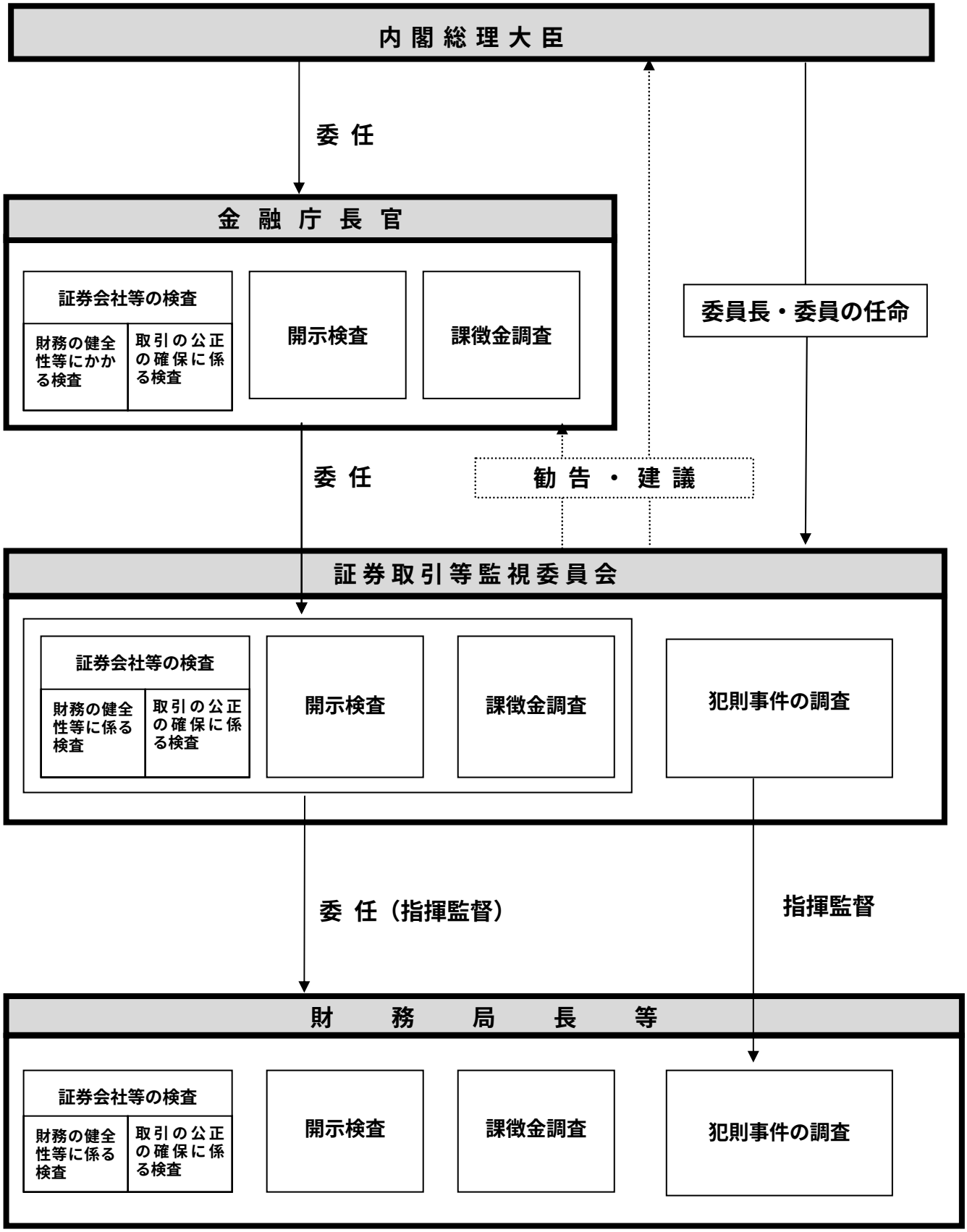

（注１）証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する（証取法第194条の６第７項等）。

（注２）犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる（証取法第224条第４項、第５項等）。

１－５　証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年　度	予　算　定　員		
	証券監視委	財務局等	合　計
４　　年　　度	８４人	１１８人	２０２人
５　　年　　度	８４人	１１８人	２０２人
６　　年　　度	８６人	１１８人	２０４人
７　　年　　度	８８人	１１８人	２０６人
８　　年　　度	８９人	１１８人	２０７人
９　　年　　度	９１人	１１８人	２０９人
１０　年　度	９８人	１２６人	２２４人
１１　年　度	１０６人	１３２人	２３８人
１２　年　度	１１２人	１３８人	２５０人
１３　年　度	１２２人	１４３人	２６５人
１４　年　度	１８２人	１８２人	３６４人
１５　年　度	２１７人	１９９人	４１６人
１６　年　度	２３７人	２０４人	４４１人
１７　年　度	３０７人	２４５人	５５２人
１８　年　度	３１８人	２４６人	５６４人
１９　年　度	３４１人	２６８人	６０９人

１－６　機構図

１　証券監視委の機構図

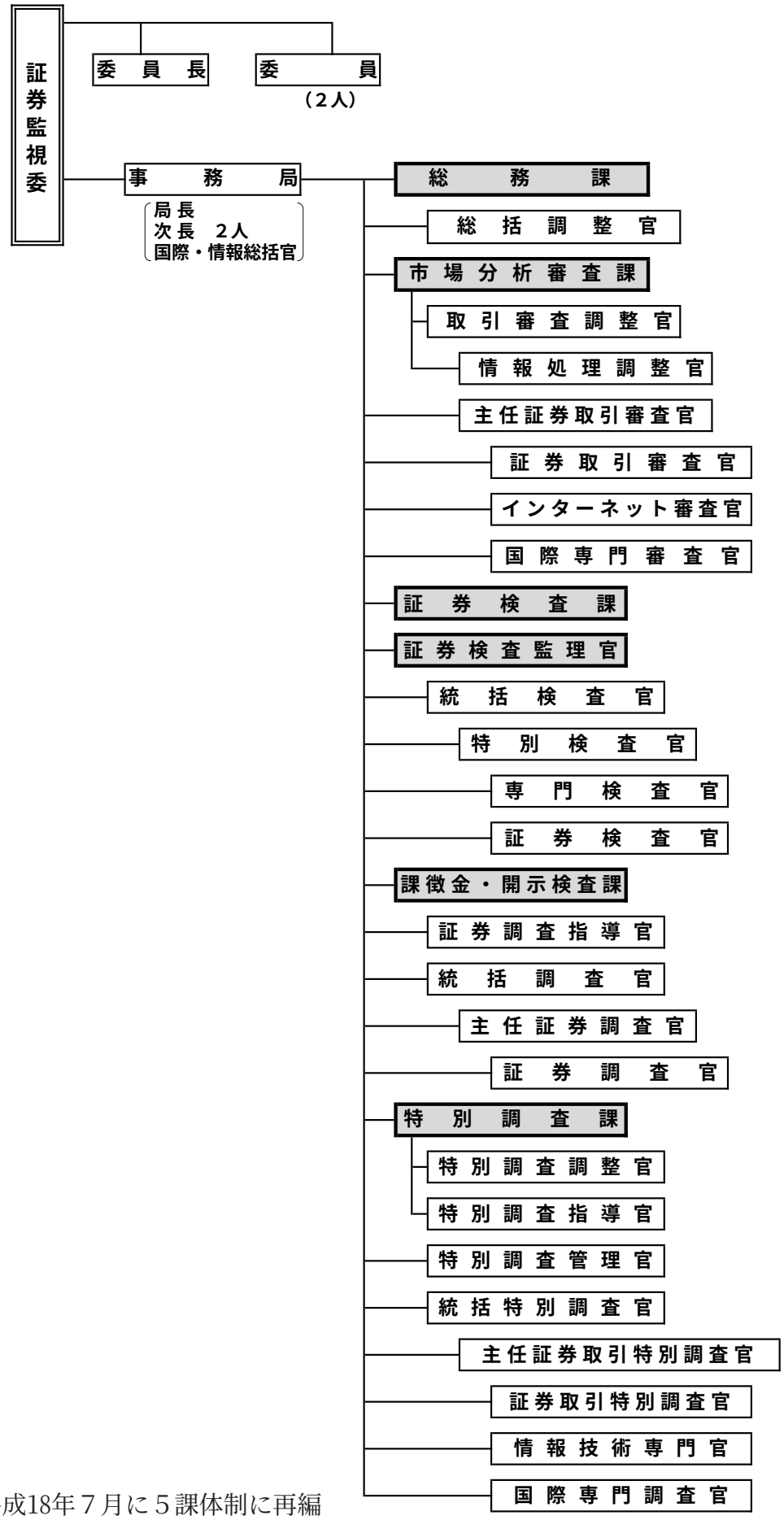

（注）平成18年７月に５課体制に再編

2　財務局の機構図（関東財務局）

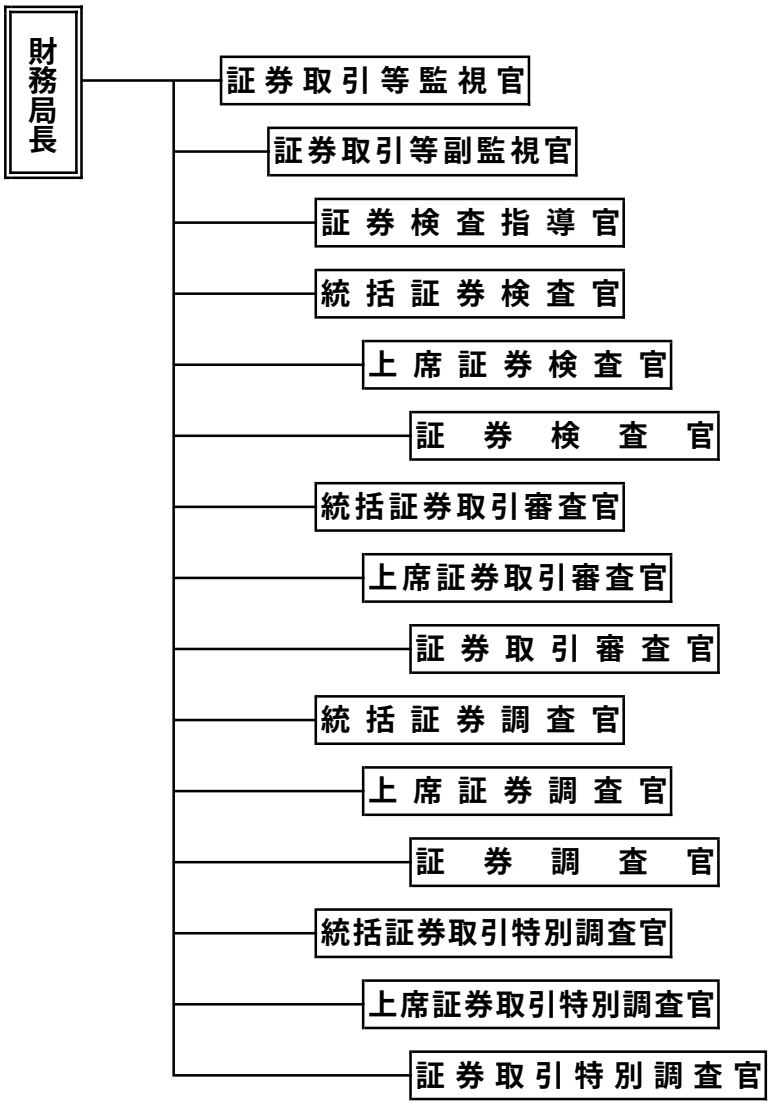

１－７　組織・事務に係る法令の概要

１　証券監視委の組織、権限等

証券監視委の組織、権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条　項	規　　定　　の　　概　　要
第４条	金融庁の所掌事務
第６条	証券監視委の設置
第８条	証券監視委の所掌事務
第９条	委員長及び委員の職権の行使
第10条	証券監視委の組織
第11条	委員長
第12条	委員長及び委員の任命
第13条	委員長及び委員の任期
第14条	委員長及び委員の身分保障
第15条	委員長及び委員の罷免
第16条	委員長及び委員の服務等
第17条	委員長及び委員の給与
第18条	会議
第19条	事務局
第20条	勧告
第21条	建議
第22条	事務の処理状況の公表

2　権限及び範囲に係る規定

(1) 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、証券会社等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔証取法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第59条第１項、第２項、第３項	第194条の６第２項第１号、第３項	証券会社、証券会社と取引をする者、子特定法人（証券会社がその総株主の議決権の過半数を保有する銀行等）、証券会社を子会社とする持株会社、証券会社の主要株主、証券会社を子会社とする持株会社の主要株主、証券会社の親銀行等、証券会社の子銀行等
第65条の２第10項	第194条の６第２項第２号、第３項	登録金融機関、登録金融機関と取引をする者、登録金融機関を子会社とする持株会社
第66条の20	第194条の６第２項第３号、第３項	証券仲介業者、証券仲介業者と取引する者
第79条の14	第194条の６第２項第４号、第３項	証券業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者
第79条の77	第194条の６第３項	投資者保護基金
第103条の３	第194条の６第３項	対象議決権保有届出書の提出者（株式会社証券取引所の総株主

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
		の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第106条の６	第194条の６第３項	株式会社証券取引所の主要株主
第106条の16	第194条の６第３項	対象議決権保有届出書の提出者（証券取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第106条の20	第194条の６第３項	証券取引所持株会社の主要株主
第106条の27	第194条の６第３項	証券取引所持株会社、証券取引所持株会社の子会社
第151条	第194条の６第２項第５号、第３項	証券取引所、証券取引所の子会社、上場有価証券の発行者
第155条の９	第194条の６第２項第６号、第３項	外国証券取引所、外国証券取引所参加者
第156条の15	第194条の６第３項	証券取引清算機関
第156条の34	第194条の６第３項	証券金融会社

〔外証法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第31条第１項、第２項、第３項	第42条第２項、第３項	外国証券会社、外国証券会社の支店と取引を行う者、特定法人等（外国証券会社と密接な関係を有する法人等）、特定金融機関、許可外国証券業者、許可外国証券業者と取引を行う者

〔金先法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第34条の20の３第１項	第145条第３項	対象議決権保有届出書の提出者（株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第34条の30第１項	第145条第３項	株式会社金融先物取引所の主要株主
第34条の39第１項	第145条第３項	対象議決権保有届出書の提出者（金融先物取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第34条の42第１項	第145条第３項	金融先物取引所持株会社の主要株主
第34条の48第１項	第145条第３項	金融先物取引所持株会社、金融先物取引所持株会社の子会社
第52条第１項	第145条第２項第１号、第３項	金融先物取引所、金融先物取引所の子会社、金融先物取引所の会員等
第55条の10第１項	第145条第２項第２号、第３項	外国金融先物取引所、外国金融先物取引所参加者
第85条第１項、第２項、第３項	第145条第２項第３号、第３項	金融先物取引業者、金融先物取引業者の主要株主、金融先物取引業者を子法人とする持株会社の主要株主、金融先物取引業者と取引する者
第113条第１項	第145条第２項第４号、第３項	金融先物取引業協会

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第131条第１項	第145条第３項	金融先物清算機関

〔投信法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第39条第１項、第２項	第225条第２項第１号、第３項	投資信託委託業者等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者、投資信託委託業者の主要株主、投資信託委託業者を子会社とする持株会社の主要株主
第55条第１項	第225条第２項第２号、第３項	投資信託協会
第213条第１項、第２項、第３項、第４項、第５項	第225条第２項第３号、第３項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引をする者

〔投資顧問業法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第36条第１項、第２項	第51条の２第２項、第３項	投資顧問業者、投資顧問業者と取引をする者、認可投資顧問者の主要株主、認可投資顧問業業

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
		者を子会社とする持株会社の主要株主
第46条第１項	第51条の２第３項	証券投資顧問業協会
第48条第４項	第51条の２第３項	全国証券投資顧問業協会連合会

〔ＳＰＣ法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第209条において準用する第217条第１項	第290条第２項第１号、第３項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人
第217条第１項	第290条第３項	特定目的会社
第286条第１項において準用する第209条（第217条第１項）	第290条第２項第２号、第３項	特定目的信託の原委託者

〔保振法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第８条第１項	第41条の２第２項	保管振替機関

〔社振法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第１項	第136条第２項	振替機関

〔社登法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第10条	第９条第３項	登録機関

〔本人確認法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第７条、第８条第１項	第13条第４項第１号、同項第２号、第５項	証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者、金融先物取引業者、登録金融機関、証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関、口座管理機関

(2) 犯則事件の調査の権限、範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴取とは異なり、監視委員会職員の固有の権限として規定されており、また、権限行使の対象も証券会社等に限定されず、広く投資者を含め証券取引等に関与するすべての者に対し行使することができる。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
証取法第210条 外証法第53条 金先法第170条 本人確認法第18条	犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
証取法第211条、 第211条の２ 外証法第53条 金先法第171条 本人確認法第18条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第33条）及び本人確認法第18条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第５条、第24条等	発 行 者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第23条の３等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第27条の３等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第27条の23等	大量保有者	大量保有報告書等の提出義務等
第29条の２	証券会社等	証券会社に対する認可の条件

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第40条	証券会社等	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	証券会社等	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条の2	証券会社等	損失保証・損失補てん等の禁止
第157条	何人も	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示による財産取得の禁止等
第158条	何人も	相場変動の目的等の風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	何人も	相場操縦的行為の禁止
第161条第1項	取引所会員等	証券会社等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第163条、第164条	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

〔外証法〕

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第７条第３項	外国証券会社	証券会社に対する認可の条件
第14条	外国証券会社	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
	外国証券会社	取引報告書の交付義務
	外国証券会社等	損失保証・損失補てん等の禁止

〔金先法〕

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第44条	何人も	相場操縦的行為の禁止
第45条	取引所会員	過当な件数の取引等の制限
第47条	金先業者	呑行為の禁止
第55条の３第１項	海外金先市場開設者	認可の条件
第69条	金先業者	広告の規制
第70条第１項	金先業者	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第71条第１項	金先業者	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条第１項	金先業者	受託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第138条	何人も	受託等のための不正行為の禁止
第139条	何人も	虚偽の相場の公示の禁止

〔本人確認法〕

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第３条第４項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

(3) 課徴金調査の権限、範囲

① 課徴金調査の権限

証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の聴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔証取法〕

質問・報告等の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第26条	第194条の６第３項	有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者、参考人
第177条	第194条の６第２項第７号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所、その他必要な場所

(注) 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 課徴金調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、証取法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

条　項	規　定　の　概　要
第172条	虚偽の有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により有価証券を取得させ、売り付けた者等
第172条の２	虚偽の有価証券報告書等を提出した者
第173条	風説の流布又は偽計により相場を変動させた者
第174条	相場操縦により相場変動させる上場有価証券売買等をした者
第175条	内部者取引をした者

(4) 開示検査の権限

開示検査の権限については、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた有価証券報告書等の審査体制の強化策として、平成17年７月より、有価証券届出書等の開示書類提出者に対する報告等の徴取又は検査を行う権限が、内閣総理大臣及び金融庁長官から証券監視委に委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔証取法〕

報告・資料の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条	第194条の６第３項	有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者、参考人
第27条の22第１項	以下同上	公開買付者、その特別関係者、その他の関係者、参考人
第27条の22第２項		意見表明報告書の提出者、その関係者、参考人
第27条の22の２第２項において準用する第27条の22第１項		公開買付者、その他の関係者、参考人
第27条の30第１項		大量保有報告書の提出者、その提出者の共同保有者、その他の関係者、参考人
第27条の30第２項		大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人（注１）
第193条の２第４項		監査証明を行った公認会計士又は監査法人（注１）

（注１）報告・資料の徴取に係る権限のみ。

（注２）以下の権限については証券監視委に委任されていない。

・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限（証取法施行令第38条の２第１項第１号及び第２号）

・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検査権限（証取法施行令第38条の２第１項第３号）

（注３）上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっており（証取法施行令第38条の２第１項ただし書）、これらの権限及び（注２）に掲げる権限については、金融庁長官から財務局長等に委任されている。

１－８　証券監視委と自主規制機関との関係の概念図

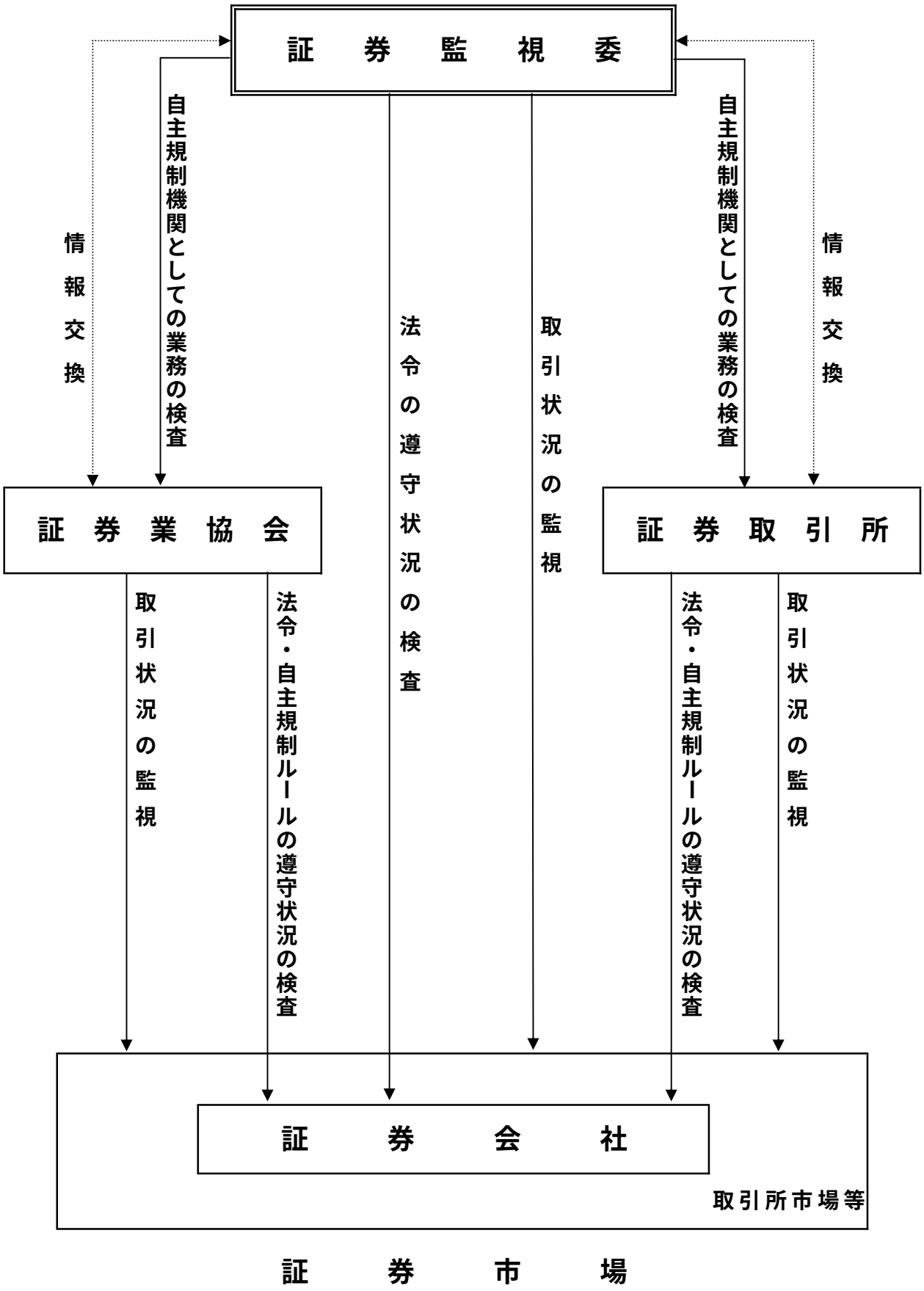

２ 証券監視委の活動実績等

２－１ 証券監視委の活動状況

総　括　表

区分＼事務年度	4～11	12	13	14	15	16	17	18	合　計
犯則事件の告発　（件）	31	5	7	10	10	11	11	13	98
勧　　告　（件）	154	34	26	30	26	17	39	43	369
証券会社等に対する処分に係る勧告	154	34	26	30	26	17	29	28	344
課徴金納付命令に関する勧告	—	—	—	—	—	—	9	14	23
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	—	—	—	—	—	—	1	1	2
建　　議　（件）	4	—	—	2	1	—	5	3	15
証券検査 証券会社　（社）	内544 670	内73 96	内72 96	内81 118	内92 124	内83 113	内73 98	内68 87	内1,086 1,402
国内証券会社	内544 612	内73 82	内72 82	内81 98	内92 107	内83 96	内73 88	内68 78	内1,086 1,243
外国証券会社	58	14	14	20	17	17	10	9	159
登録金融機関　（機関）	内45 52	内1 3	内5 7	内11 13	内10 13	内20 27	内23 28	内26 27	内141 170
証券仲介業者　（業者）	内— —	内— —	内— —	内— —	内0 0	内0 0	内1 1	内1 1	内2 2
金融先物取引業者（社）	内1 1	内0 0	内0 0	内0 0	内1 1	内0 0	内13 13	内12 12	内27 27
投信・投資顧問業者等（業者等）	内— —	内— —	内— —	内— —	内— —	内— —	内25 41	内27 58	内52 99
自主規制機関（機関）	1	—	2	—	2	—	2	6	13
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	1
問題点が認められた会社（社等）	489	62	57	78	67	67	93	142	1,055
取引審査　（件）	内756 1,797	内121 265	内122 392	内255 684	内305 687	内307 674	内320 875	内408 1,039	内2594 6,413

（注）
1. 事務年度とは7月から翌年6月までをいう。
2. 証券検査の計数は、着手ベースの実施件数である。
3. 内書きの数字は、財務局に係るものである。
4. 上記の証券会社に対する検査のほか、財務局等において委員会担当証券会社の支店単独検査を実施している。
5. 投信・投資顧問業者等とは、投信・投資顧問業者及び投資法人をいう。

２－２　告発実施状況

１　告発件数等一覧表

区分	4～13事務年度	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年度	合計
告発件数	43	10	10	11	11	13	98
告発人数	172	22	28	18	32	31	303

（注）事務年度：７月～翌年６月

２　告発事件の概要一覧表（関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
1	5.5.21	証取法第125条第１項、第２項等 （相場操縦）	①　日本ユニシス㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 （嫌疑者）不動産会社社長 金融業者役員	①につき 6.10.3（東京地裁） 不動産会社社長 懲役２年６月 （執行猶予４年） 金融業者役員 懲役２年 （執行猶予３年） （いずれも確定）
		証取法第27条の23第１項等 （大量保有報告書の不提出）	②　上記売買の過程において発行済株式総数の5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。 （嫌疑者）不動産会社社長	②につき 不動産会社社長　不起訴
2	6.5.17	証取法第197条第１号の２ 同法第207条第１項等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28（東京地裁） 同社社長 懲役１年８月 同社役員 懲役１年２月 15.11.13（東京高裁） 同社役員 懲役１年２月 （執行猶予３年） 15.11.18（東京高裁） 同社社長 懲役１年８月 （執行猶予４年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
3	6.10.14	証取法第166条第1項、第3項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	日本商事㈱の新薬の投与による副作用死亡例の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役職員 取引先職員 医師（第一次情報受領者）	6.12.20（大阪簡裁） 会社役職員 取引先職員24名 罰金20～50万円 （略式命令） 8.5.24（大阪地裁） 医師 罰金30万円 9.10.24（大阪高裁） 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.2.16（最高裁） 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13.3.16（大阪高裁） 医師 控訴を棄却 16.1.13（最高裁） 医師 上告棄却 （いずれも確定）
4	7.2.10	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 （内部者取引）	新日本国土工業㈱の約束手形の不渡りの発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引銀行 同行役職員 取引先 同社職員	7.3.24（東京簡裁） 取引銀行 罰金50万円 同行役職員2名 罰金20～50万円 取引先、同社職員 罰金30万円 （略式命令） （いずれも確定）
5	7.6.23	証取法第158条 同法第197条第9号 （風説の流布）	テーエスデー㈱の社長は、同社株券の価格を騰貴させるため、虚偽の事実を発表。 （嫌疑者）当該会社社長	8.3.22（東京地裁） 懲役1年4月 （執行猶予3年） （確定）
6	7.12.22	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	千代田証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社役職員 顧客	8.2.19（東京簡裁） 同社社長 同社役職員4名 罰金30～50万円 （略式命令） 8.12.24（東京地裁） 証券会社 罰金1,500万円 同社役員 懲役6月 （執行猶予2年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
7	8.8.2	証取法第166条第1項、第2項 同法第200条第6号 （内部者取引）	日本織物加工㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）割当先監査役（弁護士）	9.7.28（東京地裁） 懲役6月 （執行猶予3年） 追徴金約2,600万円 10.9.21（東京高裁） 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.6.10（最高裁） 原判決破棄 高裁へ差戻し 12.3.24（東京高裁） 控訴棄却 （確定）
8	9.1.17	証取法第158条 同法第197条第9号 （風説の流布）	特定の株券の価格を騰貴させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 （嫌疑者）雑誌監修人（投資顧問業）	9.1.30（東京簡裁） 罰金50万円 （略式命令） （確定）
9	9.4.8	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 （内部者取引）	㈱鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社会長 当該会社役員 関連会社	9.5.1（名古屋簡裁） 同社役員及び関連会社 罰金50万円 （略式命令） 9.9.30（名古屋地裁） 同社会長 懲役6月 （執行猶予3年） （いずれも確定）
10	9.4.25	証取法第166条第3項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	シントム㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）割当先社長 割当先会社等	9.5.27（東京簡裁） 割当先社長及び割当先会社等 罰金30万円 （略式命令） （いずれも確定）
11	9.5.13	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	野村證券㈱は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20（東京地裁） 証券会社 罰金1億円 同社社長、同社役員A 懲役1年 （執行猶予3年） 同社役員B 懲役8月 （執行猶予3年） 11.4.21（東京地裁） 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円 （いずれも確定） （注）山一、日興、大和證券関連と共に一括審査

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
12	9.9.17	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条第 1 項等 （損失補てん）	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.7.17（東京地裁） 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員Ａ 懲役 10 月 （執行猶予 2 年） 10.9.30（東京地裁） 同社副社長 懲役 1 年 （執行猶予 3 年） 10.11.6（東京地裁） 同社職員 懲役 10 月 （執行猶予 2 年） 同社役職員 2 名 懲役 8 月 （執行猶予 2 年） 11.4.21（東京地裁） 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 （注）11 号事件と一括審理 11.6.24（東京地裁） 同社役員Ｂ 懲役 10 月 （執行猶予 3 年） 12.3.28（東京地裁） 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25（東京高裁） 同社社長 懲役 3 年 （執行猶予 5 年） （いずれも確定）
13	9.10.21	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 （損失補てん）	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.9.21（東京地裁） 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社職員 懲役 10 月 （執行猶予 3 年） 同社役員 2 名 懲役 1 年 （執行猶予 3 年） 11.4.21（東京地裁） 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 （注）11 号事件と一括審理 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
14	9.10.23	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 （損失補てん）	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員	10.7.17（東京地裁） 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員Ａ 懲役 10 月 （執行猶予 2 年） 10.9.30（東京地裁） 同社副社長 懲役 1 年 （執行猶予 3 年） 10.11.6（東京地裁） 同社役職員 2 名 懲役 8 月 （執行猶予 2 年） 11.1.29（東京地裁） 同社役員Ｂ 懲役 10 月 （執行猶予 3 年） 11.6.24（東京地裁） 同社役員Ｃ 懲役 10 月 （執行猶予 3 年） 12.3.28（東京地裁） 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25（東京高裁） 同社社長 懲役 3 年 （執行猶予 5 年） （いずれも確定）
15	9.10.28	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条第 1 項等 （損失補てん）	大和證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.10.15（東京地裁） 証券会社 罰金 4,000 万円 同社副社長 懲役 1 年 （執行猶予 3 年） 同社役職員 3 名 懲役 10 月 （執行猶予 3 年） 同社役職員 2 名 懲役 8 月 （執行猶予 3 年） 11.4.21（東京地裁） 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 （注）11 号事件と一括審理 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
16	10.3.9	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 （損失補てん）	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 （嫌疑者）証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10.9.21（東京地裁） 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社役員 懲役 1 年 （執行猶予 3 年） （いずれも確定）
17	10.3.20	証取法第 197 条第 1 号 同法第 207 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	山一證券㈱は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）証券会社 当該会社会長 当該会社社長 当該会社副社長	12.3.28（東京地裁） 同社会長 懲役 2 年 6 月 （執行猶予 5 年） 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25（東京高裁） 同社社長 懲役 3 年 （執行猶予 5 年） （いずれも確定）
18	10.5.29	証取法第 167 条第 1 号 同法施行令第 31 条 同法第 200 条第 6 号 （内部者取引）	トーソク㈱の株券について、親会社が他社（買収先）へ一括株式譲渡を実施すること（重要事実）を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）親会社役員	10.8.26（横浜簡裁） 罰金 50 万円 （略式命令） （確定）
19	10.7.6	証取法第 166 条第 3 項 同法第 200 条第 6 号 （内部者取引）	大都工業㈱の会社更生手続開始の申立ての決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）関連会社役員 関連会社職員の親族	10.7.17（東京簡裁） 関連会社職員の親族 罰金 50 万円 （略式命令） 10.11.10（東京地裁） 関連会社役員 懲役 6 月 （執行猶予 3 年） 罰金 50 万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
20	10.10.30	証取法第166条第1項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	日本エム・アイ・シー㈱のベンチャー企業の吸収合併の決定（重要事実）を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19（東京地裁） 証券会社職員 懲役6月 （執行猶予3年） 罰金50万円 12.3.28（東京地裁） 合併相手先役員 懲役6月 罰金50万円 12.11.20（東京高裁） 合併相手先役員 控訴棄却 15.12.3（最高裁） 合併相手先役員 上告棄却 （いずれも確定）
21	10.12.17	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	トーア・スチール㈱の解散の決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員 同部下職員	11.2.10（東京簡裁） 部下職員 罰金50万円 （略式命令） 11.4.13（東京地裁） 取引先役員 懲役1年 罰金200万円 11.10.29（東京高裁） 取引先役員 懲役1年6月 （執行猶予3年） 罰金200万円 （いずれも確定）
22	11.2.10	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	トーア・スチール㈱の解散の決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）同業他社社長	11.4.13（東京地裁） 懲役10月 罰金200万円 11.10.29（東京高裁） 懲役1年2月 （執行猶予3年） 罰金200万円 （確定）
23	11.3.4	証取法第159条第1項、第2項 同法第197条等 （相場操縦）	昭和化学工業㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 （嫌疑者）金融業者 金融業者役員	11.6.24（大阪地裁） 金融業者役員 懲役1年6月 （執行猶予3年） 金融業者 罰金400万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
24	11.6.30	証取法第197条第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14.9.10（東京地裁） 同行頭取 懲役3年 （執行猶予4年） 同行副頭取2名 懲役2年 （執行猶予3年） 17.6.21（東京高裁） いずれも控訴棄却 いずれも公判係属中（最高裁）
25	11.8.13	証取法第197条第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16.5.28（東京地裁） 同行会長 懲役1年4月 （執行猶予3年） 同行頭取 懲役1年 （執行猶予3年） 同行副頭取 懲役1年 （執行猶予3年） 19.3.14（東京高裁） いずれも控訴棄却 いずれも公判係属中（最高裁）
26	11.12.3	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号、第4項 同法第197条第8号等 （相場操縦）	㈱ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 （嫌疑者）会社社長 会社役員	12.5.19（横浜地裁） 会社社長 懲役1年6月 （執行猶予3年） （確定）
27	11.12.27	証取法第198条第4号等（虚偽の半期報告書の提出）	㈱ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14.9.12（東京地裁） 同社副社長 懲役7年 罰金6,000万円 当該会社 罰金1,000万円 15.8.11（東京高裁） いずれも控訴棄却 （いずれも確定）
28	12.1.31	証取法第197条第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.1.30（横浜地裁） 同社社長 懲役1年6月 （執行猶予3年） （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
29	12.3.21	証取法第158条 同法第197条 第6号等 （偽計）	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役職員	12.3.22（東京簡裁） 同社役職員2名 罰金30万円 （略式命令） （いずれも確定）
30	12.3.22	証取法第158条 同法第197条 第6号等 （偽計）	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	14.10.10（東京地裁） 同社会長 懲役3年 罰金6,400万円 15.11.10（東京高裁） 控訴棄却 18.11.20（最高裁） 上告棄却 （確定）
31	12.5.26	証取法第166条 第3項等 同法第198条 第15号 （内部者取引）	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員	12.7.19（東京地裁） 懲役8月 （執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約449万円 （確定）
32	12.11.28	証取法第166条 第3項等 同法第198条第 15号 （内部者取引）	㈱プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員の姉	12.11.28（東京簡裁） 罰金50万円 （略式命令） 追徴金約158万円 （確定）
33	12.12.4	証取法第158条 等 同法第197条第 1項第5号等 （風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出）	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 （嫌疑者）会社役員等	12.12.4（東京簡裁） 会社役員ら3名 罰金50万円 （略式命令） 14.11.8（東京地裁） 会社役員1名 懲役2年 （執行猶予4年） 罰金600万円 （いずれも確定）
34	12.12.4	証取法第27条 の23第1項 同法第198条第 5号 （大量保有報告書の不提出）	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 （嫌疑者）会社役員	14.11.8（東京地裁） 懲役2年 （執行猶予4年） 罰金600万円 （確定）
35	13.3.12	証取法第166条 第1項等 同法第198条第 15号 （内部者取引）	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）提携先社員（公認会計士）	13.5.29（東京地裁） 懲役1年 （執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約1,414万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
36	13.4.27	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号 同法第197条第1項第5号 （相場操縦）	アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買上がり買付け、仮装売買等。 （嫌疑者）会社社長	14.9.12（名古屋地裁） 懲役1年6月 （執行猶予3年） 追徴金約2,818万円 （確定）
37	13.12.20	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	フットワークエクスプレス㈱は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社専務 当該会社社員	14.10.8（大阪地裁） 同社社長 懲役2年 （執行猶予3年） 同社副社長 懲役1年 （執行猶予3年） 同社専務 懲役10月 （執行猶予3年） （いずれも確定）
38	14.3.20	証取法第159条第1項第1号等、第2項第1号 同法第197条第1項第7号 （相場操縦）	志村化工㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等。 （嫌疑者）会社役員等	15.7.30（東京地裁） 会社役員Ａ 懲役2年 （執行猶予3年） 追徴金約1億1,395万円 15.11.11（東京地裁） 無職Ｃ 懲役2年 （執行猶予3年） 追徴金約1億2,080万円 15.11.11（東京地裁） 会社役員Ｂ 懲役2年 （執行猶予3年） 追徴金約1億2,080万円 16.7.14（東京高裁） 会社役員Ｂ 控訴棄却 19.3.29（最高裁） 会社役員Ｂ 上告棄却 （いずれも確定）
39	14.3.26	証取法第166条第1項等 同法第198条第15号 （内部者取引）	㈱ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う(重要事実)ことを知り 、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）記者発表会業務下請会社役員	14.10.16（東京地裁） 懲役8月 （執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約922万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
40	14.6.7	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	フットワークエクスプレス㈱の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士	14.6.10（大阪簡裁） 公認会計士2名 罰金50万円 （略式命令） （いずれも確定） 公認会計士1名（大阪地裁） 死亡による公訴棄却
41	14.6.28	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ナナボシは、平成12年3月期及び平成13年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長 当該会社役員	15.3.13（大阪地裁） 同社会長 懲役2年6月 15.3.31（大阪地裁） 同社役員 懲役3年6月 15.9.16（大阪高裁） 同社会長 控訴棄却 16.1.16（最高裁） 同社会長 上告棄却 （いずれも確定）
42	14.6.28	証取法第167条第1項等（内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）銀行員（契約締結先）等	15.5.2（東京地裁） 銀行員 懲役1年2月 （執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約400万円 医師 懲役10月 （執行猶予3年） 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28（東京高裁） 医師 控訴棄却 16.5.31（最高裁） 医師 上告棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
43	14.6.28	証取法第167条第1項等（内部者取引）	三陽エンジニアリング㈱が三陽パックス㈱の株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）銀行員（第一次情報受領者）等	15.5.2（東京地裁） 銀行員 懲役1年2月 （執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約400万円 医師 懲役10月 （執行猶予3年） 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28（東京高裁） 医師 控訴棄却 16.5.31（最高裁） 医師 上告棄却 （いずれも確定） （注）42号事件と一括審理
44	14.7.31	証取法第167条第1項等（内部者取引）	㈱光通信が㈱クレイフィッシュの株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社員	15.2.28（東京地裁） 懲役1年 （執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約1,048万円 （確定）
45	14.9.6	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ナナボシは、平成10年3月期及び平成11年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）　当該会社 当該会社会長 当該会社役員	15.3.13（大阪地裁） 同社会長 懲役2年6月 15.3.31（大阪地裁） 同社役員 懲役3年6月 15.9.16（大阪高裁） 同社会長 控訴棄却 16.1.16（最高裁） 同社会長 上告棄却 （いずれも確定） （注）41号事件と一括審理
46	14.11.29	証取法第158条同法第197条第1項第7号（風説の流布及び偽計）	ドリームテクノロジーズ㈱の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 （嫌疑者）当該株券取引者	15.3.28（広島簡裁） 罰金30万円 追徴金36万6千円 （略式命令） （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
47	14.12.16	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出）	㈱エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	15.7.14（東京地裁） 同社会長 懲役2年 （確定）
48	14.12.19	証取法第167条第1項等（内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員	15.9.10（東京地裁） 懲役1年6月 （執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約921万円 （確定）
49	14.12.26	証取法第158条同法第197条第1項等（偽計）	㈱エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	15.7.14（東京地裁） 同社会長 懲役2年 （確定） （注）47号事件と一括審理
50	15.2.13	証取法第167条第1項等（内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社職員等	15.7.3（大阪地裁） 会社職員 懲役1年6月 （執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金290万円 職員知人 懲役1年 （執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約210万円 （いずれも確定）
51	15.2.20	証取法第167条第1項等（内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社職員等	15.7.3（大阪地裁） 会社職員 懲役1年6月 （執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金290万円 （注）50号事件と一括審理 職員実弟 懲役1年 （執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約545万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
52	15.3.24	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長 当該会社専務 当該会社常務	15.9.17（東京地裁） 同社専務 懲役2年 （執行猶予3年） 15.12.11（東京地裁） 同社常務 懲役4年 16.7.29（東京高裁） 同社常務 控訴棄却 16.10.7（東京地裁） 同社会長 懲役8年 17.9.28（東京高裁） 同社会長 控訴棄却 18.7.3（最高裁） 同社会長 上告棄却 （いずれも確定）
53	15.5.28	証取法第167条第1項等（内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付すること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員	15.10.21（東京地裁） 懲役1年2月 （執行猶予3年） 罰金70万円 追徴金約891万円 （確定）
54	15.7.16	証取法第166条第1項等（内部者取引）	㈱ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと（ともに重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社職員	16.1.30（横浜地裁） 懲役1年2月 （執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約845万円 （確定）
55	15.7.25	証取法第159条第1項第3号等（相場操縦）	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。 （嫌疑者）㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17.2.17（大阪地裁） 同取引所副理事長 無罪 18.10.6（大阪高裁） 同取引所副理事長 懲役1年 （執行猶予3年） 19.7.12（最高裁） 同取引所副理事長 上告棄却 （確定）
56	15.7.30	証取法第167条第1項等（内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員（元課長）	15.10.30（東京地裁） 懲役1年2月 （執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約936万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
57	15.11.14	証取法第166条第3項等 （内部者取引）	㈱アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	16.8.3（名古屋地裁） 懲役10月 （執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約1,105万円 （確定）
58	16.2.24	証取法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	㈱キャッツの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）当該会社社長等	17.2.8（東京地裁） 会社役員Ａ 懲役2年6月 （執行猶予4年） 追徴金3億1,082万円 同社役員 懲役2年6月 （執行猶予4年） 追徴金3億1,082万円 会社役員Ｂ 懲役2年6月 （執行猶予4年） 追徴金3億1,082万円 17.3.11（東京地裁） 同社社長 懲役3年 （執行猶予5年） 追徴金3億1,082万円 17.9.7（東京高裁） 会社役員Ｂ 控訴棄却 19.2.20（最高裁） 会社役員Ｂ 上告棄却 （いずれも確定）
59	16.2.27	証取法第166条第3項等 （内部者取引）	大日本土木㈱が民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社員	16.5.27（名古屋地裁） 懲役10月 （執行猶予3年） 罰金80万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
60	16.3.29	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出）	㈱キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17.3.4（東京地裁） 会社役員C 懲役1年6月 （執行猶予3年） 17.3.11（東京地裁） 同社社長 懲役3年 （執行猶予5年） 追徴金3億1,082万円 （注）58号事件と一括審理 （いずれも確定） 18.3.24（東京地裁） 公認会計士 懲役2年 （執行猶予4年） 19.7.11（東京高裁） 公認会計士 控訴棄却 公判係属中（最高裁）
61	16.5.31	証取法第166条第1項等（内部者取引）	㈱デジタルが他社と業務提携を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	16.9.3（大阪地裁） 懲役1年6月 （執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約945万円 （確定）
62	16.6.22	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱森本組は完成工事総利益及び当期末処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	17.5.13（大阪地裁） 同社役員A 懲役2年 （執行猶予4年） 17.5.20（大阪地裁） 同社役員B 懲役2年 （執行猶予5年） 17.7.12（大阪地裁） 同社役員C 懲役2年6月 （執行猶予5年） （いずれも確定） 18.4.18（大阪地裁） 同社役員D 懲役6年 公判係属中（大阪高裁）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
63	16.6.24	証取法第166条第１項等（内部者取引）	㈱イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社役員 会社役員（２名）	17.7.22（東京地裁） 会社役員Ａ 懲役１年２月 （執行猶予３年） 罰金80万円 追徴金655万円 17.10.19（東京地裁） 同社役員 懲役１年６月 （執行猶予３年） 罰金100万円 追徴金1,000万円 18.2.2（東京高裁） 会社役員Ａ 控訴棄却 18.4.26（最高裁） 会社役員Ａ 上告棄却 （いずれも確定） 会社役員Ｂ 死亡による公訴棄却
64	16.11.2	証取法第166条第１項等（内部者取引）	㈱メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社長	17.5.2（大阪地裁） 懲役３年６月 罰金200万円 17.10.14（大阪高裁） 控訴棄却 18.2.20（最高裁） 上告棄却 （確定）
65	16.11.19	証取法第158条同法第197条第１項第７号等（風説の流布及び偽計）	㈱メディア・リンクスは、同社の株価を騰貴させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長	17.5.2（大阪地裁） 同社社長 懲役３年６月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14（大阪高裁） 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20（最高裁） 同社社長 上告棄却 （注）64号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
66	16.11.30	証取法第159条第2項第1号等（相場操縦）	真柄建設㈱等複数銘柄の株価を騰貴させることを目的とした見せ玉を行った。 （嫌疑者）会社員	17.12.9（釧路地裁） 懲役1年6月 （執行猶予3年） 罰金100万円 （確定）
67	16.12.9	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長	17.5.2（大阪地裁） 同社社長 懲役3年6月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14（大阪高裁） 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20（最高裁） 同社社長 上告棄却 （注）64号事件及び65号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 （注）65号事件と一括審理 （いずれも確定）
68	17.1.26	証取法第166条第2項等（内部者取引）	㈱シーエスケイコミュニケーションズが㈱シーエスケイとの株式交換（重要事実）により㈱シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員等	18.8.10（東京地裁） 会社役員 懲役1年2月 （執行猶予3年） 罰金20万円 追徴金約310万円 上記役員が経営する会社 罰金100万円 追徴金約851万円 （いずれも確定）
69	17.3.14	証取法第167条第1項等（内部者取引）	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント㈱が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン㈱株式の公開買付けを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）国家公務員	17.10.28（東京地裁） 懲役1年6月 （執行猶予3年） 罰金90万円 追徴金約1,373万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
70	17.3.22	証取法第166条第1項等（内部者取引）	南野建設㈱が第三者割当増資による新株の発行を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員等	17.6.27（大阪地裁） 同社役員 懲役1年6月 （執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約625万円 役員妻 懲役1年 （執行猶予3年） 罰金50万円 追徴金約625万円 （いずれも確定）
71	17.3.22	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	西武鉄道㈱は、㈱コクドの所有に係る西武鉄道㈱株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社等	17.10.27（東京地裁） 会社役員 懲役2年6月 （執行猶予4年） 罰金500万円 当該会社 罰金2億円 （いずれも確定）
72	17.3.22	証取法第166条第2項等（内部者取引）	西武鉄道㈱が有価証券報告書に継続的に㈱コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役員等	17.10.27（東京地裁） 会社役員 懲役2年6月 （執行猶予4年） 罰金500万円 （注）71号事件と一括審理 親会社 罰金1億5,000万円 （いずれも確定）
73	17.6.10	証取法第166条第1項等（内部者取引）	キヤノンソフトウェア㈱が株式の分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）業務委託契約先社員	18.7.7（東京地裁） 懲役1年6月 （執行猶予3年） 罰金50万円 追徴金658万円 （確定）
74	17.6.20	証取法第159条第1項等（相場操縦）	日信工業㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）個人投資家	公判係属中（東京地裁）
75	17.8.17	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	カネボウ㈱は、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	18.3.27（東京地裁） 同社社長 懲役2年 （執行猶予3年） 同社役員 懲役1年6月 （執行猶予3年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
76	17.9.30	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	公認会計士としてカネボウ㈱の監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士	18.8.9（東京地裁） 公認会計士Ａ 懲役1年6月 （執行猶予3年） 公認会計士Ｂ 懲役1年 （執行猶予3年） 公認会計士Ｃ 懲役1年 （執行猶予3年） （いずれも確定）
77	17.11.15	証取法第159条第1項第1号等（相場操縦）	㈱ソキアの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員	18.7.19（大阪地裁） 懲役2年 （執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約4,924万円 （確定）
78	18.2.10	証取法第158条 同法第197条第1項第7号 （風説の流布及び偽計）	㈱ライブドアマーケティングは、㈱ライブドアマーケティング株式の売買のため及び同社の株価の高値形成を図る目的をもって、虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社子会社 当該会社代表取締役 当該会社役員（2名） 会社役員	19.3.16（東京地裁） 同社代表取締役 懲役2年6月 公判係属中（東京高裁） 19.3.22（東京地裁） 同社役員Ａ 懲役1年8月 公判係属中（東京高裁） 同社役員Ｂ 懲役1年6月 （執行猶予3年） （確定） 会社役員 懲役1年6月 （執行猶予3年） （確定） 19.3.23（東京地裁） 当該会社 罰金2億8,000万円 同社子会社 罰金4,000万円 （確定）
79	18.2.22	証取法第166条第3項等（内部者取引）	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	18.9.19（仙台地裁） 懲役1年2月 （執行猶予3年） 罰金60万円 追徴金約429万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
80	18.2.22	証取法第166条第１項第１号等（内部者取引）	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	18.8.11（福島地裁） 懲役１年２月 （執行猶予３年） 罰金80万円 追徴金約345万円 （確定）
81	18.2.22	証取法第166条第１項第１号等（内部者取引）	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	18.8.11（福島地裁） 懲役10月 （執行猶予３年） 罰金30万円 追徴金約124万円 （確定）
82	18.3.13	証取法第197条第１項第１号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員（３名） 会社役員	19.3.16（東京地裁） 同社代表取締役 懲役２年６月 （注）78号事件と一括審理 公判係属中（東京高裁） 19.3.22（東京地裁） 同社役員Ａ 懲役１年８月 公判係属中（東京高裁） 同社役員Ｂ 懲役１年６月 （執行猶予３年） （確定） 会社役員 懲役１年６月 （執行猶予３年） （確定） （注）いずれも78号事件と一括審理 同社役員Ｃ 懲役１年 （執行猶予３年） （確定） 19.3.23（東京地裁） 当該会社 罰金２億8,000万円 （注）78号事件と一括審理 （確定）
83	18.3.30	証取法第197条第１項第１号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	公認会計士や監査の実質的責任者として㈱ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士（２名）	19.3.23（東京地裁） 公認会計士Ａ 懲役10月 公認会計士Ｂ 懲役１年 （執行猶予４年） いずれも公判係属中（東京高裁）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
84	18.5.30	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	アライドテレシス㈱が株式の分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員等	18.11.28（さいたま地裁） 同社役員同居人 懲役1年2月 （執行猶予4年） 追徴金約452万円 同社役員同居人の実妹 懲役1年 （執行猶予4年） 追徴金約435万円 （いずれも確定） 19.3.20（さいたま地裁） 同社役員 懲役1年6月 （執行猶予5年） 罰金100万円 追徴金約1,089万円 （確定） 同社役員実子 懲役1年2月 （執行猶予4年） 罰金50万円 追徴金約1,532万円 19.7.31（東京高裁） 同社役員実子 控訴棄却
85	18.6.22	証取法第167条第3項等（内部者取引）	㈱ライブドアが㈱ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買い集める旨の公開買付に準ずる行為の実施（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員等	19.7.19（東京地裁） 会社役員 懲役2年 罰金300万円 追徴金約11億4,900万円 上記役員の会社 罰金3億円 いずれも公判係属中（東京高裁）
86	18.7.25	証取法第166条第3項等（内部者取引）	㈱西松屋チェーン他4社が株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）新聞社社員	18.12.25（東京地裁） 新聞社社員 懲役2年6月 （執行猶予4年） 罰金600万円 追徴金約1億1,674万円 （確定）
87	18.8.3	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと（重要事実）、㈱オーエー・システム・プラザが㈱ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと（重要事実）、及び㈱オーエー・システム・プラザが株式を発行すること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	公判係属中（横浜地裁）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
88	18.10.20	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱ＩＭＪが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社顧問	19.1.16（東京地裁） 同社顧問 懲役2年 （執行猶予3年） 罰金200万円 追徴金1,675万円 （確定）
89	19.2.5	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱セイクレストが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 会社役員 会社社員	19.6.22（大阪地裁） 同社社員 懲役2年6月 （執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金6,000万円 （確定）
90	19.2.6	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	サンビシ㈱は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19.5.7（名古屋地裁） 同社社長 懲役1年6月 （執行猶予4年） 同社役員 懲役1年 （執行猶予3年） （いずれも確定）
91	19.2.26	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 会社役員	19.6.22（大阪地裁） 同社社員 懲役2年6月 （執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金6,000万円 （注）89号事件と一括処理 （確定）
92	19.2.26	証取法第166条第3項等（内部者取引）	㈱セイクレストが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員の知人	19.5.9（大阪地裁） 懲役1年 （執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約533万円 （確定）
93	19.3.27	証取法第159条第1項第1号等（相場操縦）	㈱ビーマップの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員等（７名）	公判係属中（大阪地裁）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
94	19.5.29	証取法第166条第1項第4号等（内部者取引）	ホーマック㈱及び㈱カーマが、ホーマック㈱、㈱カーマ及びダイキ㈱による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	公判係属中（札幌地裁）
95	19.6.4	証取法第166条第3項等（内部者取引）	ホーマック㈱が㈱カーマ及びダイキ㈱と共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	公判係属中（札幌地裁）
96	19.6.7	証取法第166条第1項等（内部者取引）	㈱伊藤園ほか17社が株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）印刷会社社員 印刷会社社員の親族（６名）	公判係属中（秋田地裁）
97	19.6.25	証取法第159条第1項第1号等（相場操縦）	川上塗料㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）無職 会社役員	公判係属中（さいたま地裁）
98	19.6.28	証取法第159条第2項第2号等（相場操縦）	川上塗料㈱の株取引を誘引する目的をもって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動する旨の情報を流布した。 （嫌疑者）無職	公判係属中（さいたま地裁）

（参　考）

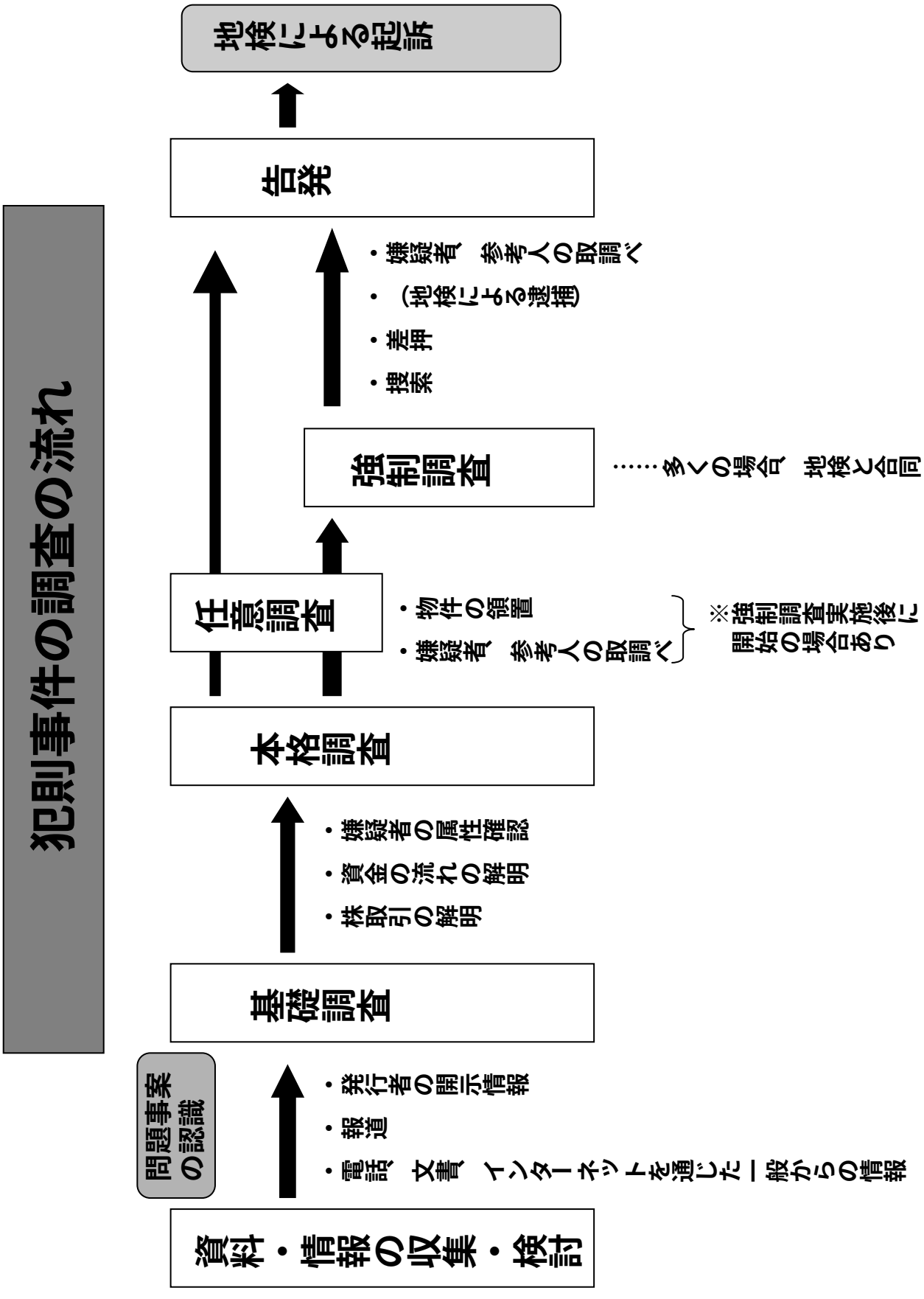
犯則事件の調査の流れ
資料・情報の収集・検討
問題事案の認識
・発行者の開示情報
・報道
・電話、文書、インターネットを通じた一般からの情報
基礎調査
・嫌疑者の属性確認
・資金の流れの解明
・株取引の解明
本格調査
任意調査
・物件の領置
・嫌疑者、参考人の取調べ
※強制調査実施後に開始の場合あり
強制調査
……多くの場合、地検と合同
・嫌疑者、参考人の取調べ
・（地検による逮捕）
・差押
・捜索
告発
地検による起訴

２－３　勧告実施状況

１　勧告実施件数一覧表

区　　分	14年７月～15年６月	15年７月～16年６月	16年７月～17年６月	17年７月～18年６月	18年７月～19年６月
勧　告　件　数	30	26	17	39	43
課徴金納付命令に関する勧告	—	—	—	9	14
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	—	—	—	1	1
証券会社等の検査結果に基づく勧告	30	25	17	29	28
証券監視委の行った検査に基づく勧告	11	9	5	10	13
財務局長等の行った検査に基づく勧告	19	16	12	19	15
犯則事件の調査に基づく勧告	0	2	1	0	0

（注）平成15・平成16検査事務年度の勧告は、検査に基づく勧告と犯則事件の調査に基づく勧告を併せて行ったので、勧告合計と内訳は一致しない。

2　勧告件数（法令違反等の内容別）

（1）課徴金納付命令

不公正取引（18年７月～19年６月）９件

開示書類の虚偽記載（18年７月～19年６月）５件

（2）訂正報告書等の提出命令

開示書類の虚偽記載（18年７月～19年６月）１件

（3）証券検査

法令違反等の内容	勧告対象の別	14年７月～15年６月	15年７月～16年６月	16年７月～17年６月	17年７月～18年６月	18年７月～19年６月	合 計
取引一任勘定取引契約の締結	会社及び外務員	2	1	4	2	1	10
	会社のみ		1		1	1	3
	外務員のみ	12	8	4			24
有価証券の売買等に関する虚偽又は重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をする行為	会社及び外務員		1	3	1		5
	会社のみ	1			2		3
	外務員のみ					1	1
特別の利益を提供することを約して勧誘する行為	会社及び外務員						
	会社のみ	2	1		1		4
	外務員のみ		1				1
作為的相場形成	会社及び外務員	4	2	2	1	1	10
	会社のみ	2	2				4
	外務員のみ	1					1
職務上知りえた特別の情報に基づく有価証券の売買及び投機的利益追及	会社及び外務員						
	会社のみ						
	外務員のみ	7	2	1	1	1	12
法人関係情報を提供した勧誘	会社及び外務員		1				1
	会社のみ						
	外務員のみ						
損失補てん等	会社及び外務員				1		1
	会社のみ		1			2	3
	外務員のみ				1		1
適合性原則違反	会社及び外務員						
	会社のみ		1				1
	外務員のみ						
法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な有価証券の売買に関する管理の状況	会社及び外務員		1		2	1	4
	会社のみ		2				2
	外務員のみ						
投資信託受益証券の乗換勧誘に際し、重要な事項について説明を行っていない状況	会社及び外務員			2			2
	会社のみ						
	外務員のみ						
証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況	会社及び外務員				1		1
	会社のみ					1	1
	外務員のみ						
調達資金が親法人への弁済に充てられることの不告知	会社及び外務員						
	会社のみ	1					1
	外務員のみ						
親法人等との非公開情報の授受	会社及び外務員	1			1		2
	会社のみ						
	外務員のみ						
外務員の職務に関する著しく不適当な行為	会社及び外務員						
	会社のみ						
	外務員のみ	2	2			2	6

法令違反等の内容	勧告対象の別	14年７月～15年６月	15年７月～16年６月	16年７月～17年６月	17年７月～18年６月	18年７月～19年６月	合 計
信用の供与の条件として有価証券の売買等をする行為	会社及び外務員						
	会社のみ			1			1
	外務員のみ						
仮装取引及び馴合い取引	会社及び外務員		1				1
	会社のみ		1	1			2
	外務員のみ						
本人確認法違反	会社及び外務員			1		1	2
	会社のみ	1	3				4
	外務員のみ						
自主規制業務の不備	会社及び外務員						
	会社のみ		1			5	6
	外務員のみ						
不招請勧誘、再勧誘、両建取引の勧誘	会社及び外務員					5	5
	会社のみ				5	1	6
	外務員のみ						
著しく事実と相違する表示のある広告をする行為	会社及び外務員						
	会社のみ				2	3	5
	外務員のみ						
その他	会社及び役職員			1	3	4	8
	会社のみ				15	13	28
	役職員のみ						
合　　計	会社及び役職員	7	7	13	12	13	52
	会社のみ	7	13	2	26	26	74
	役職員のみ	22	13	5	2	4	46

（注１）１件の勧告で複数の法令違反等の指摘を行う場合があるため、勧告件数とは一致しない。
（注２）上記のほかに、内部管理上の問題として勧告を行っている。

3　勧告事案の概要一覧表

(1) 課徴金納付命令に関する勧告（不公正取引）

（平成18年７月～平成19年６月）

一連番号	勧告実施年　月　日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	18.9.14	内部者取引 ㈱ジー・コミュニケーションの役員は、同社と業務提携契約を締結している㈱パオが株式の発行を行うことを決定した事実を契約の履行に関して知り、この事実が公表される平成18年１月６日以前の平成17年11月７日に、㈱ジー・コミュニケーションの計算において、株券8,000株を316万円で買い付けたものである。 ・課徴金額　　39万円	審判手続開始決定日 平成18年９月14日 課徴金納付命令日 平成18年10月２日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
2 ～ 4	18.12.8	内部者取引 アロカ㈱において技術開発等の業務に従事していた社員（課徴金納付命令対象者①）は、同社の業績予想の下方修正の事実をその職務に関して知り、この事実が公表される平成17年10月18日以前の同月７日に、株券3,000株を250万8,000円で売り付けたものである。 アロカ㈱の子会社Ａの役員（課徴金納付命令対象者②）は、アロカ㈱役員から伝達を受けてその重要事実を知り、その事実が公表される平成17年10月18日以前の同月６日に、株券4,000株を327万6,000円で売り付けたものである。 アロカ㈱の子会社Ｂの役員（当時。課徴金納付命令対象者③）は、アロカ㈱役員から伝達を受けてその重要事実を知り、その事実が公表される平成17年10月18日以前の同月12日及び同月13日に合計10,000株を総額850万2,000円で売り付けたものである。 ・課徴金額　　課徴金納付命令対象者①　17万円 課徴金納付命令対象者②　16万円 課徴金納付命令対象者③　73万円	審判手続開始決定日 平成18年12月８日 課徴金納付命令日 平成18年12月25日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
5	19.2.6	内部者取引 ジャパン建材㈱において経理等の業務に従事していた社員は、同社の連結業績予想の下方修正の事実をその職務に関して知り、平成18年５月８日、この事実が公表される午後４時40分より以前に、株券1,100株を98万600円で売り付けたものである。 ・課徴金額　　４万円	審判手続開始決定日 平成19年２月６日 課徴金納付命令日 平成19年２月26日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
6	19.3.9	内部者取引 ㈱小松製作所の執行役員は、同社の子会社のオランダコマツファイナンス㈲が解散を行うことについての決定した事実をその職務に関して知り、この事実が公表される平成17年７月13日以前の同月４日から13日の間に、㈱小松製作所の計算において、株券131万6,000株を11億7,746万1,000円で買い付けたものである。 ・課徴金額　　4,378万円	審判手続開始決定日 平成19年３月９日 課徴金納付命令日 平成19年３月30日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

一連番号	勧告実施年　月　日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7	19.5.8	内部者取引 ㈱大塚家具の役員は、同社が配当予想値の修正を行う事実をその職務に関して知り、この事実が公表される平成18年２月23日以前の同月10日から同月22日の間に、㈱大塚家具の計算において、株券７万9,000株を３億3,295万5,000円で買い付けたものである。 ・課徴金額　　3,044万円	審判手続開始決定日 平成19年５月８日 課徴金納付命令日 平成19年５月29日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
8	19.6.15	内部者取引 ダイヤモンドリース㈱の契約締結先の社員は、ダイヤモンドリース㈱がユーエフジェイセントラルリース㈱と合併することを決定した事実を同契約の締結及びその交渉に関して知り、この事実が公表される平成18年10月19日以前の同年７月24日に、株券200株を98万2,000円で買い付けたものである。 ・課徴金額　　20万円	審判手続開始決定日 平成19年６月15日 課徴金納付命令日 平成19年６月29日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
9	19.6.15	内部者取引 ユーエフジェイセントラルリース㈱の契約締結先の社員は、ユーエフジェイセントラルリース㈱がダイヤモンドリース㈱と合併することを決定した事実を同契約の締結及びその交渉に関して知り、この事実が公表される平成18年10月19日以前の同年９月21日及び同月25日に、株券合計500株を総額249万4,000円で買い付けたものである。 ・課徴金額　　42万円	審判手続開始決定日 平成19年６月15日 課徴金納付命令日 平成19年６月29日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

（参　考）

不公正取引に係る課徴金調査の流れ

問題事案の認識

資料・情報の収集・検討

・他の部署からの情報
・報道
・一般からの情報受付

基礎調査

・事件関係人の状況把握
・資金の流れの解明
・株取引状況の解明

本格調査

・事件関係人・参考人の質問調査
・事件関係人の営業所等への立入検査

内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告

金融庁における手続

審判手続

・課徴金納付命令対象者が違反事実について争う場合に、公正・中立な審判官による審判が開かれる。

課徴金納付命令

（2）課徴金納付命令に関する勧告（開示書類の虚偽記載）

（平成18年７月～平成19年６月）

一連番号	勧告実施年　月　日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	18.11.22	有価証券報告書の虚偽記載 東日本ハウス㈱は、退職給付引当金の過少計上により、連結純資産が約34億円であったにもかかわらず、連結純資産に相当する「資本合計」欄に約38億円と記載するなどした連結貸借対照表、及び経常利益が約15億円であったにもかかわらず、これを約22億円と記載するなどした連結損益計算書を平成17年10月期有価証券報告書に掲載し、この有価証券報告書を、平成18年１月27日、関東財務局長に対して提出したものである。 ・課徴金額　　200万円	審判手続開始決定日 平成18年11月22日 課徴金納付命令日 平成18年12月６日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
2	18.12.6	有価証券届出書等の虚偽記載 ㈱ＴＴＧは、売上原価の付替え等により、 連結経常利益が118百万円（百万未満切捨て。以下連結純資産額、債務超過及び連結純資産額に相当する「資本合計」について同じ。）の損失であったにもかかわらず、204百万円と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が1,851百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に34百万円と記載するなどした連結貸借対照表を平成17年３月期有価証券報告書に掲載し、 連結純資産額が481百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に1,087百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を平成17年９月期半期報告書に掲載したうえ、 ①　平成17年３月期有価証券報告書を組込情報とする平成17年５月23日提出の有価証券届出書及び同年６月29日提出の同有価証券届出書の訂正届出書 ②　平成17年３月期有価証券報告書を組込情報とする平成17年８月５日提出の有価証券届出書 ③　平成17年３月期有価証券報告書及び平成17年９月期半期報告書を組込情報とする平成18年１月６日提出の有価証券届出書 ④　平成17年３月期有価証券報告書及び平成17年９月期半期報告書を組込情報とする平成18年３月10日提出の有価証券届出書 （いずれも関東財務局長に対して提出）に基づく募集により株式等の有価証券を取得させたものである。 また、同社は、平成17年12月26日、関東財務局長に対し、上記平成17年９月期半期報告書を提出したものである。 ・課徴金額　　1億3,133万円	審判手続開始決定日 平成18年12月６日 課徴金納付命令日 平成18年12月27日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

一連番号	勧告実施年　月　日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3	18.12.18	発行登録追補書類の虚偽記載 ㈱日興コーディアルグループは、 ①　子会社である日興プリンシパル・インベストメンツ㈱（以下「ＮＰＩ」という。）が、その株式のすべてを所有し、実質的に支配しているＮＰＩホールディングス㈱（以下「ＮＰＩＨ」という。）を連結の範囲に含めず、 ②　ＮＰＩＨが発行しＮＰＩが保有していた他社株券償還特約付社債券の発行日を偽るなどしてＮＰＩの会計帳簿等を作成し、本来計上できない当該社債券の評価益を計上することにより、 連結経常利益が58,968百万円（百万円未満切捨て。以下連結経常利益及び連結当期純利益について同じ。）であったにもかかわらず、77,717百万円と記載し、連結当期純利益が35,268百万円であったにもかかわらず、46,935百万円と記載するなどした連結損益計算書を平成17年３月期有価証券報告書に掲載し、平成17年11月９日、上記平成17年３月期有価証券報告書を参照書類とする発行登録追補書類を関東財務局長に対して提出し、平成17年11月22日、同発行登録追補書類に基づく一般募集により500億円の社債券を取得させたものである。 ・課徴金額　　５億円	審判手続開始決定日 平成18年12月18日 課徴金納付命令日 平成19年１月５日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
4	19.4.17	半期報告書等の虚偽記載 エー・アンド・アイシステム㈱は、損失の繰延べにより、連結中間純損益が524百万円（百万円未満切捨て。以下、連結中間純利益額、連結純資産額及び中間連結貸借対照表の「資本合計」欄の金額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、116百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が2,059百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に2,700百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を平成17年９月期半期報告書に掲載し、この半期報告書を、平成17年12月21日、関東財務局長に対して提出したものである。 また、同社は、平成18年４月11日、関東財務局長に対し、上記平成17年９月期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、平成18年４月27日、同有価証券届出書に基づく募集により株式を取得させたものである。 ・課徴金額　　2,259万円	審判手続開始決定日 平成19年４月17日 課徴金納付命令日 平成19年５月10日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
5	19.6.26	有価証券報告書等の虚偽記載 ネクストウェア㈱は、架空売上の計上により、連結中間純損益が160百万円（百万円未満切捨て。以下、連結中間純利益額、連結当期純利益額及び連結当期純損失額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、４百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書を平成17年９月期半期報告書に掲載し、平成17年12月22日、近畿財務局に対して提出した。また、連結当期純損益が456百万円の損失であったにもかかわらず、88百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を平成18年３月期有価証券報告書に掲載し、平成18年６月30日、近畿財務局長に対して提出したものである。 さらに、同社は、平成18年１月10日、近畿財務局長に対し、上記平成17年９月期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、平成18年１月26日、同有価証券届出書に基づく募集により新株予約権証券を取得させたものである。 ・課徴金額　　222万9,999円	審判手続開始決定日 平成19年６月26日 課徴金納付命令日 平成19年７月13日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

(3) 訂正報告書等の提出命令に関する勧告

（平成18年７月～平成19年６月）

一連番号	勧告実施年　月　日	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	18.12.6	半期報告書等の虚偽記載 ㈱ＴＴＧは、平成17年12月26日に関東財務局長に対して提出した平成17年９月期半期報告書において、売上原価の付替え等により、連結純資産額が481百万円（百万円未満切捨て。以下連結純資産額に相当する「資本合計」について同じ。）であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に1,087百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表が掲載したものである。 また、㈱ＴＴＧが、関東財務局長に対し、平成18年１月６日及び同年３月10日に提出した有価証券届出書において、上記平成17年９月期半期報告書が組込情報とされていたものである。	半期報告書等の訂正報告書等の提出命令発出前の平成18年12月11日に至って関東財務局長に半期報告書等の訂正報告書等を提出し、受理された。

（参　考）

開示検査の流れ
問題事案の認識
資料・情報の収集・検討
・発行体の開示情報
・報道
・一般からの情報受付
基礎調査
・取引等の状況把握
・開示書類の内容等の調査
本格調査
・開示書類提出者等の検査
・関係者・参考人等からの資料収集
内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告
課徴金納付命令勧告
訂正報告書等提出命令勧告
金融庁における手続
審判手続
・課徴金納付命令対象者が違反事実について争う場合に、公正・中立な審判官による審判が開かれる。
課徴金納付命令
訂正報告書等提出命令

(3) 証券検査に基づく勧告

(凡例) ◎は、会社等及び役職員が勧告の対象となったもの。
○は、会社等が勧告の対象となったもの。
・は、役職員が勧告の対象となったもの。
なお、勧告の公表を控える場合がある。
区分欄は、検査を実施した財務局等の略称（表示の無いものは証券監視委の検査）。

（平成18年７月～19年６月末）

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	18.7.7 （関東）	○　顧客に交付すべき書面の未交付等 (1)　ジェイトレード株式会社は、平成13年９月４日を基準日とする関東財務局長による検査（以下「前回検査」という。）において、「インターネット閲覧会員」に対する契約締結前の交付書面（以下「14条書面」という。）、契約締結時に交付する書面（以下「15条書面」という。）及び契約を締結している顧客に対し交付すべき書面（以下「16条書面」という。）を作成・交付していないことについて指摘を受け、平成14年１月18日付で関東財務局長へ提出した改善報告書において今後、必要な記載事項を満たした書面を交付していくとしていたが、検査基準日現在において契約を締結している同会員87名全員に対し14条書面を交付しておらず、また、平成17年７月１日から12月31日までにおける同会員61名全員に対し交付すべき16条書面についても交付していなかった。 　また、検査基準日現在において契約を締結している同会員87名全員に対し交付すべき15条書面については、必要な記載事項の多くを記載しないまま交付していた。 (2)　ジェイトレード株式会社は、前回検査において、「特別情報会員」に交付した15条書面に必要な記載事項の一部を記載していないことについて指摘を受け、改善報告書において、今後、必要な記載事項を満たした書面を交付していくとしていたが、検査基準日現在において契約を締結している同会員234名全員に対し交付すべき15条書面について、前回検査において指摘を受けた事項を含む必要な記載事項の一部を記載していなかったほか、「報酬の額」について事実に反する記載を行ったまま交付していた。 　また、前回検査において、同会員に16条書面を作成・交付していないことについても指摘を受け、改善報告書において、今後、必要な記載事項を満たした書面を交付していくとしていたが、平成17年７月１日から12月31日までにおける同会員201名全員に対し交付すべき16条書面について、必要な記載事項の一部を記載しないまま交付していた。 　さらに、検査基準日現在において契約を締結している同会員234名全員に対し交付すべき14条書面についても、必要な記載事項の一部を記載しないまま交付していた。	会社に対する処分 業務改善命令 ・具体的な再発防止策の策定を含む内部管理体制の見直しを図るとともに、責任の所在を明確化すること ・法令等遵守に係る経営姿勢を明確にすること ・全役職員に対する「法令等遵守の徹底」に係る研修等を実施し、周知徹底を図ること
2	18.9.15	○　売買審査業務に係る不備 　証券会員制法人札幌証券取引所は、その開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買の審査について、審査対象取引の抽出基準等の具体的な監視及び審査基準を定めていないほか、立会時間内の売買監視及び立会内取引終了後の売買審査も不十分であるなど、多数の不備が認められた。 ○　システムリスク管理態勢の不備 　証券会員制法人札幌証券取引所は、システムリスクに関する認識が不十分であり、全所的なリスク管理の基本方針が策定されておらず、清算系システムに係る適切なリスク管理態勢が確立されていない。	法人に対する処分 業務改善命令 ・左記の各事項について、その発生原因や問題点等について分析、検証を行った上で、具体的かつ実効性のある改善策を講じること ・その他、必要と認める措置を講じること ・上記の実施状況を書面で報告することとし、当分の間、四半期ごとに書面で報告すること

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
3	18.9.15	○　売買審査業務に係る不備 証券会員制法人福岡証券取引所は、その開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買の審査について、「重要事実等が公表された銘柄の売買」は「値段又は取引高の変動の状況が不自然な銘柄の取引」として抽出される中に十分に網羅されているものと誤認し、「重要事実等が公表された銘柄の売買」についての具体的な審査基準等を定めておらず、その審査を行っているとは認められない。 ○　システムリスク管理態勢の不備 証券会員制法人福岡証券取引所は、システムリスクに関する認識が不十分であり、全所的なリスク管理の基本方針が策定されておらず、清算系システムに係る適切なリスク管理態勢が確立されていない。	法人に対する処分 業務改善命令 ・左記の各事項について、その発生原因や問題点等について分析、検証を行った上で、具体的かつ実効性のある改善策を講じること ・その他、必要と認める措置を講じること ・上記の実施状況を書面で報告することとし、当分の間、四半期ごとに書面で報告すること
4	18.10.3（東海）	○　顧客を相手方とした証券取引行為 ＯＥＳＬ投資顧問株式会社は、平成18年６月23日から８月２日までの間において、顧客４名に対し、投資顧問契約に基づく助言を行うに当たり、当社が当時助言銘柄としていた株式について、実際には取得させる意思がないにもかかわらず、当社を相手方とした買付けを行うことを延べ６回にわたって勧誘し、計４銘柄12千株約7,550千円の株式の売買契約を締結し、7,512千円を受領した。 また、当社は、平成18年７月26日から８月３日までの間において、顧客２名から上記により売買契約を締結した株式について当社を相手方とした売付けの申込みを受け、計３銘柄5,500株約3,163千円の株式の売買契約を締結し、同年７月26日から同年８月16日までの間に2,460千円を支払った。 ○　顧客からの金銭の預託の受入れ ＯＥＳＬ投資顧問株式会社は、平成18年３月24日から８月17日までの間において、顧客６名に対し、契約に基づく助言を行うに当たり、当社が実際には行う意思がない資金運用の話を延べ14回にわたって持ちかけ、計42,560千円の金銭の預託を受けた。 ○　著しく事実に相違する表示等のある広告をする行為 ＯＥＳＬ投資顧問株式会社は、契約の締結の勧誘を目的に、電話帳等から無作為に抽出した多数の者（以下「見込客」という。）に架電し、当社の概要及び行っている投資顧問業の内容に加え、助言実績等を記載した資料（以下「広告物」という。）の送付の諾否を確認し、承諾を得た見込客に対し、広告物を郵送等により配付している。 しかし、当該広告物について、平成18年７月13日以降、当社は、助言を行ったことがない株式について、「当社のリサーチにより業績回復予想をたて、平成18年１月30日に買推奨を行い、４月28日に売推奨を行っており、その間の値上がり率が26%となっている」旨の、あたかも助言を行ったかのような著しく事実に相違する表示で、かつ、助言内容について当社が行った助言に従えば26%の利益が得られたかのように顧客を著しく誤認させるような表示のある広告物を作成し、57名の見込客に配付した。	会社に対する処分 登録の取消

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
5	18.10.12	○　物価連動型米国債の約定処理に係る忠実義務違反 安田投信投資顧問株式会社は、自社で設定をし、その運用を外部委託している投資信託において、当該外部委託先が、平成17年９月28日、本件投資信託の信託財産として物価連動型米国債を買い付けた際に、受託事務を取り仕切る再委託先の信託銀行において当該債券を投資信託協会が規定する方法で計理処理できないことが判明したことから、10月５日、当該債券の買付けをキャンセルするよう運用の外部委託先に対して指示した。当該指示を受けて、同日、当該外部委託先が当該債券の反対売買を行い、その結果、12,578.12米ドルの売却損が生じたところ、当社は、12月27日になって、自社において補てんすべきであった当該損失をあえて本件投資信託における損失として計上し、その結果、本件投資信託を主要な投資対象としている投資信託の受益者に相応の損失を被らせた。	会社に対する処分 業務改善命令 ・本件米国債の処理に関する事実関係を明らかにするとともに、当該処理に係る経営陣の関与や運用の外部委託先及び受託銀行（業務の委託先を含む。）との関係を含めた業務運営上の問題点を明確にした上で、実効性のある再発防止策を策定すること ・内部管理態勢の見直しを図ること ・法令等遵守に係る経営姿勢の明確化を図ること
6	18.10.20（関東）	◎　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 日本アジア証券株式会社エクイティ営業部歩合外務員は、その業務に関し、平成15年12月25日、同16年４月27日及び同月28日に、複数の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数又は価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年12月26日から平成18年３月17日までの間、取引を執行した。	会社に対する処分 業務改善命令 ・法令等遵守に係る経営姿勢を明確にすること ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・内部管理体制の見直しを図り、法令違反の根絶に向けた再発防止策（具体的達成方法、達成時期及び社内規程等の整備や全職員に対する法令遵守の徹底を図るための措置を含む。）を講じること ・社内検査体制の充実・強化のための方策を講じること 外務員に対する処分 ・職務停止８週間
7	18.11.22	◎　内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をする行為 大和証券株式会社姫路支店投資銀行業務担当課長代理（以下「課長代理」という。）は、その業務に関し、Ａ社及びＡ社役員により行われたＡ社株式に係る内部者取引のうち、Ａ社役員による平成17年10月４日及び６日の当社姫路支店に開設されたＢ社名義口座での計２回、1,500株の買付注文について、以下の事情から、証券取引法第166条第１項の規定に違反するおそれのあることを認識していたにもかかわらず、委託注	会社に対する処分 業務停止命令 ・姫路支店の業務のうち証取法第166条の規制の対象となる有価証券の売買に係る受託業務

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
7 つづき		文書を徴求するなどの必要な対応をとることなく、当該買付注文を受託していた。 ①　Ｂ社名義口座開設の経緯等から、同口座がＡ社役員の借名口座ではないかとの疑念を抱いていたこと。 ②　当該買付注文受注時点において、Ａ社に株式分割を行うという公表されていない重要事実が存在することを認識していたこと。 ③　当該買付注文が、Ａ社役員の指示によるものではないかとの疑いを持っており、かつ、同社の他の役員により発注されたものであったこと。 ◎　顧客の有価証券の売買に関する管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でないと認められる状況 上記「内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をする行為」のとおり、課長代理は、その業務に関し、内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をしていたものであるが、姫路支店長Ｃ（在籍期間：平成13年４月から平成16年12月まで。）及びその後任の支店長Ｄ（同：平成16年12月から平成18年3月まで。)は、以下のとおり、内部者取引を防止するための十分な対策を講じないまま業務を行っていた。 ①　支店長Ｃは、その業務に関し、以下のとおり、内部者取引を防止するための十分な対策を講じていなかった。 イ　社内では投資銀行業務担当者が有価証券の売買取引の受託担当となることを運用上、原則として禁止する指導が行われているにもかかわらず、課長代理がＢ社名義口座からの売買注文の受託を担当することを指示、容認していた。 ロ　Ｂ社名義口座でのＡ社株式の売買等に関し、内部者取引等の観点から注意を要するとの懸念を持っていたことから、課長代理に対しては内部者取引等には注意するよう指示していたとするものの、同支店の内部管理責任者等に対しては同様の指示はしておらず、また、自ら同口座でのＡ社株式の売買等についての確認等を行っていなかった。 ②　支店長Ｄは、その業務に関し、Ｂ社がＡ社の紹介顧客であり、Ａ社株式の買付けを継続して行っていること、課長代理がＢ社名義口座からの売買注文の受託を担当していること、及び上記「内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をする行為」②の重要事実が存在することを認識していたにもかかわらず、内部者取引を防止するための十分な対策を講じていなかった。 ◎　本人確認法上の本人確認を行わないまま、顧客の有価証券の売買の注文を受託する行為 課長代理は、その業務に関し、上記「内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をする行為」①のとおり、Ｂ社名義口座がＡ社役員の借名口座ではないかとの疑念を抱いていたにもかかわらず、当該口座について形式的な本人確認を行ったのみで、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律に定める本人確認を行っていなかった。	の停止２日間 業務改善命令及び是正命令 ・姫路支店における内部管理体制の抜本的な見直しを図ること ・行政処分の原因となった事実に係る責任の所在の明確化を図ること ・支店における内部管理体制のあり方について検証するとともに、再発防止策を策定し、実施すること ・研修等により全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること ・業務改善命令及び是正命令の対応状況を書面で報告すること 外務員に対する処分 ・姫路支店課長代理 職務停止８週間 ・姫路支店長Ｃ 職務停止８週間 ・姫路支店長Ｄ 職務停止８週間
8	18.12.19	・　証券会社の職員による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 ＫＯＢＥ証券株式会社第三営業本部長（当時）は、平成15年11月14日、妻が唯一の取締役を務める有限会社の名義で当社に証券取引口座を開設した上で、平成15年11月17日から平成17年６月14日までの間、当該口座を利用して、自ら銘柄、株数、価格及び売買の別を決定し、当該決定に基づく注文を当社の担当者に対して発注することにより、専ら投機的利益の追求を目的として株式の売買を行った。 ・　外務員の職務に関する著しく不適当な行為（社内規則で定められ	外務員に対する処分 ・営業本部長 未定 ・代表取締役社長 未定

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
8 つづき		た配分禁止顧客への新規公開株式の配分） ＫＯＢＥ証券株式会社代表取締役社長（当時）は、平成16年３月、当社が主幹事会社としてその新規公開に関与した株式会社の新規公開株式について、当社における配分上限株式数である10株を、社内規則により配分が禁止されていた社長の親族である妻の姉に対して配分するよう、妻の姉を担当していた当社の営業員に指示し、妻の姉をして同株式10株を取得させた。また、社長は、平成16年３月、当該新規公開株式10株を、妻の父に対して配分するよう、妻の父を担当していた当社の営業員に指示し、妻の父をして同株式10株を取得させた。	
9	18.12.22 （関東）	○　取引一任勘定取引の受託契約等を締結する行為 日本ファースト証券株式会社は、平成17年７月１日から平成18年３月17日までの間、顧客26名との間で、外国為替証拠金取引の受託につき、取引対象通貨、取引の数量、約定数値、売買の別及び既に成立している取引を期限前に決済することについて、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする受託契約を締結した上で、平成17年７月１日から平成18年４月28日までの間、取引を執行した。 ○　不招請勧誘等 ①　日本ファースト証券株式会社は、平成17年８月25日から平成18年３月13日までの間、外国為替証拠金取引の受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない顧客16名に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結の勧誘を行った。 ②　また、当社は、平成17年９月５日から11月４日までの間、外国為替証拠金取引の受託契約等を締結しない旨の意思を表示した顧客１名に対し訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結の勧誘を、継続して複数回行った。 ◎　届出されていないみなし有価証券を募集により取得させる行為 日本ファースト証券株式会社は、平成18年２月１日から３月31日までの間、証券取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項第３号に定める匿名組合契約に基づく権利（以下「当該みなし有価証券」という。）の取得の申込みの勧誘を行っている。 当該みなし有価証券の発行者は、当該みなし有価証券について、少人数私募により行うため証券取引法第４条第１項に基づく内閣総理大臣に対する届出をしていなかったが、当社元社長室室長（平成18年７月執行役員事業企画本部長に就任。）は、その業務に関し、名古屋及び大阪支店の営業員に指示し、少なくとも95名の個人顧客等を相手方として、訪問により商品概要及び申込み手順について詳細に記載したパンフレットを交付するなどして当該みなし有価証券の勧誘を行い、両支店で計15名の顧客に対して27口を取得させ、27百万円の払込みを受けていたことが認められた。	会社に対する処分 業務停止命令 ・全店舗における全ての金融先物取引業務の停止１か月 ・全店舗における有価証券の募集に係る業務の停止５日間 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること ・内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること ・社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること ・上記について、その対応状況を書面で報告すること。また、その実施状況を、当分の間３か月ごとに書面で報告すること 外務員に対する処分 ・職務停止４週間
10	19.1.29	○　法人関係情報に基づいて、自己の計算において有価証券の売買をする行為 三菱ＵＦＪ証券株式会社常務取締役（当時）は平成17年7月28日、Ａ社がＢ社の発行済株式の５％以上の買付けを検討している旨の公表されていない情報（以下「本件法人関係情報」という。）をその業務に関して知り、当社は当該役員の指示により、同日、本件法人関係情報に基づいて、自己の計算においてＢ社株式を買い付けた。	会社に対する処分 業務改善命令 ・内部管理体制のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること ・上記を踏まえ、再発防止策を策定

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
10 つづき			し、実施すること ・役職員の法令遵守意識を高め、適正な業務運営を遂行するために必要な研修等を実施すること ・上記について、その対応状況を書面で報告すること
11	19.2.9 （関東）	◎　広告において表示すべき事項を表示していない行為 リテラ・クレア証券株式会社執行役員インターネット企画部長は、その業務に関し、平成18年３月31日から10月１日までの間、約58千通送付したダイレクトメールのほか６種類の媒体によりその行う金融先物取引業務についての広告を行うに際し、金融先物取引法第68条に基づき表示すべき事項を表示しないまま広告を行っていた。	会社に対する処分 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・広告審査に係る内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定すること ・社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること ・上記について、その対応状況を書面で報告すること 外務員に対する処分 ・職務停止３週間
12	19.2.9 （東海）	◎　受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為 インタープラスト株式会社代表取締役社長は、その業務に関し、常務取締役管理統括本部長等との協議の場において、平成18年１月、収益拡大を図るため、レバレッジ１倍の外国為替証拠金取引の取扱いを２月１日から開始し、当該取引を金融先物取引の受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し勧誘することで新規顧客を獲得することを決定した。 これを受け、当社取締役営業本部長は、その業務に関し、新規顧客の開拓業務を担当する営業員に対し、電話帳から無作為に抽出した者に架電して当社の概要及び当該取引の内容を説明するよう指示し、更にその説明を行う際、レバレッジ10倍程度の外国為替証拠金取引の内容を説明しても良いと伝え、それらを実行させることにより、平成18年２月１日から10月12日までの間、受託契約等の締結の勧誘を要請していない一般顧客に対し、受託契約等の締結を勧誘させた。 ◎　受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為 インタープラスト株式会社取締役営業本部長は、その業務に関し、新規顧客の開拓業務を担当する営業員に対し、外国為替証拠金取引の受託契約等の締結の勧誘は相手方から厳しい口調で断られない限り継続するよう日常的に指導し、それを実行させることにより、平成17年７月１日から平成18年10月12日までの間、受託契約等の締結をしない旨の意思を表示した顧客に対し、当該勧誘を継続させていた。	会社に対する処分 業務停止命令 ・全ての金融先物取引業務の停止１か月 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること ・内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること ・社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること ・上記について、その対応状況を書面

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
12 つづき		○　金融先物取引について生じた顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為 インタープラスト株式会社は、顧客から平成17年７月13日から10月４日までの間に行った外国為替証拠金取引について生じた損失について、「当社による不招請勧誘等により発生したものである」として約168万円の支払いを請求された。これに対し、当社は、社内調査の結果顧客が主張するような法令等違反行為の事実は認められなかったにもかかわらず、最終的には顧客の請求に応じ当社における外国為替証拠金取引につき発生した損失の一部を補てんするため金銭を支払うことを決定し、平成17年11月９日、84万円を支払った。	で報告すること。また、その実施状況を当分の間３ヶ月ごとに書面で報告すること 外務員に対する処分 ・代表取締役社長 登録取消し ・取締役営業本部長 職務停止２年
13	19.2.14	○　投資法人資産運用業に係る善管注意義務違反 株式会社ダヴィンチ・セレクトは、ＤＡオフィス投資法人との間で締結した資産の運用に係る委託契約に基づき行っている当該投資法人の資産の運用において、当該資産に組み入れる不動産の取得時に行うべき資産の評価手続き等の際に、鑑定を依頼した不動産鑑定業者に対し適切な資料を提示しなかっただけでなく、適切な資料を提示しなかったことによって算定された鑑定評価の内容を確認しなかったことなどから、誤った鑑定評価内容が看過され、結果として過大に算定された鑑定評価額を基に投資法人の資産の取得を行うなどしていた。 （補足説明） ○　収入とすることができない敷金償却収入等の計上 投資法人の資産として取得を予定していた物件の前所有者が既に収受していた敷金償却収入（入居テナントから預託を受けた敷金のうち返還不要のもの）や投資法人の収入とならない自動販売機の設置料収入について、投資法人が物件を取得した後に当該収入があるかのように誤認させる情報を不動産鑑定業者に提示し、当該収入があるものとして見積もられた鑑定評価書のチェックを行わなかったことから、当該鑑定評価書において算定された鑑定評価額によって投資法人の資産として物件を取得していた。 ○　過大収入及び過少費用の計上 投資法人の資産として取得を予定していた物件において投資法人が収受することとなる水道光熱費や投資法人が支出することとなる建物維持管理費等について、当社が最新のデータを不動産鑑定業者に提示することを失念したことから、価格時点において算出されるべき数値と乖離した古い時点の実績値に基づいた数値によって計算され、当該鑑定評価書において算定された鑑定評価額によって投資法人の資産として物件を取得していた。 また、投資法人の資産として取得を予定した物件において、取得の前後において袖看板の設置箇所が減少することとなるにもかかわらず、当該事実を不動産鑑定業者に告げなかったことから、当該事実が反映されないまま当該物件の鑑定評価が行われ、当該鑑定評価書において算定された鑑定評価額によって投資法人の資産として物件を取得していた。 ○　フリーレントを反映しない収入の過大計上 投資法人の資産として取得を予定していた物件において入居テナントとの間でフリーレント期間(物件所有者が入居テナントに付与する無賃料期間)がある旨を定めていたにもかかわらず、当社が当該事実を不動産鑑定業者に告げなかったことから、当該事実が反映されないまま当該物件の鑑定評価が行われ、当該鑑定評価書において算定された鑑定評価額によって投資法人の資産として物件を取得していた。 （注）上記はいずれも不動産の鑑定評価を依頼した業者に対する資料の提示等が適切に行われなかった事例であるが､実際の鑑定評価に当たっては､当社が提示した資料に基づいて算出した収益還元価格に加え、その他の方法によって算出した価格も踏まえて鑑定評価額が算定されるケースもあるため、最終的な鑑定評価額には影響を与えなかった例もある。	会社に対する処分 業務停止命令 ・投信法第42条第１項第１号イに基づく新たな資産運用委託契約の締結の禁止３か月 業務改善命令 ・投資信託委託業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理態勢の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること ・特に、投資法人の運用資産の取得・運用に際しては、適切な鑑定評価額に基づいた物件取得を行うため、鑑定業者へ提供する資料の適切性や、当該資料の鑑定評価への反映状況についてチェック等を行う態勢を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること ・今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること ・上記に関する業務改善計画を書面で提出し、直ちに実行すること

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
14	19.2.19	・　有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 野村證券株式会社京都支店資産管理一課長は、平成17年10月から平成18年４月までの間、仕組債の買付勧誘をするに際し、10顧客（買付件数13件）に対し、当該債券の元本き損リスクという重要な事項につき、虚偽の表示をし又は誤解を生ぜしめるべき表示による説明を行った。	外務員に対する処分 ・職務停止３週間
15	19.3.23	◎　著しく不適当な引受価額での引受け エイチ・エス証券株式会社の公開引受部長（当時）は、Ａ社の新規上場の際の株式公募及び当社によるＡ社の主幹事会社としての引受けに関して、Ａ社との交渉を取り仕切っていたところ（当該引受けに関しては、Ａ社の代表取締役社長の意向を受けて、従前関与していた当社引受審査部の社員は引受審査手続から外されており、実質的には、同人が単独で引受審査を行うとともに、Ａ社との間での公募価格・引受価額等に関する交渉を取り仕切っていたことが認められるところ）、同人は、Ａ社代表取締役社長が「公募価格は、時価総額100億円となる価格が妥当と考えている」、「当社からは、公募価格としてより高い金額を従前から提示されてきており、価格引下げには応じられない」、あるいは、「公募価格は、最低でも、Ａ社が従前発行していたストックオプションの行使価額を上回らなければならない」旨主張してくる中で、上場公募時の有価証券届出書に記載される想定公募価格（発行価格）を設定する際に、「引受実績を作るという観点からしても、この段階で主幹事からおりるべきではない」と考え、Ａ社の上場公募における主幹事会社たる地位を維持するべく、当該想定公募価格（発行価格）を、当社算定のＡ社株式の理論価格（当該理論価格は、算定の際に用いられた1株当たりの予想純利益（予想EPS）が、当社がその引受審査において十分に策定根拠の妥当性について検証していない利益計画に基づき算出されたものであることからして、少なくとも不当に低いものではないものと評価される。）を著しく上回る金額（当該金額はＡ社が従前発行していたストックオプションの行使価額を若干上回る金額となっている。）とすることに同意した。 その後、当社は、Ａ社とともに、機関投資家に対してプレヒアリングを行い、その際、機関投資家は「望ましいと思われる公募価格」を提示してきているところ、当該価格は、上記の想定公募価格に沿う形でより高い価格に誘導され、かつ、これにより、プレヒアリングの結果を踏まえて設定されたブックビルディングの仮条件もより高い価格帯に設定されたものと認められる状況において、当社は、その取締役会において上記理論価格を著しく上回る価額でＡ社公募株式の引受けを行うことを決議し、その後、当該引受価額で引受けを行った。	会社に対する処分 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること ・引受業務審査体制の充実・強化を図るとともに、再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること 外務員に対する処分（他社の外務員登録に関するもの） ・未定
16	19.4.27（関東）	○　顧客のための証券取引行為 ティーツー・キャピタル株式会社は、投資顧問契約を締結した顧客に対し、契約に基づき未公開株式の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言を行っている。 しかしながら、当社は、助言行為にとどまらず、未公開株式所有者が当該株式の売却を希望した場合には、所有者に対し顧客を相手方とした売付けの交渉を行う一方で、顧客に対し所有者を相手方とした買付けの交渉を行い、両者間での売買契約を成立させるなど、投資顧問業の登録を受けた平成12年７月17日から検査基準日である平成18年12月４日までの間において、顧客36名のために７銘柄130件の未公開株式の売買の媒介を行っていた。	会社に対する処分 業務停止命令 ・投資顧問業に係る全業務の停止６か月 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること ・再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
17	19.5.9	○　検査を拒み、忌避する行為 ①　代表取締役社長による検査を拒む行為 平成19年１月11日（木曜日）、東京プリンシパル証券株式会社代表取締役社長は、委員会の検査官から、証券取引法、金融先物取引法及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の規定に基づく検査を実施する旨の告知を受けたが、今日は協力できない等として検査を拒んだ。主任検査官は社長を説得し続けたが、社長はこれを拒み続けたため、検査官はやむを得ず当社を退社した。 その後当社は、「臨時株主総会を開催し、議決したものである。」として、同日、関東財務局長に対し、法定の公告等を行わないまま、「証券業の廃止届出書」を発送した。（翌１月12日に到達。） 翌１月12日（金曜日）、検査官は、検査のため再び当社を臨店した。しかしながら、当社の店頭に休業とする旨の張り紙が貼り付けられており、検査に着手することができなかった。（なお、前日、検査官が臨店した時は、当社より「翌日休業」との話はなかった。） 翌週の１月15日（月曜日）、検査官は検査のため三たび当社を臨店したが、社長は、対応する人間がいない等として検査を拒んだ。主任検査官は社長を説得し続けたが、社長はこれを拒み続けたため、検査官はやむを得ず当社を退社した。 以上の状況であったことから、検査官は平成19年１月15日（月曜日）まで検査に着手することができなかった。 なお、翌１月16日（火曜日）、検査官は四たび当社を臨店し、検査を実施する旨を告知したところ、社長から、協力する旨の発言があったため、検査に着手した。 ②　監査役による検査を忌避する行為 上記①のような状況の中で、当社監査役は、平成19年１月13日（土曜日）、当社備付けのシュレッダーを用いて、当社の証券業に関連する書類を裁断した。	会社に対する処分 証券業について ・平成19年１月12日付で発出した業務改善命令については、当分の間継続することとし、会社財産を処分する場合には、その都度、当局の了解得を得ること ・顧客から、証券業に関し、取引が結了していないとの申出を受けた場合には、その内容を遅滞なく当局へ報告すること 金融先物取引業について ・顧客から、証券業に関し、取引が結了していないとの申出を受けた場合には、その内容を遅滞なく当局へ報告すること
18	19.5.11（福岡）	・　外務員の職務に関する著しく不適当な行為（投資信託に係る取引一任勘定取引契約の締結） 株式会社福岡銀行天神町支店課長代理は、平成17年７月５日に顧客との間で、投資信託受益証券に係る取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、投資信託受益証券の取得・売付けの別、銘柄及び数の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同日から平成18年１月６日までの間、当該契約に基づき投資信託受益証券に係る取引を執行した。	外務員に対する処分 未定
19	19.5.22（近畿）	◎　上場有価証券の相場を変動させる目的をもって、当該上場有価証券に係る買付け又は売付けをする行為 永和証券株式会社大阪株式債券部ディーラーは、その業務に関し、平成17年９月13日から平成18年２月１日までの間、５銘柄の上場株式に係る自己売買取引において、自らの売買取引を有利に導くため当該上場株式の相場を変動させる目的をもって、約定させる意図のない当該株式に係る買付け又は売付けの注文の発注を８件行った。	会社に対する処分 業務停止命令 ・自己の計算による株式の売買業務の停止10日間 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・取引の公正性を確保するための売買管理態勢の抜本的な見直しを図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を講じること

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
19 つづき			・社内監査態勢の充実・強化のための方策を講じること ・上記について、その対応状況を書面で報告すること 外務員に対する処分 未定
20	19.5.25 （関東）	○　著しく事実に相違する表示のある広告をする行為 ①　ホームページにおける著しく事実と相違する表示 ファイナンシャル・リーダー株式会社は、投資顧問業者としての登録を受けた平成16年８月25日以降、順次「黄金のポートフォリオ」、「勝つ為の投資研究所」及び「パワー投資研究所」という３種類のホームページを作成・公開し、その行う投資顧問業に関して広告を行っており、当該ホームページには、「過去の紹介銘柄一覧」を記載し、当社が投資顧問契約を締結した顧客に対して推奨した銘柄の一部（以下「掲載銘柄」という。）であるとして「推奨銘柄」、「買推奨日」等を掲載している。　今回検査において、平成18年12月４日現在における掲載銘柄の助言実績を検証したところ、「黄金のポートフォリオ」に掲載している68件（62銘柄）のうち34件（31銘柄）については助言実績が全くなく、12件（12銘柄）については当社が掲載した「買推奨日」に助言を行っていないことが認められ、「勝つ為の投資研究所」に掲載している68件（62銘柄）のうち34件（31銘柄）については助言実績が全くなく、13件（12銘柄）については当社が掲載した「買推奨日」に助言を行っていないことが認められ、「パワー投資研究所」に掲載している56件（51銘柄）のうち34件（31銘柄）については助言実績が全くなく、12件（12銘柄）については当社が掲載した「買推奨日」に助言を行っていないことが認められたものであり、当社は、投資顧問契約に基づく助言の実績について著しく事実に相違する表示を行っていたと認められる。 ②　メールによる著しく事実と相違する表示 ファイナンシャル・リーダー株式会社は、平成16年８月25日以降、投資顧問契約を締結した多数の顧客に対して同一内容のメールを送付し、当該メールに「ゴールド会員制度　勝率80％、平均上昇率170％、ダイヤモンド会員制度　勝率95％、平均上昇率240％」（「黄金のポートフォリオ」）、「特別銘柄及びプラチナ銘柄　勝率99％、平均上昇率170％」（「勝つ為の投資研究所」）、「特別会員制度　勝率80％、平均上昇率170％、エグゼクティブ会員制度勝率95％、平均上昇率240％」（「パワー投資研究所」）との表示及び助言に従った取引により最大で「8,610万円の利益」等多額の利益が出たとする複数の取引事例の表示を掲載することで助言実績の表示を行い、報酬がより高額な投資顧問契約への変更契約を勧誘している。 しかしながら、今回検査において、当社が平成17年４月１日から平成18年12月1日までの間、1,098名の顧客に対し送付した当該メールに表示された助言実績を検証したところ、当該助言実績が全くないことが認められたものであり、当社は、投資顧問契約に基づく助言の実績について著しく事実に相違する表示を行っていたと認められる。	会社に対する処分 業務停止命令 ・投資顧問業に係る全業務の停止１か月 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・法令遵守に関する管理体制の改善を図ること ・再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること ・上記について、その対応状況を書面で報告すること
21	19.6.5	○　証券業に係る電子情報処理組織の管理が不十分な状況 ①　適切な再発防止策を講じていない状況 楽天証券株式会社は、金融庁長官から平成17年11月16日、「証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況に該当する。」との理由で業務改善命令を受け、同命令に基づき、平成17年12月15日、「証券取引法第56条第１項の業務改善命令に基づく報告について」を金融庁長官に提出し、システム障害の未然防止のための改善策などを実施するとし、最終的に、平成18年５月19	会社に対する処分 業務改善命令 ・数度に渡り当局に報告したシステム生涯の再発防止策が十分に機能しな

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
21 つづき		日、金融庁長官に対し「システム増強策等に関する報告について」を提出し、先の報告に基づく改善が終了した旨の報告を行った。 ところが、当該証券会社では、全顧客又は特定のサービス利用顧客などに影響を与えたシステム障害を含め、依然システム障害が発生しており、以下に述べるとおり、システム障害の未然防止のための管理が十分とは認められない状況にある。 第一に、システム障害の理由は品質管理のためのレビューの不足であり、再発防止策として当該レビューを実施する必要があったにもかかわらず、十分なレビューを実施せず、その結果システム障害を発生させた。 第二に、キャパシティ管理などの運用管理態勢の強化が必要だったにもかかわらず、バッテリーの容量不足に伴うシステム障害を発生させるなどしており、システムの安定稼働を確保するための運用管理態勢の強化が図られたものとは認められない。 第三に、システム障害時の情報を蓄積し、原因の究明を実施する必要があったにもかかわらず、システム障害の再発防止に活用するために必要な「トラブル事態報告書」が作成されていない、若しくは、作成されていても一連の対応を管理するための管理表への記載漏れを起こしているなど、管理に不備が認められる。 ② システムリスク管理態勢が不十分な状況 上記①の事実によれば、当該証券会社のシステムリスク管理態勢には、以下に述べるとおり不備が認められる。 第一に、「トラブル事態報告書」の作成が不徹底で、経営者に対する報告が漏れているものが複数あるなど、システムリスクに関する情報の経営者に対する報告態勢が、適切なものとは認められない。 第二に、品質管理のためのレビュー態勢、良質な電源を確保するための電源管理態勢の見直しがされずにシステム障害を引き起こしているなど、システムリスク管理態勢は、重要な部分について、必要な見直しがされておらず、その実効性が維持される態勢とはなっていない。 第三に、バッチ処理の終了時刻の遅延を原因とする、顧客からの注文受付の停止という障害発生時に、顧客に対し必要な情報を開示しておらず、システム障害発生時に顧客の混乱を防ぐための適切な措置を講じたとは認められない。	かった原因を究明し、当該再発防止策の見直しを含めた実効性あるシステム管理態勢の整備補図り、その実行状況を報告すること ・システムリスク管理態勢について、指摘内容を踏まえた態勢整備を図るとともに、その実行状況を報告すること ・左記の行政処分の原因となった事実に係る経営陣の認識を改め、経営管理態勢を充実・強化するとともに、責任の所在の明確化を図ること ・役職員の電子情報処理組織の管理意識を高め適正な業務運営を遂行するために必要な体制の整備及び研修等を実施すること ・上記について、その対応状況を書面で報告すること
22	19.6.19	○ システムリスク管理態勢の不備 株式会社ジャスダック証券取引所は、システムリスクに関する認識が不十分であり、全社的なリスク管理の基本方針を策定していないなど、その管理態勢が不十分な状況にある。	会社に対する処分 業務改善命令 ・左記の各事項について、その発生原因や問題点等について分析、検証を行った上で、具体的かつ実効性のある改善策を講じること ・その他、必要と認める措置を講じること ・上記の実施状況を書面で報告することとし、当分の間、四半期ごとに書面で報告すること
23	19.6.20 （東海）	○ 契約を締結している顧客に交付する書面の未交付 株式会社アジアン・ブルーは、前回検査において、投資顧問業法第16条に定める「投資顧問契約を締結している顧客に対して交付する書面」を交付していないとの指摘を受け、東海財務局長に対し平成16年８月16	会社に対する処分 業務停止命令 ・投資顧問業に係る

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
23 つづき		日付で「専任の事務処理担当者を任命し、16条書面の交付状況のチェック表を作成する」ことなどを骨子とした改善報告書を提出していた。 　また、当局に対し平成18年６月29日付で「改善報告書どおり社内体制を整え、再発防止に努めている」とした改善策の実施状況報告書を提出していた。 　しかしながら、今回検査において検証したところ、当社は、前回検査実施日以降、平成17年10月１日から平成18年３月31日までを対象とする期間を除き、今回検査基準日までの間に顧客32名に対して交付すべきであった16条書面53件を交付していなかったことが認められた。 　なお、当社は、上記改善報告書の改善策を実行していなかった。 ○　助言の内容を記録した書面の記載不備 　株式会社アジアン・ブルーは、前回検査において、投資顧問業法第34条に基づく同法施行規則第32条第１項第１号に定める「助言の内容を記録した書面」について、適切に記録されていない旨の指摘を受け、当局に対し平成16年８月16日付で「月に一度、記録状況のチェックを事務処理担当者が行い、社長が再チェックすることによって記録不備を防ぐ」旨の改善報告書を提出していた。 　また、当局に対し平成18年６月29日付で「月に一度、事務処理担当者に代わり内部管理担当役員がチェックし、その時点で不備事項があれば営業担当者に修正を求め、その後社長に報告することによって不備を事前に防いでいる」などとした改善策の実施状況報告書を提出していた。 　しかしながら、今回検査において検証したところ、当社は、前回検査実施日以降、今回検査基準日までの間、計22名の顧客について、その投資顧問契約の全期間又は一部の期間の助言記録簿を作成・保存していなかった。 ○　著しく事実に相違する表示等のある広告をする行為 　株式会社アジアン・ブルーは、電話帳から無作為に抽出し会員向けレポートを無料で郵送した多数の者について記録簿を作成しており、当該記録簿に記載された見込客のうちファックス番号を把握している57名に対し、平成18年７月６日、投資顧問契約の締結の勧誘を目的として当社の連絡先や助言実績等を記載した資料（以下「広告物」という。）をファックス送信により配付した。 　当社は、広告物において、上場株式５銘柄について株価が急落することを事前に予測して売付けの助言を行った旨の助言実績を記載していたが、今回検査において当該助言実績について検証したところ、実際には助言実績が全くなかったものであり、投資顧問契約に基づく助言の実績について著しく事実に相違する表示をしていたと認められる。 ○　顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為 　株式会社アジアン・ブルー取締役は、顧客１名に対し、平成17年５月16日に上場株式１銘柄の買付助言を行ったが、その数日後から同銘柄は下落に転じており、顧客から、助言を信用して計95万円分を買い付けたが含み損が発生したとして苦情を受けていた。これに対し、取締役は、顧客に「もうしばらく様子を見てください」等と当該株式を継続して保有するよう説得していた。 　しかしながら、その後も苦情はおさまらず、顧客は、平成17年６月16日、当社に対し、発生した含み損相当額の穴埋め及び投資顧問契約の解除を申し入れるに至った。これを受け、当社代表取締役社長は、取締役に対して助言の根拠等の確認を行い、助言には何ら問題なかったとの結論に至ったものの、自ら顧客に連絡を取り、契約の解除に応じるとともに、当該契約解除までの期間に相当する報酬額として当社が受け取るべき報酬額の日割額を放棄し、その金額を顧客の含み損の一部に補てんして解決を図ることを申し入れ、平成17年６月30日、顧客に対して約71千円の財産上の利益を提供した。	全業務の停止２か月 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・法令等遵守に係る経営姿勢を明確化するとともに、具体的な再発防止策の策定を含む内部管理体制の見直しを図ること ・全職員に対する「法令等遵守の徹底」に係る研修等を実施し、周知徹底を図ること

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
24	19.6.20 （関東）	◎　受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為 エース交易株式会社大阪外国為替部部長は、その業務に関し、平成17年７月１日以降、同人が所掌する同部第一課及び第二課の営業員に対し、外国為替証拠金取引の受託等を内容とする契約の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、受託契約等の締結のための勧誘を指示していた。 それを受け、同部第一課課長ほか２名及び同部第二課課長ほか２名の営業員は、その業務に関し、平成17年７月１日から平成18年11月20日までの間、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客109名に対し、架電により受託契約等の締結の勧誘を行った。 また、本店第一外国為替部部長においても、その業務に関し、平成17年７月１日以降、同人が所掌する同部第一課の営業員に対し、大阪外国為替部部長と同様の指示を行っており、それを受けた同課係長ほか１名の営業員が、その業務に関し、平成17年７月８日から平成18年６月７日までの間、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客８名に対し、架電により受託契約等の締結の勧誘を行った。 加えて、本店第二外国為替部においても、同部第二課主任ほか３名の営業員が、その業務に関し、平成17年８月頃から平成18年10月末頃までの間、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客８名に対し、架電により受託契約等の締結の勧誘を行った。 ◎　受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為 エース交易株式会社大阪外国為替部第二課主任は、その業務に関し、新規顧客を獲得するため、平成18年春頃、顧客１名に対し電話をかけて不招請勧誘を行うとともに、以降、顧客が受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、継続して訪問し又は電話をかけて新規口座の開設を勧めるなど、再勧誘を行っていた。 また、本店第一外国為替部第一課係長ほか１名も同様に、その業務に関し、平成17年10月初旬頃又は平成18年４月５日、顧客２名に対し電話をかけて不招請勧誘を行うとともに、以降継続して訪問し又は電話をかけて再勧誘を行っていた。 加えて、元本店第二外国為替部第二課主任においても同様に、その業務に関し、平成17年８月頃、顧客１名に対し電話をかけて不招請勧誘を行うとともに、以降継続して訪問し又は電話をかけて再勧誘を行っていた。	会社に対する処分 業務停止命令 ・全店舗における金融先物取引業務のうち、新規顧客の勧誘及び新規口座開設に係る業務の停止１か月 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること ・内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること ・社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること ・上記について、その対応状況を書面で報告すること。また、その実施状況を、当面の間３か月ごとに書面で報告すること 外務員に対する処分 ・大阪外国為替部長 未定 ・大阪外国為替部第一課長 未定 ・大阪外国為替部第一課主任 未定 ・大阪外国為替部第一課主任 未定 ・大阪外国為替部第二課長 未定 ・大阪外国為替部第二課主任 未定 ・大阪外国為替部第二課主任 未定 ・本店第一外国為替部長 未定 ・本店第一外国為替部第一課係長 未定 ・本店第一外国為替部第一課主任

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
24 つづき			未定 ・本店第二外国為替部第二課主任 未定 ・本店第二外国為替部第二課社員 未定 ・本店第二外国為替部第一課社員 未定
25	19.6.21 （近畿）	◎　受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為 ⑴　本店営業部理事部長による不招請勧誘 朝日ユニバーサルＦＸ株式会社本店営業部理事部長は、その業務に関し、平成18年３月31日頃、本店営業部主任に対し、顧客の過去の取引履歴を確認することなく作成した「預り金残高がなく、過去に取引があった顧客もしくは口座開設のみの顧客で、取引の再開や新規受注が見込める顧客」の一覧表を用いて架電により金融先物取引の受託契約等を内容とする契約の締結の勧誘を行うことを指示した。 これを受け、営業部主任は、その業務に関し、平成18年４月4日、11日及び5月17日に、受託契約等の締結の勧誘の要請をしておらず、金融先物取引法第76条に基づく同法施行規則第23条第6項第1号に定める「金融先物取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前１年間に、２以上の金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の金融先物取引の残高を有する者に限る）」にも該当しない６名の一般顧客に対し、受託契約等の締結の勧誘を行った。 ⑵　元本店営業部次長による不招請勧誘 朝日ユニバーサルＦＸ株式会社元本店営業部次長は、その業務に関し、以前勤務していた商品先物取引会社において商品取引の営業のために使用していた顧客ノート等を用い、平成18年１月から６月までの間、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない６名の一般顧客に対し架電や訪問を行うことにより受託契約等の締結の勧誘を行った。 また、同人は、その業務に関し、平成18年３月頃及び７月頃、前勤務先の営業員から店頭金融先物取引に興味を持っていることを教えられた顧客について、同営業員から聞き取った当該顧客の電話番号へ架電し、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない２名の一般顧客に対し、受託契約等の締結の勧誘を行った。 ⑶　元名古屋支店営業部副長による不招請勧誘 朝日ユニバーサルＦＸ株式会社元名古屋支店営業部副長は、その業務に関し、平成18年８月から10月までの間、以前勤務していた商品先物取引会社の在職中に商品先物取引に係る勧誘を行ったことがある10名の一般顧客に対し、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていないにもかかわらず、訪問することにより受託契約等の締結の勧誘を行った。	会社に対する処分 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること ・法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること ・社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること ・上記について、その対応状況を書面で報告すること。また、その実施状況を、当面の間３か月ごとに書面で報告すること 外務員に対する処分 ・本店営業部理事部長 未定 ・元本店営業部次長 未定
26	19.6.21 （関東）	○　金融先物取引業を適正に運営するために必要な内部管理態勢を構築していない状況及び当該状況の下発生した法令違反行為 ＤＩＰ株式会社は、下記⑴記載のとおり金融先物取引業を適正に運営するために必要な内部管理態勢を何ら構築することなく当該業務を継続して行っており、その結果、下記⑵記載のとおり多数の法令違反行為を発生させている。 ⑴　必要な内部管理態勢を構築していない状況 ①　内部管理業務担当者任命の不備等 イ　社内規則において、内部管理を担当する者として「内部管理担当役員等」を置くとしているが、代表取締役社長は、業務開始日以降、検査基準日に至るまで「内部管理担当役員等」を選任していない。 ロ　イの結果、社長は実質的に内部管理を指揮統括する立場に	会社に対する処分 業務改善命令 ・内部管理態勢の構築・充実のための抜本的な方策を講じること ・法令遵守に係る責任の所在を明確化すること ・法令違反の再発防止のための具体的

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
26 つづき		あったにもかかわらず、内部管理業務の指揮統括を何ら行っていない。 ハ　社内規則において、内部管理に従事する役職者のうちから内部管理責任者を任命するとしているが、社長は、業務開始日から平成18年９月20日までの間、内部管理責任者を任命しなかった。 ニ　社長は、平成18年９月21日付で業務管理部次長、営業部長及び群馬営業所長の３名を内部管理責任者として任命したものの、同人達は、内部管理の職務を何ら行っていない。 ②　業務に係る法令に照らした検証の不備 組織規程上の業務分掌において、金融先物取引業登録以降平成18年４月30日までは監査部が、業務分掌を変更した平成18年５月１日以降は総務部がコンプライアンスに関する事項を所掌し、業務全般について法令に照らした検証を行うとしているが、両部はいずれも当該検証を全く行っていない。 ③　内部監査の不備 監査部は、業務開始日以降、内部監査計画の策定及び内部監査を全く行っていない。 ④　役職員の法令遵守意識を高めるための方策の不備 社長は、業務開始日以降、会議や研修等役職員の法令遵守意識を高めるための方策を何ら採っていない。 (2)　認められた法令違反行為 ①　標識の掲示に係る不備 ②　契約締結前に交付すべき書面に係る記載すべき事項の未記載 ③　成立した取引に係る書面の未交付 ④　委託証拠金の受領に係る書面の未交付 ⑤　業務に関する帳簿書類の未作成等 ⑥　公衆の縦覧に供する説明書類の未作成 ⑦　自己資本規制比率を記載した書面の未作成 ⑧　外務員登録を受けていない者による受託契約等の締結の勧誘 ⑨　本人確認等義務違反 （補足説明） 個々の法令違反行為の詳細 ①　標識の掲示に係る不備 業務開始日以降検査基準日までの間、本店及び群馬営業所において、金融先物取引業者の登録を受けたことを表す標識を公衆の見やすい場所に掲示していない。 ②　契約締結前に交付すべき書面に係る記載すべき事項の未記載 業務開始日以降検査基準日までの間、金融先物取引の受託等を内容とする契約を締結した顧客134名に対し、金融先物取引法第70条第１項に基づく同法施行規則第19条第１項各号に規定する以下の記載すべき事項を記載していない金融先物取引法第70条第１項に規定する契約締結前に交付すべき書面を交付している。 イ　加入する金融先物取引業協会の有無 ロ　店頭金融先物取引に関し顧客の判断に影響を与える重要な事項 ハ　金融先物取引の受託等に係る禁止行為に関する事項 ③　成立した取引に係る書面の未交付 業務開始日以降検査基準日までの間に受託した全取引に係る、金融先物取引法第71条第１項に規定する取引が成立した時に交付すべき書面について、同法同条第２項において準用する同法第70条第２項に規定する方法（同法第70条第２項に規定する方法を、以下「電磁的方法」という。）により提供しているが、当該方法により交付したものとみなすための同法第70条第２項に基づく同法施行令第14条第１項及び同法施行規則第19条の２第２項第２号に規定する以下の要件を満たしていない。 イ　電磁的方法により提供するに当たり、顧客の承諾を得る際に示すべき、用いる電磁的方法の種類及び内容の表示 ロ　書面に記載すべき事項を顧客ファイルに記録する旨又は記録した旨の顧客への通知 ④　委託証拠金の受領に係る書面の未交付 業務開始日以降検査基準日までの間における委託証拠金の受領に際し、６顧客（８回）に対し、金融先物取引法第72条第１項に規定する委託証拠金の受領に係る書面を交付していない。 ⑤　業務に関する帳簿書類の未作成等 イ　業務開始日以降、金融先物取引法第78条に基づく同法施行規則第26条第１項各号に規定する業務に関する帳簿書類のうち以下のもの	方策を策定するとともに、全社的な法令等遵守態勢を確立すること ・内部監査機能の実効性を確保すること

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
26 つづき		について、作成・保存していない。 ㈠　金融先物取引元帳（カバー取引に係るもの） ㈡　金融先物取引建玉残高帳（カバー取引に係るもの） ロ　業務開始日以降、「業務に関する帳簿書類」のうち以下のものについて、一の帳簿で全ての帳簿を兼ねているとしているが、当該帳簿においては、本来各帳簿において金融先物取引法施行規則第26条第１項別表第４に基づき記載すべき以下の事項を記載していない。 〔帳簿書類の種類〕　〔記載していない記載すべき事項〕 ㈠　金融先物取引注文伝票　市場名、種類、受託方法 ㈡　金融先物取引元帳　市場名、種類 ㈢　証拠金等元帳　市場名 ㈣　金融先物取引建玉残高帳　市場名、種類、前日建玉又は未決済金額 ⑥　公衆の縦覧に供する説明書類の未作成 平成18年３月期について、金融先物取引法第80条に規定する「業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類」を作成していない。 ⑦　自己資本規制比率を記載した書面の未作成 平成18年３月及び６月の末日について、金融先物取引法第82条第３項に規定する「自己資本規制比率を記載した書面」を作成していない。 ⑧　外務員登録を受けていない者による受託契約等の締結の勧誘 イ　金融先物取引法第95条第１項に規定する外務員登録を受けていない従業員３名に対し、正社員として採用以降検査基準日までの間、受託契約等の締結の勧誘を行わせている。 ロ　業務開始日以降検査基準日までの間に当社を退職した元従業員22名について、当社に在籍していた間、金融先物取引法第95条第１項に規定する外務員登録を受けていなかったにもかかわらず、受託契約等の締結の勧誘等の営業行為を行わせていた。 ⑨　本人確認等義務違反 イ　業務開始日である平成18年４月３日、金融先物取引法の一部を改正する法律（平成16年12月８日法律第159号）附則第２条第１項に基づく経過措置適用会社であった金融先物取引業者から営業譲渡を受け、顧客97名の口座を引き継いでいるが、当該顧客のうち、同日以降に新たに金融先物取引を行った71名について、取引を行うに際し、本人確認を行っていない。 ロ　平成18年４月３日以降に口座を開設した個人顧客（検査基準日現在133名）のうち、郵送により本人確認書類の送付を受けた顧客全てについて、取引に係る文書を送付していない。 ハ　平成18年４月３日以降に口座を開設した法人顧客１名について、法人の履歴事項全部証明書（原本）の提示を受けたものの、取引の任にあたる自然人についての本人確認を行っていない。 ニ　平成18年４月３日以降に口座を開設した全顧客（検査基準日現在134名）について、本人確認記録を作成していない。	

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日（区分）</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>行政処分等の内容</th></tr>
<tr><td>27</td><td>19.6.29</td><td>
○　新規公開株式の恣意的な配分（忠実義務違反）

ピクテ投信投資顧問株式会社は、投資信託財産及び投資一任契約資産の運用における新規公開株式への投資に当たって、平成13年12月以降、原則として運用資産の資産規模に応じた配分をすることとしていたが、配分を担当している運用部門の責任者において、本件配分方針に基づく配分を行わなければならないという認識が次第に希薄化し、パフォーマンスへの寄与度が大きくなるとの理由で資産規模の小さな運用資産に集中的に配分したり、パフォーマンスが相対的に低下した運用資産の改善策として一定期間に集中的に配分を行ったりするなど、配分方針を無視するような公平性を欠く配分を繰り返し行った。

（補足説明 ）
○　不公正な配分が行われた事 例
事例１　平成18年３月　（甲株式、 43株）の配分例
<table>
<tr><th>投信･顧客名</th><th>配分株数</th><th>配分シェア</th><th>資産規模</th><th>参考値</th></tr>
<tr><td>A海外口座</td><td>15</td><td>34.9%</td><td>1,818</td><td>0</td></tr>
<tr><td>B海外口座</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>61,002</td><td>16</td></tr>
<tr><td>C年金</td><td>17</td><td>39.5%</td><td>3,081</td><td>1</td></tr>
<tr><td>D年金</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>8,196</td><td>2</td></tr>
<tr><td>E年金</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>7,204</td><td>2</td></tr>
<tr><td>F年金</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>15,463</td><td>4</td></tr>
<tr><td>G年金</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>17,884</td><td>5</td></tr>
<tr><td>H年金</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>5,027</td><td>1</td></tr>
<tr><td>I年金</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>16,074</td><td>4</td></tr>
<tr><td>J年金</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>6,427</td><td>2</td></tr>
<tr><td>K年金</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>3,712</td><td>1</td></tr>
<tr><td>Lファンド</td><td>11</td><td>25.6%</td><td>4,022</td><td>1</td></tr>
<tr><td>Mファンド</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>587</td><td>0</td></tr>
<tr><td>Nファンド</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>169</td><td>0</td></tr>
<tr><td>Oファンド</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>14,523</td><td>4</td></tr>
</table>
資産規模は平成18年３月末現在のもの、単位：百万円。
参考値は資産規模によって比例配分すると仮定した場合の株数。

事例２　平成15年１月～平成15年９月（配分機会のあった新規公開38銘柄）
（資産規模が近似する口座との比較）
<table>
<tr><th>投信・顧客名</th><th>配分回数</th><th>配分単元</th><th>資産規模</th></tr>
<tr><td>Aファンド</td><td>33</td><td>555</td><td>2,402</td></tr>
<tr><td>B年金</td><td>20</td><td>289</td><td>2,195</td></tr>
</table>
資産規模は平成15年9月末現在のもの、単位：百万円。

（資金種別が同じ他の投信口座との比較）
<table>
<tr><th>投信名</th><th>配分回数</th><th>配分シェア</th><th>資産規模比</th></tr>
<tr><td>Aファンド</td><td>33</td><td>38.1%</td><td>23.9%</td></tr>
<tr><td>Bファンド</td><td>14</td><td>28.9%</td><td>44.6%</td></tr>
<tr><td>Cファンド</td><td>12</td><td>25.5%</td><td>24.5%</td></tr>
<tr><td>Dファンド</td><td>11</td><td>7.5%</td><td>7.0%</td></tr>
</table>
配分シェアは投信間におけるシェア、資産規模比は平成15年9月末現在のもの。

※　事例１と事例２の投信・顧客名は一致するものではない。
</td><td>
会社に対する処分
業務停止命令
・新たな投資信託契約の締結禁止１か月
・新たな投資一任契約の締結禁止１か月

業務改善命令
・資産運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理態勢の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること
・特に、複数の運用資産間における約定結果の配分（新規公開銘柄を含む）に際しては、法令諸規則や社内規定等に則った公平な配分が行われているか等についてチェックする体制を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること
・今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること
・上記に関する業務改善計画を書面で提出し、直ちに実行すること
</td></tr>
</table>

２－４　証券検査実施状況

１　検査実施状況一覧表

区　　分	14年７月 ～15年６月	15年７月 ～16年６月	16年７月 ～17年６月	17年７月 ～18年６月	18年７月 ～19年６月
証券会社検査	118	124	113	98	87
国内証券会社	98	107	96	88	78
（証券監視委）	(17)	(15)	(13)	(15)	(10)
（財務局長等）	(81)	(92)	(83)	(73)	(68)
外国証券会社	20	17	17	10	9
（証券監視委）	(20)	(17)	(17)	(10)	(9)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
支店単独検査	30支店	23支店	23支店	19支店	19支店
登録金融機関	13	13	27	28	27
（証券監視委）	(2)	(3)	(7)	(5)	(1)
（財務局長等）	(11)	(10)	(20)	(23)	(26)
証券仲介業者	－	0	0	1	1
（証券監視委）	－	(0)	(0)	(0)	(0)
（財務局長等）	－	(0)	(0)	(1)	(1)
金融先物取引業者	0	1	0	13	12
（証券監視委）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
（財務局長等）	(0)	(1)	(0)	(13)	(12)
投資信託委託業者	－	－	－	14	22
（証券監視委）	－	－	－	(14)	(22)
（財務局長等）	－	－	－	(0)	(0)
投資法人	－	－	－	2	7
（証券監視委）	－	－	－	(2)	(7)
（財務局長等）	－	－	－	(0)	(0)
投資顧問業者	－	－	－	25	29
（証券監視委）	－	－	－	(0)	(2)
（財務局長等）	－	－	－	(25)	(27)
自主規制機関	0	2	0	2	6
（証券監視委）	(0)	(2)	(0)	(2)	(6)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	0	0	0	0	1
（証券監視委）	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

（注１）上記の計数は、着手件数である。
（注２）「支店単独検査」とは、支店の検査のみを実施するものである。

２　１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

（単位：人・日）

区　　分	14年７月 ～15年６月	15年７月 ～16年６月	16年７月 ～17年６月	17年７月 ～18年６月	18年７月 ～19年６月
国内証券会社	100	87	97	131	128
外国証券会社	105	102	125	184	119
登録金融機関	21	53	42	47	46
証券仲介業者		－	－	－	3
金融先物取引業者	－	459	－	63	101
投資信託委託業者				142	129
投資顧問業者				17	24
自主規制機関	－	60	－	74	134

（注1）18事務年度中に臨店終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。
（注2）15年７月～16年６月の金融先物取引業者の延べ検査投入人員は１社の実績である。

3　検査結果の状況

(1) 検査終了件数

区　　分	14年７月 ～15年６月	15年７月 ～16年６月	16年７月 ～17年６月	17年７月 ～18年６月	18年７月 ～19年６月
検査終了件数	135	130	147	150	209
証券会社	99	101	103	69	90
外国証券会社	23	15	15	12	11
登録金融機関	12	11	28	27	30
証券仲介業者		－	－	1	1
金融先物取引業者	－	1	－	12	12
投資信託委託業者				10	25
投資法人				2	7
投資顧問業者				17	26
自主規制機関	1	2	1	－	7

（注１）「検査終了件数」とは、検査事務年度中に被検査法人等に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了した件数をいい、前検査事務年度着手分を含む。なお、支店単独検査は含まない。

（注２）「投資信託委託業者」、「投資法人」及び「投資顧問業者」は、平成17年７月からの証券検査一元化に伴い、金融庁から証券監視委に移管された。

(2) 問題点が認められた会社等の数

区　　分	17年7月 ～18年6月	18年7月 ～19年6月
問題点が認められた法人等の数	93	142
不公正取引に関するもの	18	20
投資者保護に関するもの	50	74
財産・経理等に関するもの	25	25
その他業務運営に関するもの	60	101

（注１）「問題点が認められた会社等の数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

（注２）問題点の区分は、証券検査一元化に伴い検査範囲及び検査対象先が拡大したため、見直しを行った。区分は、「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」とした。

（注３）「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた会社等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社等の数」の数値とは一致しない。

（参考）16事務年度までの問題点が認められた会社数

区　　分	14年7月 ～15年6月	15年7月 ～16年6月	16年7月 ～17年6月
問題点が認められた会社数	78	67	67
市場ルール等関係	50	43	50
営業姿勢関係	5	7	8
内部管理体制関係	57	51	43
その他	1	1	1

（注１）「問題点が認められた会社数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社の数をいう。

（注２）「市場ルール等関係」、「営業姿勢関係」、「内部管理体制関係」及び「その他」は、各々の項目で問題点が認められた会社の数をいう。したがって、各項目で重複する会社があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社数」の数値とは一致しない。

4　グループ一体型検査及び金融庁検査局同時検査の実施状況

グループ一体型検査	野村證券 野村アセットマネジメント 野村不動産投信 野村不動産オフィスファンド投資法人
	ＡＩＧ日本証券 バンクＡＩＧ証券 ＡＩＧ投信投資顧問
	モルガン・スタンレー証券 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信
金融庁検査局同時検査	ビー・エヌ・ピー・パリバ証券 ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメント
	カリヨン証券 クレディ・アグリコル アセット マネジメント
	みずほ証券 興銀第一ライフ・アセットマネジメント
	バークレイズ・キャピタル証券 バークレイズ・グローバル・インベスターズ

（注１）グループ一体型検査は、資本関係等にあるグループ内検査対象先の一体型の同時検査をいう。

（注２）金融庁検査局同時検査は、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対し、金融庁検査局と同時に検査を行うものをいい、グループ一体型検査を兼ねる。

ただし、興銀第一ライフ・アセットマネジメントについては、グループ一体型検査であるが、金融庁検査局同時検査は行なっていない。

5　平成18検査事務年度に検査が終了した会社等一覧

担　当	区分		被　検　査　会　社　等	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧　告
委員会	国内	*1*	日興コーディアル証券	H17.11.16	H18.1.31	H18.9.6	
		2	日興シティグループ証券	H17.11.16	H18.1.31	H18.9.5	
		3	新光証券	H18.2.20	H18.4.5	H18.10.17	
		4	メリルリンチ日本証券	H18.3.7	H18.7.14	H18.12.20	
		5	大和証券（特別検査）	H18.4.24	H18.4.28	H18.11.22	○
		6	三菱UFJ証券	H18.4.26	H18.6.22	H19.1.29	○
		7	岡三証券（特別検査）	H18.5.18	H18.5.31	H18.10.25	
		8	ドイツ証券（特別検査）	H18.5.18	H18.5.31	H18.10.25	
		9	東海東京証券	H18.5.22	H18.7.25	H19.1.23	
		10	KOBE証券（特別検査）	H18.6.12	H18.6.30	H18.12.19	○
		1	野村證券	H18.8.28	H18.10.27	H19.2.19	○
		2	楽天証券	H18.8.28	H18.9.28	H19.6.5	○
		3	エイチ・エス証券(特別検査)	H18.8.28	H18.9.28	H19.3.23	○
		4	カブドットコム証券	H18.10.26	H19.2.23	H19.6.25	
		5	東京プリンシパル証券	H19.1.11	H19.1.24	H19.5.9	○
		6	みずほインベスターズ証券	H19.1.22	H19.3.6	H19.6.25	
	外証	*1*	ベアー・スターンズ(ジャパン)証券	H18.3.9	H18.4.14	H18.10.3	
		2	HSBC証券	H18.3.30	H18.5.16	H18.9.19	
		3	エービーエヌ・アムロ証券（特別検査）	H18.4.18	H18.4.28	H19.4.20	
		1	ビー・エヌ・ピー・パリバ証券	H18.8.29	H18.10.16	H18.12.19	
		2	スイス・リー・キャピタルマーケッツ証券	H18.10.26	H18.11.17	H18.12.22	
		3	インスティネット証券	H18.11.6	H18.11.29	H19.2.21	
		4	マッコーリー証券	H18.11.6	H18.11.29	H19.1.17	
		5	カリヨン証券	H18.12.13	H19.2.23	H19.6.19	
		6	バンクオブアメリカ証券	H18.12.13	H19.2.2	H19.3.29	
		7	AIG日本証券	H19.2.13	H19.3.5	H19.5.28	
		8	ジェフリーズ証券	H19.3.12	H19.3.26	H19.6.11	
	登金	*1*	三菱東京UFJ銀行	H18.5.22	H18.6.16	H18.11.17	
		2	三菱UFJ信託銀行	H18.5.22	H18.6.16	H18.9.5	
		1	日本郵政公社	H19.2.5	H19.3.5	H19.4.18	
	投信	*1*	インベスコ投信投資顧問	H18.1.26	H18.2.22	H18.7.12	
		2	安田投信投資顧問	H18.3.9	H18.4.7	H18.10.12	○
		3	新光投信	H18.3.9	H18.4.12	H18.7.12	
		4	三菱UFJ投信	H18.5.22	H18.6.16	H18.10.10	
		1	野村アセットマネジメント	H18.8.28	H18.10.16	H18.12.20	
		2	野村不動産投信	H18.8.28	H18.10.2	H18.12.7	
		3	野村不動産オフィスファンド投資法人	H18.8.28	H18.10.2	H18.12.7	
		4	グロースリート・アドバイザーズ	H18.8.28	H18.9.27	H19.1.22	
		5	東京グロースリート投資法人	H18.8.28	H18.9.27	H19.1.22	
		6	ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメント	H18.8.29	H18.9.28	H18.11.7	
		7	ドイチェ・アセット・マネジメント	H18.10.26	H18.11.29	H19.5.14	
		8	シュローダー投信投資顧問	H18.10.26	H18.12.15	H19.5.16	
		9	森トラスト・アセットマネジメント	H18.10.26	H18.12.1	H18.12.20	
		10	森トラスト総合リート投資法人	H18.10.26	H18.12.1	H18.12.20	
		11	ダヴィンチ・セレクト	H18.10.26	H18.12.8	H19.2.14	○
		12	DAオフィス投資法人	H18.10.26	H18.12.8	H19.2.14	
		13	ピムコ ジャパン リミテッド	H18.11.13	H18.12.11	H19.4.5	
		14	ベアリング投信投資顧問	H18.11.13	H18.12.19	H19.4.27	

担　当	区分		被　検　査　会　社　等	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧　告
		15	しんきんアセットマネジメント投信	H19.1.22	H19.2.21	H19.3.28	
		16	トヨタアセットマネジメント	H19.1.22	H19.2.21	H19.3.16	
		17	エイアイジー投信投資顧問	H19.2.26	H19.3.23	H19.5.14	
		18	ピクテ投信投資顧問	H19.3.12	H19.4.20	H19.6.29	○
		19	アライアンス・バーンスタイン	H19.3.12	H19.4.19	H19.6.7	
		20	SBIアセットマネジメント	H19.3.26	H19.4.24	H19.6.20	
		21	ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人	H19.3.26	H19.4.24	H19.6.20	
		22	バークレイズ・グローバル・インベスターズ	H19.4.16	H19.5.25	H19.6.18	
		23	興銀第一ライフ・アセットマネジメント	H19.4.16	H19.6.1	H19.6.25	
		24	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信	H19.4.16	H19.5.25	H19.6.18	
		25	福岡リアルティ	H19.5.21	H19.6.8	H19.6.27	
		26	福岡リート投資法人	H19.5.21	H19.6.8	H19.6.27	
		27	阪急リート投信	H19.5.21	H19.6.8	H19.6.27	
		28	阪急リート投資法人	H19.5.21	H19.6.8	H19.6.27	
	顧問	1	ディーケーアール・オアシス・ジャパン・エル・エル・シー（特別検査）	H19.4.16	H19.5.11	H19.6.28	
	自主	*1*	札幌証券取引所	H18.6.12	H18.6.23	H18.9.15	○
		2	福岡証券取引所	H18.6.12	H18.6.28	H18.9.15	○
		1	ジャスダック証券取引所	H18.11.20	H19.1.25	H19.6.19	○
		2	日本証券業協会	H18.11.27	H19.1.19	H19.6.8	
		3	東京金融先物取引所	H19.2.19	H19.3.9	H19.6.8	
		4	金融先物取引業協会	H19.2.19	H19.3.2	H19.6.6	
		5	投資信託協会	H19.2.26	H19.3.9	H19.6.15	

（注１）区分欄の「国内」は国内証券会社、「外証」は外国証券会社、「登金」は登録金融機関、「投信」は投資信託委託業者及び投資法人、「顧問」は投資顧問業者、「自主」は自主規制機関である。
（注２）斜字体数字は、平成17検査事務年度に検査に着手した法人である。
（注３）勧告欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
なお、勧告の公表を控える場合がある。
（注４）東京プリンシパル証券は、19年１月に東京プリンシパル・セキュリティーズ・ホールディングに商号変更。

担　当	区分		被　検　査　会　社	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧　告
関　東	国内	*1*	キャピタル・パートナーズ証券	H17.11.28	H17.12.9	H18.7.27	
		2	立花証券	H18.2.21	H18.3.24	H18.9.5	
		3	日本アジア証券	H18.2.22	H18.3.24	H18.10.20	○
		4	日本ファースト証券	H18.3.22	H18.6.15	H18.12.22	○
		5	未来証券	H18.4.6	H18.4.21	H18.7.13	
		6	NIS証券	H18.5.9	H18.5.26	H18.11.30	
		7	エクセランド証券	H18.5.23	H18.6.15	H18.9.14	
		8	伊藤忠キャピタル証券	H18.5.23	H18.5.30	H18.7.18	
		9	アルバース証券	H18.5.23	H18.5.31	H18.7.24	
		10	アイティーエム証券	H18.5.25	H18.6.6	H18.7.25	
		11	ジャパンオルタナティブ証券	H18.6.15	H18.6.21	H18.7.18	
		12	損保ジャパンDC証券	H18.6.15	H18.6.21	H18.7.26	
		13	マン・インベストメンツ証券	H18.6.15	H18.6.26	H18.7.18	
		14	エスピーシー証券	H18.6.15	H18.6.22	H18.7.18	
		1	ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ証券	H18.7.25	H18.7.31	H18.9.4	
		2	タワー証券	H18.7.25	H18.7.31	H18.9.12	
		3	リテラ・クレア証券	H18.8.29	H18.9.26	H19.2.9	○
		4	共和証券	H18.8.29	H18.9.26	H18.10.25	
		5	東武証券	H18.8.29	H18.9.26	H18.10.19	
		6	ジェット証券	H18.8.29	H18.9.11	H18.10.18	
		7	すばる証券	H18.8.31	H18.9.11	H18.10.11	
		8	三晃証券	H18.10.4	H18.10.20	H18.12.8	
		9	ワンアジア証券	H18.10.4	H18.10.18	H18.12.20	
		10	成瀬証券	H18.10.17	H18.11.7	H18.12.19	
		11	長野證券	H18.10.17	H18.11.7	H18.12.7	
		12	丸大証券	H18.10.17	H18.11.7	H18.12.21	
		13	IPO証券	H18.10.17	H18.11.2	H19.1.19	
		14	三菱UFJウェルスマネジメント証券	H18.10.17	H18.10.30	H18.12.5	
		15	水戸証券	H18.11.8	H18.12.13	H19.6.26	
		16	金山証券	H19.1.16	H19.2.2	H19.3.8	
		17	ミスター証券	H19.1.16	H19.2.1	H19.3.26	
		18	フィデリティ証券	H19.1.16	H19.1.26	H19.3.8	
		19	ガートモア証券投資顧問	H19.1.24	H19.2.6	H19.3.13	
		20	三栄証券	H19.1.24	H19.2.9	H19.3.22	
		21	藍澤証券	H19.2.26	H19.3.23	H19.5.28	
		22	丸和証券	H19.2.26	H19.3.22	H19.4.27	
		23	Bridge Capital証券	H19.2.26	H19.3.7	H19.4.13	
		24	三木証券	H19.3.5	H19.3.23	H19.6.8	
		25	リライアンス・ジャパン証券	H19.3.5	H19.3.15	H19.5.10	
		26	新潟証券	H19.3.6	H19.3.23	H19.4.25	
		27	ファンドネット証券	H19.3.13	H19.3.29	H19.6.15	
		28	金十証券	H19.4.10	H19.4.26	H19.6.7	
		29	アルプス証券	H19.4.10	H19.5.11	H19.6.28	
		30	ユニマット山丸証券	H19.4.10	H19.4.27	H19.6.7	
		31	プレミア証券	H19.4.17	H19.5.11	H19.6.26	
		32	そしあす証券	H19.5.14	H19.6.8	H19.6.25	
		33	山二証券	H19.5.28	H19.6.8	H19.6.25	
	登金	1	千葉信用金庫	H18.7.25	H18.8.3	H18.9.8	
		2	千葉興業銀行	H18.8.29	H18.9.15	H18.10.19	
		3	大光銀行	H18.8.29	H18.9.15	H18.11.20	
	仲介	1	FCインベストメント・アドバイザーズ	H19.3.15	H19.3.15	H19.5.29	
	金先	1	IVTインベストメント・バンキング	H18.8.29	H18.9.29	H18.12.15	
		2	DIP	H18.9.28	H18.10.13	H19.6.21	○
		3	マネーパートナーズ	H18.10.2	H18.10.11	H18.11.20	

担　当	区分		被　検　査　会　社	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧　告
		4	アドバンテックス	H18.10.2	H18.10.16	H19.1.30	
		5	エース交易	H18.11.28	H19.2.2	H19.6.20	○
		6	マネースクウェア・ジャパン	H18.12.4	H18.12.12	H19.2.16	
		7	アクロスFX	H18.12.4	H18.12.12	H19.3.13	
	顧問	*1*	ジェイトレード	H18.1.19	H18.1.27	H18.7.7	○
		2	格付投資情報センター	H18.6.15	H18.6.21	H18.7.18	
		3	ドルチェ	H18.6.16	H18.6.23	なし（廃業の為）	
		1	大月経済	H18.7.25	H18.7.31	H18.9.7	
		2	サンテック	H18.7.25	H18.7.31	H18.9.7	
		3	アキ投資顧問	H18.8.29	H18.9.4	なし（廃業の為）	
		4	エスアンドケイ投資顧問	H18.12.4	H18.12.12	H19.5.22	
		5	ファイナンシャル・リーダー	H18.12.4	H18.12.12	H19.5.25	○
		6	ティーツー・キャピタル	H18.12.5	H18.12.13	H19.4.27	○
		7	デジタルストックマネジメント	H19.1.24	H19.2.5	なし（廃業の為）	
		8	ステート・ストリート投信投資顧問	H19.2.20	H19.2.26	H19.4.2	
近　畿	国内	*1*	日の出証券	H18.4.4	H18.4.28	H18.9.19	
		2	岩井証券（特別検査）	H18.4.17	H18.5.24	H19.3.29	
		1	都証券	H18.8.28	H18.9.15	H18.11.13	
		2	神崎証券	H18.8.29	H18.9.13	H18.12.12	
		3	タッチストーン・キャピタル証券	H18.8.30	H18.9.15	H19.6.22	
		4	エース証券	H18.10.11	H18.11.8	H18.12.8	
		5	永和証券（特別検査）	H18.10.18	H18.10.27	H19.5.22	○
		6	篠山証券	H19.1.16	H19.1.31	H19.2.23	
		7	塚本證券	H19.2.19	H19.3.9	H19.6.26	
		8	丸近證券	H19.4.9	H19.4.25	H19.6.29	
		9	きっと証券	H19.4.11	H19.4.24	H19.6.19	
		10	SMBCフレンド証券　守口支店	H19.5.14	H19.5.25	H19.6.12	
	登金	*1*	大阪市信用金庫	H18.5.23	H18.6.7	H18.8.23	
		1	泉州銀行	H18.11.7	H18.11.22	H19.4.18	
		2	きのくに信用金庫	H18.12.4	H18.12.15	H19.2.6	
	金先	1	朝日ユニバーサルFX	H18.12.4	H19.5.16	H19.6.21	○
	顧問	1	まんてん	H18.12.11	H18.12.14	H19.5.11	
		2	橋本アセットマネジメント	H19.1.16	H19.1.19	H19.6.5	
		3	インタベスト	H19.1.30	H19.2.2	H19.6.11	
		4	マネービル	H19.3.12	H19.3.14	H19.4.10	
		5	南都投資顧問	H19.4.16	H19.4.20	H19.6.25	
北海道	国内	*1*	上光証券	H18.5.24	H18.6.21	H18.9.4	
		1	SMBCフレンド証券　札幌支店	H18.11.21	H18.12.6	H19.1.16	
		2	日興コーディアル証券　旭川支店	H19.3.5	H19.3.16	H19.3.30	
		3	三菱UFJ証券　函館支店	H19.5.30	H19.6.8	H19.6.20	
	登金	1	空知信用金庫	H18.8.23	H18.9.1	H18.12.19	
		2	旭川信用金庫	H18.10.18	H18.10.27	H19.1.10	
		3	札幌銀行	H19.4.16	H19.4.27	H19.5.22	
東　北	国内	*1*	荘内証券	H18.5.16	H18.6.9	H18.7.25	
		1	山形證券	H18.10.17	H18.11.10	H18.12.25	
		2	大和証券　いわき支店	H19.2.26	H19.3.9	H19.4.18	
		3	SMBCフレンド証券　八戸支店	H19.4.25	H19.5.18	H19.6.27	
	登金	1	大東銀行	H18.8.21	H18.9.1	H18.10.13	
		2	荘内銀行	H18.12.4	H18.12.19	H19.2.6	
		3	青森銀行	H19.3.27	H19.4.13	H19.6.1	
東　海	国内	*1*	安藤証券	H18.4.4	H18.5.8	H18.11.30	
		2	田原証券	H18.4.25	H18.5.11	H18.7.13	
		3	みずほインベスターズ証券　豊橋支店	H18.6.8	H18.6.22	H18.8.23	
		4	野村證券　金山支店	H18.6.20	H18.6.30	H18.7.14	
		1	野畑証券	H19.2.27	H19.3.15	H19.6.29	

担　当	区分		被　検　査　会　社	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧　告
	登金	1	岐阜銀行	H18.8.24	H18.10.26	H18.12.1	
		2	岡崎信用金庫	H19.4.5	H19.4.20	H19.6.29	
	金先	*1*	トレックス	H18.5.29	H18.6.2	H18.7.28	
		1	インタープラスト	H18.10.12	H18.10.30	H19.2.9	○
		2	MJ	H19.4.5	H19.5.10	H19.5.24	
	顧問	*1*	余吾経済研究所	H18.5.29	H18.5.31	H18.8.1	
		2	ビック六六ライフプラン	H18.6.6	H18.6.6	H18.7.24	
		3	太閤	H18.6.12	H18.6.16	H18.7.31	
		1	OESL投資顧問	H18.8.24	H18.9.15	H18.10.3	○
		2	ミズノ・ライフプランニング	H18.12.6	H18.12.12	H19.2.8	
		3	アジアン・ブルー	H19.1.17	H19.2.9	H19.6.20	○
		4	東山経済研究所	H19.3.1	H19.3.16	H19.5.11	
北　陸	国内	*1*	みずほインベスターズ証券　金沢支店	H18.5.22	H18.6.2	H18.7.19	
		1	頭川証券	H18.10.17	H18.10.31	H19.4.12	
		2	富証券	H18.11.21	H18.12.6	H19.2.7	
		3	島大証券	H19.1.18	H19.1.31	H19.6.25	
		4	益茂証券	H19.2.15	H19.3.1	H19.6.19	
		5	日興コーディアル証券　福井支店	H19.3.13	H19.3.23	H19.4.20	
		6	大和証券　福井支店	H19.3.15	H19.3.28	H19.6.21	
	登金	1	のと共栄信用金庫	H18.8.24	H18.8.30	H18.12.13	
		2	福邦銀行	H18.8.24	H18.8.31	H18.11.16	
		3	富山銀行	H19.5.22	H19.5.31	H19.6.22	
中　国	国内	*1*	八幡証券	H18.5.18	H18.6.14	H18.8.7	
		1	大山日ノ丸証券	H18.10.12	H18.11.10	H19.2.8	
		2	大和証券　徳山支店	H19.1.16	H19.1.26	H19.5.16	
		3	新光証券　松江支店	H19.3.6	H19.3.16	H19.6.28	
	登金	1	おかやま信用金庫	H18.8.22	H18.9.1	H19.1.19	
		2	島根銀行	H18.12.5	H18.12.15	H19.6.28	
	顧問	*1*	アーバン	H18.5.9	H18.5.10	H18.7.4	
		1	中銀アセットマネジメント	H18.11.15	H18.11.17	H19.1.15	
四　国	国内	1	阿波証券	H18.10.10	H18.11.2	H18.11.22	
		2	大和証券　松山支店	H18.11.15	H18.12.8	H19.1.16	
		3	日興コーディアル証券　徳島支店	H19.1.10	H19.1.30	H19.3.5	
		4	香川証券	H19.2.26	H19.3.23	H19.5.16	
	登金	1	香川銀行	H18.8.23	H18.9.1	H18.10.20	
		2	阿波銀行	H19.4.11	H19.4.27	H19.6.12	
	顧問	1	株式タイムズ社	H18.7.24	H18.7.28	H18.9.21	
九　州	国内	1	大和証券　宮崎支店	H18.10.23	H18.11.10	H19.3.1	
		2	SMBCフレンド証券　中津支店	H19.1.15	H19.1.26	H19.4.6	
		3	大和証券　鹿児島支店	H19.3.8	H19.3.23	H19.6.15	
	登金	*1*	宮崎銀行	H18.4.13	H18.4.28	H18.8.22	
		1	熊本ファミリー銀行	H18.8.24	H18.9.1	H18.12.25	
福　岡	国内	1	三菱UFJ証券　北九州支店	H18.8.23	H18.9.5	H18.11.20	
		2	飯塚中川証券	H18.12.5	H18.12.20	H19.6.26	
		3	SMBCフレンド証券　福岡支店	H19.3.7	H19.3.20	H19.6.8	
	登金	1	福岡銀行	H18.10.18	H18.11.1	H19.5.11	○
		2	西日本シティ銀行	H19.4.9	H19.4.20	H19.6.18	
	金先	1	サクセット	H18.11.9	H18.11.17	H19.2.8	
	顧問	*1*	エフディーエスジャパン	H18.5.15	H18.8.9	H18.8.11	
		1	流れ星インベストメントホールディングス	H19.1.16	H19.1.26	H19.6.29	
沖　縄	国内	*1*	沖縄証券	H18.5.10	H18.5.30	H18.7.25	
	登金	1	沖縄銀行	H19.2.28	H19.3.9	H19.5.14	
		2	琉球銀行	H19.3.19	H19.3.29	H19.5.24	

（注１）区分欄の「国内」は国内証券会社、「登金」は登録金融機関、「仲介」は証券仲介業者、「金先」は金融先物取引業者、「顧問」は投資顧問業者である。
（注２）斜字体数字は、平成17検査事務年度に検査に着手した会社等である。
（注３）勧告欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
　なお、勧告の公表を控える場合がある。
（注４）流れ星インベストメントホールディングスは、19年６月にアルプスインベストメントに商号変更。

6　証券検査の手順

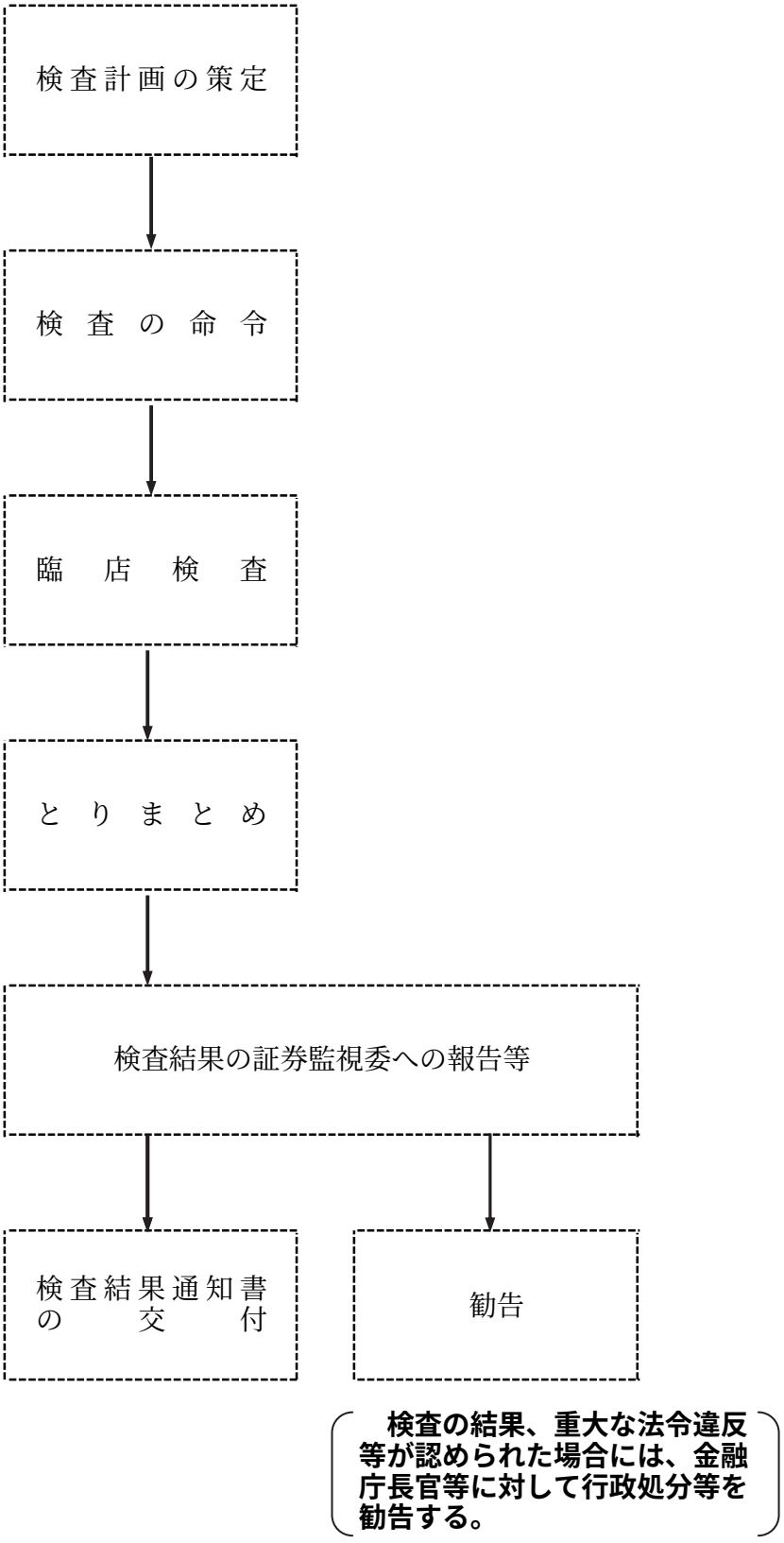
検査計画の策定
検査の命令
臨店検査
とりまとめ
検査結果の証券監視委への報告等
検査結果通知書の交付
勧告
検査の結果、重大な法令違反等が認められた場合には、金融庁長官等に対して行政処分等を勧告する。

2－5　建議実施状況

1　建議実施件数一覧表

（単位：件）

事務年度	4～10	11	12	13	14	15	16	17	18	合計
件数	2	2	0	0	2	1	0	5	3	15

2　建議案件の概要一覧表

建議年月日	建議の内容	措置の状況
6. 6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12.3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
15.4.22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。
15.6.30	証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講じるよう建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客が空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。
15.12.16	証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
17.11.29	相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。 相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第2項第1号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託（媒介、取次ぎ又は代理の申込み）の内、売買等が成立していないもの（いわゆる「見せ玉」等）についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成18年７月４日から施行された。）。
17.11.29	証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第159条第2項第1号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。 「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第197条第１項第７号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第174条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成18年７月４日から施行された。）。
17.11.29	金融審議会金融分科会第一部会（中間整理）によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。 当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来たさないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成19年９月末に施行される。）。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
18.4.14	上場会社が株式や新株予約権付社債（以下「株式等」という。）を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報（以下「発行情報」という。）の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査（以下「プレ・ヒアリング」という。）を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。 当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。 他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実に該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。 ついては、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講じるよう建議した。	金融庁において、「証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」を改正するとともに（平成18年10月４日公布、同年11月１日施行）、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」（理事会決議）が制定された。（平成18年12月１日公布、平成19年１月４日施行）
18.4.21	上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。 当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第60条）として証取法第226条の規定に基づき告発した。 一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。 しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。 公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	平成18年12月22日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「（行政処分の）処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。 また、公認会計士・監査法人に対し違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成19年６月20日に成立、同月27日に公布された。（公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

建議年月日	建議の内容	措置の状況
19.2.16	証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。 株券等の募集･売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。	有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」が平成19年９月末に施行される。
19.2.16	証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引（以下「本件TOPIX先物取引」という。）において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ（以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。）、その結果、当日の本件TOPIX先物取引の約定指数の出来高加重平均値（いわゆる「市場VWAP」）を当該トレーダーに有利な方向に変動させるとともに、当日公表された本件TOPIX先物取引の出来高が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。 市場VWAPは、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。 ついては、証券会社が市場VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。	証券会社が市場VWAP､あるいは､出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」が平成19年９月末に施行される。
19.2.16	平成18年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出（第24条第１項ほか）、不公正取引（第157条）、風説の流布・偽計等（第158条）、及び相場操縦行為等（第159条）に係る懲役刑が５年以下から10年以下に引き上げられている。 これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第250条の規定によって５年から７年へと延長されている。 一方、証券取引法第188条に定める証券会社等の業務に関する書類（以下「法定帳簿」という。）については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第60条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が５年とされているところであり、５年から７年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。 そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。	虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間（５年）と公訴時効（最大７年）との整合性が図られることを内容とする改正が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」が平成19年９月末に施行される。

２－６　取引審査実施状況

（単位：件）

区　　分	14年７月～15年６月	15年７月～16年６月	16年７月～17年６月	17年７月～18年６月	18年７月～19年６月
価格形成に関するもの	147	154	153	169	141
内部者取引に関するもの	495	500	506	693	884
そ　の　他	42	33	15	13	14
合　　計	684	687	674	875	1,039
（証券監視委）	429	382	367	555	631
（財務局等）	255	305	307	320	408

２－７　金融商品取引法施行後の権限及び範囲

(1) 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第56条の２第１項、第２項、第３項	第194条の７第２項第１号、第３項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、子特定法人（金融商品取引業者等（登録金融機関を除く）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等）、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第60条の11	第194条の７第２項第２号、第３項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第63条第８項	第194条の７第３項	特例業務届出者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第66条の22	第194条の７第２項第３号、第３項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第75条	第194条の７第２項第４号、第３項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の４	第194条の７第２項第５号、第３項	認定金融商品取引業協会（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）施行前においては「公益法人金融商品取引業協会」）、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の77	第194条の７第３項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた者
第103条の４	第194条の７第３項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第106条の６	第194条の７第３項	株式会社金融商品取引所の主要株主
第106条の16	第194条の７第３項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第106条の20	第194条の７第３項	金融商品取引所持株会社の主要株主
第106条の27	第194条の７第３項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持株会社の子会社
第151条	第194条の７第２項第６号、第３項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第153条の４において準用する第151条	第194条の７第２項第６号、第３項	自主規制法人
第155条の９	第194条の７第２項第７号、第３項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第156条の15	第194条の７第３項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第156条の34	第194条の７第３項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委託を受けた者

〔投信法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第22条第１項	第225条第３項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第213条第１項、第２項、第３項、第４項、第５項	第225条第２項、第３項	関して取引する者 設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

〔ＳＰＣ法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第209条第２項において準用する第217条第１項 第217条第１項 第286条第１項において準用する第209条第２項（第217条第１項）	第290条第２項第１号、第３項 第290条第３項 第290条第２項第２号、第３項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人 特定目的会社 特定目的信託の原委託者

〔保振法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第８条第１項	第41条の２第２項	保管振替機関

〔社振法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第１項	第136条第２項	振替機関

〔社登法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第10条	第９条第３項	登録機関

〔犯罪収益移転防止法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第14条第１項	第20条第６項第１号、第２号、第７項（附則第５条により読替え）	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録金融機関、証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関、口座管理機関

（注）犯罪収益移転防止法第14条第１項の規定の施行（公布の日（平成19年４月１日）から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）前においては、本人確認法の各該当条文に読み替える。

(2) 犯則事件の調査の権限、範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う金融商品取引業者等に対する検査及び報告・資料の徴取とは異なり、監視委員会職員の固有の権限として規定されており、また、権限行使の対象も金融商品取引業者等に限定されず、広く投資者を含め金融商品取引等に関与するすべての者に対し行使することができる。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
金商法第210条 本人確認法第18条	犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第211条、第211条の2 本人確認法第18条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第45条）及び本人確認法第18条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第５条、第24条等	発 行 者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等（注）
第23条の３等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第27条の３等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第27条の23等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第30条の２等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第37条等	金融商品取引業者等	広告等の規制

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第37条の３	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付
第37条の４	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付
第37条の５	金融商品取引業者等	保証金の受領に係る書面の交付
第38条の２第１号	金融商品取引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止
第39条第１項	金融商品取引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第41条の２	金融商品取引業者等	投資助言業務に関する禁止事項
第42条の２	金融商品取引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第157条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第158条	何人も	風説の流布、偽計等の禁止
第159条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第161条第１項	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第163条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第168条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

（注）金商法の施行により提出が義務付けられる「四半期報告書」、「内部統制報告書」及び「確認書」を含む。

〔本人確認法〕

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第３条第４項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

(3) 課徴金調査の権限、範囲

① 課徴金調査の権限

証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の聴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

質問・報告等の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第26条	第194条の７第３項	有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者、参考人
第177条	第194条の７第２項第８号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所、その他必要な場所

（注）報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 課徴金調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条　項	規　定　の　概　要
第172条	虚偽の有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により有価証券を取得させ、売り付けた者等
第172条の２	虚偽の有価証券報告書等を提出した者
第173条	風説の流布又は偽計により相場を変動させた者
第174条	相場操縦により相場変動させる上場有価証券売買等をした者
第175条	内部者取引をした者

(4) 開示検査の権限

開示検査の権限については、有価証券届出書等の開示書類提出者に対する報告等の徴取又は検査を行う権限が、内閣総理大臣及び金融庁長官から証券監視委に委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

報告・資料の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条	第194条の７第３項	有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者、参考人（注１）
第27条の22第１項	以下同上	公開買付者、その特別関係者、その他の関係者、参考人
第27条の22第２項		意見表明報告書の提出者、その関係者、参考人
第27条の22の２第２項において準用する第27条の22第１項		公開買付者、その他の関係者、参考人
第27条の30第１項		大量保有報告書の提出者、その提出者の共同保有者、その他の関係者、参考人
第27条の30第２項		大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人（注２）
第193条の２第４項		監査証明を行った公認会計士又は監査法人（注２）

（注１）金商法の施行により提出が義務付けられる「四半期報告書」、「内部統制報告書」及び「確認書」を含む。

（注２）報告・資料の徴取に係る権限のみ。

（注３）以下の権限については証券監視委に委任されていない。

・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第38条の２第１項第１号及び第２号）

・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第38条の２第１項第３号）

（注４）上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっており（金商法施行令第38条の２第１項ただし書）、これらの権限及び（注３）に掲げる権限については、金融庁長官から財務局長等に委任されている。

3　自主規制機関の活動実績

3－1　日本証券業協会の活動状況

1　監査の実施状況

(1) 会員

（単位：社）

区　　分	14年4月～15年3月	15年4月～16年3月	16年4月～17年3月	17年4月～18年3月	18年4月～19年3月
国内証券会社	８８	９０	７９	８８	８９
外国証券会社	２１	１４	１６	１４	９
合　　計	１０９	１０４	９５	１０２	９８

（注）平成18年度は、47社（国内証券会社43社、外国証券会社４社）について証券取引所と合同検査（複数の機関が同時に臨店して一体的に検査を実施する方法）を行った。
（合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当協会と他の機関の合同検査件数は一致しない。）

(2) 特別会員

（単位：機関）

区　　分	14年4月～15年3月	15年4月～16年3月	16年4月～17年3月	17年4月～18年3月	18年4月～19年3月
都市銀行等	１１	８	８	８	７
地方銀行	２２	２２	１９	２２	１８
第二地銀協地銀	１８	１８	１４	１６	１８
信用金庫等	１２	１３	１２	１１	８
生命保険会社	５	５	４	４	７
損害保険会社	４	５	５	３	２
そ　の　他	３	１	０	６	３
合　　計	７５	７２	６２	７０	６３

（注）「都市銀行等」には、信託銀行及び政府系・系統金融機関等を含む。「信用金庫等」には、信金中央金庫を含む。「その他」とは、短資会社、外国銀行、証券金融会社及び公社等である。

３－２　証券取引所の活動状況

１　検査（考査）の実施状況

（東京証券取引所）

（単位：社）

区　　分		14年4月～15年3月	15年4月～16年3月	16年4月～17年3月	17年4月～18年3月	18年4月～19年3月
総合取引参加者	国内証券会社	３６	３９	３９	３１	３６
	外国証券会社	8	7	9	6	7
国債先物等取引参加者		0	0	0	0	3
合　　計		４４	４６	４８	３７	４６

（注１）上記の計数は終了件数。

（注２）平成18年度は、35社（国内証券会社31社、外国証券会社４社）について日本証券業協会等と合同検査を行った。

（合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当取引所と他の機関の合同検査件数は一致しない。）

（大阪証券取引所）

（単位：社）

区　　分	14年4月～15年3月	15年4月～16年3月	16年4月～17年3月	17年4月～18年3月	18年4月～19年3月
国内証券会社	１６	１１	１８	２２	２８
外国証券会社	1	5	5	6	3
合　　計	１７	１６	２３	２８	３１

（注１）上記の計数は終了件数。

（注２）平成18年度は、30社（国内証券会社27社、外国証券会社３社）について、日本証券業協会等と合同検査を行った。

（合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当取引所と他の機関の合同検査件数は一致しない。）

（ジャスダック証券取引所）

（単位：社）

区　　分	16年12月13日 ～ 17年3月	17年4月 ～ 18年3月	18年4月 ～ 19年3月
国内証券会社	0	25	33
外国証券会社	0	5	3
合　　計	0	30	36

（注１）上記の計数は終了件数。

（注２）平成18年度は、36社（国内証券会社33社、外国証券会社３社）について日本証券業協会等と合同検査を行った。

（合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当取引所と他の機関の合同検査件数は一致しない。）

（注３）日本証券業協会が開設する「店頭売買有価証券市場」として位置づけられていたジャスダック市場は、平成16年12月３日に証取法上の「取引所有価証券市場」の免許を取得し、同年12月13日に証券取引所として市場開設業務を開始した。

2　売買審査の実施状況

（東京証券取引所）

（単位：件数）

区　　分	14年4月 ～ 15年3月	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月	17年4月 ～ 18年3月	18年4月 ～ 19年3月
	調査件数 審査件数	調査件数 審査件数	調査件数 審査件数	調査件数 審査件数	調査件数 審査件数
価格形成に関するもの	1，496 70	2，994 44	2，337 53	1，377 31	1，315 27
内部者取引に関するもの	5，058 183	9，344 200	11，668 266	8，371 154	9，972 249
その他の観点	68 12	145 16	277 11	365 5	308 7
合　　計	6，622 265	12，483 260	14，282 330	10，113 190	11，595 283

（注１）上記の件数は各期間に調査・審査が終了した件数。

（注２）「調査」とは、価格、売買高等の動向及び取引参加者の売買手口の状況等に関して初動的な調査を行ったもの。「内部者取引に関するもの」については重要事実が公表された全

銘柄、「価格形成に関するもの」及び「その他の観点」については価格・売買高等に不自然な形態が認められた銘柄等が対象。
「審査」とは、調査実施後、委託者の属性、売買執行状況等について更に詳細な分析を行ったもの。審査した案件については、審査件数としてカウントし、調査件数としてはカウントしない。

（大阪証券取引所）

（単位：件数）

区　　分	14年4月～15年3月		15年4月～16年3月		16年4月～17年3月		17年4月～18年3月		18年4月～19年3月	
	調査件数	審査件数	調査件数	審査件数	調査件数	審査件数	調査件数	審査件数	調査件数	審査件数
価格形成に関するもの	896	13	2,164	11	2,125	5	3,043	9	2,040	6
内部者取引に関するもの	1,796	14	2,196	11	2,007	16	1,844	17	1,805	25
その他の観点	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　　計	2,692	27	4,360	22	4,132	21	4,887	26	3,845	31

（注１）上記の件数は各期間に調査・審査が終了した件数。
（注２）「調査」とは、価格、売買高等の動向及び取引参加者の売買手口の状況等に関して初動的な調査を行ったもの。「内部者取引に関するもの」については重要事実が公表された全銘柄、「価格形成に関するもの」及び「その他の観点」については価格・売買高等に不自然な形態が認められた銘柄等が対象。
「審査」とは、調査実施後、委託者の属性、売買執行状況等について更に詳細な分析を行ったもの。

（ジャスダック証券取引所）

（単位：件数）

区　　分	14年4月～15年3月	15年4月～16年3月	16年4月～17年3月	17年4月～18年3月	18年4月～19年3月
	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数
	審査件数	審査件数	審査件数	審査件数	審査件数
価格形成に関するもの	2，602	4，101	5，318	10，507	25，320
	1	61	94	79	66
内部者取引に関するもの	3，104	3，026	2，916	2，988	3，348
	30	45	76	109	116
その他の観点	0	0	0	0	0
	7	0	0	0	0
合　　計	5，706	7，126	8，234	13，495	28，668
	38	106	170	188	182

（注１）上記の件数のうち、調査に関しては各期間に終了した件数。審査に関しては各期間に着手した件数。

（注２）「調査」とは、価格、売買高等の動向及び取引参加者の売買手口の状況等に関して初動的な調査を行ったもの。「内部者取引に関するもの」については重要事実が公表された全銘柄、「価格形成に関するもの」及び「その他の観点」については価格・売買高等に不自然な形態が認められた銘柄等が対象。

「審査」とは、調査実施後、委託者の属性、売買執行状況等について更に詳細な分析を行ったもの。審査した案件については、審査件数としてカウントし、調査件数としてはカウントしない。

（注３）上記のうち、平成16年12月12日以前の審査は、日本証券業協会が実施している（日本証券業協会が開設する「店頭売買有価証券市場」として位置づけられていたジャスダック市場は、平成16年12月３日に証取法上の「取引所有価証券市場」の免許を取得し、同年12月13日に証券取引所としての市場開設業務を開始した。）。

３－３　金融先物取引業協会の活動状況

監査実施状況

（単位：社）

区　　分	14年4月～15年3月	15年4月～16年3月	16年4月～17年3月	17年4月～18年3月	18年4月～19年3月
銀　　行	2	1	1	1	0
証 券 会 社	9	１０	9	7	3
商品先物会社	0	0	0	4	1
先物専門会社	3	1	1	2	8
そ　の　他	0	0	0	0	0
合　　計	１４	１２	１１	１４	１２

（注）「その他」とは、系統金融機関及び信用金庫である。

３－４　東京金融先物取引所の活動状況

考査実施状況

（単位：社）

区　　分	14年4月 ～ 15年3月	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月	17年4月 ～ 18年3月	18年4月 ～ 19年3月
銀　　行	5	2	5	3（1）	2
証券会社	5	7	15（8）	13（4）	12（3）
短資会社	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	1	0
合　　計	10	10	20（8）	17（5）	14（3）

（注１）「その他」とは、系統金融機関、先物専門会社及び信用金庫である。
（注２）（　）書きは、証拠金の分別管理状況に係る書類考査先の数である。
（注３）上記のうち平成17年度の３社（銀行１社、証券会社２社）、18年度の１社（証券会社１社）については金融先物取引業協会と合同検査を行った。

〔参考〕

区　　分	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末
金利先物等取引参加者数	９４	８６	６７	６８	６６	６４
為替証拠金取引参加者数	―	―	―	―	１４	１５

（注）平成17年７月１日に取引所為替証拠金取引を開始した。

平成18年６月28日公表

証券検査に関する基本指針

Ⅰ　検査の基本事項

１．検査の使命

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の検査は、公益又は投資者等の保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先（次の「２．検査対象先」に掲げる者。）の業務又は財産の状況等を検証することにより経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて内閣総理大臣（金融庁長官）に対する適切な措置、施策を求め、又は監督部局（検査対象先に対する監督権限を有する部局。）へ必要な情報を提供する等の措置を講じることを使命とする。

２．検査対象先

(1)　証券会社（証券取引法第59条第１項、第194条の６第２項第１号及び同条第３項）
(2)　登録金融機関（証券取引法第65条の２第10項、第194条の６第２項第２号及び同条第３項）
(3)　証券仲介業者（証券取引法第66条の20、第194条の６第２項第３号及び同条第３項）
(4)　証券業協会（証券取引法第79条の14、第194条の６第２項第４号及び同条第３項）
(5)　投資者保護基金（証券取引法第79条の77、第194条の６第３項）
(6)　証券取引所（証券取引法第151条、第194条の６第２項第５号及び同条第３項）
(7)　外国証券取引所（証券取引法第155条の９、第194条の６第２項第６号及び同条第３項）
(8)　証券取引所持株会社（証券取引法第106条の27、第194条の６第３項）
(9)　証券取引清算機関（証券取引法第156条の15、第194条の６第３項）
(10)　証券金融会社（証券取引法第156条の34、第194条の６第３項）
(11)　外国証券会社（外国証券業者に関する法律第31条第１項、第42条第２項及び第３項）
(12)　許可外国証券業者（外国証券業者に関する法律第31条第３項、第42条第２項及び第３項）
(13)　金融先物取引所（金融先物取引法第52条第１項、第145条第２項第１号及び同条第３項）
(14)　金融先物取引所持株会社（金融先物取引法第34条の48第１項、第145条第３項）
(15)　外国金融先物取引所（金融先物取引法第55条の10第１項、第145条第２項第２号及び同条第３項）
(16)　金融先物取引業者（金融先物取引法第85条第１項、第145条第２項第３号及び同条第３項）
(17)　金融先物取引業協会（金融先物取引法第113条第１項、第145条第２項第４号及び同条第３項）
(18)　金融先物清算機関（金融先物取引法第131条第１項、第145条第３項）
(19)　投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第39条第１項、第225条第２項第１号及び同条第3項）
(20)　受託会社（投資信託及び投資法人に関する法律第39条第１項、第225条第２項第１号及び同条第３項）
(21)　投資信託協会（投資信託及び投資法人に関する法律第55条第１項、第225条第２項第２号及び同条第３項）
(22)　投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第213条第２項、第225条第３項）
(23)　投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第36条第１項、第51条の２第２項及び第３項）

(24)　証券投資顧問業協会（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第46条第１項、第51条の２第３項）
(25)　特定譲渡人（資産の流動化に関する法律第209条、第290条第２項第１号及び同条第３項）
(26)　特定目的会社（資産の流動化に関する法律第217条第１項、第290条第３項）
(27)　特定目的信託の原委託者（資産の流動化に関する法律第286条第１項、第290条第２項第２号及び同条第３項）
(28)　保管振替機関（株券等の保管及び振替に関する法律第８条第１項、第41条の２第２項）
(29)　振替機関（社債等の振替に関する法律第20条第１項、第136条第２項）
(30)　登録機関（社債等登録法第10条、第９条第３項）
(31)　その他、上記（1）から（30）までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「本人確認法」という。）により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施することとするので留意する。

イ．証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者又は金融先物取引業者（本人確認法第７条及び第８条第１項、第13条第４項第１号）
ロ．登録金融機関（本人確認法第７条及び第８条第１項、第13条第４項第２号）
ハ．証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関又は口座管理機関（本人確認法第７条及び第８条第１項、第13条第５項）

（注）（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

３．検査官の心構え

(1) 目的の認識

検査官は、公益又は投資者等の保護が検査の目的であることを念頭に、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

(2) 効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。

(3) 信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(4) 実態の把握

検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。

(5) 自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、金融・証券市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。

４．関係部局との連携等

証券監視委は、財務局等（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）への適切な指揮監督を行うとともに、効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、証券監視委と財務局等又は財務局等相互間において検査官を派遣し合同して行う検査を積極的に実施するなど連携を図るものとする。

なお、金融庁検査局又は監督局（財務局等にあっては理財部又は財務部。）等関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

５．自主規制機関との情報交換等

(1) 証券業協会などの自主規制機関の検査部門等と情報交換を図ることで、業界及び個々の検査対象先の実態把握に努めるものとする。

(2) 自主規制機関による検査業務の実施状況等を把握し、必要に応じて検査を行うなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

Ⅱ　検査実施の手続等

１．検査の基本方針及び基本計画の策定

証券監視委事務局は、毎事務年度の当初に「検査基本方針」及び「検査基本計画」を策定するものとする。これらの策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や証券市場をめぐる環境の変化等に十分配慮することとし、また、策定した「検査基本方針」及び「検査基本計画」を公表するものとする。

２．検査の種類

検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を総合勘案した上で行う検査をいう。

(2) 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

３．検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法（以下「臨店検査」という。）により行うものとする。

４．検査予告

証券監視委及び財務局等の検査は、原則として、無予告で行うものとする。

５．検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前日とする。

６．検査実施の留意事項

(1) 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査に着手した時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、以下の事項について説明を行うものとする。

① 検査の権限及び目的
② 検査への協力依頼
③ 検査モニターの概要
④ 意見申出制度の概要
⑤ その他必要な事項

(2) 検査対象先の就業時間への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとする時は、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に検査を行うことのないように配慮するものとする。

(3) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、臨店検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

また、主任検査官は、検査官の検査手法等に関し、検査対象先と意見交換を行い、効率性の高い検査の実施に努めるものとする。

(4) 検査基本方針及び検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「検査基本方針」を十分踏まえ、「検査マニュアル」を参考として行うものとする。

ただし、「検査マニュアル」は、あくまで検査を行う際の参考となるべき事項を例示したものであることから、検査対象先の規模、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的、画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「監督指針」についても、検査の実地に当たっての参考とするものとする。

(5) ヒアリングの実施

検査官は、役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職員の同席の要請があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(6) 事実及び経緯の記録

検査官は、帳簿その他の証票類を実際に調査・検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先責任者等から事実関係の確認を得るものとする。

なお、主任検査官は必要に応じて、当該事実及び経緯を記載した書面に、検査対象先の認識について記載を求めるものとする。

(7) 業務運営等の基本的問題の把握

検査官は、検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。さらに、経営方針等との相互関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとする。

(8) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等により検査の実施が困難な状況になった時は、経緯及び事実関係（検査対象先の言動等）を記録するとともに、直ちに証券監視委事務局証券検査課長（以下「証券検査課長」という。財務局等にあっては証券取引等監視官）にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

7．検査資料の徴求

(1) 既存資料の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じるものとする。

(2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるものとし、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、検査業務の優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認める

ものとする。

8．検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により検査の実態を把握することで、証券監視委及び財務局等による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の２つの方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見聴取

イ．実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、証券監視委事務局総務課長（以下「総務課長」という。）又は総務課長が指名する者とする。

財務局等においては、原則として証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者（必要に応じ証券監視委事務局の実施者）とする。

ロ．実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

② 意見受付

イ．意見提出方法

電子メール又は郵送による。

ロ．提出先

提出先は、証券監視委の検査においては総務課長とする。財務局等の検査においては証券取引等監視官あてを原則とするが、総務課長あてに提出することもできる。

ハ．受付期間

臨店検査開始日から検査終了日（検査結果通知書交付日）の１月後（検査終了日の翌日から起算して30日を経過した日）までとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

9．講評等

① 主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間で十分議論を行うものとし、臨店検査の終了時に、検査対象先との間に生じた事実認識の相違の有無について確認するものとする。

② 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で、検査対象先の責任者に対し、以下の点について、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長（財務局等にあっては証券取引等監視官）が公益又は投資者等の保護上緊急を要すると判断した場合には、講評を行わない場合もある。

（注）指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

イ．検査で認められた事実のうち、法令違反や公益又は投資者等の保護上問題と思われる業務の運営又は財産の状況（以下「法令違反事項等」という。）を伝達する。

ロ．上記イ．のうち、意見相違となっている事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。

③　主任検査官は、必要に応じ、講評内容に変更が生じた場合は、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

④　講評の際の出席者

イ．当局

原則として、主任検査官のほか担当検査官１名以上とする。

ロ．検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

⑤　講評方法

講評は、主任検査官が口頭により責任者に対して伝達する方法で行うものとする。

10．意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上、手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を検査に着手した時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

①　意見申出書の提出等

イ．確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者（検査対象先の代表者）の意見を意見申出書に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出する。

ロ．意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。

ハ．意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から３日間（講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。ただし、講評の終わった日から３日以内に提出期間延長の要請があれば、更に２日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ．意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ．申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書を提出した上で意見申出書の返却を求める。

② 審理手続等

イ．意見申出事項は、証券監視委事務局（証券検査課以外の課）が作成した審理結果（案）に基づいて証券監視委において審理を行う。

ロ．審理結果については、検査結果通知書に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

審理結果については、検査結果通知書に包含した形で処理する。

11．検査結果の通知

検査の結果については、証券監視委委員長名（財務局等にあっては財務局長等名）において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする。

12．検査結果等の公表

(1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者等の保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、以下のとおり、ホームページ上等で公表するものとする。

イ．勧告に至った事案について、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等も併せて公表する。

ロ．勧告に至らない事案でも、必要と認められる事案については、適宜、公表する。なお、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えることとする。

ハ．証券監視委が行った検査事務の処理状況について、１年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者等への影響等から、公表が不適当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講じる場合もある。

(2) 検査対象先の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査期間中（予告検査の場合にあっては予告日から臨店検査終了までの間）、ホームページ上で検査対象先を公表するものとする。

III 施行日

本指針は、平成17年７月14日以降を検査基準日とする検査から実施する。

（改正）

本指針は、平成18年７月３日から適用する。